

津山市史

第五卷 近世 III

—幕末維新—



25.11.27

表紙写真 図1 土 天 神 (明治初年)
(宇那木俊介氏写)

題 字 津 山 市 長

津山市史

第五卷

近世 III

—幕末維新—

目次

第一章 明治維新と津山藩

一、開国論と攘夷論

ペリーの来航	三
箕作秋坪の調査報告	五
外交上の諮問	七
津山藩主齊民の開国論	八
危機対策	一三
海岸防備	一五
藩主の交代	一八
通商問題	一九
政局の動向	二〇
物価騰貴	二二
津山藩主慶倫の攘夷論	二三
津山藩主への内勅	二五
摂海の警備	二七
八月一八日の政変	二八
二、長州征伐		
禁門の変	二九
第一次長州征伐	三一
参勤交代制の変更	三三

確堂の奉勅	………	三四
第二次長州征伐	………	三七

三、百姓一揆

一揆の概略とその鎮定	………	三九
嘆願書と事後処置	………	四四
主謀者らの処分	………	五〇
改政一揆の意味	………	五三

四、王政復古

外交問題の処理	………	五六
大政奉還の前後	………	五七
王政復古	………	六一
津山藩の進退	………	六二
山陰道鎮撫使の通過	………	六六
備前藩との和親	………	六八
大坂行在所	………	六九
江戸の開城と確堂	………	七〇
京都派兵	………	七三
藩治職制	………	七五
貢士・徴士	………	七六
鶴田騒動	………	七七

五、版籍奉還と廢藩置縣

版籍奉還の上表	………	七九
藩吏の公選	………	八一
藩制改革	………	八二

第二章 社会の諸相

一、教育

反政府運動	八八
廢藩と領民	九〇
旧藩士の処遇	九三
津山県から北条県へ	九五

二、軍事

藩校の設立	一〇五
藩校の整備	一〇七
教諭場	一〇九

三、種痘

西洋流砲術	一一二
砲術修行と軍事試業	一一三
大砲奉行の手記	一一五
軍制改革	一一六
武士団の解体	一一七

四、生活

牛痘種法の伝来	一一八
種痘館	一一九
旱魃の対策	一二三
農村の諸相	一二八
魚問屋	一三三
物価	一三五

特産物 一三七

五、万人講 一三七

万人講のにぎわい 一三七

万人講の廃止 一四一

六、娯楽 一四二

興行 一四二

一宮市町のにぎわい 一四四

天神 一四五

だんじり 一四六

衆楽園 一四八

追廻 一四九

七、宗教 一五二

キリシタン問題 一五二

神社勢力と廃仏棄釈 一五四

宣教係 一五六

八、交通 一五七

人馬の賃銭 一五七

交通渋滞 一五九

高瀬舟と汽船 一六〇

人力車 一六一

郵便 一六二

九、治安 一六三

番所 一六三

犯罪とその処置

一〇、藩邸

藩邸の整理

藩邸における犯人の捜査

一六五

一六七

一六九

第三章 人間群像

一、箕作阮甫

箕作家

医者としての阮甫

和解御用としての阮甫

宇田川家の学統

学問上の業績

長崎紀行

晩年の阮甫

箕作家の学統

一七五

一七七

一八〇

一八三

一八六

一八八

一九〇

一九二

二、箕作秋坪

菊池秋坪

和解御用

ヨーロッパ旅行

秋坪の母

幕臣としての秋坪

三又塾

長男壺吾

二男菊池大六

二〇〇

二〇三

二〇四

二〇五

二〇六

二〇八

二〇九

二一〇

三 男 佳 吉 二二〇

三、津田真一郎

四 男 元 八 其 他 二二二

青 年 期 二二二
オダンダ留学 二二六
法学者としての津田真一郎 二二八
明 六 雑 誌 二三〇

四、植原六郎左衛門

植 原 家 二三一

神 伝 流 二二二

人 と な り 二二八

大 砲 鋳 造 二二九

自 決 二三一

五、井汲唯一

剣術修行と尊王攘夷運動 二三四

投 獄 二三七

藤 本 十 兵 衛 二三八

黒 田 彦 四 郎 二三九

榊 原 平 次 郎 二四〇

自 決 二四一

立 石 孫 一 郎 二四二

六、鞍懸寅二郎

津山藩に登用 二四三

尊王攘夷論	二四四
小豆島事件	二四六
明治維新と鞍懸	二五〇

第五卷の参考文献	二七七
----------	-----

第五卷年表	
-------	--

第五卷図版一覧表	
----------	--

第一章 明治維新と津山藩

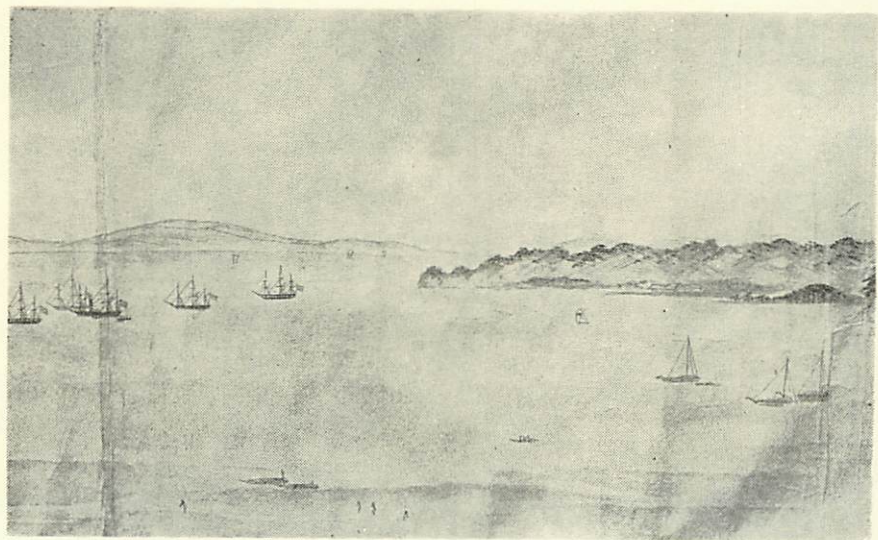


図2 久里浜に停泊のアメリカ船（箕作秋坪の報告絵図）—津山市山下 安藤泰樹氏蔵

第一章 明治維新と津山藩

一、開国論と攘夷論

ペリーの来航

アメリカ独立戦争が起った頃、すでにロシアは日本の北辺に進出し、蝦夷地^{えぞち}に来て通商を要求した（一七七八）。インドから極東経路に進出したイギリスが、アヘン戦争を経て清国^{しんこく}と南京条約を結んだ（一八四二）のにつづいて、アメリカ合衆国及びフランスも清国と通商条約を結んで（一八四四）極東進出の歩を進めてきた。アメリカ合衆国は清国との貿易のほか、北太平洋捕鯨^{ほげい}のため日本近海で捕鯨船の遭難することや、薪水食糧の補給を要することが多くなった。そのため日本の開港を特に必要とし、強力な使節を

將軍のひざもとへ派遣してきた。ペリー提督（Matthew Calbraith Perry）は大統領の親書を直接將軍に渡して開国を促すべく、極めて広範な自由裁量の権限を與えられて、米國東印度艦隊の軍艦四隻をひきいて浦賀（神奈川県）に來航した。時に嘉永六年（一八五三）六月三日であった。

異國船渡來にともなう情報は津山藩の江戸藩邸へもしきりに伝えられた。津山藩主齊民^{なりたみ}（のち確堂）は一代將軍家齊の子で、幼名を銀之助といつた。津山七代藩主松平齊孝^{なりたか}には男子がなかつたので、文化一四年（一八一七）に銀之助を養子としたのである。その後文政一〇年（一八二七）には齊孝に実子慶倫^{よしとち}が生れたが、天保二年（一八三一）、齊民は家督をつぎ、慶倫をその養子とし

た。(『松平確堂公年譜』)

藩主齊民はペリー来航の翌日すなわち六月四日に、異国船渡来について川越(埼玉県)藩主松平典則と彦根(滋賀県)藩主井伊直弼へ内々の聞き合せをするように藩邸の留守居役に命じた。当時、川越藩と彦根藩が相模(神奈川県)の警衛に、忍(埼玉県)藩と会津(福島県)藩が安房・上総(千葉県)の警衛にあたっていたのである。川越の松平家は津山松平家と深い縁戚関係にもあったので、特に詳しい情報を伝えて来た。

幕府は六月四日、安房・上総・下総(おもに千葉県)・相模の諸大名に各領内海岸の固めを命ずるとともに、有力な諸大名に江戸湾岸その他の要所の固めを命じた。津山藩に対してはその沙汰はなかった。

六月八日に齊民は老中阿部正弘(福山藩主)を訪問して要談した。この日、藩では万一の場合に備えて、伊達頼母以下三〇数名の者にそれぞれの任務を定めて待機させた。

六月一〇日には藩の留守居役の栗原玉城から幕府大目付へ、異国船が内海(江戸湾内)へ乗り入れた場合の処置について次のような伺いを出した。

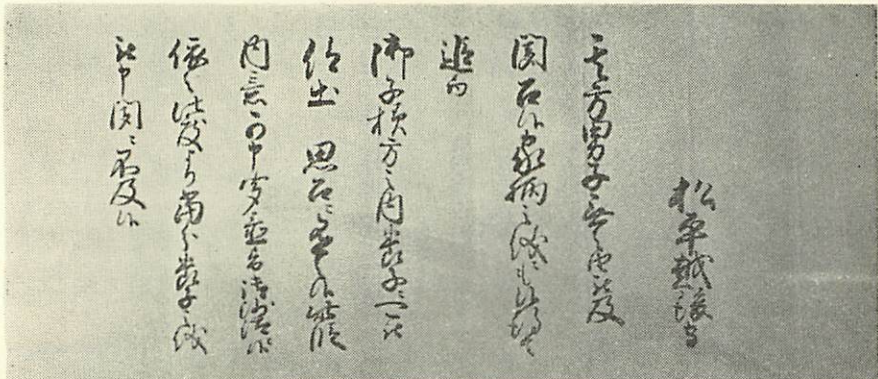


図3 將軍家の極秘文書(老中松平信明から將軍家齊の子を津山藩主の養子にするようにとの申入れ—文化13年4月25日 『津山松平藩文書』)

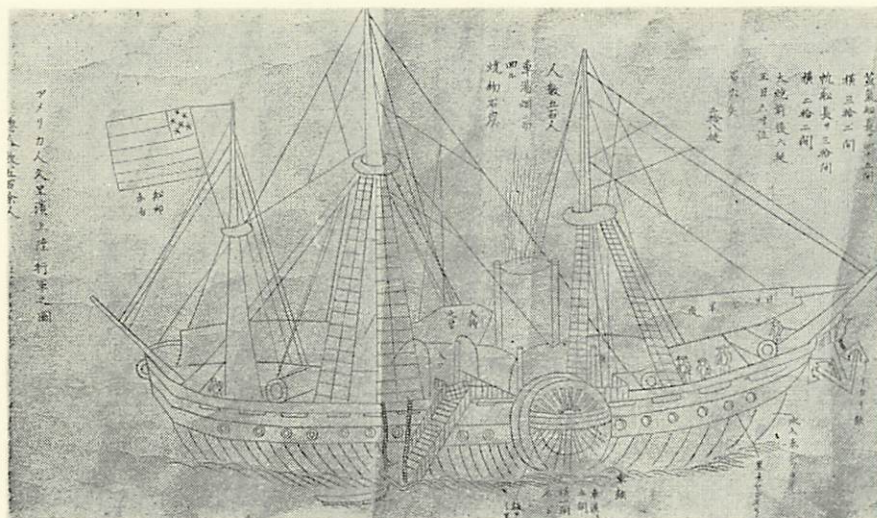


図4 アメリカ船（箕作秋坪の報告絵図）—安藤泰樹氏蔵

異国船が万一内海へ乗り入れる非常の場合には、火消屋敷で早半鐘を打ったなら、曲輪内出火の節の通り心得て、火事具着用登城するようにとのお触れ達しがあつたが、その節越後守（芥民）・三河守（慶倫）は登城してご機嫌伺いをすればよいか。

右登城の節、武具は屋敷内に置いて、時宜によりお城へ持ち出してよいか。

かねて届けてある海防人数は屋敷内に揃えておき、お指図次第甲冑をつけてその場へまかり出る心得でよいか。

右心得方を伺い奉る。

非常時にとるべき進退について、幕府従来の形式主義に不安を感じながら念を押したものである。（『幕末外国関係文書』・『江戸日記』）

箕作秋坪の 津山藩士のうち若手蘭学者箕作秋坪調査報告 は、藩命により浦賀表へ出張して異国

船の様子を調査することになり、六月一〇日の晩に出立した。

会津（福島県）御番船二〇艘程が富岡に出ているので、舟を寄せて様子をきくと、通行は差し支えない由なので、

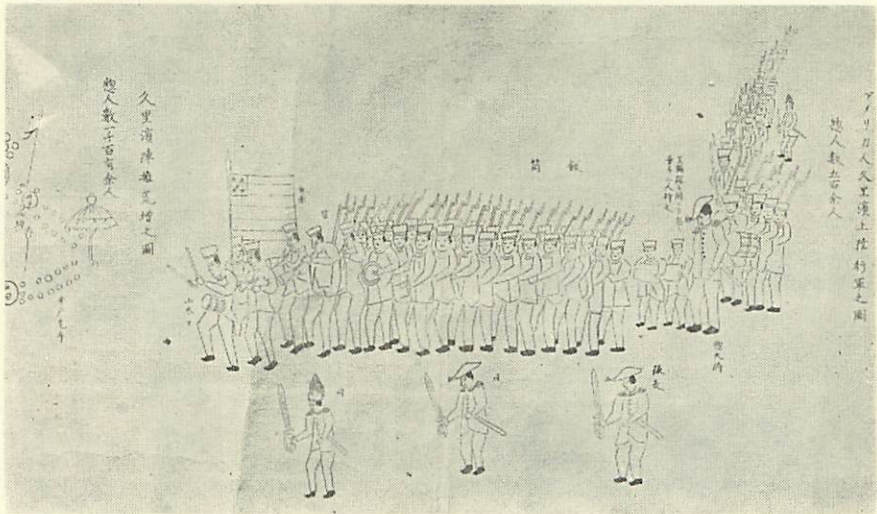


図5 アメリカ人久里浜上陸行軍（箕作秋坪の報告絵図）—安藤泰樹氏蔵

さらに舟を出してゆくと、異国船は猿島（横須賀市）の沖合に沢山の小船を下して深淺の測量をして居り、遠眼鏡で見ると明らかに顔色まで分ったこと、その前日に、栗濱（久里浜）で彦根・川越両藩の人数が警固するなかで、浦賀奉行が大統領の親書を受け取り、その返事は五、六か月遅れて渡すことにし、その日から四日のうちに出海する約束ができたこと、その他軍艦の名号や将官の名などを急使をもって書き送った。

一三日に浦賀表から江戸に帰った秋坪は、あらためて次のような書類報告をした。

異国船は一二日に出帆することになり、奉行からは次のものを贈った由。

綿五卷、吸物碗五〇人前、團扇四〇本、烟管五〇本、鴉一五〇羽、同卵一、〇〇〇。

異国船からも通詞どもへ次の品物を贈った由。

金巾四〇疋、フラスコ二四、同七、砂糖一四斤。

一二日正六時（午前六時）から奉行ら諸役人が番所に詰めて出帆を見届けた。異国船一艘がにわかに帆を

上げ、房州（千葉県）大坪沖合いへ行き、しばらくして、また元のところへ船をつないだが、時刻はもはや

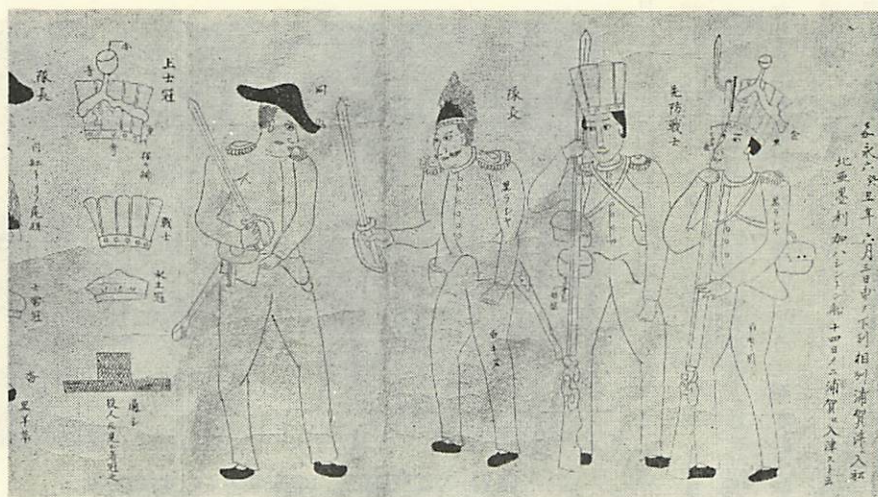


図6 アメリカ軍人（箕作秋坪の報告絵図）一安藤泰樹氏蔵

四（午前一〇時）過ぎになった。昨日の約束にそむいているので、奉行は心配して掛合いに及ぼうと支度を調えたところ、錨を上げたという注進があった。蒸気船の大きい方へ小軍艦をつなぎ、小さい蒸気船へ大軍艦をつなぎ、おびただしく煙をあげて、わずか半時（一時間）ほどの間に房州の崎辺まで行って見えなくなった。

以上のはか大砲の数なども報告書に記している。

箕作阮甫（秋坪の養父）と宇田川興斎は津山藩医で蘭学に精通していたから、幕命によって天文方山路弥左衛門の役所で、六月一五日から大統領親書の翻訳に従事した。（『江戸日記』）

外交上の諮問 秋坪の報告にあったように、ペリーは

嘉永六年六月九日に大統領親書を渡し、明春の再来を約して一二日に浦賀を去って沖繩へ向った。六月二二日に病没した將軍家慶の喪は七月二二日に発せられた。当時幕閣の首席は阿部正弘であったが、大統領親書の翻訳が成ると、六月二六日にこれを評定所一座及び三番頭（大番頭・御書院番頭・御小姓番頭）などに示し、十分評議して上申するように命じた。

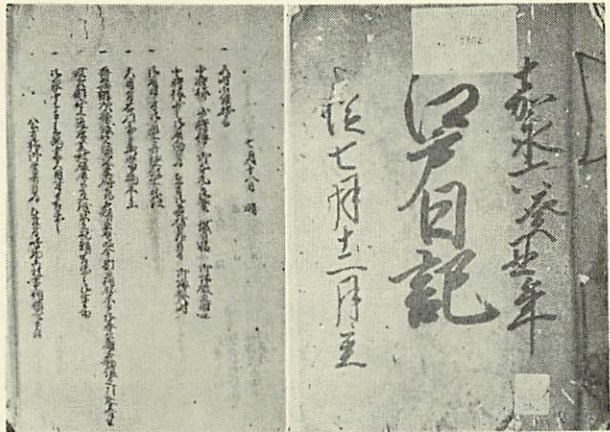


図7 『江戸日記』（嘉永6年7月18日の条）

七月朔日、江戸城において阿部正弘以下老中が出席し、浦賀表へ渡来したアメリカ船から差し出した親書の和解（日本語訳）二冊、ならびに演達書二通を諸大名に渡した。その演達書には大要次のように記されていた。

通商は、これまでのしきたりもあって、許容の可否は容易ならぬことで、実に国家の一大事であるから、

右書翰の趣意を熟読し、一体の利害得失、後来のごころまでも厚く思慮をつくし、たとえ忌諱に触れることでも苦しくないから、見込みの趣を十分に述べよ。このたびアメリカ船の持参した書翰を浦賀表でうけとったのは、全く一時の権道（臨機応変のはかりごと）であるから、これにこだわることなく述べよ。（江戸日記一）

幕府は朝廷へも異国船渡来のことを報告したが、新將軍家定に將軍宣下を伝達するため江戸に下った勅使は、前例を破って外交事情について幕府に諮問した。また幕府は諸藩の陪臣や儒者・浪人・町人にも意見の上申を許した。更に盤居中の高島秋帆を許して江川英竜（太郎左衛門）とともに銃砲の鑄造や砲台の築造にあたらせ、アメリカ合衆国から帰った中浜万次郎を江川の手付（配下）という名目で幕府に登用するという異例の措置さえとった。

津山藩主齊民の開国論
津山藩主齊民は嘉永六年七月十八日に登城して意見書を提出した。（「江戸日記一」）

意見書には概要次のように論じている。

當今海外の形勢を熟察すると、五大洲のうち舟を通ずべき国は互に港を開いて通商する風習である。西洋及びアメリカ合衆国等は専ら「經商交易」をもって業とし、全地球を「周流」することはその常となつてゐる。しかるにひとり「皇国の外、ほか、あしあ、の、二、一、邦、國」のみはまだその風習を用いないで港を鎖し交りを絶つてゐるから、西洋諸国は皆そのすきをみて「海禁」を開かせようと考へながら、よい機会がなくて見合せてゐる。アメリカ合衆国は独立以来領土がひろがり、通商のためわが近海を往來する船舶や捕鯨船の数は大いに増加して、隣国ともいふべき模様となつたので、「隣好」を結ぼうと願ひ出るのはやむを得ない自然の時勢である。アメリカ船がわが近海で難船し漂着するとは少なくない。その節、薪水そのほか相応の手当は行われているが、外交禁制のため十分でないから、以後格別「御寛仁之御計ひ」があるようにしたいと思ふ。

交易のことはこれまでの仕来りもあつて、許容の可否は容易でないことで、実に国家の一大事であることはもつともなことである。徳川家創業の始めは外国人も地理のことに明らかでなく、交易も狭いから、通商制

禁の法も容易に行われて来たが、當今の時勢となつては、アメリカ合衆国の上書中にある通り、鎖國の制は將來持続し難いと思ふ。世界一強大なイギリスは、本國は小國であるがその所領は五大洲にわたり、わが國とも交易を結ぼうとし、その徴を琉球に現わしてゐることからもその心底を見破ることができる。アメリカ合衆國はイギリスに次ぐ強盛の大国で、今、軍船を備へ、隣好の名をもって和親を結び、交易を開くことを請うてゐる時、これを拒めば戦争になるであらう。わが「神國」は勇敢に戦つて一旦の勝利をとるのは疑いなが、彼が大挙して侵略してくれば奔命に疲れ、「内地一たひ此この騷擾に逢は、太平の積弊、上下遊惰、府庫空虚之折柄、盜賊蜂起、人民潰散、遂に土崩瓦解之時勢に陥る事なしと云ふへからず、」この隙をうかがつてイギリス等がわが國に迫つてくれば、國家三百年泰平の基も動揺しないと云へない。もし始めから前後の思慮なく先方の請うことを拒絶し、戦い敗れてやむを得ず和を乞うて交易を許せば、わが國に極めて不利な約条を拒むことができなくなる。最近清國の林則徐そくじょと同一の覆轍ふくてつを踏むようになるかもしれない。ま

た一策がある。それは彼の請うところを四、五年の間引延しているうちに大砲を鑄い、軍艦を造り、沿海の地にあまねく砲台を築き、兵備の整うのを待って彼の請うところを拒絶すれば、彼は恐れて害を加えまい。たとえ彼が怒って兵を挙げて、わが兵は容易たやすくこれを挫くに足るだろうというものである。この策は良さそうであるがそうではない。そのわけは、彼が和親を結び、両国の民を安んじようと「正大の辞」をもって来り請うのに、我は詐偽さぎを用いてこれに対し、四、五年の間に兵備を修めようとしても、その兵備は果して十分彼に抗して余りあるようになるかどうかも氣遣わしく、且つもとより「誠実信義を以万邦に顯あれたる皇国」が詐偽をもって他国に接するのは、文明の御世にあるまじきことで、外人の聞えも愧はしい。まして彼の国の兵備は数十年研究練磨していることであるから、にわかには備えた兵勢では敗れることなしとは言えない。それでは、これまた「苟且淺陋こうしよせんろう之策」で真に武勇なものと言えようか。さらば有識の士は深謀遠慮して十全の策を講ずることが急務である。

わが国のこれまで建て置いた法制を改革することは

困難ではあるが、今日となつては「權道の御沙汰」をもって処置し、和親を結び交易を許容するのがよい。そのわけは、日を追うて地理の学が盛になり、世界のことが明白になり、各国人民は万里の外にあつても隣のように互に往来通商するようになり、わが鎖国の法制を怪しみ、開國させようと待っている時節であるから、たとえ今一旦いつたんアメリカ合衆国の請いを退けても、他の国がひきついで互市を請うことは疑いない。

その中には正大の道理を唱えず暴虐をもって通商を強要するものがあり、その時になつて和親通商を許してわが武威を挫くより、今、アメリカ合衆国が正大の辞を修めて来り請う時に乗じて快くこれを許すのが得策である。さて古来の制律を改め海禁を開くには多くの「節目」がある。第一は、三百年の泰平で人心が奢侈しやしにながれ、一時しのぎをする風が盛んであるからその弊を革あらためる必要がある。第二には、賄賂わいろうが盛んに行われ權門にへつらい官職の進むのをねがい、輕薄の風が競い起り、「忠厚敦朴とんぼく之習」が日に衰える弊風を嚴に正さなければならぬ。第三には、諸侯が華奢かしやを尚たつとび府庫が空しく、官に無用の雜費が多く、「軍事兵政之

事」に至っては備える暇がない。これらの諸弊を改革することは、平日にあつても、もとよりゆるがせにすべきではないが、今、新たに外国と通商を許すに當つては、最も欠くことのできない急務である。なお委細は別巻で申上げる。

さて交易の取り結び方は、交易については邦人は不案内で、ことに言語も通じない国人と直接対談しても、互に事情をつくすことができず、彼我の間に齟齬(そご)することを起して、ついに大事を引起すおそれがあるから、和蘭人(がらんた)を仲に立てて、五年或は十年を期して、しかと交易の約条を定めるのがよい。場所については彼の申し立てもあるが、和蘭人同様長崎に一地を賜い商館を開かせるのがよい。彼の申し口では耶蘇教(やそ)を勧めることは無いとはいえ、戒めをおろそかにはできない。また長崎表(おちて)は、これまでのように長崎奉行一人のみに任せては手落ちになるから、万石以上の重い役人を置いて嚴重にするとともに、江戸・浦賀・長崎のほか沿海要害の地はもちろん内地の諸侯の国々も、砲台を築き西洋式の軍艦・蒸気船を造り、平日は運送に使ひ、事があればこれで守るならば、諸国も「覬覦(きか)の念」

を絶つて専ら交易に勤めるであらう。このように「正大公明信義」を本とする処置をとれば、「皇国」の武威が輝き「万民安全永く泰平の徳澤に薫沐(くんもく)（身を清めつつしむこと）する事あらん。」（「津山松平藩文書」）

右の上書は、要約すればこの機会に開国することが得策であり、それに伴い国の建て直しをする必要があるとの論である。論旨は一貫し、世界情勢の判断もほぼ適正である。この時の建白書は八〇〇余通残っているが、そのうち諸大名からの大部分は、幕府に対する遠慮から文章がいたずらにまわりくどく、時局に対する認識に欠けるところが多い。開国を主張した藩は津山以外に鳥取・丸亀(香川県)・小浜(福井県)・佐倉(千葉県)・中津(大分県)などがあつた。津山が上書の中で「苟且淺陋之策」として反対したような論、すなわち当面開国してそのうち武備を整えた上鎖国するという論をなすものが最も多かった。桑名(三重県)・佐賀・福井などの藩は強硬な攘夷論を説き、彦根の井伊、福岡の黒田は積極的に海外へ進出することを主張して注目をひくが、津山の所論は率直に開国の必要を説いたものである。

なお別巻として書き添えたことも参考までに附記して

おく。

第一には、さき頃、異国船が万一品川辺まで乗り込んできた時、火消屋敷で早半鐘を打つたら早速火事装束で出火の時同様にご機嫌伺いに登城せよと達せられたが、ご機嫌伺いをしていて防禦がとまらなくては無益であるから、かねてそれぞれの持ち場所をきめておいて早く人数を引きつれて固めるようにするのがよい。

賄賂や追従などをきびしく制禁して政道を公平にすること、大奥女中を取り締って政道に一切携わらせぬよう、且つ人数を減ずること、武家中とも政道を寛大にし、あまり鎖細な事を穿鑿して窮屈にしないで寛仁な処置が望ましい。云々。(『津山松平藩文書』)
要するに幕府政治が形式化していることを鋭く指摘したものである。

斉民がこのような上書をした背後に重きをなした人物について、確証はないが内容的にみて箕作阮甫のことが一応考えられる。彼は早くから地理・歴史を研究して海外の事情にもよく通じていた。また彼は斉民の信頼を得ていた。大槻磐溪撰になる阮甫の碑文に「蓋先生不下唯



図8 海國図志(箕作阮甫校) 一津山郷土館蔵

以二医術一重中於君上。當二其有レ事、每有レ所二諮詢一也。」とあるのは、君即ち斉民に医術以外においても重んぜられ、事あれば諮詢を受けたことを示唆している。

阮甫の門人野上玄雄は、阮甫が天保一〇年(一八三九)に天文台に登用せられたことを郷里津山へ書き送った。その書簡の一節に高野長英の「夢物語」の概要を述べ、

(前略) 先方は礼を以て我国人を遙に送りかへし候に、我国にては無道に其人までも打殺し追払杯と申は、日本は誠に不仁無道の国と外国までそしりを受、終には其弊に乘じ数十万の軍勢にて攻来り候も難レ測、何分御家の御爲に不レ宜被レ存候間、イギリス船来

り候共隨分叮嚀に御取扱有^レ之、互市も御免^レ被^レ成候方^レ可^レ然様被^レ存、能々御賢察被^レ下候様伏て願ひ居ると思へば、夢醒て忽然たりと申様成文体にて、上を敬し身を卑下し、実に尤の存寄に候処、上には夷国のひいき致、下賤の身として御政事の非を打候様に相聞へ(下略)(津山温知会誌四)

と「夢物語」の言わんとするところを支持している。開国の必要なことは、当時既に箕作門下の常識となっていたことを示すものである。天保一〇年は嘉永六年(一八五三)より十数年前のことである。ひとり箕作門下でさやかれているだけのことでなく、開国の必要性は藩の有識者の間に十分認識されていたとみるべきである。幕府創設以来はじめて幕政に関する意見上申を求められたことに対して、藩主齊民にしても、また藩の重臣にしても、慎重に検討しての上でなくては軽々しく開国論は打ち出せないはずである。直接阮甫の意見だけを求め、他の反対を押し切つて述べたというようなものではなく、藩論はこの方向にまとまっていたと見るのが至当である。

齊民の後嗣たる慶倫も八月二十九日、側用人河瀬寛助を

使として、大要次のような意見書を出した。

品川から芝浦(港区)を経て佃島に至る浅瀬を埋め立てて防備を施し、彼が好みを通じて来るのを幸い、我も兵備を撤して応対すると称し、長堤に一兵も顯さず、兵士を物陰に隠しておいて、事があつたら不意に出て功名を立てるようにする。表へ一兵も出さずに道を開いて待てば、異国船はかえって底気味悪く、近海へ乗り入れることをいたし兼ねる。(津山松平藩文書)右の慶倫の意見書が単なる策略論に終っている点は、藩論を代表するものとはちがひ、個人的見解を述べたにすぎないからであろう。

危機対策

アメリカ船はひとまず立ち去つたものの、警戒を解くわけにはゆかなかつた。ロシア船四隻が長崎へ渡来し、書簡を差し出したというので、幕府はそれを受け取るべき指図をした。幕府はこのことを八月七日に津山藩留守居へ知らせた。その翌日の八日には藩邸のある高田屋敷(新宿区喜久井町)で鉄砲の稽古のため、家中一統、二男・三男に至るまでが集められ、玉薬も支給された。幕府の達しによつて、藩からは大砲の打ち方や取り扱いなども鍛練し、兵

学の研究も大いに心がけるように藩士に伝えた。

幕府の従来とって来た政策は祖法を守ることであった。高島秋帆の新式砲術に制限を加えたのも、渡辺崋山^{かざん}や高野長英らを処罰したのも、この政策を維持するためにとられた処置であった。そうすることによって封建体制を維持することに努めてきた幕府も、今や対外的危機に直面して、この伝統を自ら破らなければならなくなった。かつて弘化三年（一八四六）に徳川斉昭^{なりあき}が大船製造の禁を解くことを要望したのに対して耳をかさなかった幕府も、対外危機に直面したぎりぎりの段階に立ち至って、政策の転換を余儀なくされたのである。

嘉永六年九月一六日、老中阿部正弘の呼び出しで、藩留守居が次のような内容の書付を受けとった。

荷船のほか大船停止の「法令」であったが、今の時勢では大船が必要であるから、今後諸大名が大船製造をすることを許す。ついては「作用方」ならびに船数をくわしく伺って指図をうけるようにせよ。この制度変更もつまりは祖宗の遺志をつぐもので、邪宗門禁制はいよいよもって先規のように守って、取締りを嚴重にせよ。

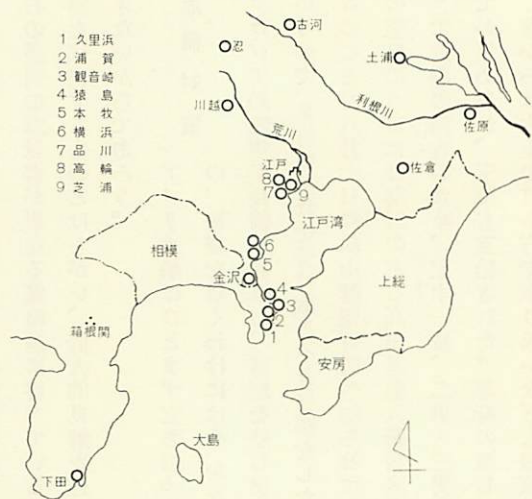


図9 幕末外交関係略地図

右のような法令変更は幕府として慎重を期しており、なしくずしに秩序の乱れることを心配しているのがわかる。祖法は守っていききたい幕府であるけれども、時勢に対処するためにはやむを得ないことであった。

津山藩としても、九月下旬に津山から江戸へ大砲を取りよせたり、江戸へ出府する者が鉄砲を持参するについで、箱根（神奈川県）と今切（静岡県）の両関所を通過

できるように幕府の許可を求めたりした。同じく九月には、幕府から津山藩に対し、藩士植原六郎左衛門の海防策のうち水軍夜戦の策などの提出と、植原の出府を要請してきた。

一〇月一二日には箕作阮甫・宇田川興齋が幕府から急ぎの翻訳を命ぜられた。二人とも藩の医師としての當番があるが、幕府から天文台へ出仕を命ぜられると、その間當番は免ぜられる。また幕府から特に手当が給せられる。さきのアメリカ合衆国からの書簡の翻訳の時は各銀一五枚が支給された。(『江戸日記』)

一〇月二〇日、箕作阮甫は長崎来航のロシアの使節との接渉のため、勘定奉行川路聖謨(かわじとしちか)に従って長崎に赴くことを幕府から命ぜられた。(第三章一参照)

海岸防備

嘉永六年十一月一日、阿部老中からの書付が津山藩留守居へ渡された。

アメリカ合衆国から差し出した書簡についての建議は、諸説異同はあるが、つまり和戦の二字に帰着する。

しかし近海をはじめ防禦は十分でないから、来年アメリカ使節が渡来しても諾否の明答をせず、平穩に退去

させる方針であるが、万一彼より兵端を開くようなことがあれば一同奮発し、国体を汚さぬよう忠勤を励め。という内容であった。

二月二三日には、「異国船が近海へ渡来したら、内海警衛のため、にわかには有合せの人数に出張を命ぜられるかもしれない。」と内々幕府から達せられた。

長崎表に渡来していたロシア船は嘉永七年正月八日に退去したが、一六日にはペリーの率いるアメリカ船七隻が江戸湾に来て金沢(かなざわ)(横浜市金沢区)沖に投描(とうびょう)した。

この日、幕府は津山藩の警備場所を高輪(たかなわ)(港区)辺ときめ、二三日になって配置につくように命令を出した。津山藩は翌日、一番手の人数を繰り出した。

また宇田川興齋は翻訳のため正月二十七日に天文方へ出頭を命ぜられ、その時は浦賀へ行っていたのを急に呼び戻された。越えて二月一日に藩主名代として慶倫が高輪の陣所を見回っている。その日、アメリカ側と浦賀表で応接するはずであったが、波が荒く船をつなぎにくいので、本牧(ほんまき)(横浜市中区)辺で応接するから警備に油断のないようにと達せられた。津山藩では、警備のため

幕府から大砲三挺を借り受ける交渉をし、二月六日に一貫目玉の筒三挺と、一貫目玉夷丸三〇〇粒、その他附属品を受け取った。

その頃、高輪の警備には、右の三挺のほかに三〇〇匁玉筒など七挺の大砲があり、鉄砲は一〇匁玉と四匁三分玉合せて九五挺あって、士大将・番頭・旗奉行・鉄砲頭以下一九六人の藩士がこれにあたった。

アメリカ側との交渉は神奈川(横浜市神奈川区)で進められ、三月三日に日米和親条約(神奈川条約)が調印された。津山藩としては警備の任を無事果して二月二十八日に引き揚げを行ったが、これは津山藩にとって相當な負担であった。その台所方に貢献のあった者に入商人の奈良屋吉兵衛があった。ペリー再来にあたり白米の納入を彼に申し付けたところ、早速百俵をつき立てて納め、高輪陣所への白米運送も都合よく取り計らい、用意の買上米も急場にあたり格別出精したので、今後屋敷限り苗字を許し褒美として酒一樽・肴一折を与えた。

三月から四月にかけて、箕作阮甫・同秋坪・宇田川興齋は度々和解御用で江戸城へ呼び出されている。

三月一四日、阿部老中から津山藩に対して、次のよう

な書付一通が渡された。

松平越後守家来 阮甫悴 箕作秋坪

右は、松前ならびに蝦夷地御用として、目付堀織部・

勘定吟味役村垣与三郎を派遣せられるについて、右の面々の手について、彼の地へ行くよう申し付けよ。

右の命令に対し、秋坪は病を理由に辞退したので、藩から内意伺書を提出して免除せられた。

嘉永七年(一八五四)九月、ロシアのプチャーチン(Evfimii Vasilievich Putyachin)の乗る軍艦ディアナ号が大坂に来航し、天保山沖に停泊したが、幕府の求めに応じて、一〇月に下田に回航した。ここで津波に会って破損し、戸田(静岡県田方郡)へ回航の途中沈没した。

この時、箕作阮甫・宇田川興齋は、ともに幕府の命によって下田表に赴いてロシア人の応接にあたった。したがって一月四日に起った大地震と津波に会い、その旅宿は押し流され、蘭書をはじめ多額の金品を流失する災難に遭遇した。

翌安政二年(一八五五)三月三日、津山藩が阿部老中から受け取った書付には、海岸防禦のため、諸国寺院の梵鐘のうち「本寺之外、古来之名家及び當節時之鐘ニ相用



図10 『元治武鑑』巻の一 一津山郷土館蔵

候分」を除いて大砲や小銃に铸かえるように京都から言われ、將軍として「叡慮之趣深く御感戴被レ遊かたいたいおそはされ」ているから一同海防に励むようにとある。

津山藩の梵鐘がどれだけ供出されたかは不明である。海防について朝廷の權威を持ち出して寺院側の反対を抑えようとした点は、当時の幕府のあり方を示している。

この年三月、箕作阮甫は隠居願を出し、秋坪にあとをゆずった。(『江戸日記』)

藩主の交代
安政二年(一八五五)五月

には藩主齊民が隠居して家督を慶倫にゆずった。これから齊民は「確堂かくどう」と称した。

確堂は嘉永六年(一八五三)

四月に幕府から手当米五、〇〇〇俵(三斗五升入)を毎年給せられるようになっていたが、これは従来勝手向き不如意のところ、近年別して難波の趣が將軍の耳に入って、その続柄からし

て別段の配慮があったものである。安政三年一月にはその上に年々五、〇〇〇俵を生しょうが涯給せられることになった。

確堂はその余裕をもって「康熙字典こうしきじてん」の出版を企てた。このような大部の書を木版印刷することは極めて困難な事業であった。慶応元年(一八六五)、一橋慶喜けいおうが津山藩の京都役所を通じてこの書を懇望してきたが、

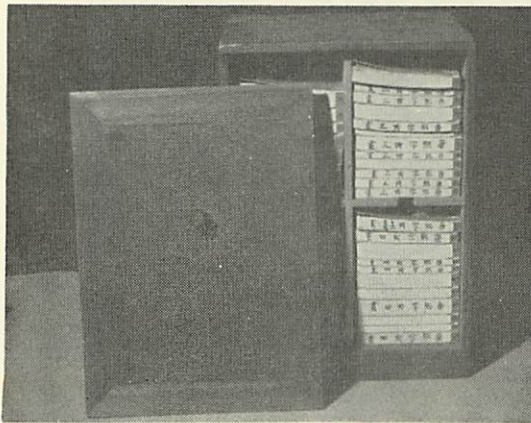


図11 康熙字典一津山郷土館蔵

津山藩の留守居は事情がわからず、国元や江戸表へ連絡して、まだ板木が完成しない状態であるから出来次第に回すと八月二日に回答したようなこともあった。確堂は隠退後も藩内はもちろん、幕府に対しても隠然たる存在であった。(『京都役所日記』)

通商問題

安政三年(一八五六)七月、アメリカ総領事ハリス(Townsend Harris)は下

田表に来て幕府と接触をはじめた。ハリスは、通商条約締結の使命を達成するためには、江戸へ出て直接幕府と交渉するのが近道であるとみて、強硬に江戸出府を主張した。幕府では、その前年安政二年一〇月、佐倉(千葉県)藩主堀田正睦(ほりた まさむつ)が老中首座となり、勝手掛・外国事務取扱をも兼ねていたが、世論の反対を恐れて、できるだけハリスの出府を回避しようとした。安政四年六月、老中阿部正弘が没して、阿部のとってきた国内諸勢力の協調政策も破れ、七月には前水戸藩主斉昭(なりあき)は幕政參與を辞めた。一方、この年二月には長崎出島に居るオランダ商館長クルチウス(Jan Hendrik Donker Curtius)が清国のアロー号事件を長崎奉行に知らせて幕府の通商拒否方針に警告をした。八月にはロシア使節プチャーチンが長

崎に来て通商を要求した。幕府は諸侯の猛反対を押しきって、八月一日にハリスの出府許可を布告した。寛永(一六二四)以前にイギリス人らが御目見えを仰せつけられた先蹤(せんしよう)もあり、且つ条約を結んでいる国々の使節が佳節に都府へまかりするのは「万国普通常例」であるから、近いうちに江戸へ召し寄せて登城拜礼を仰せつけるといふ幕府からの書付が同日の『江戸日記』に記されている。

前年すなわち安政三年一二月に蕃書和解の勞に對して、宇田川興齋は銀七枚、箕作秋坪は同五枚を賜ったが、兩人とも今回のハリスとの談判には直接関係しなかった。ハリスは一〇月二日に登城して將軍に大統領親書を提出し、堀田老中と面談し、さらに二六日に堀田老中邸で会談した。

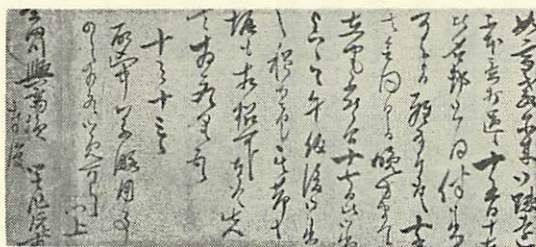


図12 箕作阮甫の書簡(部分)(宇田川興齋あて)
一津山市田町 浦上晋氏蔵

幕府は三家、溜問詰・大廊下詰の大名などに、ハリスとの対談の翻訳書二冊を渡して意見を徴した。津山藩主には一月一日に説明があった。これについて津山藩主から一二月に老中へ上書した内容は次のようなものであった。

一、ミニストル（公使）を都近くに置くことは和親をやぶるようになるおそれがあるから、幾年も延ばすのがよい。

一、下田港を閉じ、代港一ヶ所を開き、これ以上多く開かないのがよい。当今は庶民の多くは農民の本務を捨てて商業に移る有様なので、所々に繁華な港ができ、異国人が郷村までも貨物を持ち込むようになれば、いよいよもって風俗をやぶり、農民は暫くの間（人口の）半ばを減じ、米穀がしたがって乏しくなり、国力を弱めることになる。そうなれば大小名は難波し、人心動揺し、港々をうち崩し、アメリカ人の死傷を多く出すようになり、和親をやぶることになる。この実情を異人に喻（たと）してもらいたい。

一、交易の仕法に不都合があつて改正するのは二、三年あるいは五、六年で速やかに改めるのがよい。

一、国内の人心の折り合い方を不安に思うのは思い過ぎである。埋もれている人材を挙用すれば人材に不足はない。国威を盛んにする好機会であると思ふ。〔幕末外国関係文書〕

その後、幕府とハリスの折衝が重ねられ、老中堀田正睦は通商条約の勅許を得るために上京した。

政局の動向

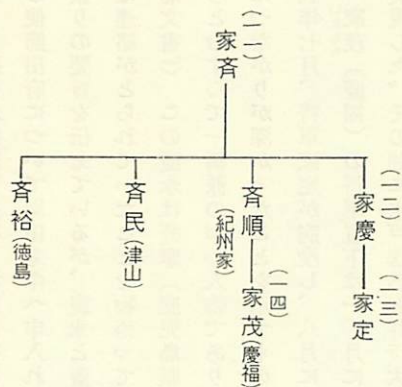
外交問題が重大な段階にさしかかった時、国内問題として將軍継嗣について二派の対立が表面化してきた。それは英明な一橋慶喜を擁立して時局を乗りきろうとする一橋派と、現將軍に血縁の近い紀伊（和歌山県）の徳川慶福（のち家茂）を立てようとする紀州派とであった。

時局の重大化とともに朝廷は政治に対する発言力を強め、幕府もまた朝廷を利用して、世論を有利に展開しようとしていた。安政五年（一八五八）二月九日、老中堀田正睦は参内して通商条約調印の勅許を求めたが、三月二〇日に至って朝廷はその不可を指示した。幕府は四月二三日、井伊直弼を大老とし、六月には井伊大老の決断で、勅許を待たずして日米修好通商条約に調印し、慶福を將軍の世子と決定した。

このような政局の動きのなかで、津山藩はどのような立場にあったであろうか。

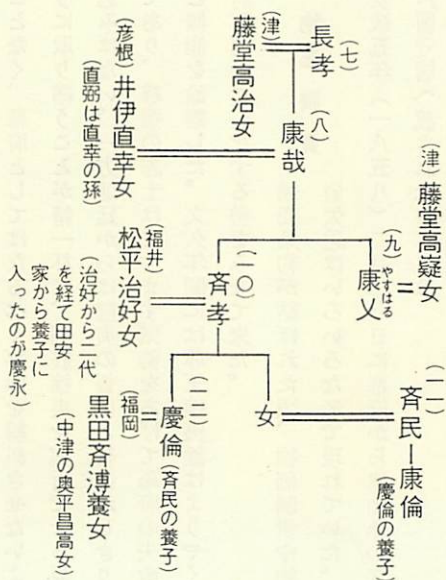
井伊家と津山松平家とは縁組をしたこともあった(系図参照)。嘉永六年(一八五三)八月、前將軍家慶の没後の中陰中であるため、特に御用番老中久世広周(ひろちか)の許可を求めたうえ、齊民は直弼を訪問して海防のことに関して面談した。(『江戸日記』) 齊民と直弼は親しく話し合える仲であった。また血縁関係からは齊民は慶福の叔父にあたっていた。

將軍家系図 ()内の数字は將軍の代数



津山松平家の姻戚関係系図

()内の数字は津山藩主の代数



しかし通商問題・將軍継嗣問題の起った頃の津山藩の態度はむしろ一橋派に接近していたように考えられる。

安政四年(一八五七)四月に津山藩主は福井の松平慶永(ながひら)、徳島の蜂須賀齊裕(なりひろ)、鳥取の池田慶徳(よしのり)、明石の松平慶憲(よしのり)と連名でアメリカ使節出府について閣老へ答申をしている。これら諸侯とは志を同じうする関係にあったと考えられる。また安政四年八月二〇日付で慶永から慶倫に

書状を送り、慶永が蜂須賀齊裕・池田慶徳とともに、アメリカの使節出府について堀田老中へ申入れた時の堀田の答え振りの要旨を伝えているが、慶永と慶倫との間には緊密な連絡がとられていたことを物語っている。(『津山松平藩文書』) この慶永は薩摩(鹿児島県)藩主島津斉彬らとむすんで一橋派の中心人物であり、津山藩もこの派につながりが深かったことを示すものである。

安政五年七月、將軍家定が病没し、八月にその喪を發したが、家茂(慶福)の將軍宣下は一〇月にいたってようやく実現した。その間に水戸藩らと井伊大老との反目は一層激化し、九月にはいわゆる「安政の大獄」が始まった。この大獄で朝廷に威圧を加えて恐怖に陥れるとともに、多くの志士を処分した井伊大老は、ついに「桜田門外の変」に倒れた。

井伊大老なき後の幕閣の中心は平(福島県)藩主安藤信正らであったが、皇妹和宮の將軍家茂への降嫁によって公武合体を図った。このことが尊王攘夷論者を刺激して、文久二年(一八六二)に安藤老中は「坂下門外の変」で傷つけられた。幕府の勢威はますます衰え、国事周旋に乗り出す雄藩は朝廷に接近して事をなそうとする傾向

が強くなった。

はじめ攘夷論は思想運動であった。開港勅許の問題と將軍継嗣の問題がからんで、朝廷が政治に深入りして行くにつれて、攘夷論は尊王論とむすんで次第に政治運動の色彩を濃くしてきた。尊王攘夷論に対し、幕府は公武合体論によって皇室の權威を利用してその政治力強化をはかったが、攘夷の遂行については依然として朝廷の意志には添い得なかった。外国からの圧力は少しもゆるむことなく、幕府としてはなるべく事態を紛糾させないように取り繕うことが精一杯で、到底攘夷を実行できる見込みはない。一方朝廷からは攘夷の督促と鞭撻(べんた)がしきりであり、尊攘の志士はますます氣勢をあげて幕府の失政と無能を論難した。文久年間には尊王攘夷論はようやく討幕運動に転化する勢をみせて来た。

物価騰貴

通商条約が結ばれた頃、物価騰貴や物資欠乏はいろいろな形で現れていた。

安政五年(一八五八)二月二十七日に幕府から津山藩の江戸留守居へ渡された書付には

この節江戸表の米価が高値であるから、米穀融通のため、諸家中の扶持米はなるべく銘々の領分知行所か

ら回し、江戸表で買入れないようにせよ。もっとも扶持米を余分に回して市中へ売ることが差し支えない。い。

とあった。(「江戸日記」)

安政六年七月一二日には、津山で大目付から

ロシア・フランス・イギリス・オランダ・アメリカ

五ヶ国に交易を許し、六月から神奈川・長崎・箱館三

港で商人が勝手に商売をしてよいし、その舶来品を売

りさばくのはもちろん、居留の外国人「見世売」の品

を「諸人」が買い取ることも勝手である。(「国元日記」)

という内容の触れを出した。外国貿易の許可を領内一般へ明示したものである。

開港後は貿易額が急速にのび、それにつれて国内では

激しい品不足を生じ、生糸・蚕種・茶などの輸出品をは

じめ、米をふくむ一般物価の上昇をきたした。

安政七年三月、津山藩町奉行所は大豆の買占めをした

者の処罰を決定した。

米穀そのほか何品によらず買占めや売り占めはか

たく停止を申しつけているのにそむいて、「融通方」

をも勧めながら、利欲に迷い、一統の難渋をも顧み

ず、大豆を大量に買入れれて質入れをし、大豆が不自由になり一統が差し支えるようになった。

右のような理由で、「銀札場手代取扱」の勝間田町の

某は「過料銭五貫文、追込牢舎七日、御合印門松取上

ケ」とされ、同じく中之町の某は「手鎖懸ケ追込五

日、御合印門松屋号書下シ共取上ケ」とされ、そのほか

関係者も咎を申し渡された。(「国元日記」)

右のような買占めは、直接に貿易開始の結果とは断ぜられないが、輸出に刺激された物価上昇にともない、投機的買占めが促進されたのは否めない事実である。

慶応二年(一八六六)の百姓一揆の際、米の買占めをしてきた米問屋が特に激しく打ちこわしをうけた事実がある。買占めが一般民衆の恨みを受けることの大であったことが知られる。

津山藩主慶倫 文久二年(一八六二)六月、薩摩(鹿の攘夷論 児島県)の島津久光は勅使大原重徳を

護衛して江戸に下り、幕政の改革を促した。その頃まで公武合体論を唱えていた長州(山口県)藩においては、すでに藩の勢力は尊攘派に帰した。土佐(高知県)藩においても尊攘派の武士瑞山らは他藩と接掛を命ぜられて、

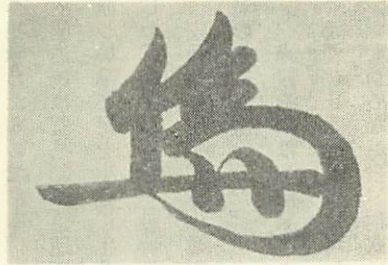


図13 松平慶倫の花押—津山郷土館蔵

諸藩の志士達と連絡を密

にしつづつあった。このよ

うな状態の中にあつて、

津山藩だけ埒外ちちに立つこ

とはあり得ない。

京都における情勢は激

動していた。久光は勅使

をたすけて公武合体の線

を江戸において実現して

帰ったが、京都の大勢の

変化は、すでに彼の周旋を不可能にしていた。閏八月、

彼の退京後は、公武合体派は勢を失い、尊攘派の勢力が

ますます盛んになって行った。九月には薩摩・長州・土

佐らの尊攘派が遂に朝廷を動かして、三条実美さねよしらを勅使

として攘夷の勅旨を幕府に伝えることに決した。

文久二年（一八六二）一二月に津山藩主慶倫よしとむの建白書

は提出された。三、〇〇〇字に近い長文で、漢文句調で

書かれている。當時の世論を反映して藩の主脳部が一応

藩論としてまとめたものである。その内容を要約すれば

次のようである。

近年蛮夷がしきりに近海をうかがい、「皇国」のす

きに乗じて利欲をたくましくし、わが国が貿易を許し

たので「彼力無用之器ヲ以テ我有用之器ニ替へ、我天

工之物ヲ以テ彼カ人工之物ニ代へ、自然国用御不足ニ

相成、物価騰貴、人民困窮ニ陥リ」この状態を傍観す

るにしのびない。今や容易ならぬ時節であるから微衷

を表すからご採択ありたい。掃部頭かしののかみ（直弼）の死後、

朝幕とも旧弊一洗し、特に列侯の参勤を緩められたの

は、一つは諸侯の困窮を察し、一つは追々攘夷の下地

をつくる意味でありがたい。近來攘夷鎖国の不可を唱

える者が十の二、三もあるが、このまま数十年もたて

ば人民はますます困窮し、士気はいよいよ委靡いびするこ

とになるのは必定である。今や薩・長・土の三藩は勅

命を奉じ、忠節をみがき、その他忠勇慷慨こうがいの士が多数

いる千載一遇の好機である。今般三条殿が勅使として

下向げこうされるのは攘夷のことを仰せられる由風聞する。

謹んでお受けになると思いが、下評では必ずお受け

にならないだろうと言っている。しかし幕府がこれを

受けなければ、外の諸侯に勅命を仰せ付けるか親征を

されるかになるとの風説がある。そうなれば内乱が生

じ外国が利を得ることになる。また、武備の整うのを待って攘夷をしようといっても、このままでは武備は

整う時節はない。武備のとのうのは兵器のみのことではなく、ただ「一心之決定」である。一心の決定は武備の大成である。速やかに上洛あつて攘夷をお受けになり、征夷の号令を天下に下すことが征夷大將軍として皇恩に報いるゆえんである。攘夷決定すれば、夷人は江戸へは軍艦を差し向けず、兵庫・大坂へ集まるから、わが藩もその警衛の人数に加えていただければ粉骨碎身いたしたい。(『松平慶倫侯建言書集』)

右の慶倫の建白書は三条勅使による攘夷の勅旨を受け入れるように幕府を説いたものである。

津山藩主への勅
内 攘夷の勅使東下の報が江戸に伝わる
と、幕議を幾度も開いて論議を重ね、

一月二日の幕議によってようやく攘夷の勅を奉承することが決定した。一月二七日、勅使は將軍に勅命を伝え、一二月五日、將軍は勅諭の趣を畏み衆議をつくして上京の上委細申し上げると答えた。一二月一三日、諸侯を集めて攘夷の勅書を示して意見を徴した。一橋慶喜は翌文久三年(一八六三)正月に京都に入り、將軍の上

洛にさきだつて、幕閣の主脳部も、雄藩の藩主も多く京都に集まった。

津山藩でもこの情勢に対処するため、年寄格の海老原極人を京都留守居として駐在させ、また学識を高く買われて新たに津山藩士となった鞍懸寅二郎を国事周旋掛(他藩応援掛)に登用して一月に京都に行かせた。その頃の京都には国事を論ずる諸藩の志士や浪人が横行し、しきりに朝廷へ入説し(公卿たちを通して政見を説く)、或は諸藩を周旋する(奔走して意見の調整に尽力する)ことがしきりに行われ、物情騒然たるものがあつた。

江戸詰の年寄黒田彦四郎は、京都の尊王攘夷運動の状勢を聞き、親藩たる津山藩主が朝幕の間に立つて尽力する必要があると考え、文久二年一月一七日に江戸を發ち、三〇日に国元に帰つて藩主に建言し、藩の要路に所信を説いた。しかし藩としては、海老原・鞍懸を京都へ派遣してあることをもって十分であるとし、彼の進言を容れなかつた。黒田は一二月一二日、津山川を下つて再び江戸に向つた。攘夷論を唱えていた矢吹正則(當時は家老永見の臣)は時事に託して黒田の後を追ひ、同志の井汲唯一・藤本十兵衛・榊原平次郎(第三章五参照)は藩

に無断で陸路大坂に向かった。四人は伏見において黒田と会い、津山藩をして国事に尽させるために朝廷へ働きかけるように請うた。京都に入った黒田は、中川宮(久邇宮朝彦親王)をはじめ公卿を説いて、津山藩主に国事周旋の命を下されるように奔走した。また、他の者は他藩士の間で周旋して津山藩の主張を説いた。この運動が効を奏して、いわゆる内勅が津山藩主に下されることになったのである。(『明治維新前美作志士列伝』・『国元日記』)

文久三年(一八六三)正月八日、坊城大納言邸において津山藩重役へ書付が渡された。この内勅を、黒田彦四郎が守護して一三日に津山へ帰ってきた。藩では町はずれまで徒目付らを迎えに出すなど、通行筋に不敬のないようにしてこれを迎えた。そのもたらした内勅というのは

松平三河守赤心之趣達

叔聞一候間、登京有之候ハ、暫滞在、爲二国
家二尽力有之候様被レ遊度、被二仰出候事。

というもので、津山藩主の尊王の誠意を認め、上京して国事に尽力せよという勅である。藩主慶倫はこれを受けて藩論を尊王攘夷の方向に統一し、二月五日に出発して上京し、朝幕間の周旋に当ることになった。この慶倫の

上京は、將軍の上京する以前に京都へ到着するよう幕府から指示されていたことにもよるのである。(『国元日記』・『上洛供奉御用記』)

一橋慶喜が將軍に先んじて入京した目的は、公武合体派の勢力を挽回し、政令が一途に出るようになることであつた。孝明天皇も一貫して公武合体の考えで、討幕の意志はなかつたが、朝廷内にも尊王攘夷論の勢力が強く、政治を全面的に幕府へ任せることを阻み、朝議はしばしば動揺していた。公武合体派として最も期待されていた島津久光は、三月一四日に入京したが、その説くところはもはや行われず、むなしく大坂へ退き、やがて鹿児島へ帰った。松平慶永・山内豊信・伊達宗城も相ついで帰藩し、公武合体派の勢力は全く崩れ去つた。

當時京都で流行した「當世いろはたとへ」がある。

佛の顔も三度 攘夷延引

下手の長だんぎ 江都

豆腐にかすがい 將軍家御縁繼

地獄の里も金次第 九条殿

綸言あせの如し 攘夷の勅命

ぬかにくぎ 御老中

これはその一部に過ぎないが、当時の政界の表裏の動きをとらえて諷刺したもので、単に尊攘の志士の間には流布したばかりでなく、京童の口の端にも上ったであろう。津山藩士榎原平次郎（第三章の五参照）が、文久三年四月下旬に写しおいたものが残っているが、おそらく津山でも知られるようになったものと思われる。（『津山温知会誌一三』）

かねてから摂海の防備の
 摂海の警備

必要が言われていたが、

文久三年三月末日、京都で老中水野忠精から渡された御用状により、津山藩は摂州湊川（兵庫県）辺から武庫川（兵庫県）辺までの警備を命ぜられた。くわしい場所割は現地でするとして、隣接警備の藩と申し合わせをするよう示された。（『江戸日記』）

かねてから攘夷の期日決定を迫られていた幕府は、ついに五月一〇日と決定した。これを布告するに当っては、外国から襲来したら打ち払うが、こちらから進んで戦を開くことを禁じた。しかるにその期日がく

ると、長州藩は下関において外国船に砲火を浴びせたのである。この長州藩に対して、朝廷は褒詞を与え、幕府は詰問した。

五月一六日に京都で老中板倉勝静（備中松山―高梁市―藩主）から渡された御用状により、津山藩は、あらためて摂州横川から味泥川までの警備を命ぜられた。そしてこれまで長州藩が仮陣屋にしていた五毛村（神戸市灘区）

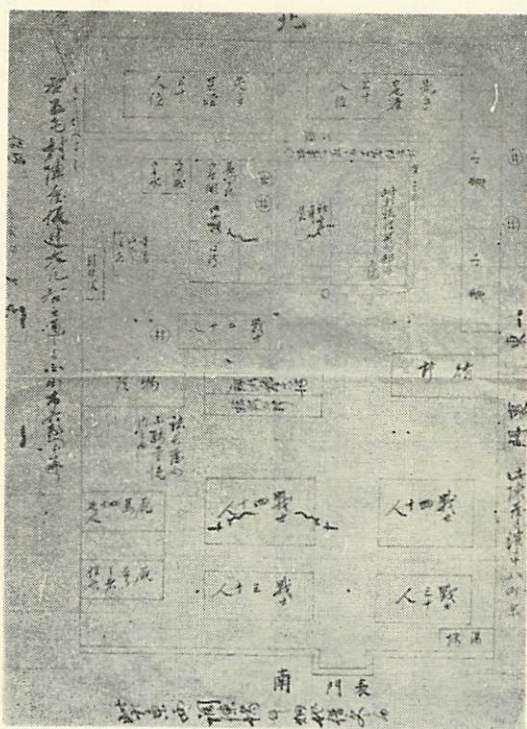


図14 五毛村陣屋仮建の平面図 一津山郷土館蔵

の神宮寺及びその近くの仮建物を譲り受けることになつた。その配備について、士大将以下七騎のほか、戦士・大砲打方合計二五〇人ばかりを出し、大砲は当初七挺をもちこみ、国元で製造中のものが出来次第この上に八、九挺持ち込むはずであると、京都留守居から老中板倉勝静へ同月一八日に届け出た。(『国元日記』)

この月、藩主は津山へ帰つたが、井汲唯一は病と称して従わず、京都で志士と活動をともした。

八月一八日の 將軍は、公武合体の策が不成功に終り、
政 變 六月末に江戸へ帰つた。その後京都で

は攘夷親征の議が勢を得て、八月一八日を期して天皇の大和行幸のことが決定した。大和行幸とは、神武陵・春日神社へ参拜して、親征の軍議をし、その上伊勢神宮へ行幸するといふのであるが、その裏面には討幕の画策が秘められていた。八月一七日には攘夷親征にさきがけて、天誅組が大和五条代官所を襲撃した。天皇・中川宮をはじめ公武合体派は、尊攘急進派の策動を喜ばず、八月一八日未明、会津・薩摩両藩兵が御所の宮門を敲撃するうち、中川宮らが参内して在京の諸藩主を召集した。そして大和行幸延期の勅命を伝え、急進派公卿の参

内を禁止し、長州藩の宮門守衛の任を薩摩藩に代らせた。いわゆる八月一八日の政変である。そして過激な攘夷は天皇の意志でないことを強調したが、このようにしばしば動揺する朝廷の方針をみて、天皇の真意に疑問を抱くものがあつたので、八月二六日に在京の諸侯らを集めて、これまでは真偽不分明のことがあつたが、一八日以後申したことは真実の存意であると伝えた。

津山藩主慶倫は八月一六日に出府の目的で津山を出発した。二七日に京都へ入つたが、一八日の政変後の政情が混沌としたため、そのまま京都に留まり、九月一三日に幕府に上言書をしたためて、將軍は速かに上京して攘夷の実行にあたることを要望した。九月一九日の朝廷への上言書にも「関東へハ家来一兩人差下シ周旋爲レ仕可申候。時宜ニ寄、私儀早速東下、違勅無レ之様可ニ申入一奉レ存候。」と述べている。そして家老安藤要人と鞍懸寅二郎を江戸へ派遣することにし、藩主は九月二八日に京都を發つて、一〇月七日に津山に帰つた。それよりさき九月二五日には、鳥取・徳島・津・岡山・広島及び津山の六藩主は連署して朝廷へ建白した。その要旨は

薩長二藩が和合するような御処置がなくて、列藩が

嫌疑をいだいては甚だ大事である。すべて列藩が一致しなければ攘夷はできないから、その辺を朝議にかけて、長州藩主父子は御用のあるときは召されるようなご沙汰を下されたい。

というものであった。

天皇は、攘夷の実行には賛成であったが、攘夷親征の名のもとに討幕を図ることは反対であった。幕府としては、攘夷の実行を不可能と考えているし、まして攘夷に名を借りた討幕計画を捨ておくことはできない。天誅組の乱や、但馬生野（兵庫県）における平野国臣の挙兵というような尖鋭化した尊攘運動に対しては厳しい態度で臨み、これを機会にその同調者に対しても強硬な弾圧を加えた。津山藩も幕府の方針に従って九月下旬に井汲唯一を京都で捕えて津山へ送り、一〇月一日、これを獄に投ずるとともに、その日に藤本十兵衛の監禁を命じた。（『国元日記』・『江戸日記』・『津山松平藩文書』・『松平慶倫侯建言書集』（第三章五参照）

二、長州征伐

禁門の変

文久三年（一八六三）八月一八日の政変後、長州藩は弁疏のため再三家老を入京させようとしたが許されなかった。

攘夷の問題については、朝廷と幕府の折衝が行われた結果、横浜の鎖港に努力してその成功を期し、摂海の防備を当面の急務とすることに、長崎・箱館（函館）の閉鎖及び外国船撃攘は問題外とすることになった。

長州藩の処分についても種々論議された結果、長州藩の末家ならびに家老を上坂させて勅使と老中から処分を達し、もしこれを拒絶すれば征討することになった。

長州藩内にも意見の対立があり、内紛があった。三条実美ら七卿や、諸藩を脱して長州に集まっている志士たちも、しきりに京都の回復を説いた。

京都に潜入した長州藩士は、その気脈を通ずる諸藩士及び浪士とともに、中川宮・一橋慶喜および会津藩主松平容保などの大和行幸中止に働いた諸侯を斬って、長州藩主の復活をはかる画策をした。元治元年（一八六四）六

長州征伐

月五日、蜂起の手はずをきめて三条橋畔の旅宿池田屋に集まった。近藤勇らの新選組は、会津・桑名の兵と共にこれを襲い、肥後(熊本県)藩の宮部鼎蔵以下九名を切った。長州藩邸では桂小五郎(木戸孝允)の鎮撫によって池田屋へ赴いたものは数名に過ぎなかったが、この池田屋の変報を聞いて、長州藩では家老が兵を率いて上京した。長州藩は尊攘の大義を貫こうとしている藩の立場を述べ、藩主らの罪を許されるよう嘆願した。また一〇余藩の京都留守居も相会して、長州藩のために寛大な処置を講ずるよう幕府へ建議した。朝議の結果、長州藩に一旦退いて朝命を待つよう説得したが効を奏せず、七月一日、ついに禁門の変(蛤御門の変)となった。

これよりさき六月二八日、大坂城代松平信古は、五毛村に詰めている津山藩士を呼び出して次のような内容の達書を渡した。

松平大膳大夫(毛利敬親)の家来



図15 大坂桜の宮付近の地図 (文久2年版)
一津山郷土館蔵

多人数が、容易ならぬ行粧(旅装)で上京するについては、事情が計り難いから、西宮出張の人数を早々登坂させよ。
そこで七月一日に五毛村の固場の人数を大坂へ出した。持場は京橋から備前島辺へそれぞれ配置するよう指図があった。五毛村陣屋には代りの人数を国元から繰り出した。

七月一八日、長州藩兵は大坂から京都へ向い、鳥羽・伏見から蛤門・堺町門で幕軍と戦い、一九日には大坂へ敗走した。

津山藩は一九日に京橋方面の警備を解かれ、備前島から桜之宮辺へかけて、水陸とも厳重警戒を命ぜられた。二〇日未明、長州人の乗り組んだ船一艘が、津山藩の持場を乗り下ってきたので、差し止めて長州藩の敗走者一三人を生け捕り、その所持していた武器・雑具とともに大坂町奉行所へ引き渡した。

事件が落着いたので、二四日に大坂の固めを免ぜられ、五毛村の陣屋へ人数を引き取った。(『江戸日記』)

第一次 長州征伐 元治元年(一八六四)七月二日から三日間にわたる朝議によって長州藩追

討が決定し、追討の命を幕府に伝えた。幕府はその日紀州藩等数藩に大坂・兵庫などの警戒を命じ、津山藩等二一藩に出兵準備を命じた。

八月七日に幕府から津山藩主に渡された書付には

松平大膳大夫御征伐について、惣督は紀伊中納言(徳川茂承)殿に仰せつけたが、都合により尾張前大納言(徳川慶勝)殿に仰せつけたから、万事その指揮に従え。

とあった。総督を命ぜられた徳川慶勝も容易に受けず、説得の結果受諾が決まったのは九月半ばであった。副将には前福井藩主松平慶永を百方説得したが受けないので、福井藩主松平茂昭を命じた。

その間長州藩は英・仏・米・蘭四国連合艦隊の来襲をうけ、八月五日から八日にわたり防戦して敗北した。

八月一三日には幕府から長州征伐の部署が定められた。それによると、陸路芸州から岩国を経て山口へ、陸路石州から萩を経て山口へ、海路四国から徳山を経て山口へ、海路下関へ向ってそれから山口へ、海路萩へ向ってそれから山口へ、それぞれ攻め寄せるように定められ、津山藩は石州口の二番手を命ぜられた。(『江戸日記』)

藩主慶倫は九月に幕府へ建白書を呈した。

長州藩の所業は言語道断であるが、大膳大夫父子はもとより勤王の志が厚く、決して私意はないように世人の過半が信じているから、このまま征伐されては世人の疑念を解きかねるものがある。また今般の征伐は年月を要し、費用が給し難く、人命を損じ、国の疲弊を来し、大切な攘夷の矛先が鈍る懸念があるから、今般の始末をとくと詰問し、逆意があればもちろん征伐

し、大膳大夫父子に叛心がなく家来どもの不届きなら、その者一同を嚴科に処し、父子は家来の取り鎮め方がよろしくないため今般の仕儀に至った罪に対し相当の沙汰をされたい。

この建白では攘夷のことに触れ、長州藩のために弁護をしているのであるが、強硬に幕府の政策を批判したもではなく、既に津山藩の藩論としては保守的色彩が強まっていることがうかがわれる。〔松平慶倫侯建言書集〕

征長については、外患のある際に国内で事を起すべきでないとして反対する藩も多く、一方では藩自身の財政困難と藩内の治安上の不安から出兵をためらうむきも少なくなかった。従って、あるいは朝廷や幕府に建白するもの、あるいは長州藩に対して恭順を勧告するものがあった。

一方、長州においても内外の難局に対処する方策を協議した結果、八月一四日、外国とは講和条約をむすび、朝廷へは、三家老らを責任者として処分することによって恭順謝罪することにし、芸州藩に斡旋を依頼した。

津山藩士の江戸表在府の者はその頃四〇人であった

が、九月一三日には征長のためさらに二〇人に減じたことを幕府へ届けている。

津山藩としては、長州征伐の命をうけ、一方には摂州ならびに津山藩領小豆島の防備があり、負担が重いので、摂海の固所の免除を願ひ出た。八月二十八日には幕府から、「人数相減不苦候間、如何様にも差操相心得候様、可レ被レ致事。」との指図があつたが、九月二十八日には津山藩の摂海の固めが免除せられた。そこで一〇月には五毛村出張の人数の引き揚げを行い、二〇日から二二日にかけて大多数は津山に引き揚げた。

一〇月二一日、津山藩主は幕府から長州征伐の石州口の指揮をとるよう命ぜられた。〔江戸日記〕・『国元日記』

津山藩からは、十一月五日に征長の一番手として士大将永見丹波、大番頭大砲奉行村山左京以下七五名、六日には二番手として士大将佐久間上総、大番頭大砲奉行佐々木内膳以下七〇名、八日には旗本前隊として武者奉行大熊近江、小荷駄奉行本多左門、大番頭大砲奉行渡部勤解由以下四五名が出発した。九日には藩主自ら出馬し、軍奉行山田主膳以下一二五名の藩士が従った。そのほか

兵士・人夫を合わせると総数四、〇〇〇人にも上り、農民出身者もかなり含まれていた。〔「国元日記」・「美作略史」〕

征長軍総督徳川慶勝は一月一八日を期して総攻撃を行うことを令した。一方、長州藩は責任者として三家老を自刃させてその首級を広島に護送し、四參謀を野山獄に斬り、支藩の吉川経幹が宗藩主毛利敬親父子のため弁疏した。この間薩摩の西郷隆盛、芸州の辻将曹は大いに周旋につとめた。一八日、総督は三家老の首級を検した上、長州藩に対して、恭順の証として、敬親父子自筆の伏罪書を出し、三条実美らを他へ移し、山口城を取り壊すことを命じた。

征長軍総督から、「長州藩の今後の処置について諸藩の意見を徴するため、重臣のうち然るべき者を一二月五日までに広島表へ差し出せ。但し、藩主が直接申達したい向は、持口の兵備をおこならないように申し付けて、自身軽隊で広島表へ早速罷り出よ。」との沙汰があった。津山藩主は一月末日、雲州清井村雲樹寺（島根県安来市）の陣所を出発し、広島へ向かった。〔「江戸日記」〕

総督は巡見使を派遣して長州藩の伏罪の実状を見届

け、一二月二七日に征長軍の撤兵を令した。

元治二年（一八六五）正月二日、藩主は広島表の陣所を引き払って、一〇日に津山に帰着した。雲州表からは二番手が六日出発一〇日帰着、旗本備が七日出発一二日帰着、一番手が八日出発一三日帰着した。雲州からは天万（鳥取県会見町）・根雨（同県日野町）・新庄（真庭郡）・勝山（同）・坪井（久米町）に泊って帰る予定であったが、二番手は道中一日追込（日程を短縮）で帰ったのである。〔「国元日記」〕

参勤交代制の 変 更

これより先、文久二年（一八六二）に勅使大原重徳によって幕政改革がうなが

され、一橋慶喜が将軍後見職に、松平慶永が政治総裁職になって改革を行った。その中で最も重要な意味をもったのは閏八月に、参勤交代制を緩和したことであった。

これによって諸侯の妻子は帰国を許され、諸侯は三年に一回の出府とし、その在府期間も短縮された。従来、参勤交代制による諸侯の経済的負担は極めて大であったから、これを軽減して海防の充実に振り向けようとするものであった。しかし、これは幕府としては諸侯制御の最重要政策の一つを放棄することになり、重大なことであ



図16 宇田川興齋の薬篋
—津山市榎保 仁木士弘氏蔵

った。江戸ではこのために在番する藩士や中間・小者（ともに武家の召し使い）の激減となり、藩邸関係の奉公人の失業となり、江戸の繁栄はさびれて行った。文久三年三月一五日、前藩主確堂が江戸を出発したのはじめ、藩士及びその家族もつぎつぎと津山へ引き揚げた。それらの藩士には椿高下・北町などに邸宅が与えられ、江戸町という通称さえ生れた。

ところが、その後の政局の転換により、禁門の変から

長州征伐の軍を起すようになって、幕府は元治元年（一八六四）九月一日、参勤交代の制を文久二年の改正以前にもどし、国元に引きとっている妻子を江戸へ呼び寄せることを命じた。その理由としては「此度御進発も被し遊候ニ付而は深き思召も被し爲レ在候付」と長州征伐のため將軍自ら出発すること関係させている。そして覚書の中には「在国在邑之面々之内、当年参勤年之分ハ早々参府候様」と言っている。幕府としては幕命に従わない長州藩を討つとともに、幕府の權威を一気に挽回しようとしたのである。しかし既に統制力を失いつつある幕府の意のままにはならなかった。

一二月一五日、幕府は津山藩の江戸留守居を呼び出して、当時津山にいる確堂にあてた一通の書付を渡した。

諸家の家族の国邑にある者を呼寄せるよう今般命じている。「其方儀は御続柄別段之儀ニも有レ之」かたがた早々に出府するようにしてもらいたい。

幕府に特に協力するように求めたものである。（「江戸日記」）

確堂の奉勅

幕府から出府を要請された確堂は元治二年（一八六五）三月九日に津山を出



図17 松平確堂 (『津山温知会誌』)

発し、播州(兵庫県)佐用に一日滞留した。これは京都留守居から急報があつて、津山と連絡をとる必要を生じたからである。(『乙丑扈從日記』)

朝廷では確堂の伏見通行の節、上京の上参内させようとして、京都所司代松平定敬(桑名藩主)をして、その旨を津山藩京都留守居へ連絡させた。三月七日、所司代は京都留守居奥村牧夫を呼び出して次の書付を渡した。

松平三河守

前中将確堂出府、昨今頃伏見通行之由、然ル処御用有レ之候間、上京可レ有レ之旨

御所より

御沙汰有レ之候間、此段可ニ相達一候。(『江戸日記』)

松平三河守即ち藩主へあてた書面である。幕府は、従来参勤交代の諸大名も特例のほかは京都を経ないで伏見を通行することを命じ、できるだけ朝廷との接触をさせない方針であつた。従つてこの場合は、特に前もって朝廷から所司代を経由して、上京するように命じたのである。これをうけて奥村が出した

急使が、佐用で確堂にこのことを伝えた。

確堂は一日に京都に着いて大観楼という旅館に入り、一八日に参内した。

(『京都役所日記』)

伝奏月番野宮中納言から

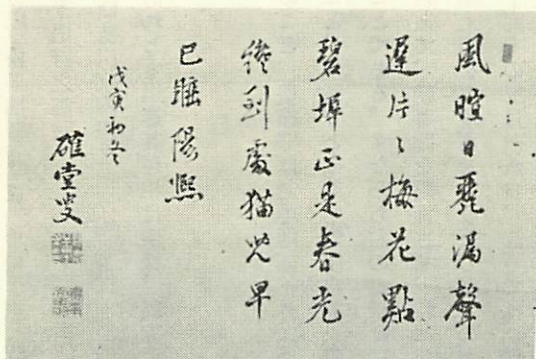


図18 松平確堂の書 一津山郷土館蔵

次の書付を渡された。

大樹上洛之儀毎々被^レ二

仰出^一候処、未^レ發途ニ不^レ至、年々之義実不^ニ容易一筋ニ

は可^レ有^レ之候得共、長防篤と鎮定ニも不^レ及由、且又

山海を隔、彼是物儀貫徹不^レ致次第も有^レ之歟、昨年帰

府後諸事淹滞^二之儀も不^レ少、自然人心不和之基を開、

不^レ被^レ安^二

宸襟^一候間、何分ニも早々發途、御一和之良図を被^レ運

度

思召候者、以^二阿部豊後守^一

御汰沙、猶亦過日以^二松平伯耆守^一被^二

仰遣^一候折柄、幸^レ出府之趣被^二

聞食^一候。其方ニは徳川家内親之儀厚相心得、

歡慮^一之趣徹底、何れとも迅速^二其運相付候様^一、周旋尽力

可^レ有^レ之被^二

仰出^一候事。

大樹とは將軍家茂のこと、豊後守は老中阿部正外（白河

藩主—福島県）のこと、伯耆守とは老中本庄宗秀（宮津

藩主—京都府）のことである。すなわち右の書付は確堂

の出府の機会をとらえて、朝幕間を周旋させ、特に將軍

の早期上洛を実現させようとしたものであ

る。丁度その三月一八日、江戸では「將軍

の上洛は今しばらく見合わせ、時宜により

速に發途もありうるから、不都合のないよ

うにせよ。」という触書が、津山藩の江戸

留守居へも到来していた。將軍の上洛は当

時重要な政治問題であった。

参内して勅を受けた確堂は、一九日に京

都を出発し、四月七日に江戸に帰った。そ

して四月二七日五半時（午前九時）、供揃



図19 松平確堂の画 一津山郷土館蔵

えして西丸へ登城し、御座の間で將軍に勅命の内容を伝えた。そのあと山里茶屋で品々の料理をいただいて七時（午後四時）すぎ帰った。（『江戸日記』・『留守居方日記』）

第二次 長州藩においては高杉晋作らによって藩政改革が成功し、元治二年（一八六五）三月にはいわゆる武備恭順を藩論として決定した。

幕府は第一次長州征伐で長州藩が容易に服罪したから、藩主父子及び三条実美らを江戸に呼んで処分することによって幕府の權威を示そうとした。しかし長州藩がこれに応じないので、その罪状を挙げて、將軍自ら進發し征伐すると布告した。慶応元年（一八六五）閏五月、朝廷からは「防長の処置は衆議をとげて言上せよ。」との沙汰があった。幕府は六月に芸州藩に命じて長州藩支族の毛利元蕃・吉川経幹に上坂の命を伝えさせたが、病と称してうけなかった。八月に至り、日を限って同じく支族の毛利元周・毛利元純及び家老の上坂を命じた。これに対して、長州藩はわずかに家老の上坂を認めたのみであった。

幕府は長州藩の支族・家老らを召喚したが、期日までに上坂の模様がないので、軍を進めて罪状をたたすべき

旨を奏聞し、九月二日に勅許を得た。

その頃津山藩では、江戸表から小銃八〇挺を国元へ送るため、家来一人をつけて軍艦の船便で大坂蔵屋敷まで送る許可を幕府から得ていたが、余儀ない都合により、陸路で送ることになった。この変更を一〇月一九日に昌谷端一郎から幕府へ届けた。

幕府は大目付永井尚志らを広島に派遣して長州藩をとりたさせるとともに、一方では第二次長州征伐の部署を定めた。芸州口・石州口・上之関口・下之関口・萩口とあるうち、津山藩に対しては一一月一九日付で芸州口の中軍の第二軍として「差図次第出張」ということを割りあてられた。その後も幕府と長州藩との間で折衝が重ねられた。（『江戸日記』）

慶応二年正月頃には薩・長両藩は提携の密約をむすんでいて、薩摩藩は出兵に応じないし、芸州藩も領外へ出兵することはこれを拒む有様であった。

慶応二年四月一〇日、長州藩の一部の兵が突然備中倉敷代官所及び浅尾陣屋（総社市）に乱暴する事件が起こった。その隊長は西々条郡二宮村の大庄屋立石正介の甥立石孫一郎であった。（第三章五参照）

津山藩から大坂表へ四月一六日に飛脚を立て、大坂にいる老中へ大要次の書面を送って、幕府の内意を伺った。

この度長防征伐の供奉を仰せつかり、お指図次第早速出張すべき折りから、去る一〇日晝、浪人体の者およそ百人余、備中倉敷代官所へ乱入し放火に及び、その夕同地を引き上げて宝福寺（総社市）へ立籠り、人数も増し、おいおい当国へも押し寄せて来るやの風聞がある。もし乱入の節は速かに討ち取る心組みであるが、万一長州征伐と期限が重なった場合は、小藩のこゝとて二手に人数を配することはむつかしく、はなはだ心痛している。征長のお供の猶予を願うのも恐れ入ることで、どう心得たらよいかご内意を伺う。お指図を下されたい。

一方、四月一四日の夜に御用番老中の井上正直から大坂の留守居へ渡された書付が、一七日に津山にもたらされた。津山藩主にあてて、

毛利大膳の家来百四、五十人が当月四日夜脱走し、去る一〇日、備中倉敷代官所へ乱暴に及び、その後近郷を横行している趣につき、人数を差し出して早々に

討ち取るようにせよ。

と命じ、なお既に討手を命じた岡山藩・松山藩・庭瀬藩の藩主の名をあげ、さらに今回討手を命ずる新見藩・勝山藩・足守藩・岡田藩の藩主の名を記している。

右のうち勝山藩主三浦弘次から、この件について一七日に使者が来たので、とりあえず二宮村まで人数を差出すから万端談合してもらいたいと答えた。同日、士大将佐久間上総以下六〇名ほどを二宮村へ出張させた。五月二日に大坂表へ飛脚を立ててその後の状況を報告し、ひとまず出張の人数を引きとったが油断なく警戒すると届けた。（『国元日記』）

五月一一日に幕府から津山藩へ渡された覚書には、芸州表から備中へ出した人数により、賊徒を討ち取り鎮定したが、残党の散乱して逃げ去った者もあるから、なお嚴重に心得よとあった。（『江戸日記』）

五月二四日に津山藩では長州征伐の一番手士大将として佐久間上総が命ぜられ、二七日に出発することになった。その行程は津山から、弓削（久米郡）・足守（岡山市）・矢懸（小田郡矢掛）・神辺（広島県）・尾道に泊って、そこから船路をとって呉へ向うものである。

六月七日には藩主自ら出陣した。しかし気乗りのしない出陣であるから、七日に弓削に止宿しながら、同所を出発したのは一〇日、神辺を出発したのは二七日というように遅々としていた。

征長總督は六月三日に海路広島へ向い、戦鬪は六月七日、防州の大島郡を砲撃することから始ったが、幕軍は各方面とも敗北した。慶倫は広島まで赴いたけれどもなんならなすこともなく、七月二日には既に帰国の方針を国元へ連絡した。尾道から弓削を経て七月二七日に帰着し、一番手の人数も二一日に広島を出発して二九日に帰着した。(『国元日記』)

これよりさき、將軍家茂は大坂にあって病み、七月二〇日に歿した。八月二〇日に喪を發し、徳川家を相続した慶喜は諸般の状況から判断して、朝廷からの休戦の沙汰書により當面の長州征伐の收拾をはかった。



図20 松平慶倫の書
—津山郷土館蔵

三、百姓一揆

一揆の概略と
その鎮定
慶応二年(一八六六)十一月二四日夜、東北条郡小中原村(加茂町)に農民百

人ほどが集まり、次第に数を増し、評議をして津山城下へ押し寄せることを決定し、夜半から行動を起こした。

小中原村の中庄屋、綾部村の大庄屋、押入村の大庄屋などでは乱暴をはたらいが、河辺村大庄屋では麦飯で接待したので少しも乱暴をしなかった。みちみち近村の者を大声で呼び寄せ、出ない者があればその家へ押しかけて出るように申し触れるので、拒む者はなく、次第に数

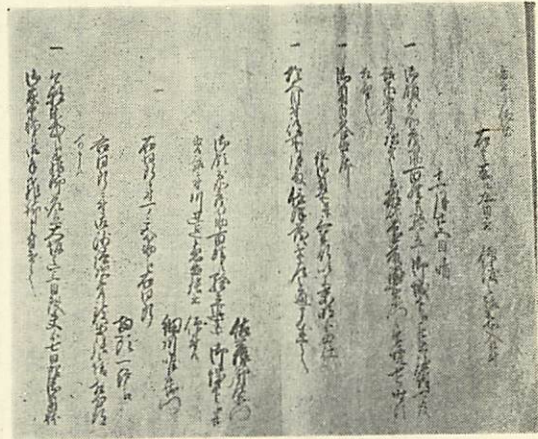


図21 『国元日記』(慶応2年11月25日の条)

を増した。二五日の朝、河辺村から、一隊は城下へ向い、他の一隊は東へ向った。

城下をめざした一隊は玉琳の関門へ押し寄せた。竹槍たけやりをもち蓑笠みのかさを着て腰に鎌かまをさし、悪口を言い、関門へ石を投げ、あるいは役人を追い回り、ついに関門を押し開いた。東新町ひがしんまちから西新町へ進み、かねて米の買い占めをして人気の悪かった米問屋を大破した。久米南条郡くみなんじょうぐん八出

村の百姓を呼び出し、人数およそ三、〇〇〇人ばかりとなり、中之町なかのちやうまで鎮定に出て来た物頭佐藤郷左衛門を宮川大橋の西詰にある東大番所まで押し返した。

『津山領民騷擾見聞録』によれば

〔前略〕群衆之れに乗して追来り、宮川大橋の上にて遂に佐藤氏を包囲したり。従者之れを制し、竟に刀を抜て一人を殪たおす。佐藤氏其間漸ようやく関内に入ることを得たり。群衆各石を拾ふて之を投し、門扉を破らんとす。偶たまま門を越せし石、佐藤氏の乗馬の平首あたに中りたれば、馬驚きて狂奔し、佐藤氏遂に馬より落つ。群衆大声嘲罵ちやうばし、甚はなはだしきは欄干らんかんに上りて胸を露あらはし、銃士に向て、此処を討て見よと云ふに至れり。銃士等切齒しやくわん扼腕(下略)

ついに数人を射撃した。『町奉行日記』には即死三人、疵人二人。『改政一乱記』には即死四人、重傷二人、軽傷五人。『郷輩騒動記』には即死五人、ほかに手負少々、説論にあたった古市右近・大島平造・鞍懸寅二郎らが、願いの筋を聞き、追廻河原おいまわがわら(靛河原のぞき)で粥かゆを給したのこで一時静かになった。追廻河原へは東大番所の関門の小繰くりをあげて通したのであるが、関門外には日暮れになる

と勝南郡日上村・新田村辺からも押し寄せて、林田町辺で米屋などに乱暴をし、夜に入ってついに関門を押し破って内町に入った。『津山領民騒擾見聞録』には

(前略) 門扉を開きたるに、群衆潮の如く乱入して、今朝銃殺されし死骸福中屋の側に在りしを見て大に騒ぎ、直ちに福中屋に乱入して家財を破毀し(下略)

道具・衣類・金子を打ちこわしたり盗みとったり、さらに天井板を関門へ運んで焚きなどした。各戸から一人も出ないものがあればその家へ押し入ると町々へ触れて、町人をかき出し、西へ進んで材木町・伏見町・京町・塚町・二階町・元魚町・二丁目・三丁目・坪井町・今町・安岡町で二十数軒を破壊し、町々の米屋をいづれも少しづつ打ち破った。

藩側の一揆への対応策は、町奉行から度々督促しても評定が長びいて容易に決まらず、関門内へ乱入した一揆によって、二五日夜の城下は全く無秩序のままであった。漸く九ツ時(夜の一二時)前から物頭小沢本支・濱田平橋・佐藤郷左衛門、説得方大島平蔵・鞍懸寅二郎らが出動した。町人の一揆参加者は状勢を知って早く逃げた。町人の一揆参加者も残っていた百姓が幾人も召

し取られた。

二五日の朝、河辺村から東へ向った一揆は、勝南郡新田村・池ヶ原村(以上津山市)を経て、爲本村(勝央町)・黒坂村(同)辺の農民を扇動して参加させ、英田郡倉敷村(美作町)へ押し寄せた。一揆は村民をおびやかして参加させたが、勝南郡湯郷村(美作町)に至って群衆の点検をしたところ、倉敷のものが一人もいないので大いに怒り、再び倉敷に引き返して商家数軒を破壊して藩の倉へ押し寄せた。蔵目付川井右仲らはこれに説諭を加えたが聞き入れないので、ついに小銃を發して防衛の威を示した。そのため一揆の側に死傷者が出て騒ぎは一層大きくなった。やむを得ず川井らの役人は倉を捨てて脱出し、別れ別れになって二七日夜、津山へたどりつた。藩からは榭原良之助・吉田幸一が二八日に倉敷方面の百姓説得に出向き、二九日朝、川井らも倉敷へ出発した。鎮静したので二九日に榭原らは引き取った。

一方、一揆の一隊は湯郷村・位田村(美作町)から飯岡村(柵原町)を経て、川に沿うて周佐村(同)に出た。また一隊は同郡中山村(美作町)・上間村(柵原町)を経て百々村(同)に出て周佐村へ向う途中、周佐村から

大庭郡古見村（久世町）の百姓は同村の八幡宮に集つて強訴と唱え、近村を誘つて次第に人数を増し、二六日五時（午後八時）頃に久世村に進出した。町家をうちこわし、藩の蔵へも乱暴を加えた。さらに進んで久米北条郡の坪井駅（久米町）西の鶴坂へ集つて容易ならぬ騒動であるとの情報があつた。二八日朝、物頭黒田玄蕃、午後、物頭小沢本支が出発した。また別に近村の百姓を説得するために村上淡治郎・田淵寅夫・岩田真五左衛門が出役を命ぜられて出立した。

その後鶴坂辺へ多数集つていゝ注進があり、鞍懸寅二郎・榊原良之助・吉田幸一は説得のため一月三〇日に出役を命ぜられて直ちに立出した。それに続いて同日、家老代年寄大熊近江、年寄海老原極人（信濃）以下大目付・大番頭・物頭など陣容を整えて出発した。右の面々が久米北条郡宮尾村中須賀（久米町）まで進出したところ、坪井駅へ出張していた鞍懸ほか兩人から、しばらく入り込むのを見合せるようにとの連絡があつて、ひとまずその夜は中須賀に陣を取つた。

藩の一揆に対する態度は最終的には武力鎮圧の方針であつたが、できるだけ説得につとめるにあつた。その説

得の内容は『国元日記』十一月晦日（三〇日）の項に次の如くある。

此度多人数あつまり、此所へ罷出候ハ何等の事より事おこり候訳いさぬハ不レ存候得とも、なんと年久しく御上様之御かうおんを蒙り居候ハ冥加至極難レ有事と可レ存処、かくさうどう致し候ハ是迄の御高おんをわすれ候義ニ當り可レ申、めいゝゝあんのんニ暮度と存候へは、よく心をしつめ、我身をかへりみ、親孝行を第一といたし、妻子をはごくみ候心かけ無レ之てハ、天理ニはつれ勿体なき事と能く勘弁いたし可レ申。尤当年がらの義今日立行かね候ものハ、かならず御すくひ被レ下候間、いかにも安堵いたし早々引取候様可レ致候。もし御趣意の趣いはるニおよひ候もの有レ之候ハ、急度存より可レ有レ之事。

十一月

信濃（海老原）

近江（大熊）

要するところ、藩主の恩を説いて、困窮している者は救済するというのが基本であつた。

一方、久米北条郡中北村（久米町）まで進出した一揆

は中庄屋久山直助の説得と接待がおもに効を奏し、一二月一日には一同解散して帰村した。

倉敷村に近い海内領（上野沼田―群馬県―の土岐家の領地で、英田郡海内村―美作町―に陣屋があった。）でも百姓が騒いだので、同所の役人から鎮静方を津山藩に頼んで来た。そのため一月二十九日に物頭竹内要左衛門を派遣したが、鎮静したので二月一日に引き取った。

但馬生野代官支配所たる勝北郡の村々も騒いだので、同所の役人の依頼によって二月九日に物頭小沢本支を出張させたが、一二日に鎮静に及んだので引き取った。

また津山藩の預所（管理を委任されている幕府領）たる西々条郡中谷村（鏡野町）・大庭郡山中辺（真庭郡）へも物頭をそれぞれ派遣して鎮静にあたらせた。

〔国元日記〕・『町奉行日記』・『改政一乱記』・『郷輩騒動記』・『津山領民騒擾見聞録』

二月一七日、津山藩京都留守居の奥村牧夫から、京都表御用番板倉勝静と所司代松平容保へ、百姓の強訴の顛末の届け書を差し出した。その報告が津山へ到着した二月二十九日、小豆島の領分村々百姓どもが騒ぎかけたという届けが郡代細川唯右衛門からあり、翌年正月に入

って一揆に関する注進が相ついだ。正月一六日、物頭小沢本支は「一番備附属の役々并組之者」を、物頭黒田玄蕃は「御預ケ之組五十人」を召しつれて小豆島へ向かった。強訴の説得に榊原良之助を命ずることが内定したが、さきに美作国の強訴説得にあたり後害を醸した点にかんがみて郡代が極力反対してとり止めになった。同一六日には説得方として田淵寅夫・今泉南八が派遣された。下旬に至って大体鎮静したので引き取った。（『国元日記』・『郡代日記』）

嘆願書と 加茂谷強訴の発起人東北条郡行重村事後処置（加茂町）の直吉が出した嘆願書は次の如くである。

乍レ恐^{おそれながら}以^お二書^レ附^レ一奉^レ三歎^レ願^レ一候事

一、御領内村々総百姓中奉^お二嘆^お願^お一候其意趣者^は

一、御年貢御蔵納^お三斗^お五^お升^お計^お切^お之事

一、當寅御年貢御引下^おケ之事

附^おり、関門入用御断^お之事

一、以後御出馬有^おレ之候共、若党鎗持^や二百姓^おヲ御連被^つレ成候儀御断^お之事

一、当寅献納金難渋人之分年延之事

一、御検見之節壹合以下之毛御免之事

一、御蔵米似セ俵川下ケ御吟味之事

附り、御登米之外津留之事

一、近来新規之御運上御免之事

一、諸役人依怙之沙汰御吟味之事

右拾壹ヶ条之趣御取調へ之上、格別之御仁智を以御許

容被レ爲ニ成下ニ候ハ、莫大之御慈悲、百姓一同難レ有

仕合ニ奉レ存候。此段宜敷様被ニ仰上ニ可レ被レ下候。以

上。

東北条郡行重村西分

慶応二丙寅十一月 日 百姓総代 直吉 印

津山御役所

右の要求は年貢軽減が主なものであるが、戦時に百姓を雑卒としてつれてゆくことに反対している点が注目される。

直吉は二六日朝、津山に留ってこの嘆願書をしたため、提出の手続をしたのち、八半時(午後三時)ごろ組合一人を同伴して郡代所へ自首し、

私は今回強訴の発起人である。當初は単に扶食(食糧)のご救助を嘆願しようと思いたち、村を出発した

のに、途中追々多人数になり、ついにこのような乱暴

を働き、意外な大事になったことはまことに恐れ入り

奉る。なにとぞ私一人を強訴発頭の罪に問われ、一時

心得違いの者は寛典(寛大なおきて)を蒙り、一般窮民

はしのぎかたのつくようお取り計いを懇願し奉る。

と述べた。そこで一旦郷預けとなり、ついで牢獄に投ぜ

られた。(「津山領民騒擾見聞録」)

一二月一日の『国元日記』には次の如く記している。

今般百姓共嘆願ニ付御蔵御仕法替相成、且又難渋人

共江左之通被レ下ニ相成。

一、御蔵ニ而直し婆相止、以前之通百姓手直し之事

一、御年貢米三斗五升計 切之事

一、御手当米貳万三千百五拾俵

作州御領分中計江

内訳

米壹万三千百五拾俵

右割付方

村々分ケ

四歩高割

四歩人別割

式歩難波人見付割

米壹万俵 御領分中不_レ残江

右割付方

軒別割

人別割

蔵の仕法替については、蔵米はこれまで三斗三升をはかり、その余は山計りにしていたのを三斗五升の切_{きり}枘とする。大豆・米とも同様。(『郷輩騒動記』) 年貢納入の時に米の質や量の検査について、「直し婆」と呼ばれるものが俵直しにあたっていたのを廃止する。手当米のうち一万俵は領分全体に配分したので、小豆島もふくまれることになる。『郡代日記』一二月一五日の項に

郷中被_レ下御手当米壹万俵之内五百七拾俵、小豆島

へ配分之分、中川筋積下通船方、岡山表へ懸_{かけ}合_あ方、交

通下案を以同済。

とあるから、五七〇俵は一二月下旬頃旭川_{あさひがわ}を下して小豆島へ送られたものと推定される。

小豆島については、慶応三年正月に救済対策として、

郡代からの要望で「千俵被_{くだされ}下、千俵御貸付」が決まり、さらに「三百俵増被_レ下」を郡代から要望したが、それでは高割において島方の割合が美作国よりよくなって、美作国への響きがよくなないと大目付朝倉右門が言うのに対し、郡代は「今般は高_{みか}二拘_かり候儀二無_レ之、人別二懸_かり候儀二付、当国江響候儀は無_レ之。」と主張し、評議の決定を促した。評議は容易に決しないまま、右の範囲内で島方に理解させるべくつとめ、それでも聞き入れなければ、話をひきのぼして早速人数を送るといふ旨を含めて、一日に代官小林喜多右衛門を小豆島へ出発させた。それと入れちがいに一三日に着いた島からの書状によれば、現地では六ヶ条の要求を出して暴動に及びそうなので、とりあえず土庄村_{とのしやう}にあった九〇〇俵を与えて納得させようとしたが聞き入れないということであった。六ヶ条要求の中心点は一割増米免除(備中倉敷役所支配すなわち天領の時より年貢が一割増して、六公四民になっているのをもとへ戻すこと)にあるが、これは美作国内への影響があつて、藩としては呑_のめない点であつた。一六日着の飛脚便によれば、強訴は強勢で容易に治まらないので、代官は六ヶ条を聞き届けると達し

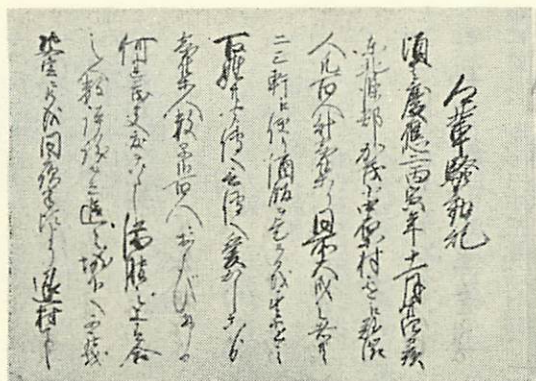


図23 『郷輩騒動記』一津山郷土館蔵

たということであった。かくて既述の如く一六日に急遽物頭・説得方らの派遣となり一応強訴は鎮定した。しかし一割増米免除の件は、代官から再三意見具申があつたが、藩としてはそのまま容れることはできなかった。紆予曲折を経て、「一旦達したことを達し替えるのはよくないので、六ヶ条嘆願は心得違いであつたとして願ひ下げさせ、一割増米はこれまで通り上納させ、その分だけは手当米を与える。」ということで解決した。それは二月半頃であつた。(『郡代日記』)

津山藩領以外でも、一揆の影響をうけた英田郡の内村、勝北郡の近長村、久

米北条郡の坪井村の百姓に若干の手当を与えた。(『郷輩騒動記』)

一揆の要求は全部容れられたわけではなく、特に藩主出馬にあたり「若黨鎮持」に百姓を連れて行かないようにとの要求に対しては、藩からなんらの意志表示もなされなかった。郷中間として百姓を徴することは以前からあり、文久二年には摂州の台場築造の夫役に百姓を用いたし、二度にわたる長州征伐にあつてもかなりの百姓が徴せられたと推定される。一揆側からこのような要求を出した例は他国にも見られた。

献納金については慶応三年(一八六七)二月朔日の『郡代日記』に

- 一、行重村西分・青山分・中原村・綾辺村西分・百々村下原分・八代分・下津川村献金御免願御聞濟
- 一、公郷三ヶ村・桑原村・原口村調達金右同断
- 一、小中原村・公郷村上分調達金月延願右同断

とあつて、難波人の分は年延べにせよとの要求が大体容れられたことになる。それ以外の村については慶応二年分の献金は引き続いて行われた。たとえば『郡代日記』慶応三年二月八日の記事に

一、田辺構献金残り之分金六拾貳両差出、大目付へ出
 一、右同断構調達金六拾九両差出、右同断
 また二月二一日に

一、二宮構献金左之通相納、大目付へ出

一、金五百拾九両三歩三朱

内六両 二宮村齊治今般新献之分

一、香々美構右同断

一、金百五拾三両壹歩

外金五両 今般別段献納之分

とあるごときがそれである。

また去る丑歳即ち慶応元年（一八六五）分の農村の献金に対し、慶応三年正月二十七日、二十八日、二十九日にわたって数百人に賞を与えた。このような場合には御用番の両所即ち家老と年寄へ郡代から報告することになってしたが、あまり数が多くて容易に届書もしたために、いので、一帳をしたためて大目付へ差出すようにしたいと郡代から申し述べた。これについて二月朔日に大目付から、御用番へは大意を申上げるだけでよいとの沙汰があった。八月五日にも数百人に同じく慶応元年分の献金について賞が与えられた。それらの賞の内容は一代限小

脇差御免、忰代迄上下御免、一代門松御免、扇子一本入一箱、鳥目一貫五〇〇文などで、実質的内容の乏しい賞を濫発したものである。

献金は町方においても行われ、その額に応じて賞に差等があった。慶応二年一月一八日には町方五〇余人に賞が申し渡され、六〇〇両の献金に対し「忰帯刀、苗字御合印御免、札元格。孫代札元格」とあり、二〇両差し出したのには「忰代門松御免」とある。

寺社関係については慶応三年二月一〇日に金子献納の功を賞して、地藏院に掛物一幅、大杉原一束、中啓（扇）一本を与えたのを最高に、その他二百数十の寺院・神主・神人に小杉原一束とか、鼻紙一束とかを与えてこれを賞した。

慶応二年一月二五日の一揆に際して市中のうけた被害の手当について、一月一八日に次のような取り計らいがなされた。

大破損につき米二俵つゝ	二九人
中破損につき米一俵つゝ	一八人
小破損につき鳥目一五貫文つゝ	七人
少々破損につき同五貫文つゝ	一八人



図24 百姓一揆の補償
一津山市一宮 中島寿氏蔵

品物を奪い取られたにつき同三貫文つゝ 一六人
品物少々奪い取られたにつき同一貫文つゝ 三〇人
そのほか郷中においても一揆による損害を届け出たもの
については藩から若干の補償を与えた。一宮神主が門戸
を打ち破られたのに対し「銀札百目」を与えられたのは
その一例である。

慶応二年一二月二九日に行われた恒例の賞のうち、直
接強訴関係で賞せられた町人二三人、その他長年の出精
については賞せられた町人は二〇余人に及んだ。後者につ
いては間接に強訴にあたり藩に協力したことが推定され

る。

一揆に関して役人の処分が行われた。慶応二年一二月
一五日、郡代遠藤浦右衛門、郡代添役代官兼帯中村寛兵
衛が役を免ぜられたが、遠藤の産物御用、中村の甲州流
師役御備懸はこれまで通り勤めることになった。一二
月二八日、倉敷蔵目付川井右仲は役儀を免ぜられ、同じ
倉敷蔵の役人三人とともに差し控え（謹慎）を命ぜられ
た。これは無断で職場を放棄した責任を問われたもので
ある。その他にも代官・作目付の交替があった。（『国元
日記』・『郷輩騒動記』）

一揆の論功行賞とは一応別であるが、さきに行われた
軍制改革（第二章二参照）にともなう人事異動の一部が
慶応二年一二月一八日に行われ、小沢本支は持筒頭か
ら、黒田玄蕃は長柄奉行から、竹内要左衛門は先手弓頭
から、ともに鉄砲頭を仰せつけられた。これは名目の変
更に伴うもので、栄進を意味するものではない。ただ注
目されるのは、一揆の鎮撫にあたり宮川大橋で失態のあ
った佐藤郷左衛門が、この改革の都合にことよせて役儀
を免ぜられたことである。

一揆の鎮定に功のあった者の登用については、一二月

一五日に細川唯右衛門が郡代と地方引受・寺社取次兼帯を、吉田幸一が代官と郡代添役兼帯を命ぜられた。〔「国元日記」〕

鞍懸寅次郎が国産懸助（次席）・運上奉行受持を命ぜられたのは翌慶応三年七月一日のことで、直接一揆に關するものとは断定できない。〔「郡代日記」〕

村方の処置については、一二月二九日に大庭郡目木構大庄屋は「構村内小前之もの共江対、取計方心得違之義も有之趣相聞、役柄不似合不埒之事ニ候。」という理由で役儀を免ぜられ追込（百姓町人の蝻居）を命ぜられた。代って久米北条郡中北村中庄屋久山直助は目木構大庄屋補欠を仰せつけられた。さらに翌三〇日、目木村中庄屋も大庄屋と同様の理由で「役義取放追込」に処せられた。〔「国元日記」〕

主謀者らの分 一揆の中心となった直吉は『改政一乱記』によれば、勝南郡岡村（勝央町）

下山四郎兵衛の次男で、東北条郡行重村仁木藤右衛門の養子となり、別家して仁木直吉郎といい、高一〇石ほどの百姓である。自首したのちの口書（供述書）によれば、

近年諸色

高価になり、

殊に米価が

格外に高く

難渋してい

た折から、

寅年（慶応

二年）は稀

な大風で違

作（凶作）

になり、い

ずれ相当な

お勘弁を仰

せつけられるものと思っていたところ、年貢は定めど

おりで、皆済は覚つかなく扶食にも差し支え難渋する

ところから、一月二四日朝自宅へ、兵吉・美代蔵・

源吉らを集めて、救米を歎願し、かつ近来一同が難澁

している「御年貢生け拵井直し婆々等之義、御廢止

相成候様手強申立候ては如何哉」と相談した。いづれ

も同意したので、今夕出発ときめ、当村から騒ぎ立て

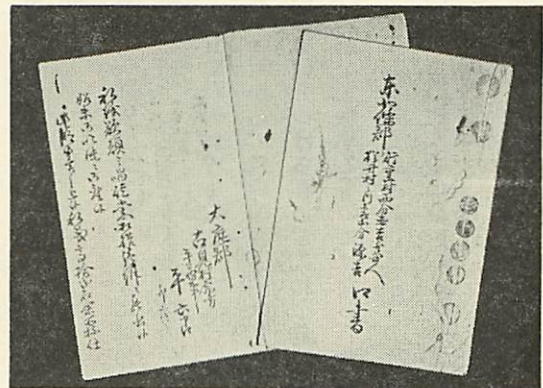


図25 一揆主謀者の「口書」 一東京都 矢吹信夫氏蔵

かけたようになっては後日の恐れもあり、また村方のもの一統が同意することもはかりがたいので、横野から催して荒坂(津山市上横野奥谷と加茂町青山との境)を越えてまかり出たように見せかけ、村方のものどもを誘い引出すようなふりあいに取りはからうことを申しふくめた。日が暮れてから騒がしくなったので出かけ、小中原村へ行って見たところ、角屋・榎屋で乱暴をしているので、手荒なことをしないように高声で申し宥めているところへ酒を出したので一同酔っぱらい、両家を出てから、中原村通りと塔中村通りの二組に別れ、私は塔中村から桑原村・下津川村(以上加茂町)・吉見村・綾部村・草加部村・櫛村・野村・押入村・河辺村とまかり出て、道々所々で飲食した。河辺村を出かけたところ、先頭が少し滞ったので、どうしたことかと思つたが、その時は詳しいことはわからなかった。あとで聞けば同所へお役人が出張して説得されたが承服せず、押ししてお城下へまかり出た由である。それから東新町角屋、西新町北岡屋へ多人数入りこみ乱暴したので、取り押さえたかと思つたが、なにごろも多人数、ことのほかいずれも大酒をのんで狂気の体

になつていて、どうにもしかたがなかった。「夫より心得の処、何れも過酒仕前後忘却致、所々乱妨におよひ候次第、私心得違の処より右の始末に立至り、先非後悔仕候に付、」二六日晝八時(午后二時)頃お役所へ自訴した。

とある。同じ行重村西分の兵吉・美代藏、同郡櫛井村青山分(加茂町)の源吉の口書も大体同じである。

西から津山に向つた一揆の主領と目せられた大庭郡古見村原方の平藏事平六の口書によれば

私は高一二石余所持し、家内六人暮して、村方惣代である。近年打ち続き米穀その他諸色高値になり、寅年は稀な凶作で、中にも綿作は皆無同様で、一同難渋し、年貢皆済もおぼつかないので、手当筋を歎願してくれるように、村内難渋人どもから私へ毎々申出るので、その段度々庄屋へ歎願したが、綿作は勝手作りであるから歎願はむつかしいなどと言い、頓着してくれない。一同が申し合わせ歎願書を認め、じきじきに持参して歎願すれば、格別のご評議にもなるかと思いつき、折をもつて一同申し合せたいと思つていた折か

ら、一月二日、古見村山方やまがたの伝右衛門が通りかかり、話し合った。二七日朝、村方一同氏神へ寄り合うから早々に来るようにと連絡をうけたが、山へ薪まきこ樵りに行つて、晚七ツ時(午后四時)頃から右の氏神へ行つた。もはや両村の者多人数が来ていて、伝右衛門らが主となって申し談じているところへ、山方組頭くみがしら・原方組頭が来て、当節多人数がこのような場所へ集つて相談などするのは宜よろしくないから、願の儀があれば両人が取次ぎ遣わすから早々に引き取るように言い聞かせたが、多人数のことゆえ用いなかった。津山へ罷まかり出るのは恐れ入ることであるから、久世くせそのほかで穀物川下しをして諸人を苦しめた者を打ちくだくよう指図をし、平松村の宝来屋は質しちその他のことで難渡人へよくないので、村内の兼吉に交渉をするよう申し聞かせておいて帰宅した。伝右衛門・紋次郎、医師良輔らと相談して歎願書したたを認めた。歎願書をもつて久世へ出かけて、様子を聞いたところ、宝来屋は小作米及び質のことは如何様いかようにもすると答えた由なので、同家は打ち砕かず、一同賄まかないに預かつたうえ久世村へ押し出した。その頃までには近村から多人数が久世村に来て所

々を打ち砕き終つたところであつた。所々で酒を給せられ平氣のものは一人もなく、狂氣同様で、指図などするわけにもゆかず、言語道断であつた。それから目木村の方へ押し立てて行き、同村の中庄屋その他で乱暴を働いた者もあつた。私は同所へは立ち寄りずには北上村へ行き、同所で久山直助の世話になつて滞留した。坪井御代官・当御役人が出張され、厚く利害を説いて手当米なども下し置かれるので、恐れ入り慎んで一二月朔日ついでちに一同帰村した。

古見村山方の伝右衛門は高六石余、家内六人暮し、寅年には「村方御年貢納通持受負」で日々「久世御蔵へ罷越居候」ものであつた。その口書は平六と大体同じである。

東北条郡檜井村青山分の某の口書の一部を引用すれば
廿五日暮六時過御城下江罷越、林田町中程南側名なめん面
不レ存酒屋にて酒を吞のみ、大に酪酊めいて仕、前後の無レ辨わかま、
其節名面不レ存堺町小坂屋平八店先江品、取散有レ之
候内、地白小紋手拭地四尋、晒木綿六尺盗取(下略)
そのほか多くの金品を盗んで京町まで帰つたところを召し捕られた。

以上は本人の申し立てを役人が記したもので、必ずしも一揆の真相とは言えないが、これらの口書を添えて郡代から処分の伺書を出した。これに付箋として年寄海老原極人の意見が出され、郡代が再考して再応の伺書を出したのもある。慶応三年（一八六七）一月一日に伺い済みとなり、同二四日に処分が行われた。それによると直吉・兵吉・美代藏・源吉・平六・伝右衛門は主謀者として永牢に、青山分の某と西北条郡小原村の一名は多く盗みをしたかどで一〇〇敵の上領分追放に、東南条郡の河崎村の一名と瓜生原村の二名は五〇敵の上城下一

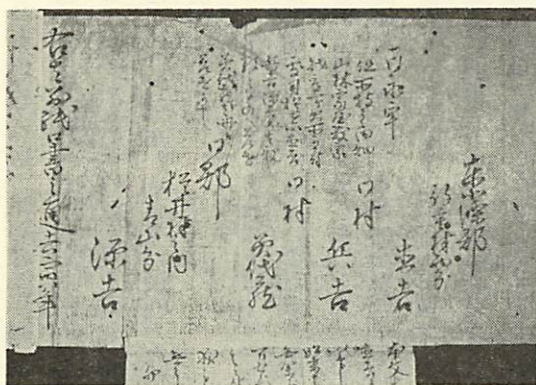


図26 一揆主謀者の申渡伺書 一矢吹信夫氏藏

里四方并に構、払いに、大庭郡三崎河原村（久世町）の一名は首領に準じ乱暴もしたかどで、剽の上領分追放となった。それ以外については吟味をしたが処分の対象とはしなかった。（「口書并に申渡伺書」）

翌慶応四年（一八六八）二月一七日には王政復古天下更始による大赦と、天皇元服による大赦が重なり、特赦によって前記の永牢の六名及び同じく一揆の主謀者として永牢になっていた小豆島の者六名は釈放された。（「国元日記」）

改政一揆の味

幕末における全国の百姓一揆の数は嘉永六年（一八五三）から慶応三年（一八六七）までに三九六件を数えることができる。年平均約二六件である。そのうち慶応二年は特に多く、一〇六件を数える。慶応二年の一揆をみると、米価を主とする物価騰貴によるものが最も多く、従って要求としては貢租負担の軽減、救米の要求が多い。農兵に反対し、或は軍夫役を忌避するもの、助郷の減免を要求するものがこれにつづいている。一揆の形態としては、明確に分類しにくいのが、「不隠」・「打ちこわし」・「強訴」が多く

て、それぞれ二〇件を越えている。そのほか「愁訴」・「越訴」・「蜂起」とみなされるものもある。この慶応二年には一揆とまではゆかない都市騒擾三五件、村方騒動四四件も数えられ、これまた幕末では最高となっている。(「百姓一揆綜合年表」)

慶応二年は凶作や米価騰貴のあったことは事実であるが、政治的には第二次長州征伐に失敗して幕府の無力が天下にさらけ出された年でもあった。こうした状況に乗じて全国的に幕藩体制へのゆさぶりがかけられたものである。個々の一揆をとってみると討幕とか革命を叫んだものはなく、全国的に組織されたものとも断じがたい。津山藩の場合にも「改政一揆」と呼び、「世直し一揆」であるとする説もあるが、藩に対する要求事項の中に革命的なものを見出だすことはできない。

ただ「改政」という語が『改政一乱記』の題名となっている点は注目される。この書は津山以東に写本として流布したが、慶応四年辰正月に勝南郡中尾村(美作町)国政恵三郎の写した五巻本が津山郷土館に伝わり、『作州百姓一揆叢書』にも一巻の一部と二・三・四巻を収録している。

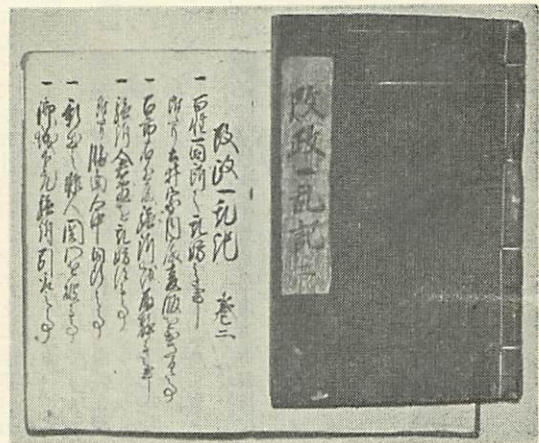


図27 『改政一乱記』 一津山郷土館蔵

巻一は「百姓騒動根元の事、付たり、鞍懸虎次郎隠謀の事」と題し、鞍懸が井汲唯一を逮捕する経緯を叙し、鞍懸のような表裏の侍を、学者の智者のともてはやす家老以下の「佞奸邪智の輩」が、私欲に迷い、国政を乱し、賞罰に当を得ないことが多く、その上、「種々の新法を取立、万民の苦みを不顧」肝要の武芸を怠り、こうしたことが井汲を自殺に追い込み、このような勇士を失う

て「佞辯の讒者」を愛する政治のため、古今稀な凶作にあたり適切な処置を構じないで一揆を引き起こしたと述べ、仁木直吉郎（直吉）を中心とする一揆が河辺村へ至るまでを記している。卷二は河辺村で二手に分れた一揆の動きをくわしく叙している。卷三は直吉郎の自首と英田郡・吉野郡の状況を記し、英田郡海内村の大庄屋田中長兵衛、吉野郡田殿村広山分（美作町）の牧野五郎右衛門がそれぞれ百姓の要求を携えて津山役所へ急行することなどを記している。卷四は古見村から起こった一揆の経過を叙し、目木構・河内構からの歎願書を記し、さらに大庭郡奥組（上組）九ヶ村すなわち、いわゆる山中方面の一揆とその歎願書を記している。これらの要求は経済的な面に限られている。卷五は小豆島一揆について詳しく述べている。この中にある歎願書も、六か条をあげて、さきの備中倉敷役所支配の時の仕法に戻すことを要求する経済的なものである。主謀者ら一〇〇余人が召し捕られ、そのうち六人が津山表へ引立てられ、「吟味なしに二月六日入牢仰被_レ付ける。」で終っている。叙述に正確を欠く点もあるが、単なる民間人としては得難いと思われる史料も含まれる点、井汲を特に愛惜すること

から作者は井汲門下の士と連絡が密であったと見られる点、直吉の歎願書の書き方が、矢吹正則の書いた『津山領民騒擾見聞録』のそれより整理されて「以後御出馬有_レ之候ても若党鎗持に百姓を御連義御断の事」という条項が特に最後に廻されている点などが注目される。「改政」という語が表題にあることだけで、この一揆全体が当時「改政一揆」と称せられたとは考えられないが、現状に不満を持ち、その打開を望む作者がこの一揆の意義を高く評価し、これをもって改政一揆として位置づけたものである。改政の意味するところは農民の負担軽減による善政の実現にあって、討幕による新しい社会の実現を計画するまでには至っていなかった。しかしこの一揆がただ自然発生的なものではなく、かなり計画性のあるものであったことは、津山藩領内で同時に各方面から起こってきた点や、勝山藩その他にも起こった点から考えられる。それとともに、農民の忍耐が既に限界に達しており、一揆の起こり得る社会的経済的要因が各地にみなぎっていたことが、このような大規模な一揆を起こさせた原因であったといえよう。

第二次長州征伐に出陣するのをためらう藩の多かった

ことは、幕府の方針に反対するという政治的見解によるものだけでなく、各藩内の民衆の動向に不安を感じていたことによるのは否定できない。既に一揆の起こっている藩もあり、津山藩のように長州征伐後間もなく一揆の起こった藩もあった。藩としては一揆を武力で弾圧することは極力避けねばならず、その事情を知っている一揆側が強引な方法で要求貫徹をはかることができた。結果的にみれば津山藩の支配力に動揺を与えたことは事実で、藩内の勢力分野に何程かの影響があったものと思われる。

百姓一揆の鎮定または説得に活躍した藩士についてみると、たとえば古市右近は荻野流師役、格式大目付、高五〇〇石、細川唯右衛門は小従人組、高五〇石であり、その他格式も禄高も様々であった。そして彼等は、その後藩内で地歩を占め、特に小沢本支・鞍懸寅治郎は維新にあたり、権大参事として重きをなすようになる。

四、王政復古

外交問題の 処 理

幕府は横浜鎖港の成功を期すると称したが、外国側の反対はその実現を許さぬばかりか、下関における外国船砲撃によって、通商条約勅許の要望、下関償金の支払いなどの難問を出されて窮地に陥った。さらには償金支払い延期の代償としては兵庫の先期開港（開港の予定を早める）と税率の軽減を要求されて、幕府は容易ならぬ事態に追い詰められた。幕府は慶応元年（一八六五）一〇月、朝廷に対して条約勅許と兵庫の先期開港の避け得ない実情を強く訴え、ついに一〇月五日に条約勅許を得た。しかし兵庫の開港は許可されなかったため、さらに外国との交渉を重ね、下関償金の軽減要求は放棄し、翌慶応二年五月に至って税率改訂の条約に調印した。

第二回長州征伐中に大坂で病没した家茂の後継者として第一五代将軍となった慶喜は、幕府の頽勢を挽回すべく人材を登用し、職制の改革、陸海軍の改革を行った。

そして、慶応二年二月二十五日の孝明天皇急逝を機として、慶応三年正月二三日に征長軍の解兵の令を布告して時局の收拾をはかった。慶喜に課せられた最も重要な政治課題は、一つは長州問題の処理であり、一つは兵庫開港問題の解決であった。

兵庫開港は文久二年（一八六二）に五年間延期されていたが、慶応三年二月七日が期限となっていた。さきの条約勅許後も兵庫開港を外国側から要請されていたので、三月五日に勅許を奏請した。しかし朝議は紛糾して容易に決せず、尾張・紀伊等二五藩に諮詢して四月中旬に回答させることにし、且つ藩主の上京を促した。

島津久光・松平慶永よしなが・山内豊信とよしげ・伊達宗城むねなりは入京して会談を行い、まず長州を寛大な処分にしてのち兵庫開港に及ぶべきであるという建議をした。慶喜は兵庫開港の期日切迫からその決定を急いだ。慶応三年五月二三日から二四日にかけての朝議紛糾ののち、ようやくこの両問題を同時に処理することの勅許があった。

この際に津山藩主は上京しなかったが、五月二八日付で意見書を幕府へ出した。これは朝議決定後になつたけれども、当時の津山藩の態度を知るため、要点のみを記

す。

長防の件は芸州藩がかねてからその状態を熟知しているから、その他一、二の大藩へ委任して服罪の周旋を仰せつけられたい。外国の事情はよくわきまえないが、開港開市は既に勅許にもなり、「当時万国普通之理勢ニ付」今一か所兵庫港を開き信義を以て交通することにについては、悔りをうけないよう備を嚴重に立て進められたい。朝廷と幕府が合体して決議の上、至当の処置を決定されればいかようにも尽力する。（『松平慶倫侯建言書集』）

大政奉還の 慶応三年（一八六七）正月に明治天皇
前 後 踐祚せんそがあり、二条関白が摂政となつ

た。その頃薩摩藩は蟄居中の岩倉具視及び、太宰府にある三条実美と気脈を通じ、長州藩と策応して王政復古の計画を進めたが、ことは意のままに運ばず、ついに武力解決の手段をとることもやむを得ないとするに至った。

一方、土佐の坂本龍馬は、武力によらず公議輿論よによって維新を行う、いわゆる公議政体論を主張して後藤象二郎を動かし、後藤は前藩主山内豊信（容堂）の裁可を得て、一〇月三日、政権を朝廷に奉還することを勧告する

建白書を幕府へ提出した。

慶応三年一〇月一三日、幕府側からの呼び出しによって各藩の京都留守居が集合した。老中板倉勝静から大要次のような封書(甲)を渡し、見込みの趣があれば申し上げるようにと達した。

わが皇国時運の沿革を見るのに、政権が武門に移ってから、わが祖宗に至ってさらに「寵眷」を蒙り、二百余年子孫が相受け、自分がその職を奉じて今日の形勢に至ったのも、つまり薄徳のいたすところで慚愧に堪えない。まして今日外国の交際が日に盛んになって、いよいよ朝権一途に出ないでは綱紀が立ちにくいから、従来の旧習を改め政権を朝廷に帰し、広く天下の公議をつくし、聖断を仰いで同心協力し、ともに皇国を保護すれば、海外万国と並立することができ、わが国家に尽くすにはこれに過ぎるものはない。しかし意見があれば忌憚なく聞かせてくれ。

このことについてその場で意見を申し述べるため、薩摩藩の小松帯刀ほか、芸州・備前・土佐・宇和島の四藩のものが居残り、その他は控所へ退いた。

さらに、大広間において板倉老中が封書(乙)を渡し、

藩主が早々に上京するようにと達した。

同じ一三日に、朝廷から長州藩の毛利敬親父子に対して官位をもとにかえす旨旨があり、翌一四日、討幕の密勅が渡された。薩摩藩の島津忠義父子に対するものは一日付になっているが、内容は同文であり、長州藩へと同時に正親町三条実愛からそれぞれの藩士に渡された。

一方、將軍慶喜は山内豊信の建白を納れ、一〇月一日に「大政奉還の上表文」を呈し、一五日、天皇は慶喜に参内を命じて勅許の沙汰を下した。

一〇月一五日、伝奏日野大納言の命で、津山藩の京都留守居奥村牧夫は大納言邸へ出頭した。翌朝七時(午前四時)前に宮中から帰った大納言から、藩主が早々上京するようにといい沙汰書を伝えた。別紙として將軍の大政奉還を勅許する沙汰書が添えられていた。この日に上京の命をうけたのは一〇万石以上の大名で、その他の大名は二一日に同じく上京の命をうけた。朝廷は諸侯会議によって方針の立つまでの緊急政務の処理を慶喜に委任したが、一方ではひそかに討幕の計画が進められていた。

奥村は一七日に伝奏飛鳥井大納言の雑掌本多左京から

政局の詳細を得、急に一八日夜、津山へ向った。二一日夜半過ぎに津山に帰着すると直ちに、翌朝京都へ出発予定の海老原極人に会い、渡部勘解由同席の上で委細報告した。翌朝登城して家老以下に京都の模様、藩主上京の都合などを話し、そのあと藩主の前へ出て質問に答えた。奥村は二八日に京都へ帰着したが、それよりさき、二五日に中村静一郎が津山から京都へ次の二通の書面をもたらし、二六日に老中板倉勝静へ差し出した。

一通は「去る一三日に幕府から渡された封書(甲)を一七日に拜見したが、今後心付くことがあつたら申上げろ。」という簡単なものである。

今一通は封書(乙)への返事で、「昨年以來鬱症^{うつしやう}で今もってしかとしないことと、長防がとかく不穩であるとの風聞があり、万一不慮の変事が起こつたら、わずか出雲一國を隔てるだけで、自國のことが心もとないこととで、なるべく暫時発足を猶予願いたい。」という内容である。

この幕府への書面は一〇月二一日付であるが、それほどほぼ同じ内容の書面を二三日付で十一月一日に朝廷へ提出した。

津山藩からの書面に対して、幕府からは病気が少し快くなつたら自國警備は重役に申しつけて押して上京せよ、それもできなければ名代の重役を差し出せと命じた。また朝廷からは一月中旬には必ず上京せよと指示した。

一月三日に、京都留守居の海老原極人・村山左京の両名は板倉老中に面会して覚書を差し出し、幕府の内実の趣意を伺って申し越すように申付けられているから内意を伺いたいと申入れた。同月六日及び九日に奥村牧夫は飛鳥井の雑掌本多左京から情報を得た。家老安藤要人^{かなめ}は上京して同月一日に大蔵大輔・板倉老中・松平所司代に挨拶した。

同月二〇日、板倉老中の公用人から京都留守居に、「安藤は藩主の名代か。」と尋ねたのに対し「そうではなく、藩主の上京は今暫く猶予願いたいと国許から申越しており、いずれ近日のうちに願書を差出すようにする。」と答えた。藩主の上京猶予の願書は京都表の役筋の考えで作成して二四日付にし、国元から回った形にして一月二九日に朝廷と幕府へ差し出した。

家老安藤は一月二八日に津山へ帰着したが、藩では

さきに津山に帰っていた海老原を再び上京させて京都方面の采配をとらせることになった。一月三〇日には、海老原を今般上京させるから「年寄の振合」に心得よという連絡が京都留守居へ達した。また二月五日に藩主が上京する予定であったが、一〇日に延期することを二八日に国元できめたとの連絡もあった。一時要路から退けられていた鞍懸も三〇日に京都へ向けて出発した。

二月八日午後、前將軍慶喜をはじめ在京の諸侯および諸藩の重臣が召集されたが、慶喜は病と称して参内しなかった。津山藩からは村山左京・山岡季四郎・鞍懸寅二郎が出席した。伝奏・議奏が出席して別紙(甲)と(乙)の両通を渡し、両通とも見込みの趣を必ず申し出よと伝えた。(乙)は二、三日返事を延引してもよいが、(甲)は即答せよとの別紙を渡された。別紙(甲)の内容は、要するところ長州藩主父子を寛大な処置にして入洛を許し、官位をもとに復する件である。別紙(乙)の内容は、兵庫開港、大坂開市につき英国が自国人警備のため兵を置くという要求について、幕府から指図を求めた件である。

(甲)については

(前略) 叙慮之重き一己存寄無御座候。此段御請

申上候。

と村山が答えた。すなわち自分ひとり特に変った考えはなく、長州藩主を寛大な処置にすることに賛成したのである。

夜を徹して朝となり、卯の刻(午前六時)に次の書面が渡された。

国家の危急の時であるが、今度朝政一新し、追々旧典を復古し、明春はご大礼を行われる時節である。人心一和をはかり、内を整え外を制するようになりたいと思召すから、ご趣意を奉戴して上下和親し「皇国の情態」を存すべきである。

そして口頭で

先刻尋ねた長防の件は各の申出が大同小異で、即答しない向きもあったが、書付けの通り決定した。外夷の件は二、三日のうちに返答するように達しおいたが、差し迫っており、大樹(慶喜)からの言上もあるので明日巳ノ刻(午前一〇時)までに見込みを申し出よと達した。

(乙)については差し當り幕府へ委任されたいという返事を、後で村山の名をもって提出した。「京都役所日

記1)

この時の会議が終つて二条摂政以下が退去したあと、かねて岩倉と薩・長藩らの間で進められていた計画によつて、薩摩・芸州・尾張・土佐・越前の諸藩兵が宮門を固め、親王及び諸臣を学問所に集めて、天皇は王政復古の諭告を發した。同時に摂政・関白・征夷大將軍などの職制を廢し、總裁・議定・參與の三職をおき、その任命も行った。

王政復古

津山藩主が上京をためらつていたのは、病氣や領内の不安もあつたけれども、それはむしろ口実で、混沌たる政局の見通しが立たなかつたのである。その点は他の藩も同様で、一月中旬に上京したのは薩摩・芸州・尾張・越前福井のほかは、京都附近の小藩一〇余の藩主だけであつた。

江戸・京都とも形勢混沌として諸侯会議も開かれないうちに、薩・長の藩士らは岩倉具視らの堂上と連携しつつ、政權掌握の方策を進めつつあつた。

一二月九日の『京都役所日記』には

今昼頃薩州・芸州の人数が繰り出し、御所へも繰り込んで、何の子細かわからないが容易ならぬ騒がしさ

は筆紙に盡くしがたい。

と記している。津山藩ばかりではなく、八日の夜を徹して会議に加わつた大部分のものも予期しないうちに、王政復古の号令は發せられたのである。九日夜、「小御所會議」が開かれ、慶喜に官位辞退と所領返納を命ずることが決定された。

一二月一〇日、徳川慶勝と松平慶永は小御所會議の決定により二条城に至つて前將軍慶喜に辞官・納地のことを伝えた。既に諸侯會議を待たずして王政復古の令の發せられたことを伝聞した幕臣および会津・桑名その他の藩士の憤慨は城の内外に満ちていた。慶喜は勅命を受諾するにつれてしばらくの猶子を求め、事態の鎮静をはかつた。その夜、長州藩家老は兵を率いて入京し、洛中の不穩の氣は一層つので、慶喜は一二日の夜、ひそかに二条城を出て大坂城へ移つた。

一三日、奥村は將軍下坂の説を聞いたので二条城辺まで行つてみた。城門は閉ざされ、守護職屋敷、所司代屋敷も静かで、町奉行も廢止になり、組與力どもも下坂してそれから江戸へ引つ越すようであつた。御所内外の警

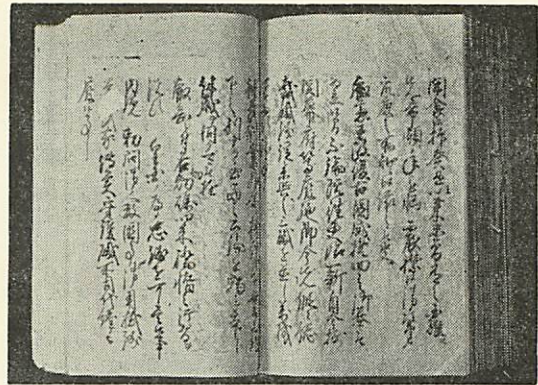


図28 『京都役所日記』(慶応3年12月24日の条)

一津山郷土館蔵

衛は薩摩・
藝州・土佐
藩などによ
りあいかわ
らず嚴重で
あった。

朝廷から
一二月一七
日付の書付
があつて、
「御一新

御変事ニ
付ては、

速に召しに応じられないことを断るとともに、一二月七日付の建白書を、すでに時機を失しているけれども使者としてはそのままにするにしのびないとして提出した。

將軍が大政奉還したが、天皇幼少のため万機親臨は空名で、かえって「大政多門ニ出候様」になつてはいけない。万機御親断に出るよう懇願し奉る。

という内容のものであった。(『京都役所日記』・「松平慶倫侯建言書集」)

江戸では薩摩藩邸に集った浪士が市中を攪乱したので、幕府は同藩邸を焼き打ちした。この報が導火線となつて鳥羽・伏見の戦となり、敗れた慶喜は正月六日にひそかに大坂城を去つた。七日、朝廷は慶喜追討令を出し、慶喜らの官位を奪い、旧幕領を直轄とした。

津山藩の進退

京坂の情勢の逼迫により、津山藩も態度を明確にする必要にせまられた。正月一七日には平沼晋を播州龍野表(兵庫県)へ派遣して「朝命遵奉之外無二御座」と御決議に御座候。」と口上を述べさせた。また同日、因州鳥取表へ小沢本支を使者として「万一非常義有之節は御応援等御頼被成度思召候。」と述べ、時候見舞かたがた援助を頼むについて

御下問之儀被^{あらせられ}爲^れ在候付、迅速上京可^レ有^レ之」あらためて仰せ出された。但し、去る一月中旬に登京するよう御沙汰もあつたことゆえ、速やかに上京せよ。

もし所勞であれば名代重職の者を差し出せ。

と、藩主の上京を強く促した。

海老原極人は二七日に参与役所へ出向いて、藩主がお召しを蒙^{こうむ}つて速やかに上京すべきところ、病気のため早

羽二重一疋と肴料千疋を贈った。

その日、鳥取藩主（池田慶徳―徳川齊昭の第五子）から早打ちの使者があった。そのもたらした書面には

今度の京摂間のことは実に意外のことで、ご同様恐縮に思う。内府公（慶喜）のご進退は驚愕に堪えない。そこもとのご国論はどうか。もとより「被_レ奉_二王命_一、一途_二御勤勞被_レ成候義」とは思うが、この節のご進退ご去就はどうあるか、確定のご国論を承りたすこともあるから、ご国論を承った上は「御示談被_レ成度義」もあるが、まず一応使者をもって尋ねる。

附、この節禁闕ご守衛の人数を差し出され、かつ「当道鎮撫使御附添人数」など差し出され、ご領分近くを通行することもあるから、かねてご処置をなされたい。

という好意のある内容がしたためられていた。これに対して津山藩から丁重に答えた。（山陰道鎮撫使については次項参照）

備前藩とはこれまでも親密ではなかったが、王政復古にあたり、備前藩は津山藩に圧力をかけてきた。備前藩

は朝廷から津山藩の動向を審問せよとの命を受け、長州藩と協力し、勝山藩をも動員して津山藩境に兵を進め、家老池田采女助が周匝（赤磐郡吉井町）において采配を振るった。

備前藩への使者大村斐夫の差し添えとして派遣されていた谷口誠造は、一七日に原宿（岡山市）から帰って状況を報告した。今まで蟄居を命じてあった藤本十兵衛を起用して、この日に福渡方面へ出立させた。かねて尊攘家として活躍した彼を用いることによって備前藩との折衝を有利に展開しようとしたものであろう。一八日朝には大村斐夫も原宿から帰着した。備前藩が岡山へ入ることを許さなかったからである。一九日には大村と谷口は再び岡山へ向って急行した。大村らが携えていた長州藩の山陽一手総督野田大和へ対する津山藩執事からの返書は次のような内容のものである。

仰せの通り徳川氏とは格別の続きもあり、今般の次第は朝廷に対し三河守（慶倫）は別して恐れ入り、皇家の絶滅は悲嘆に堪えないが「朝命之重き、大義誠親之訳」であるから、いよいよもって朝命を遵奉する心得である。

一方、京都を一七日に出発した鞍懸寅二郎は一九日に津山に帰着した。彼が異例の速さで津山へ急ぎ帰ったのは、津山藩の浮沈にかかわる危機と考えたからであろう。翌二〇日付で津山藩から朝廷へ次のような趣旨の願書を差し出した。

津山藩では人心動揺し、朝廷から錦旗が差し向けられるという風聞が備前藩側から伝わり、弁明の使者を出しても城下へ入れてくれない。備前藩は今般どのような詔命をうけたのか、通達がないので右の風説は不審に堪えない。この点についてお指図をいただきたい。宗家の伏見における重罪について、警戒すべきにそれをしなかったことは深く恐れ入り奉る。明後二二日に出発して病をおかして罪を闕下けっかに待つ覚悟である。もとより朝廷に対し別心は少しもないことは天地も明瞭あるところであるが、朝廷からお指図がないうちはいかに陳情弁解しても聞き入れてくれない。先方が過激に出て兵端を開けば、家中の者ども悲憤の折柄おりから、一戦に及ばないとも計り難い。これは全く武道の意気地、幾重にもご諒察下さるよう懇願し奉る。

こうして正月二二日 六半時むつはんとき（午前七時）、いよいよ

よ京都へ出発の予定で供揃えともぞろをしている時、にわか中止の命令が出された。

それは前夜、備前藩主池田茂政から来た使者の口上の内容に行きがちの点があったからである。使者の持参した書面は正月一四日付けで、備前・長州・芸州に対して朝廷から出されたものである。

今般復古にあたり山陽道取り調べを仰せつけるから、三藩とも申し合わせて、作州津山その他の諸藩の情実を糺問して詳しく言上し、「卒忽そうごつの義」（急を要すること）は將軍宮たると（熾仁親王）に伺うようにせよ。ただし、諸国のうちこれまで天領と言っていた徳川氏

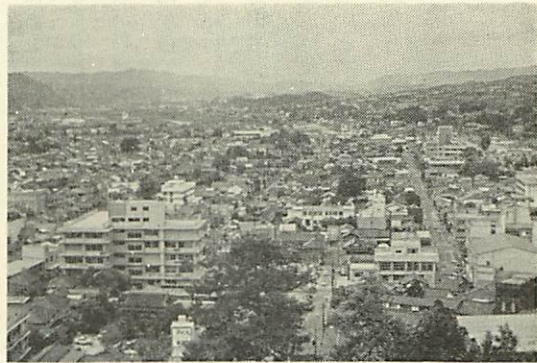


図29 田町筋の展望（昭和48年8月）

の領地、その他「賊徒之所領」などは別して入念に調べよ。右は従前苛政に苦しんでいるようなので、當年の租税は半減し、去年未納の分も同様にし、来年以後のところは取り調べの上沙汰をせられる。右の旨を申し諭して「億兆人民」が王命に服するようせいせい尽力せよ。

この使者に対し津山藩主から備前藩主へ対する次の返事を渡した。

今般御復古ニ付弊藩之実情以ニ

朝命ニ御尋之処、右は徳川慶喜今般之次第奉レ対ニ

朝命ニ重々奉ニ恐入一候。尤宗家絶滅不堪ニ悲歎一候得共。

朝命之重、大義滅親之議論、一藩致ニ決定一向後弥以

朝命遵奉領民撫恤、御復古之旨趣貫徹候様可レ致心得

ニ御座候。

朝廷向宜御執成可レ被レ下候。以上。

右の書面は山陽一手総督へあてたものと内容はほぼ同じで朝命に従う態度を明かにしたものである。藩主の書状とは別に、藩の重役たる安藤要人・海老原極人・渡部勘解由の連名で、備前藩の家老池田采女助へあてた書状

を使者に託して執りなしを頼んだ。

津山藩主は、二二日の出発を延期せざるを得なかったことを述べるとともに入京の指図を求める書状を、二二日付で京都へ送った。その中に

(前略) 今日出立可レ仕旅装罷在候処、昨日備前守より使者差越候付、家来共応接爲レ致候処、去ル十四日從ニ

朝廷一作州全国取調可レ申旨、長・芸・備三藩蒙レ

仰候間、糺問罷越候旨、申聞候付、兼而無ニ別心一

朝命遵奉可レ仕徹衷罷在候間、別紙式通差遣候。右備

前守旨趣始而明了申聞候間、聊安心仕(後略)

と述べ、備前藩主のこれまでとった態度について了解することができたとしている。そしてさらに、右の備前藩の使者が、津山藩主の返書を備前・長州・芸州の三藩主に見せてから沙汰をするまでは、津山藩主の「出立抑留」をすると言ったので、「一介使節も天使と奉レ存、天命難ニ黙止一今日出立延引仕候。」と出発できなくなった事情を説明した。そして最後に急速に入京の指図を願ったのである。

さきに正月二〇日朝廷へ出した書面に対しては朝廷か

ら

美作中将儀可有上京書面之旨趣、早々備前江相達候間、可レ得^レ其意^一候事。

との答があつたので、慶倫は二月五日に津山を立て三日に京都に着き、東山の永観堂（禅林寺）の本陣に入った。そして直ちに書を朝廷に差し出した。

正月二〇日に差し上げた書面へのお答により疑いも晴れたので、直ちに出發したいと思つたが、何分備前守（茂政）から沙汰をするまで出發を見合わせよと重ねて言うので、その沙汰を待つていたところ、早々に上京せよとの朝廷からのお沙汰が三日に国元へ達したので、暫時も猶予がならないと考え、備前守へは四日に使者をもつてお沙汰の趣を伝えておいて、五日に国元を出發して今日着いた。しかし、慶喜が暴動をして重罪を犯したのに、その親族である私が警戒しなかつたことは重々恐れ入るので、到着後謹慎している。進退のお指図を願ひ奉る。

朝廷は津山藩主の態度を諒^{りよう}とし、二月二日、謹慎するに及ばないから出仕せよという書付を津山藩へ渡した。そして藩主慶倫が二五日に参内してすべて滞りなく

すんだ。この報が飛脚で津山へもたらされたのは二八日であつた。藩では直ちに家中へ回状と触れ書を出した。津山藩は親藩として朝幕の間に立ち、極めてむづかしい立場にあつたが、ここでその態度がはっきりしたのである。（『国元日記』・『京都役所日記』）

山陰道鎮撫使の通過

王政復古にあたり態度を明らかにすべくせまられたのは津山藩ばかりではな

かつた。鳥羽伏見の戦によって勝敗は一応明らかになつたとはいへ、朝廷側としては各地の動向をつかみ、その勢力圏を確立しなければならなかつた。錦旗をひるがえした鎮撫總督が各地に派遣されたのはそのためである。二月に山陰道に派遣された山陰道鎮撫總督西園寺公望は、山陰道平定の目的を果して帰途を美作路にとつた。

津山では鎮撫使通行について三月二日に京橋見通し及び二階町から材木町までの堀端石垣の草取り、三月四日に道筋破損箇所修理を行い、また

- 一、町々自身番相動、御通行之節は下坐^{げざ}可レ致こと。
- 一、御道筋は町々盛砂水桶差出のこと。

など一八ヶ条の触^{ふれ}を町内に示達した。（『達書並に触書控』）

また大目付から家中に対し、

鎮撫使の止宿中は申すに及ばず、ご通行前から家中の面々は公用のほか外出してはならぬ。婦女子ならばに下々まで右に准じ謹慎せよ。

飼犬は繋いでおくか、郷中へ預けておけ。という触れを出した。

鎮撫使通行にあたり、各藩では朝廷への恭順を表すため警固または随従を願ひ出るものが多く、四十曲峠から美作へ入った時には四〇〇人を越す部隊となっていた。三月八日に新庄、九日に勝山に泊まり、一〇日七半時(午後五時)頃雨の中を津山坪井町にある本陣三船七郎右衛門方へ宿をとった。総督は一日は今日津山に滞留し、午後は略式で院ノ庄を訪れ後醍醐天皇の昔をしのぶ一時もあつた。藩主慶倫は在京中であつたが、特に使をもつて舶来銃一挺と鯉魚(こい)一折を贈つて敬意を表した。一二日朝五半時(午前九時)頃、鎮撫使は津山を出発し、この日で津山藩領分の通行を終った。係り

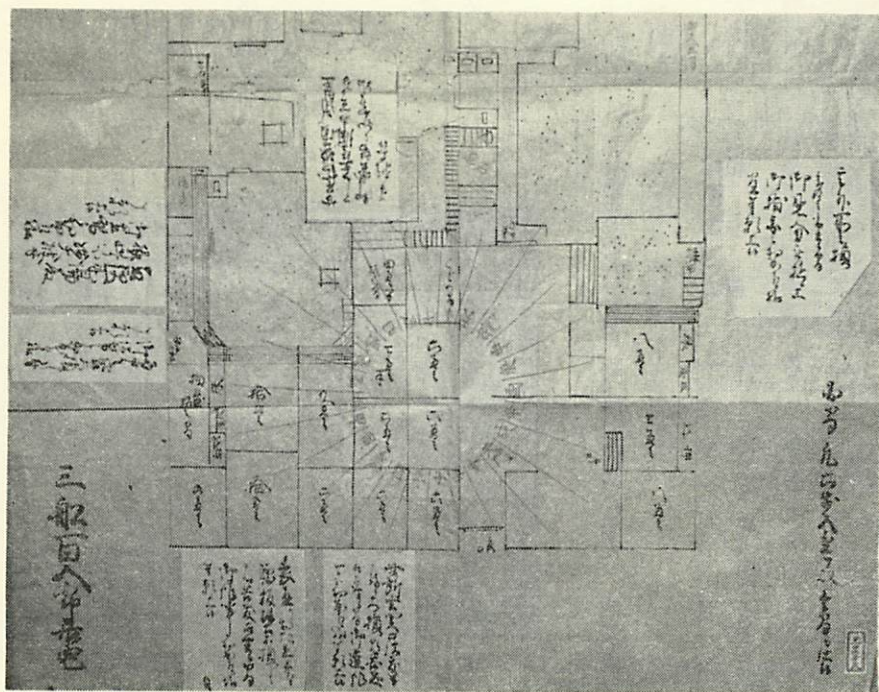


図30 津山本陣三船家の平面図 (『玉置文庫』)

料理人は久世及び勝間田へ出役した。参考のため左に『国元日記』を抄出しておく。

三月十日五時前より雨

一、鎮撫使西園寺殿昨夜勝山泊二而、今晚七ツ半時頃

当町本陣三船七郎右衛門方江御止宿。(下略)

一、右御同人西筋在分無御滞御通行相済候段、郡

代細川唯右衛門より相三届之一。

三月十一日晴

一、西園寺殿今一日当所江御滞留。

今昼後院ノ庄江忍供御乗切ニ而被レ参候事。

一、鎮撫使西園寺殿当町御本宮三船七郎右衛門江御止

宿二付

御使者御口上左之通。(下略)

三月十二日晴

一、西園寺殿今朝五半時頃、当地御立無滞相済候段、

夫々より相三届之一。

一、西園寺殿町分無滞御通行済之旨、町奉行物頭其

外出役之面々より届出有レ之。且又御領分御通行済

之旨、郡代始出役之面々より届出有レ之。

一、鎮撫使西園寺殿御通行二付、右懸り御料理人河野

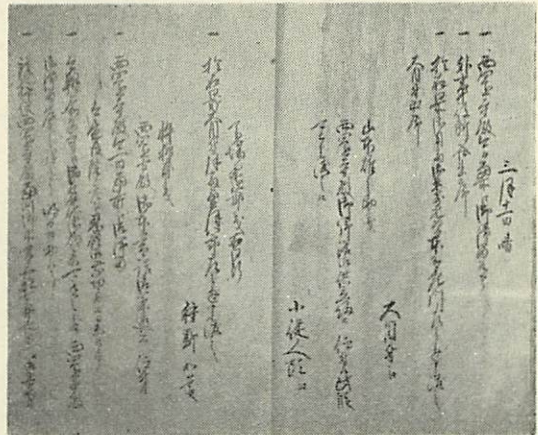


図31 『国元日記』(慶応4年3月11日の条)

豊治郎義、久世ならびに并勝間田駅江出役、無三別条二引取候旨、山田貢より相三届之一。

備前藩との親 すでに記したように王政復古の際、備前藩が主となって兵を津山藩の四境に

進めて津山藩を苦しめたことがあった。したがってその後も両藩の間には釈然とせぬものがあった。備前藩主茂政は既に病と称して引退し、章政が鴨方の支藩から入っ

て相続していた。長州藩主毛利定広は、はじめからこの問題に関係があったので、両藩の間に立って周旋を行い、両藩主は京坂においてしばしば会談をして了解が成立し、それぞれの藩内に布告して、藩内の疑惑を解くことにした。津山藩のものには

備前侍従公卜此度御懇親御取結相成候付而者、緩急相助ケ吉凶相通シ萬事無ニ御伏臘^{（そろうら）}御示談被^レ成候御約諾候間、御隣藩御交際専一之処、此旨一同別而厚相心得可^レ申様被^ニ仰出^一候事。

とあり、備前藩のものには
美作中将公卜此度御懇親御取結相成候付而者、御隣藩之儀御交際専一ニ付、御國中末々迄此旨厚相心得可^レ申様被^ニ仰出^一候事。

とあった。そして津山藩では、ここに至るいきさつと趣意をくわしく説明し、「万一御趣意ニ違^い辰^いシ、浮説ヲ作り、流言ヲ起シ、人氣ヲ動揺シ、両君ヲ離間シ、両藩ヲ睽^け乖^{かい}セシメ候」ことがあれば、両藩の罪人のみならず天朝の罪人であるから嚴重な措置をとるということをつけ加えた。この布告文が出来たのは慶応四年五月であったが、藩内に布告したのは七月下旬になった。（『江戸日記』

『触書控帳』

大坂行在所

慶応四年（一八六八）三月二一日、天皇は京都を出発し、在京の諸藩主らに従えて二三日に大坂に着き、本願寺別院を行在所とした。

これは大久保利通の大坂遷都論をうけて、副総裁岩倉具視が公卿の反論を考慮してたてた折衷案が、朝議を経て実現したのである。

津山藩にも大坂表の要衝のうち一ヶ所の警衛を命ぜられることは、既に二月から内示されていたが、三月一日に至り、その場所は木津川口の番所と決定された。かねて準備していたこととて直ちに配備についた。慶倫自身は病氣のため供奉には加わらず、数日後れて大坂へ行った。

次に大坂行在所時代の主な出来事をあげる。まず四月一日に江戸城の開城が実現した。四月二一日に太政官職制を制定するとともに、行政区画として地方を府・県・藩に分け、旧幕府領については、江戸・京都・大坂・長崎等の主要地に九府を、その他に二二県をおいて（津山藩の預り所は倉敷県に入った）、府・県に知事を任命し、藩は旧に従いそのままとした。外交方面ではイギリス公

使パークス (Harry Smith Parkes) が閏四月一日に天皇に信任状を呈して、外国としてはじめて新政府を承認した。

閏四月六日に藩主慶倫は行在所へ召されたが、そこで総裁三条大納言から次のように達せられた。

松平三河守江

主上

行在中警衛相勳太義被^{たいぎに}

思召^{しめ}候事

閏四月八日に軍防局から達しがあり、今まで大坂警衛を仰せつけていたが、これを免じ神戸の守衛を命じるとあった。

四十余日の大坂行在所は閉じられ、藩主慶倫も閏四月一日、再び京都へ帰り、一七日に参内した。こうして慶倫は上京の任務も大体終り、五月二四日朝七半時(午前五時)京都をたち、伏見から乗船して帰国した。(『国元日記』・『京都役所日記』・『津山松平藩文書』)

江戸の開城と確堂

江戸に帰った前將軍慶喜は恭順の態度をとったが、主戦論者も相当あって不穏な状態であった。この時慶喜は江戸城及び静寛院宮

(皇妹和宮、一四代將軍夫人)天璋院(近衛忠熙の養女、一三代將軍夫人)の警固などを田安慶頼と松平確堂(前津山藩主齊民)に託し、二月一二日に江戸城を出て寛永寺にこもった。

確堂は大任を課せられることになったが、當時の江戸では最も信頼のおける人物だったからであろう。

征東総督府は三月一五日を期して江戸城の総攻撃と予定した。その少し前、確堂は朝廷からの指示で京都へ出発することになった。それについて三月四日に江戸城西丸で津山藩江戸留守居に対し、旧幕府大目付から確堂へあてた封書一通が渡された。その内容は

此度上京被^レ致候ニ付而は内願之通

静寛院宮様

天璋院様御守衛は上京中被^レ成^ニ御免^一候。依^レ之

御二方様方より

思召を以黄金七枚被^レ下^レ之。

とあり、これまでの確堂の勞をねぎらって褒美^{ほうび}を与えられたのである。

三月九日、山岡鉄州は駿府で大総督府参謀西郷隆盛に会い、さらに三月一四日、旧幕府陸軍総裁勝海舟は江戸

において西郷と会見して慶喜の謹慎謝罪の条件について歎願した。一応江戸城総攻撃は中止されたが、市中にはなお不安な空気がただよっていた。

津山藩江戸藩邸では次のような触れ書を家中の者に出した。

御家中之面々他出之節、支配頭江断出可レ申事。

尤當節柄遠方江罷越候儀無用可レ致候。無レ據用事

有レ之、遠方江罷越候節は、其段支配頭江相断候上、

可ニ罷越一候。

一、御家中之子供、御門前江罷出遊候儀、致間敷候。

一、組中間御門札を以、御門通行可レ致事。

一、官軍御人数御門前通行致し候者、下々ニ至迄、決

而不敬之儀ハ勿論、御門前江罷出見物ケ間敷儀致

間敷、他出先ニ而出逢候共、不敬之儀無レ之様可レ

致候。

右之趣被ニ仰出一候付、及三演達一候。

月 日

大目付

要するに新政府軍に対して十分注意して、これを挑発しないようにせよと警告したのである。新政府軍をはつきり官軍と記している点は注目すべきである。

確堂は谷口誠造を使者として三月一〇日、先鋒総督府へ書面をもって交渉し、上京について道中通行の許可を得た。しかし品川宿の薩摩藩から断られたので、一六日に再応願い出て、次の達書を與えられた。これをもって所々の固所その他を通行せよとのほからいであつた。

美作前中将確堂上京、并家族江戸引払帰国之儀、

今般御聞濟ニ相成候。就而ハ近日江戸表発足之趣ニ候

也。所々固所無レ滞可レ被ニ差通一候。仍而此段相達置候

三月十六日

先鋒総督府参謀判

先鋒諸隊各長官中

并 関門改役中

この交渉にあたっては谷口は非常な苦心をしたのであるが、確堂が発病したため上京は中止となった。谷口は家老大熊近江の書面と確堂の容体書を携えて三月一九日朝出發し、総督府参謀役所で二三日に中止の許可を得た。(江戸日記)

京都の留守居へ慶応四年四月九日付で大要次のような朝廷の回状が来た。

王政一新、ことに当節関東へ進軍にもなっているこ

とにつき、もと幕府の制度をもって、諸侯家族及び家来どもで定府じやうふしている面々は国元在所へ速かに引取るよう仰せつけられたのはもちろん、右のお沙汰を待たず、帰順の道も立ち、速かに引き取った向もあるやに聞こえ、尤もつともの次第である。ついては一新後引き払い、またはただ今居残りなどのことを、くわしく一二日までに内国事務局へ申し出よ。但し一二日以後引き払いの向はその節さらに届け出よ。

これに対し一日に次のように報告した。

中将同氏太刀若たちわか（確堂の子で慶倫の後嗣となつていた康倫やすちか）は江戸表を二月三〇日に出発し、三月一九日に京へ着きそれ以来滞京している。

前中将（確堂）は三月四日に江戸出発の予定のところ大病のため出発できなかったが、快方次第出発する。江戸表に差しおいた家来どもは引き払わせているが、なお残らず引き払った上届ける。

當時朝廷では江戸在住の諸大名を国元へひき上げさせる方針であったのである。

四月一日、江戸城は開城になった。これよりさき、四月三日、江戸表の先鋒総督から重臣に呼出しがあり、村

山左京が出頭したところ、次のような書付が渡された。

松平確堂江

静寛院宮天障院方、城御立退被_レ爲_レ在候節は、田安中

納言警衛被_二

仰付_二之間、其方ニおゐても相応之人數差出大切守衛

可_レ有_レ之候事。

四月

先鋒總督府御朱印

先鋒副總督府御朱印

前には二方ふたかたの警固を慶喜から託せられたが、今回はまた先鋒総督から田安慶頼と協力して二方の警衛をするように命ぜられたのである。確堂は大病であり、江戸表に詰め合せている人数も少ないので一応断つた。しかしそのことは苦しくないから勤めるよう重ねて要請されたので、やむなく引き受けた。

徳川の宗家そうは亀之助かめのすけ（家達いえさと）が相続することになり、五月三日江戸表において確堂に対し

幼年之儀ニ付、後見之儀御心得被_レ在_レ之候様、大総督府より被_二仰出_一候趣も有_レ之ニ付、此段頼入存候事。

という依頼があった。亀之助の後見を徳川家から依頼したものであるが、この報せをうけた津山藩の京都役所で

は、これについて朝廷への届をどうすべきか考えたあげく、松平慶永に内々相談したうえで、六月五日大総督宮へ次のように承諾書を差し出した。

此度格別之

歡慮を以、徳川家名相続被^ニ仰出^ニ難^レ有仕合^ニ存候。然ル処亀之助幼年之儀^ニ付、私江後見被^ニ仰付^ニ

候旨、又総督宮御達之趣、奉^ニ承知畏^ニ候。

右御礼申上候。以上。(「京都役所日記」)

津山藩としては江戸にいる前藩主につきつぎと大任を課せられることに當惑していた。朝廷と旧幕府との間に立って、もと親藩としての微妙な関係にあるだけに、苦慮することが多かった。亀之助の後見を承知する返事を出すにしても慶永に相談している点は、越前松平家と津山松平家の間柄を示すものとして注目される。

江戸城の明渡しが決定されると、無条件降伏に反対する旧幕臣は上野寛永寺(台東区)に集り、これに諸藩の脱走者も加わって氣勢をあげた。この彰義隊は慶応四年五月一日、新政府軍の攻撃に屈したが、その中に津山藩士が加っていたとして、大総督府の参謀から七名を指名し、津山藩にその逮捕を求めてきた。津山藩で取り調

べたところ、指名された者はみな鉄砲組の中にいることがわかったので、六月五日次のように届けた。

一季抱の輕卒のうち右の姓名の者がいるので急速に召し捕った。もっとも去月一日、一六日は門留を

一統に申しつけ、右六名の者とも他出は一切していない。相澤金治郎と申す者は五月五日に暇を差し遣した。右の処置を伺う。

これに対して翌六月六日に大総督府から

別紙名前の者どもは帰国の上謹慎し、京都・大坂・江戸の三ヶ所お構いを仰せつける。

という命令があった。これら七名の者が実際にどのような行動をしたのかわからないが、當時の江戸の複雑な空気を伝える事件であった。(「江戸日記」)

京都 派兵 慶応四年(一八六八)四月一六日に朝廷から京都留守居へ回状があった。

諸侯参朝の制度は追って定めるが、去冬以来引き続き、別して當正月三日以後容易ならぬ時勢に立ちいたり、迅速に上京して王事に勤勞したことは神妙の至りに思う。然るに滞京が永くて疲弊してはいけないから、供奉ならびに議定・參與及び京都守護取締等のほ

かは、誓約のすんだ者は左の通り兵隊を残しておいてひとまず暇を与える。

一、大落は一五〇人より二〇〇人まで

一、中落は一〇〇人より一五〇人まで

一、小落は二五人より一〇〇人まで

但し、これは兵隊のみの数で、役方の者は必要数を残してよいが、無用の者は滞在させるな。(『京都役所日記』)

大体右のような趣旨で、津山藩はこの場合は中落となっていた。

慶応四年閏四月に軍務官から高一万石につき徴兵三人(津山藩は三〇人)、もっとも十七、八才から三五才頃までの強壯な者をえらんで、五月一日午刻(一二時)までに、留守居が差し添うて、守護職屋敷へ差し出せとの達しがあった。これについて津山藩では、「藩主は在京中であるが、わずかの供回りを召し連れているのみで兵隊は在京していないから、国元へ連絡して年齢強壯の者を選んで、七月中までに差し出すようにするから、それまで猶予してもらいたい。」と閏四月二八日に軍務局へ申し出た。さらに五月一日に、「時節柄とりあえ

ず供の人数のうち銃隊一小隊三〇余人を残しておくから、急場の用向もあるならば、徴兵をさし登せるまでこの者に仰せつけられるように。」と留守居奥村牧夫から弁事役所へ申し出た。その後七月二七日、国元からの徴兵三〇人を差し出した。その年令は一七才から三三才までの者であった。

八月一九日、津山藩は兵隊一五〇人をもって伏見表の警衛にあたることを命ぜられ、九月一〇日には「蘭式兵隊」四小隊が国元から到着した。

その後翌明治二年(一八六九)二月三日、津山藩は伏見警衛の任を解かれ、二月一九日、京都に残しておいた兵隊を国元へ帰らせた。

東北地方の平定にともない、津山藩から出していた徴兵は、二月三〇日に一旦帰休を命ぜられた。

四月二二日、津山藩は神戸警衛を免じ、精兵三小隊をもって伏見警衛を命ぜられ、五月一〇日に配置についた。

五月に榎本武揚らが降伏して蝦夷地は平定されたが、その降伏者のうち一〇名は七月に津山藩へ預けられた。(『京都役所日記』・『京都留守居日記』・『公務局日記』)

藩治職制

慶応四年（一八六八）七月十七日に江

戸を東京と改め、九月八日に明治と改
元した。一〇月二八日、藩治職制を改めることが達せら
れた。主な点は次の如くである。

執政は朝政を体認することを掌り、藩主を輔佐し、
一藩の紀綱政事を総へる。

参政は政事に参ずることを掌り、一藩の庶務全体に
与る。

公議人は朝命を奉掌することを掌り、国論を代表し
議員となる。

執政・参政には定員はなく、藩主の任命であるが、
門閥に拘らず、人材を登用し、つとめて公挙を旨と
し、その任免は太政官へ達する。

兵制・民事・庶務の職は藩主の定めるところである
が、およそ府県の制に准じ、職制が定つたら太政官へ
達する。

従来の用人などの職を廃し、家知事をおいて藩政と
区別して専ら内家のことを掌らせる。

公議人は執政・参政の中から出す。

大に議事の制を立てる方針であるから、藩々におい

てもその制を立てるようにする。（『江戸日記』）

津山藩ではこの趣旨にしたがって、明治元年（一八六
八）一二月に次のような改革を行った。

役名について家老及び年寄を執政、奏者を典調、大
番頭を隊長、大砲奉行を砲隊長と改め、参政を新
しく設ける。（その他略）

局名について、御用所を政庁、大目付役所を頒政

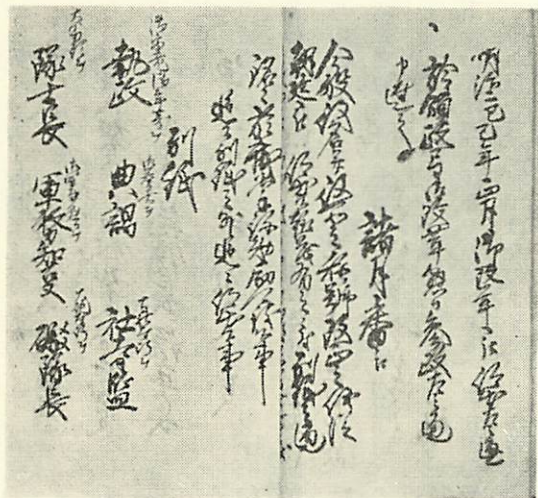


図32 『触書留』（明治2年正月の条）

局、町奉行所を刑法市政局、郡代所を郡政局と改める。(その他略)

右の改革によって一二月一九日の国元日記からは新役名が用いられている。これは『触書留』によると、明治二年正月に頒政局において改革懸り参政から發表されたところある。次に記す藩士の等級についても同様である。(『湯浅家文書』にも同じ)

- 一等 家老格 (中老はこれに属する)
- 二等 年寄格 (用人はこれに属する)
- 三等 奏者・大番頭格
- 四等 小姓頭・大目付格
- 五等 中奥頭・徒頭・小従人頭格
- 六等 鉄砲頭・寄合格
- 七等 使番格
- 八等 番外
- 九等 小姓組・中奥組・大番組
- 一〇等 小従人組
- 一一等 大役人格
- 一二等 小役人別格
- 一三等 小役人格

- 一四等 徒・徒格
- 一五等 坊主格

右の等級は翌明治二年九月に一二等を削除して以下を順次繰上げて一四等までとした。そして一〇等以上を士族と唱え、一一等から一四等までを卒族と唱え、これまでの諸卒の分を卒部と唱えた。また一等以下一〇等以上に各禄一〇〇石、一一等以下一四等以上に各擬作四〇俵給与の辞令が下付された。しかし実際には「格式等級に依て免之増減有_レ之候間左之通可_レ被_二心得_一候。」として禄一〇〇石のうち、一等は一五〇俵、二等は一〇〇俵、以下一〇等は四五俵までの差があり、擬作四〇俵のうち一一等から一三等まではそのまま、一四等は三〇俵と定め、その他詳細なことが定められた。(『津山温知会誌 二二〇])

貢士・徴士

政府は公議機関として慶応四年(一八六八)正月に上下の議事所を設けた。

下の議事所の議事にあずかるのが貢士で、これは藩主の推挙により藩論を代表する任務をもつものであった。一〇万石以上三九万石までの藩は貢士二人を出すよう命ぜられたが、四月二八日に津山藩は「小藩人少_二而當惑至_一

極仕候。」と云って徳守神社神官の小原餘之介（正棟・竹香）一人を差し出し、今一人は暫時猶予を願った。官制の改変のはげしかった頃で、間もなく貢士の制は廃せられ、小原は同年八月一三日に京都市政局勤務を命ぜられたが、明治二年六月四日、官を免ぜられ、文人として終った。

貢士と同時に、公議世論を聞くために置かれた徴士は、政府の官吏としての性格が強く、諸藩士その他から人材を抜擢した。明治二年（一八六九）五月一日、政府は津山藩主に藩士箕作秋坪を徴士として出仕させるように命じたが、箕作は病氣と称して辞退した。（『京都役所日記』・『京都留守居日記』・『東京公務局日記』）

鶴田騒動

津山藩に隣接する鶴田藩に騒動がおこった。現津山市内にある当時の堂尾村・押測村・福田村は鶴田藩の領内にあつた関係もあるのでこの問題を概説しておきたい。

慶応四年（一八六八）正月、備前藩は新政府の命によつて、美作国内にある幕領、すなわちいわゆる天領の鎮撫にあたり、佐幕のと見られる津山藩に対しても圧力を加えた。（津山藩の進退の項参照）この備前藩は支配

下におさめた天領に次のように伝えた。

当年の租

税は半減と

し、去年未

納の分も同

様とする。

来年以後は

取り調べの

上沙汰をす

る。一同心

得違ひなく、

安堵して家

業を働き、

身分相應の

奉公をして

国恩に報い

よ。

播州竜野藩



図33 生野代官所の制札（慶応4年正月16日）一津山郷土館蔵

預所あきかりしよの久米南条郡・勝南郡の村々も、備前藩の支配

のもとで、この布告を歓迎していたが、二月九日に再び竜野藩の所管にもどされ、やがて年貢半減の布告はとり消されたので、竜野藩に対する農民の疑惑は深まった。この農民の動揺に乗じて、備前藩の者が竜野藩の支配から離れる運動を扇動した。そこで、農民は集会を開いて、竜野藩の支配に反対し庄屋の不正を糾弾する運動を起こした。竜野藩は鎮庄にあつたので、主謀者は逃れて備前藩の助けを求めた。備前藩は逃亡者引渡しを要求を拒み、かえって竜野藩が逮捕した農民を釈放するように要求した。その間に備前藩に逃れていた者は京都に出で、新政府に竜野藩の苛政を訴えて朝廷の直接支配を願った。

一方、第二次長州征伐の際に浜田城（島根県）を長州軍に奪われた浜田藩（高六万一千石）は久米北条郡に八千石余の領地をもっていたので、ここに移って「鶴田藩」と称した。その藩主松平武聰（徳川齊昭の第一〇子）は備前藩主の弟にあたる関係から、備前藩は竜野藩の預所を鶴田藩に与えるよう新政府に働きかけていた。そこで農民主謀者の訴えも間接には鶴田藩を利し、慶応四年

五月に竜野藩預所は鶴田藩の領地に加えられることになつた。

六月上旬に鶴田藩が支配を引継いだ頃から、庄屋の不正を追求する運動は激化し、七、八月頃には最高潮に達した。この運動に参加する者は「集訴」（「愁訴」または「衆訴」ともいう）と称し、その行動を非難する者は自らを「正義」と称した。また一旦集訴に加わつたけれども、運動の激化と長期化にともない、庄屋らの説得もあつて訴訟の連印から脱落した者は、自ら「落印」と称した。このように領民が三派に分れ物騒然たるものがあつた。藩は年貢徴収のため多数派である集訴派によつて收拾をはかろうとしたので、落印派の者は逃散して津山藩その他へ訴へ出るに至つた。八月二五日、津山藩から政府に対して、美作国へ鎮撫使として「堂上方」の派遣を要請したのは、鶴田藩騒動の影響が津山藩に及ぶことを恐れたからである。一月二一日にも重ねて同趣旨の願書を提出したが、一二月一四日になつて津山藩が藩屏としての任務を全うするようにとの沙汰があつた。

明治元年（一八六八）及び二年は全国的にみて一揆の多かつた年で、元年に一〇八件、二年に九七件を数えて

いる。新政府の基礎が固まらず、天下の帰趨が判明しない時期には、新政府は極めて革新的な政策をうち出して民衆を味方にひきよせるべく図った。この時期に起こった一揆は、この新政府の政策に同調して、従来の封建的農村支配を打破しようとしたものである。この鶴田騒動においても、運動の中心になったのは、その頃流布した「新版あほだら経」のなかにもみられるように、主として下層の農民たちであった。はじめ極めて革新的とみられる政策をうち出した新政府も、その支配権確立の見通しがつきはじめると、保守的な姿勢に転換して行ったが、この問題についても、新政府は備中倉敷県的情況報告にもとづいて、明治元年一二月、鶴田藩に騒動の鎮圧を命じた。しかし鶴田藩は集訴派を支援してきた備前藩と新政府との間に立って解決に苦勞した。

明治二年秋になってから、鶴田藩が昨年未納の年貢を新米で取ろうとしたことから騒動は再発した。一月一日に久米南条郡に集訴派が蜂起し、勝南郡から英田郡土居村に至り、再び転じて久米南条郡に至った。藩は武力で鎮圧にあたったが、集訴派は弾正台へ訴え出るなどして抗争を続けた。しかし農民側は基礎の確立した政

府に屈して明治三年（一八七〇）四月の弾正台の申渡しによって騒動は終りをつけた。（『美作国鶴田藩農民騒動史料』・『京都留守居日記』・『岡山県史稿本』・『百姓一揆総合年表』・『作州土寇史』・『美作略史』）

五、版籍奉還と廃藩置県

版籍奉還の表 明治二年（一八六九）になると、諸侯を

とが具体化し、薩摩の大久保利通、長州の木戸孝允、土佐の板垣退助ら三藩を代表する官僚の協議が行われ、正月一日、京都円山の会合で意見の一致をみた。その後これに肥前藩が加わり、正月二〇日、四藩主は連署して版籍（土地・人民）奉還を上表した。正月二三日にこのことが発表されると他の諸藩も先を争うように奉還の建白を行った。

津山藩は二月二四日付けで版籍奉還の上表をした。この奉還上表のことを、国元の政庁においては三月三日に参政が出席し執政海老原極人から一般藩士に発表した。上表に対して、二月二六日に出された行政官の答も別紙として示した。発表の全文は次の如くである。

臣慶倫

頓首頓首。臣愚謹案スルニ、唐柳宗元封建郡縣公私之論、固ヨリ実ニ其說ニ服候。況ンヤ今日

御隆際ニ當リ人臣タル者、

王土

王民ヲ私有スル道理無ニ御座一候。則薩長肥土其余藩

、版籍返上之旨、尤ニ奉レ存候。臣恐懼亦謹而版籍

ヲ上リ、右藩、一徹之奉レ仰ニ

朝裁一度奉レ存候。此段宜御執

奏奉レ願候。臣慶倫誠恐頓首頓首。

松平三河守

慶倫花押

二月廿四日
弁事御中

松平三河守

今度土地人民版籍奉還可レ致之旨及ニ建言ニ候条、全ク

忠誠之志深ク

叙感被ニ

思食一候。尚東京御再幸之上、會議ヲ經公論ヲ被レ爲レ

竭、何分之

御沙汰可レ被レ爲レ在候得共、版籍之儀ハ一応取調可ニ差

出ニ之旨被ニ 仰出ニ候事。

二月

行政官

津山藩主の上表の内容は人臣として王土王民を私有する道理はなく、薩・長・肥・土諸藩にならって版籍の奉還を願ったものである。これに対し政府の返答はこの建言を嘉納し、東京で会議を開いた上で何分の沙汰をするが、版籍を取り調べて報告するよう命じている。

この発表の当日、公用または病気で欠席した者へは通達すると言い、そのあと右の書付の写を参政から渡した。藩としては未だかつてない重大発表を行ったわけである。

奉還の建白をうけた政府は、その処理に当っては極めて慎重な態度をとった。一旦廢せられていた上局會議を復活し、公議所とともに版籍奉還のことを審議させた。しかしこれは事を円滑に運ぶための手順にすぎなかった。木戸・大久保・後藤・副島らの参与の間で検討し、時機の熟するのを待って、六月にはかねて奉還を願っていた諸藩主の願を聴許して、彼等をそれぞれの藩知事に任命し、諸侯の称を廢して新しく華族の称を与えた。津山藩主に対しては



図34 版籍奉還の許可状 (『津山松平藩文書』)

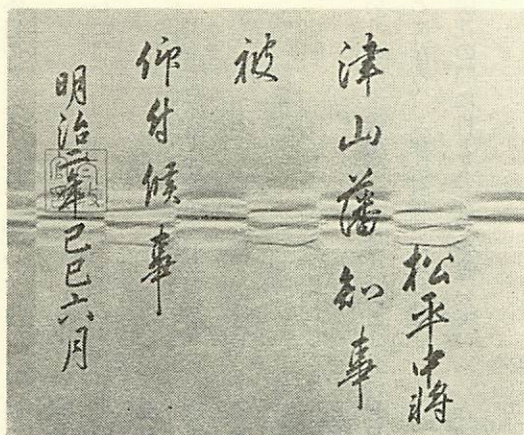


図35 津山藩知事の辞令 (『津山松平藩文書』)

松平中将

今般版籍奉還之儀ニ付、深

ク時勢ヲ被レ為レ察広ク公議

ヲ被レ為レ採、政令帰一之

思召ヲ以テ言上之通被ニ

聞食一候事。

六月

行政官

津山藩知事被ニ

仰付一候事

明治二年己巳六月

とあり、更に「官武一途上下協同之思召を以、自今公卿

諸侯之稱被レ廢、改而華族と可レ稱旨被ニ 仰出二候。」と

いう触書があった。この報は六月二十九日に津山に着い

た。(『国元日記』)

松平中将

藩吏の公選

明治二年(一八六九)八月一
五日、津山城においては藩士

総登城を命じて藩吏の公選を実施した。

この日藩知事は紫陽花の間に、参政らは松

の間東縁に、藩士は全部松の間、芥子の間、

竹の間にかけて居並んだ。

今般万機御一新の際、藩政改革につき、

重立った職員の人選をするについて「広く

衆議を採用し、公平至当之人材公撰登庸い

たし度」と思うので、別紙の職員につい

て一同の入札を申しつける。勿論人材の得

失は一藩の安危に関係する大事件であるか

ら、遠慮することなく各自の考える人材を書いて出せ。

と説明して次の別紙を示した。

執政二人

十等以上之内人撰、尤隠居部屋住等二而も不_レ苦

候。

参政三人

十五等以上右同断_{（どうだん）}。

と伝えた。一〇等以上というのは士族で、一五等以上というのは卒族をふくむことになる。（藩治職制の項を参照）。この伝達のと紫陽花の間に机と入札箱を置いて一人ずつ出て投票をした。

公用や病気で欠席した者には同役同列から伝えて、翌日中に封書にして中村格平、昌谷端一郎宅へ差し出させ、又隠居・嫡子・次三男・厄介（同居人）に至るまで同様にさせた。

諸卒ならびに郷中・市中の重立った役儀を申しつけている者へ、同じく入札をさせるため、それぞれの支配頭宅へ呼び寄せ、入札の上、封をして翌日中に差し出させるが、郷中の遠隔の場所は例外とし、且つ「存付無_{（ぞんじつぎ）}」之

候ハ、」別段申し出るには及ばないとして強いて投票を求めなかった。

投票結果は公表されなかったようであるが、そのころ役を退いていた鞍懸寅二郎が八月二四日に参政帰役（復職）を申しつけられたのは、おそらくこの選挙にもとづくものであろう。九月七日、政庁において執政本多左門から、鞍懸に「民政向引受」を、宮田燿四郎（徳輔）に「会計向引受」を、その他にそれぞれの事を命じた。（『国元日記』）

この選挙は従来_{（じゆんらい）}の門閥主義を打破する上で極めて重大な意味をもつものであった。選挙はこの時一回だけで終り、やがて新しい官僚組織が整備される方向へ向かうのである。

藩制改革

明治維新の際、官制の変更はしばしば行われたが、明治三年（一八七〇）九月一〇日に太政官から布告された官制は重要なものであった。

今般藩制を別紙の通り仰せだされた。もとよりその「総領」を掲げられたので、「節目施設之方」に至ってはとくと「御旨意」を奉体し、藩々でその宜しきを斟酌_{（しんしやく）}



図36 「津山藩知事源慶倫章」の印（原寸大）—津山郷土館蔵

し、つとめて「旧弊」を除いて「政績」が顕れるよう
尽力せよ。

と述べ次の藩制を示した。

一、藩を三に分け、物成（田畑の本年貢）一五万石以

上を大藩とし、五万石以上を中藩と

し、五万石未満を小藩とする。

一、石高は草高（領内の総上り高）を
称しないで物成をもって称する。但
し雑税（江戸時代に小物成とよんだ
もので、田畑の本年貢以外の諸税）
は金石八両立（八両の雑税を一石に
換算）で本石高に加える。

一、藩庁に知事・大参事（普通二人）・

権大参事（有無は便宜による）・少

参事（普通五人）・権少参事（有無は

便宜によるが小藩は置かない）をお

き、その下に大属（さかん）権大属・少属・

権少属・史生をおいて、たとえば会

計・軍事・刑法・学校・監察の類の

ように分掌をする。その官員の数は

大・中・小藩によって適宜とする。

一、藩高はたとえば現米一〇万石のう

ち一万石は知事家禄、残り九万石は當分の間次の通り。

内九千石は海陸軍資。但しその半ばを海軍資として官に納め、半ばを陸軍資にあてる。残八万一千石は公廩（官衛の用）、士卒の禄にあ

てるが、精々節減して軍用に蓄えおくよう心がける。

一、官禄（官吏の給料）は藩々の適当に任す。

一、功あつて禄を増し、罪あつて禄をなくこと及び死刑等は朝裁を請え。一時の賞及び流刑以下の刑は年末にまとめて報告せよ。

一、士族・卒の外に別に級があつてはならぬ。

一、正権大参事のうち一人は東京に集議院開院の節、議員となる。但し半年交代とする。公議人の称呼は廢止する。

一、公用人の称呼を廢し、参事或は属等で用を弁じさせる。

一、知事朝集は三年一度で、年を四季に分け、滯京三ヶ月とする。

（以下略）（『国元日記』）

この布告に対し、津山藩から九月二八日に一一箇条にわたる質問書を出した。

質問の第一、藩高を物成によつて称えろというのは、
子（元治元年—一八六四）より辰（明治元年—一八六

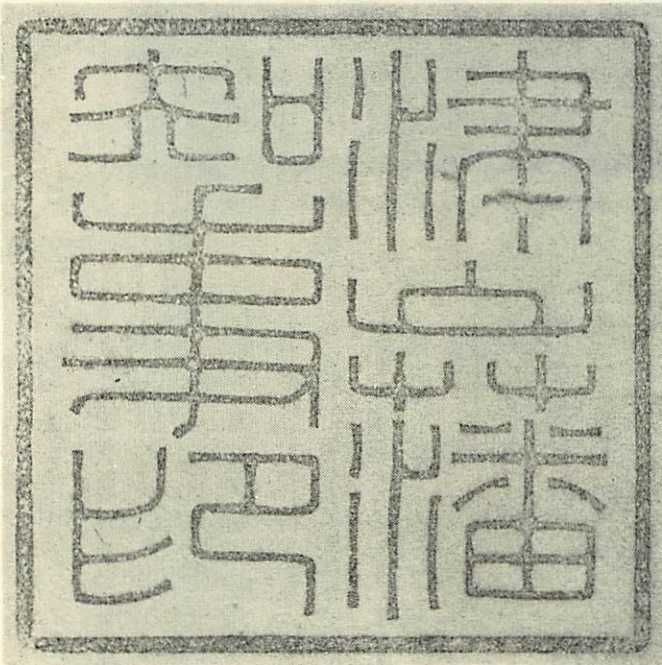


図37 「津山藩知事印」の印（原寸大）—津山郷土館蔵

八)まで五ヶ年平均の高と心得、今後年々豊凶によつて物成が増減しまたは新開或は雑税増加があつてもそれに拘らず、今般定めの高を称えるのか。

第二は、これまで諸藩の税則が一様でないので収納の厚薄が相違しているが、これからは一定の法則を定めるのか。

右のような質問に政府がどう答えたかは明らかでないが、津山藩の五か年平均が現米四三、一一八石一斗七升九合六才と計算され小藩の部に入れられた。これまでは中藩として扱われていたのである。右の計算にはもちろん雑税も加算されている。

一軍事に関しては質問の第三に、「海軍資」は来る未年(明治四年—一八七一)から納めるのか、豊凶によつて物成に増減がある時はどうなるか、第四に、「陸軍資」は常時、非常時とも藩兵の諸費に給するものと心得てよいか、第五に兵制はこれまで「草高万石」につき一小隊であったが、今後は「物成高万石」につき一小隊を備えるのか、また万石の「余端高」になる分はどうなるかとただしている。

明治四年正月二九日に津山藩は政府に納める海軍資金

について進達した。その時の証書によると現米四三、一八石一斗七升九合六才のうち、その十分の一即ち四、三一石八斗一升七合九勺令六を知事家禄とし、その残り三八、八〇六石三斗六升一合一勺五才四の十分の一即ち三、八八〇石六斗三升六合一勺一才五の半にあたる一、九四〇石三斗一升八合五才を一ヶ年分の海軍資としている。海軍は全国統一の組織になるのである。

陸軍についてはさきに兵制改革があり、津山藩から明治三年七月三日付弁官伝達所へ出した報告には次のようであった。

一、銃兵 一大隊

此人員 六百人

但一小隊 六拾人

外二役司 四拾五人

一、大砲隊 砲六門

此人員 四拾八人

但一門 八人

外二役司 拾六人

質問の第六に

士族・卒のほか、級がなくなれば、たとえ今日大参

事を勤める者でも免職になれば元の土族・卒の内へ加え、座順は家督年順をもって立てるのか。

とあった。

質問の第七に

凶年そのほかによって歳入では諸費支給に不足する時はどう心得たらよいか。

質問の第八に

正・権大参事の在京は半年交代となっているが、人の少ない役柄であるから一年詰越は臨機のことと心得てもよいか。

と細かい点をただしている。

公用人の称呼を廢することについては問題がなかったようで、質問は出ていない。当時は中村格平権少参事が公用人であったから政府への進達書には「津山藩公用人、中村権少参事」の署名が用いられていたが藩制改革後は「津山藩知事」又は「津山藩」と署名している。（『進達書』）

以上は九月一〇日の布告について津山藩から出された質問に関するものである。

九月一九日に平民が姓を称することが太政官から許可

された。これに対し津山藩からは平民の範圍、苗字を名乗らせる範圍、及び苗字を名乗った者は脇差を帶し、上下着用などをさせてよいかなどについての伺書を聞

一〇月二四日に弁官あてに差し出した。

一〇月一七日藩知事から鞍懸寅二郎(吉寅)・小沢本支(朝泰)・宮田矯四郎(徳輔)を権大参事に任命した。

政府から正権大参事について詳しく取り調べて、在職、解官とも伺いを出せという命令があったので、一月一三日付で藩知事から弁官へ次のように報告した。

大参事 渡部 兼通

大参事 海老原景員

権大参事 小沢 朝泰

権大参事 宮田 徳輔

右は是迄之通在職。

権大参事 鞍懸 吉寅

右は先般御用之義御座候旨被

仰出候間、転任被^二仰付候義と奉^レ存除員仕候。

権大参事 昌谷 千里

右は先達而伺之上解官被^二

仰付候。

鞍懸は一二月に民部省へ転任することが予定されていたので、この報告では権大参事から除外した。やがて彼は中央政府の官吏として拔擢^{ぼつてき}されるが、権大参事をも兼任することになった。

昌谷千里（端一郎）は、これまで権大参事であり、藩を代表して集議院の議員をもつとめて来たが、ほかに然るべき人材がないため津山藩主は彼を藩の宣教係に任命し、一二月八日、弁官へ届けた。権大参事を解官したのはそのためである。（第二章七参照）

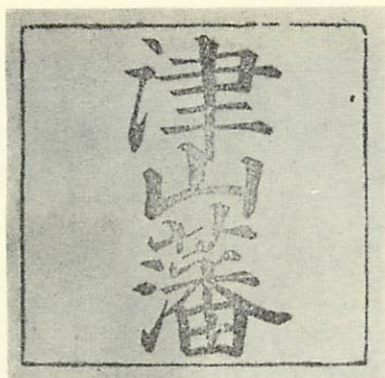


図38 「津山藩」の印(原寸大)一津山郷土館蔵

おなじく一二月一三日付で少参事以下の氏名を弁官へ報告した。それには少参事三名、大属一〇名、権大属六名、少属一〇名、権少属八名、史生一四名、庁掌八名が記されている。

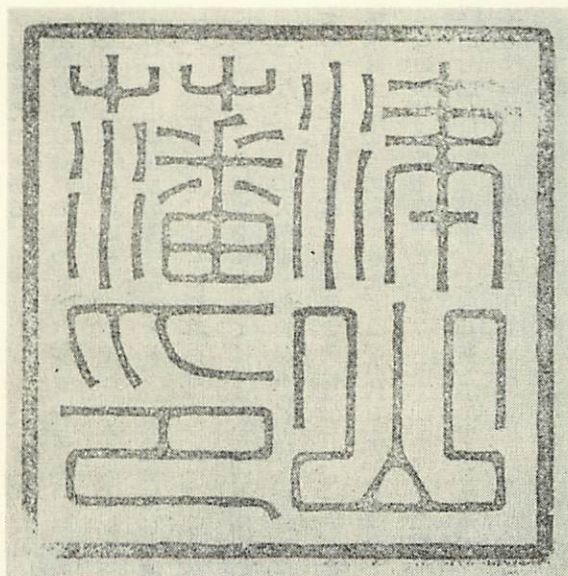


図39 「津山藩印」の印(原寸大)一津山郷土館蔵

勅任官・奏任官・判任官という官制が定められたのは明治二年七月のことであった。地方官としては知事は勅任官であり、大参事・権大参事は奏任官であるが、少参事も藩の規模により奏任官となることがあったようである。黒田彦四郎は少参事として明治三年四日に奏任官になっていたが、津山が中藩から小藩になったので、判任官に繰り下げられた。

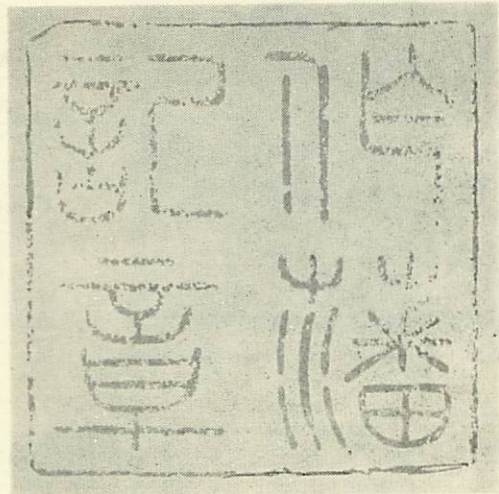


図40 「作藩記章」の印 (原寸大) 一津山郷土館蔵

また権少参事は小藩には置かないことになったので、これまでの三人のうち一人は解官、一人は少参事へ昇格、一人は大属へ降格を申しつけた。(『進達書』)

藩制改革によって新しく大参事・権大参事に抜擢された者はみな一等に格付けされた。安政三年(一八五六)頃の格式をみると、渡部・海老原はともに年寄格(二等)、小沢は寄合格(六等)、宮田は大番組(九等)、昌谷は使番格(七等)であり、鞍懸は文久三年に番外(八等)で

あったから、格式にこだわらない抜擢が行われたものと言える。

反政府運動

明治維新にあたり、幕藩体制を打破して近代的国家に脱皮しようとする主流に対し、或は主義主張の上で、或は利害得失の上で、不満をもつものが出るのは避け難いことであった。西南戦争の終るまでは、そうした反政府の運動や陰謀が相次いで行われたのである。

明治初年の陰謀の一つに、華族愛宕通旭、同外山光輔すけを首領とする事件があり、明治四年(一八七一)三月七日、外山は謀反の罪で逮捕され、一四日に愛宕も縛に就き、一二月三日、ともに切腹を命ぜられた。この事件に関連して、久留米藩においては、巡察使四条隆訶しじょうたかたによって三月一三日に大参事・権大参事らが捕えられたが、その一味たる山口藩士大楽源太郎は逃亡し、一六日に久留米藩士によって殺された。(『近代日本綜合年表』)

この事件に作州郷士として立石正介(正助ともある)・浮田七郎・妹尾三郎平(三郎兵衛ともある)が連累としてあげられた。明治四年三月二八日、弁官の呼び出しによって海老原大参事が出頭したところ、右三名について

尋ねられるとともに、管下において精々取締りに注意をするよう命ぜられた。海老原は立石については承知しているが、浮田は全く知らないし、妹尾は鶴田藩支配地に住居する者であると答えた。四月二日に委細は藩地で調査した上で報告する旨を進達した。

浮田七郎は西々条郡新森原村(鏡野町)の農民遠藤順作の変名で、国元で同人を取調べたところ、立石正介とは別懇で、久留米藩士あるいは長州の大楽源太郎等とも連絡があり、一挙の計画に関係のあることが明らかとなった。立石正介(もと公久といひ、立石孫一郎の叔父)は二宮村の大庄屋であるが、備中の親族へ行くと言って家を出て、二月下旬には備前上道郡下村(岡山市)田淵敬二方へ逗留し、そこから京都へ出て以来音信がなく、三月上旬に京都府で逮捕されたと聞いて国元では驚いた。以上について弁官へ四月二〇日に詳細な報告を行った。妹尾は英田郡土居村の豪農で鶴田藩の管下にあるので、この報告には除かれている。

この事件は何を企てたものかについては、『妹尾三郎平伝』によると

聖上東京ニ遷幸セラレシ以来、外夷横浜港ヨリ上陸

スルモノ直ニ帝京ニ入り皇居ヲ窺覷スルモノノ如シ。遂ニ或ハ彼ノ術中ニ陥キリ、金甌無欠ノ我方国体ヲ傷ツケ、我方社稷ヲ危フセンコトヲ恐ル。故ニ速方ニ外夷ヲ撃攘シ皇居ヲ旧ニ復センコトヲ乞ハント、議乃チ熟シテ未夕事ヲ挙ケザルナリ。

とある。たまたま事は発覚し、三月七日、一味一二〇人とともに彼も逮捕されたのである。

同年三月二十九日、弾正台からの呼出して山本大属が出頭したところ、元士族朝倉右門・磯野湊が家名断絶に処せられた件について、委細取り調べて申し出るように命ぜられた。四月二日に出張所では藩地で取り調べた上報告すると進達しておいて、その調査結果を四月二二日に弾正台へ次のように報告した。

明治二年九月二八日に、朝倉は京都西本願寺へ私用で行くと称し、五〇日の暇を藩の執政あてに願ひ、一〇月六日に磯野は讃岐金毘羅へ行くと称して一五日の暇を願ひ出た。藩庁では朝倉がこれまでに上京願ひをした時は説得して願ひを許さなかった。今回は東京へ行く計のあることは察知しながら許した。朝倉は一〇月一日、磯野は一日に出発して上京し、姿見邸

(当時確堂の住所、第二章一〇参照) 近辺へ旅宿して確堂に強いて拜謁を願ひ出た。藩はこれを許さず、家禄を召上げ家名断絶として締入(しまりいり)を仰せつけた。兩人が、容易ならぬことを企て、東京表へ罷り越し、不埒(ふちち)至極につき処罰したが、その徒党を搜索して罰すれば、連累者が一〇余人に及び、藩内の一大事となるので、表面に出た主魁(しゅけい)を罰するに止めた。そして兩人には明治四年三月五日に締入を差し許し、農商の中へ入籍を申しつけておいた。即ち士族から除いて平民としたが、別事件で不審のことができたので同二五日に親類預けに取り計っている。

これに対し、容易ならぬこととは何かと弾正台から糾(ただ)され、山本大属が応答したが意を尽さず、翌二三日に鞍懸権大参事が出頭し、別紙を示し説明して了解を得た。

別紙には

兩人が江戸へ出たのは、確堂が東京永住と定めているのを、強いて国元へ迎えようとし、政府へも強請しようとしたのである。その処分が徹底を欠いたことが、今日の事態を招いたので謹慎を仰せつけてある。

という内容が記されている。(『藩庁出張所日記』)

朝倉等は愛宕等の事件と直接関係はないが、反主流の運動として政府から疑われ、藩でも警戒したのである。朝倉等の事件について、連累者の搜索をせず、磯野湊の子計助は藩の貢進生として東京にいたが、学業の継続を許され、のち磯野計(はかる)計として実業界で大をなした。また朝倉等を農商に入籍させた時、生産手当として銀札一〇貫目を給し、その説明として士族・卒の面々を追々農商の中へ入籍させるつもりで、まずこのように取り計らったとしている。これらの措置を通してみて、不平士族をなだめる必要から藩当局が厳しい処置をとることを避けたことがうかがわれる。反主流の運動を起こさないまでも、その同調者がかなり存在したことが、藩当局を牽制(けんせい)していた。後に鞍懸が暗殺され、しかも加害者不明のままに終わった事情もこの辺に根ざすものであった。

廢藩と領民

版籍奉還によって一応中央集権は実現されたが、知事と藩との関係は依然として旧い情実を脱せず、行政区画は複雑を極めた。この藩という行政区画を廢して封建的なものを根本的に革(あらた)める必要があった。藩知事の中にも辞表を出すものがあり、政府においても廢藩漸行の機は熟し、明治四年(一

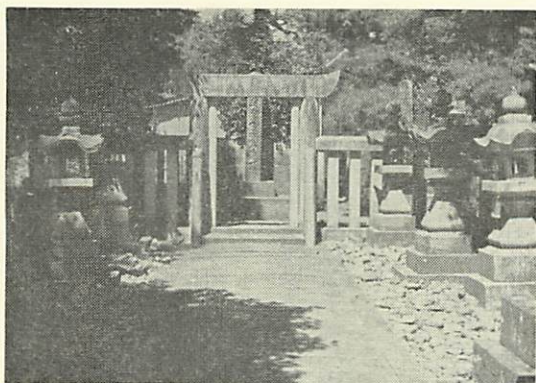


図41 松平慶倫の墓（津山市小田中 愛山）



図42 愛山の唐門

（もとの愛山東照宮の神門を昭和39年に慶倫の墓所に移した）

八七一）七月一四日、在京の藩知事を集めて廃藩置県の詔書を宣した。

ついで七月一五日午前一〇時に知事名代参事のうち参朝せよとの達して、津山藩から小沢権大参事が出席した。大広間に天皇が臨み、三条右大臣が詔書を読み、坊城じまう従三位が辞令を渡した。

免本官

かのとひつじ
辛未七月

津山藩

知事松平慶倫

太政官

今般藩ヲ廢シ縣ヲ被レ置候ニ付テハ、追テ御沙汰候迄、大参事以下是迄通事務取扱可レ致事。

辛未七月

太政官

津山藩が廢せられて津山県と改められたが、知事はすぐには任命されず、大参事が職務を代行することになった。藩知事をやめさせられた慶倫は東京に居住することを命ぜられたが、既に病が篤く七月二六日に津山において没した。年四五であった。確堂の子で慶倫の養子となっていた康倫やすとよが松平家を相続したが、この時津山では康倫を県知

事に任命してほしいという歎願書を差出そうとした。これに対し康倫は八月二五日に郷・市の代表を召し出して

旧来の情実はなんともかたじけないが、廢藩は皇国

一般のことで朝廷の深い思召おぼしめしによるものであるから、

私情の歎願などをしてはご維新のご趣意を妨げること

にもなり、自分としてもその任に堪えるようになるま

では辞退したい考えである。どうか右のことはやめて

旧情をもってあいかわらず暗に保護してくれるように

頼む。

という意味のことを申し渡した。

康倫は九月二一日をもって東京へ向けて津山を出発することに、一七日には郷・市の代表を集めて

われらは近く帰京するについては旧来の管下小前末

々までも年来の勤労芳志を謝し厚く離別の情をも述べ

たいが、手前もかれこれ混雑しているし、「下方」で

も秋のとりいれで日夜多忙であるから、略して酒料を

別紙の通り差し遣す。それぞれ配賦して寸志の行き届

くようよろしく頼み入る。

と伝え、銀札一五〇貫目を与え毎戸残らずに配るよう

させた。終って代表の者には品物を与えた。

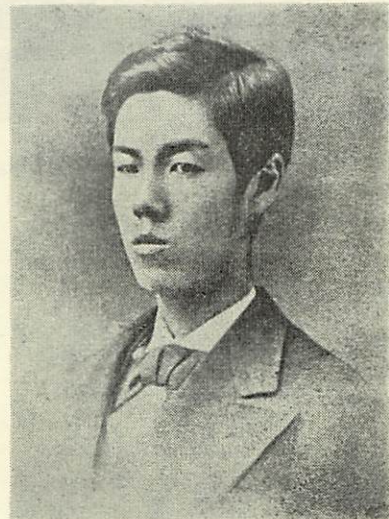


図43 松平康倫 (『津山温知会誌』)

同日、郷・市の代表に対し

過日自分に知事職を仰せつけられるようにとの歎願

の趣については其方そのほうどもが尽力してくれて速に納得し

たので安心した。しかるにこの頃西の方で旧知事を慕

い、ひるがえって暴動に及ぶやに聞える。万一出発の

際そのような挙動があつては朝廷に対して相すまない

から、其方ども申合せて、なおこの上不都合のことに

ないようにせいせい尽力してもらいたい。また「人民

同一之御旨趣」を奉じ、旧臣のうちおいおい農商へ帰し

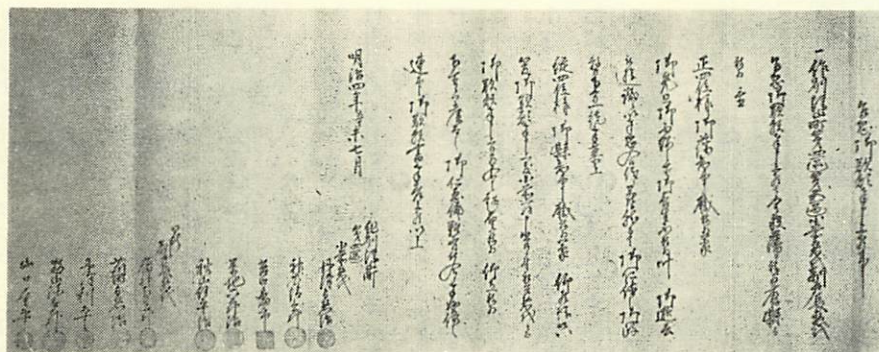


図44 松平知事留任歎願書 (部分) (『津山松平藩文書』)

郷・市中へ散居して産業を営むようにな

るが、厚く周旋してくるよう尽力のほ

どこれまた深く頼み入る。

と伝えた。(『布告控』)

この頃新政に反対する一揆が諸方に起こり、その要求項目の一つとして旧知事の留任要求をかかげるものがあった。八月から九月にかけて

広島県・母里

(出雲)・福山県(備後)などの近県でもこうした一揆が起こっていた。康倫の心配したのはこの点であった。(『百姓一揆総合年表』)

旧藩士の処遇 廃藩によって直接影響をうけたのは旧藩士であった。

八月五日、津山県庁から士族及び卒に対し次のように達した。

海内一般郡県の制度になったので、県内の士族は追って文武の常職を解いて家禄を収め、「同一人民中之族類」に帰するようになるから、その旨を心得て方向を定めるようにせよ。もっとも家禄を収めたるうえは相應の米券を遣わし、生活の道がたつようにする。(『布告控』)

このことは旧藩士に職業の自由を与えるとともに、従来の支配階級の地位からの転落を決定的にするものであった。すでに王政復古以来の時勢の急変に不安と不満を抱いてきた旧藩士は、新時代の波に乗って活躍する者への憎悪をかきたてられることになった。

廃藩置県の趣旨徹底のため、八月四日、津山に帰った権大参事鞍懸吉寅(寅二郎)は、藩内を説いてその任を終

り帰京する前夜すなわち一二日夜、親友の県大属河瀬重男宅を訪れて辞去するところを短銃で暗殺された。(『江戸日記』)

この暗殺の犯人探索については、八月一七日に、津山県庁からその夜の外出者、在宅者を書き出させるように命じたり、太政官からも捕縛命令が出されたりした。しかし結局犯人は挙がらずに終わった。(『布告控』)

封建的門閥制度に慣れてきた者には、四民平等の思想は容易になじめないものであった。封建的遺制としての士族の身分にせめて加わりたいということが、旧下級武士の当面の切実な願望であった。

明治四年九月三日に大蔵省へ出した伺書によれば、津山藩では「騎馬槍」以上を士族とし、それ以下を卒としたが、諸藩では目見^{めみえ}以上をすべて士族と定めてあるので、管下の卒から歎願がしきりにあって説諭に当惑しているの、譜代の卒は士族に編入し、卒はその身一代の者のみにしたいとしている。

大蔵省から目見以上の卒とそれ以下の軽卒との区別を尋ねてきたのに対し、九月一〇日に徒^{から}以上が目見であると津山県から答えている。

九月二八日も津山県から伺書を出した。従前他の諸藩の同等身分の者が士籍に編入されているので、前日肩を並べた者が今日尊卑が大いに異なることから一同不平でしばしば歎願に及び、説諭を加えても承伏しない。禄制には関係ない身分だけのことであるから改めて士籍に編入したいと重ねて陳情した。

更に一〇月二日には前に出した伺書は文意が粗漏であったから、準士身分の者を今般士籍に編入したいということ

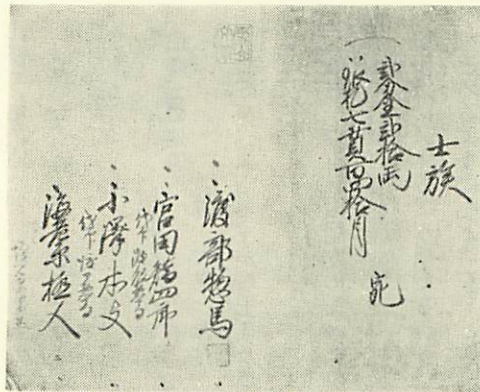


図45 『津山表士族金渡し帳』

ことを改めて願い出た。一〇月二三日に大蔵省の許可があり、津山藩では一月五日に準士身分のものを士族に編入した。(『進達書』・『公務懸日記』・『津山藩士家筋調』)

松平康倫は前知事慶倫の申し遺した^{のこ}こととして、世禄をはなれた旧藩士の将来の生活の一助にと、次のように手元に蓄えおいた金子を配当した。そしてこれを「我等永訣^{けつ}之寸志に候」といい、「各其業ニ勉励、徒食之恥ヲ被^{まぬ}」免度^{めだくせんじ}存候事。」と述べた。

覚

- 一、金百兩宛 従前一級ヨリ十級迄^{まで}
- 一、金七拾兩宛 従前十一級ヨリ十四級迄
- 一、銀札貳貫目宛 従前足輕之内相統家
- 一、銀札壹貫五百目宛 従前足輕之内浮組
- 一、銀札七百目宛 従前 仲間^{ちゆうげん}

以上

さらに一二月一日に旧藩士たちに、貨幣を分配した。

- 正五ツ時揃 大参事以下在官之面々
 - 同五ツ半時揃 非役士族
 - 同九ツ半時揃 徒前卒族之面々事 新士族
 - と三回に分けているが、士族一同へは
 - 金貳十兩 銀札七貫百四十匁^ず
- であった。さらに卒及び隸^{れい}に対しては

一、銀札壹ノ五百目宛 相統家卒

一、同壹ノ目宛 平卒

一、同七百目宛 隸

であった。その上に特に小袖とか植木鉢とか白羽^{はぶたえ}二重を賜^{たま}わった者もあった。

翌明治五年三月一八日にも松平家から旧藩士へ若干の恩賜があった。〔『国元日記』・『津山温知会誌八』〕

津山県から 廢藩置県によって明治新政府は官吏任命権・軍事権・徴税権を掌握する中央

集権の体制を実現したのであるが、地方行政は従来の諸藩の領域はそのまま新県の管轄としたので、その分布状態は錯雑を極め、したがって地方行政そのものも整然としたものにはならなかった。

廢藩置県当時の美作国内における県の概要は次の如くであった。

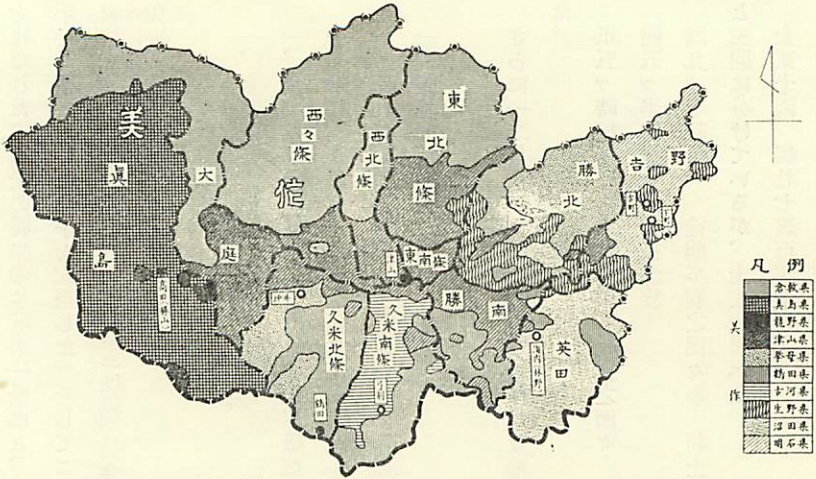
旧藩県 新 県 管轄区域の郡名 ()内は現在の郡名

津山藩 津山県 東南条(苦田^{くした})・東北条(同)・西

北条(同)・西々条(同)・勝南

田(勝田)・勝北(同)・英田(英

田)・吉野(同)・久米南条(久



注 1、本図は主として『岡山県政史』により作成した。
 2、●印の地名は県庁所在地である。○印の地名は藩政時代の主な陣屋町などである。
 海内(林野)とあるのは、海内の所在をわかりやすく示したものである。
 3、県の区域は廃藩置県前の藩の区域と同じである。

図46 美作国内の行政区分略地図(廃藩置県)

現在の津山市域に限って当時の村名をとりあげると、次のとおりである。

(津山県)

東西南条郡	宮川以西の城下	河崎	野介代	高野山西	高野本郷
西々条郡	二宮	戸島	院庄	神戸	
西北条郡	山北	総社	小原	上河原	小田中
	邑	下田邑	東田辺	西田辺	西一宮

米(真庭)・久米北条(同)・大庭(真庭)

真島藩 真島(真庭)・大庭
 鶴田藩 鶴田 久米南条・久米北条・勝南
 琴母藩 琴母(本管は愛知県) 久米北条・勝北
 沼田藩 沼田(同) 群馬(同) 英田・勝南・勝北
 竜野藩 竜野(同) 兵庫(同) 真島
 明石藩 明石(同) 兵庫(同) 吉野
 古河藩 古河(同) 茨城(同) 久米南条
 生野藩 生野(同) 兵庫(同) 吉野・勝北
 倉敷藩 倉敷 東北条・西北条・西々条・大庭

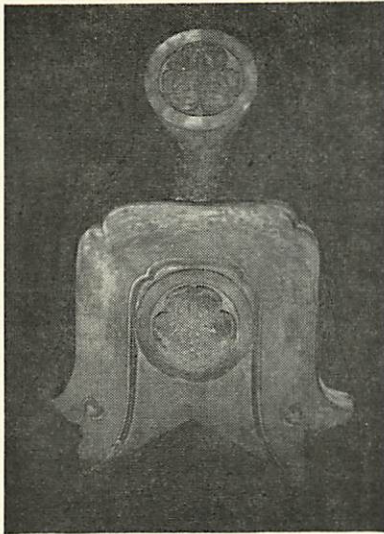


図47 津山県庁の瓦 一津山郷土館蔵

東北条郡 上横野 下横野 大篠 上高倉 下高倉
 草加部 綾部 吉見
 久米南条郡 一方 北 暮田 中島 古城 井口 大谷
 横山 八出 小桁 金屋ノ内
 河辺 国分寺 日上 瓜生原 西吉田 新
 田 福力 池ヶ原 金井 里金井 中原
 里中原
 河面 檜

(鶴田県) (旧松平武聰領)
 久米南条郡 押淵 福田
 勝南郡 堂尾

(古河県) (旧土井利則領)
 久米南条郡 高尾 皿種 荒神山 金屋ノ内

(生野県) (旧土屋寅直領、一時豊岡県)
 勝北郡 近長 福井 田熊 津川原 堀坂 妙原

『北条県統治郡村引継書』・『国元日記』・『岡山県郡治誌』・『岡山県政史』

右のように、美作地域内だけを見ても多数の県が存在し、その管轄区域も複雑であったから、明治四年（一八七一）九月から一二月にかけて、全国の各県の統廃合が行われ、美作国一円は同年一月一日をもって北条県となった。しかしこれは名目統一であって、実質的に事務引継を終わって北条県として発足できるのは翌年になってからである。したがってそれまでの期間は元津山県の名において布告などが出されていた。

長らく支配権を握っていた松平家はその地位を去り、

北条県のいまだ発足しない間の津山は、旧秩序から新秩序への過渡期であり、したがって最も人心不安な時期でもあった。

八月一五日に県庁の達しに次の如きものがある。

今般戸籍取締について戸並（戸毎）にかけておいた番号札を昨夜市中所々でとり外したものがあつた。これは「畢竟憲法ヲ輕蔑致シ甚不埒之次第」であるから厳しくとりしらべて申出よ。

この中で憲法という語が用いられている点は注目をひく。国法というほどの意味に用いられているように思う。

九月四日には酒・醬油の醸造の規則改正により、従前の鑑札を廢して新しい免許鑑札と引き換えることを布告した。

一、向後新規稼度望之ものハ、其段可三願出一事。
 一、是迄鑑札所持之者、當年造込石数可三申出一事。
 といつて、来る一五日までに、鑑札と造込石数をとりまとめて差し出せと命じた。

太政官から租税については當年はことごとく旧法によるが、これまで取扱つてきた方法ならびに「雑税の

名儀區別」など詳細に取り調べて申年（明治五年）三月中までに提出するように命じた。またこの年から蔵米は四斗儀納になつた。以上のことを九月一八日津山県庁から布告した。

来る九月二日は天長節につき諸官休業し、前夜献燈は昨年の通り、また当日は昼九ツ時（正午）祝砲執行のことなどを九月一八日県庁から達した。

また八月二八日に太政官から出された「解放令」を津山県庁から管内へ伝えたのも九月一八日であつた。この布告は平民としての称呼の統一と、身分職業の平等を定めたものであるが、なんら具体的な生活上の保証をとまなうものではなかつた。

一〇月に津山県に隣接する生野県の平福出張所（兵庫県佐用郡佐用町）へその管内の勝北郡と吉野郡の五八か村の百姓代・年寄・庄屋の署名と印のある歎願書が出された。

太政官の布告については「乍レ恐小前一同承伏行届兼候体」で、朝命のご趣意はあくまで奉戴するが、「積年の旧習迎も変革難三行届」、万一人気動揺を醸し候様之事件ニ立至り候ては、実々奉三恐入一候間、御寛

典之思召を以、従前之通被^レ為^レ二仰付^一候様只管奉^ニ歎願^一候。おそれながら津山管内よりの「御願書・御触書の写」を添えて歎願申上げる。「有元家文書」
 ということがそのなかに記されている。津山管内よりの願書というものは残っていないが、その願書を受けとつた津山県が、一〇月二日に出した触書には、

今般の解放令によって「従来平民と格別区別相立居候処ヨリ、交接之間ニ不都合之儀も有^レ之趣、就^レ而^レは東京表江^ハ相伺候義モ有^レ之ニ付、追而^レ及^ニ沙汰^一候迄ハ、先従前之振合ニ準拠し、双方共礼讓相守、柔和ニいたし、粗暴之所行等無^レ之様」嚴重に心得えよ。

（『布告控』）

とあって、解放令の実施について政府へ問い合せているから、はっきりした沙汰をするまではこれまで通りにせよという消極的なものであった。この触書は生野県へ出された願書に添えられたものである。

また同じく一〇月に、東北条郡の二三か村の年寄・庄屋連名で倉敷県庁に出された願書には

（前略）従前之振合を以、互ニ渡世仕候様更ニ御厳令被^レ為^レ降候様、其御筋へ急速被^レ為^ニ仰立^一御裁許御

座候迄の間も、異変有^レ之候程不^レ計候間、当分之内御立法を以、人心鎮静仕候様被^ニ仰付^一、偏^ニ万姓御救助被^ニ成下^一度重^ニ置奉^ニ熟願^一候。「瀬畑家文書」
 とあって、政府へ伺いを出し、それまで当分の間の指示をしてくれるようにと願つたもので、津山県同様の措置を求めたものである。

津山県庁の触書のなかに、東京表即ち政府へ伺いを出しているところがあるが、倉敷県からも政府へ伺いを出したところであろう。北条県がおかれて、倉敷県のうち美作国内分は北条県の管轄に入ったから、この問題も北条県へ引き継がれることになった。

明治五年四月九日から一三日にかけて、北条県権参事小野立誠は土居通政（もと大庄屋、当時は北条県一三等出仕）を随員として、東南条・勝北・東北条・西北条・西々条諸郡の村々を回つた。各地で時刻を定めて付近の里正（村長、もとの庄屋にあたる）を集めて

今般一國一県を置かれ、公撰をもって郡長・里正を命ぜられたから、律義・実直を旨として、せいぜい

「小前百姓」どもが農業に励むように教誨せよ。と前置きして政府の方針を説いたなかに

かねて出された命令は堅く守ることは勿論であるが、人情にもとって行われにくく、「下方難渋」に及ぶことがあれば、その筋について用捨に及ぶから申し出よ。ただし「解放令」については「平民合一之御趣意相守、断然旧習ヲ去リ可申之処、積年之習風一時改リ兼、異論沸騰ヲ生シ候義有レ之故ニ相聞、無レ謂事候。付テハ双方互ニ勘弁加へ、礼讓尽し、不敬粗暴之挙動無レ之様、急度申論し、不レ得レ止儀ハ早々可三申出「事。」」（『瀬畑家文書』）とある。

この小野権参事の説いたことは、「解放令」の実施についての政府の見解を示したものである。すなわち一月二日に津山県庁の出した触書にある「従前の振合に準拠し」という趣旨は否定されたことになる。しかし、積年の風習が急に改まらずに異論が盛んなのは理由のないことであると断しながら、互讓の精神を村民に諭すことよりはかには根本的解決策を示していない。このような不徹底な処置が明治六年の騒動に発展するのである。

つぎに戸籍法の改正にもない、これまでの寺請制度による宗門人別帳を廃止することは、明治四年一〇

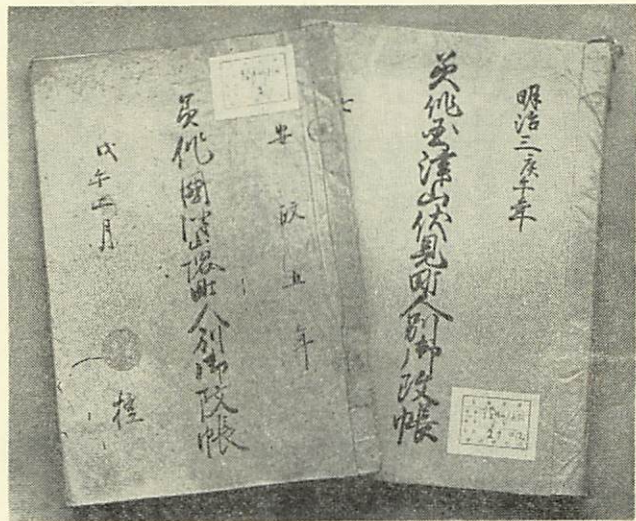


図48 『人別改帳』

月三日に大蔵省から通達が出された。これを津山県で布告したのは一月一日である。

その頃は不安定な世相を反映して種々の流言もあった。例えば高千石につき女一人、牛一匹を異人へ渡すようになったという流言をするものがあり、あるいは「均田

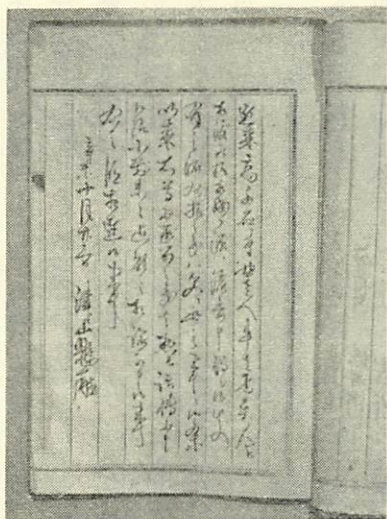


図50 『布告控』 (明治4年10月23日の条)

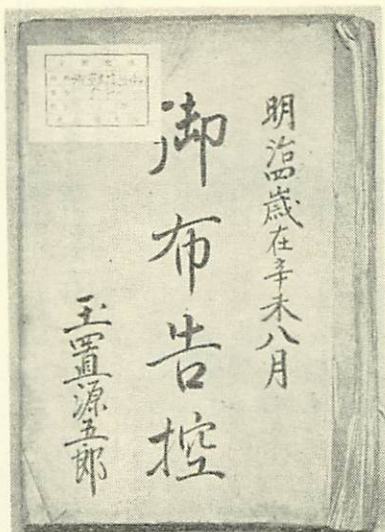


図49 『布告控』

「徳政」などの流言を唱えて人民をまどわすところから、「貧者ハ借錢ヲ不レ払、富者ハ貸付ヲ止メ、殊之外不融（このほか）

通ニ不成」民心不穩であつた。一〇月二三日に津山県は布令（ふれ）（触）を出してこれを取り締つた。また藩札についても流言があり、不当の相場でとりひきが行われたので、かねての布令の通り金札一匁と銀札一四三匁の相場で追々引替えるから安心して融通するようにと一二月二五日に元津山県庁の名において達しを出した。これは明治五年（一八七二）になつてその通り引替えが実施された。

（『布告控』）

さきにも記したように明治四年一月一五日に県の統廢合が行われ、美作一円に北条県がおかれ、当分は小豆島も管轄した。そして廃県の官員はおつて沙汰の



図51 北条県庁の門 (津山市 成道寺)

あるまで、新置県令ならびに参事の指図をうけ、従前の
 庁で事務を取扱うことが達せられた。また、これまで管
 轄した県から「地所・物成・郷村」などを当年より新置
 の県が受け取り「高反別一村限村高」などを取り調べて
 大蔵省へ報告することを太政官から達せられた。（『藩庁
 出張所日記』）

北条県参事にはもと薩摩藩士淵部高照ふちべたかてるが、権参事には
 もと越前大野藩士小野立誠が任ぜられ、県令はおかれな
 かった。翌明治五年正月一二日津山県から北条県へ事務
 引継を行った。北条県庁は元の津山県庁（現津山文化セ
 ンターの位置）におかれた。（『北条県庁布告』・『布告
 控』）

第二章
社会の諸相



図52 修道館の遺構（津山城跡 鶴山館）

第二章 社会の諸相

一、教 育

藩校の設立

第五代の津山藩主松平康致(のち康哉)は、明和二年(一七六五)に学問所を城内に設けて、学問を奨励した。その定目五条のうちには、学問所建置候上は、常に無懈怠一致修行可申事とある。

さらに明和七年に稽古場定目が定められた。おそらくその頃武術の稽古場が整ったのであろう。(旧津山藩学制沿革取調要項)

稲垣武十郎・昌谷五郎は連名で天保九年(一八三八)七月五日付の「学校御造営諸制度調書」を江戸において

八代藩主齊民へ差し出した。二万語に近い長文である。

まず「文武一致に相成、文は以て内を修め、武は以て外の備とし、別々に不相成様仕、内外相和し共に国家の御道具に相成候様仕度候。其文武を盛に仕候は学校を御建立被成、御家中子弟幼年より此内に入、内外之芸を練磨仕候外無之候。」と学校の必要を述べている。

次に学校の中心となる「学校惣司之人物」は家老か年寄の内兼ね、次に「儒者の頭役」を立て、文武を統轄するため学徳のそろった人物を選び、人がそろった上「法度」を立て、その第一は学風を正しくすることで、「朱学」を尊ぶべきであると学校のあり方を述べている。さらに「聖廟」のことに及び、学校の図面を添え、最後に「有餘の年と申事ハ有之間敷、是ハ待て不來事に候へバ、

何卒被^{なにとぞおぼしめしたれ}思召立^{おぼしめしたれ}一候日を吉日と被^{なにとぞおぼしめしたれ}定、早く御議定被^{なにとぞおぼしめしたれ}成度奉^{なにとぞおぼしめしたれ}レ存候。」と結んでいる。〔『建学奏議』〕

稲垣武十郎、名は茂松^{しげまつ}（木公）、号は雪洞、江戸で古賀^{こが}洞庵^{どうあん}に学んだ。昌谷五郎は備中の人、名は碩^{せき}、精溪^{せいけい}と号し、昌平^{しやうへい}塾^{じゆう}に学び、経学・詩文^{しうぶん}に造詣^{ぞうけい}深く、齊民^{せいみん}に聘^{へい}せられて津山藩士となった。稲垣はその後津山に帰り、昌谷は江戸にあつて、それぞれ度々上書してその学

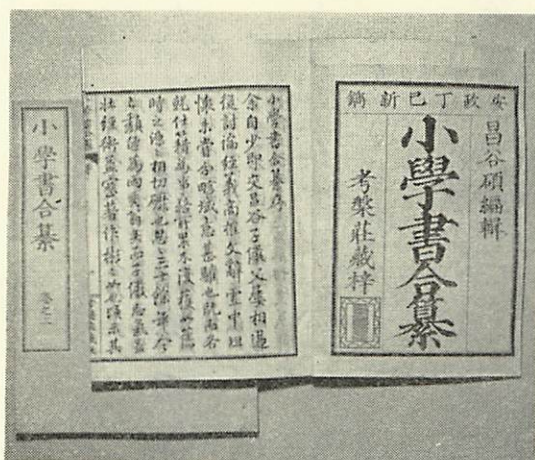


図53 小学書合纂（昌谷碩編輯）一津山郷土館蔵

校建立の実現を期したが、藩財政の關係もあつて容易に実現しなかつた。昌谷はその上書の一節に「美作ハ海と学校之無^なレ之^の国と世上一統相唱^あ可^し申、国家之耻辱、臣子之遺恨不^なレ可^し過^すレ之^の候間、何卒急速御評決御座候而、」この節造営を仰せ出されたいとさえ言っている。この上書は天保一〇年のものようである。天保一一年には稲垣が、藩主在国中に思い立って学校造営をするよう熱心に願ひ出ている。度々の建言によりやく天保一二年にはその氣運が熟した。藩政にたずさわる人から学校造営の含みのある言葉を聞いた稲垣は、その年の一月にそのうれしさを和歌に詠んだ。

霰^{あられ}ふる冬野の末も梓弓^{あすさゆみ}

はるまち顔に梅そふくめる

しら雪の積れはつもれ梅か枝に

はや鶯^{うさぎす}の聲を聞^{きか}まし

〔『建学統議』〕

京橋門内の西側の地に学問所一棟、稽古場二棟（槍剣と柔術）、射場一棟（弓術）、御覽所一棟を建てて、文武稽古場としたのは天保一四年（一八四三）頃である。

学問所では月六回（二・七の日）四書五経の講義をしたが、これを聴聞する子弟は二〇人に満たなかつた。稽

第二章 社会の諸相

古場は各流派が日を定めてここに出演したが、子弟が師家に通学することは従前通りであった。

藩校の整備

藩主慶倫の時に至り、郡代山本恭二郎（双松）の建言により、文武稽古場を

拡張して、藩の子弟が師家に通学するのをやめてここに通学させるようにした。

安政五年（一八五八）十一月十九日の「^{ふれがき}触書」の冒頭に

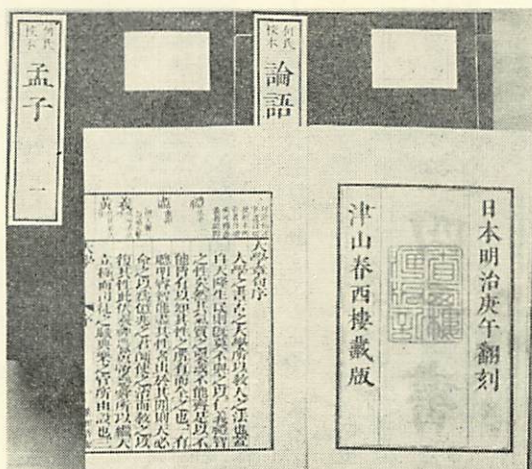


図54 藩校の教科書（津山藩の出版）一津山郷土館蔵

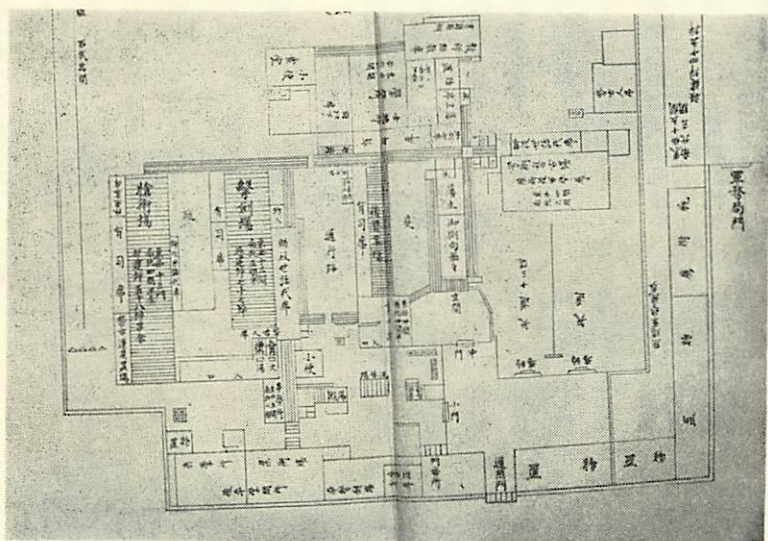


図55 文武稽古場平面図（『津山温知会誌』）

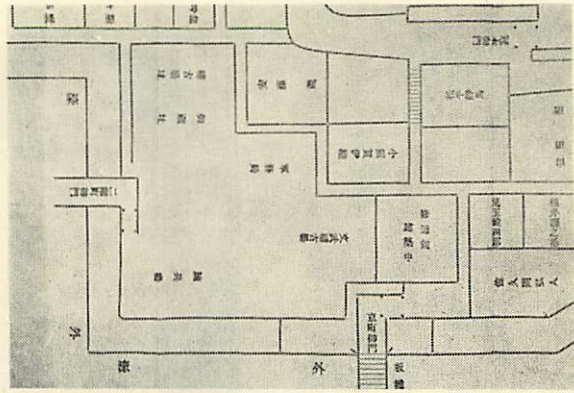


図56 文武稽古場付近略図 (明治3年『津山温知会誌』)

するは勿論、武芸はこれまでの定めによる。
とし、年令による最低の出席すべき日数を次のように定め、それを欠いた場合は翌月五日までに當番の世話役へ断らなければならぬとした。その他数十項目にわたって修行の細則を定めた。出席の一般の規定は

一一才から三〇才 二〇日

家老以下坊

主格以上は、

一一才以上は

朝六時(午前

六時)から暮

六時(午後六

時)の間に出席

修行せよ。

一〇才以下は

父兄の存寄り

による。大役

人(藩士の格

式の一)以下

は筆算に出精

三一才から四〇才 一五日

四一才から五〇才 六日

五一才以上 六日

となっており、當主とか、一芸免許済みのものとか、有

役の者とかは若干少くしてあった。

藩校の主な職名及び俸禄は次の如くである。

文武稽古場惣奉行家老の内受持

同 掛大目付の内 役高八五俵

但し自禄が役高より多いものは別に給与はない。以下同じ。

同 掛頭格を之に任ずる 役高七三俵

文武稽古目付士格以上を 役高五五俵

文武勘定方下士の扶持米 年手当 四俵

訓導方儒者 同 一〇俵

学問世話方 同 七俵

学問世話方手伝 同 五俵

劍槍砲等の武術師役 同 五俵

同 別世話代 同 三俵

同 同 同 四俵

藩校が整備され修行者の数も増すにつれて、指導にあたる師役の心得も大切であった。文久元年(一八六一)

一月に「劍術寒稽古ニ付、曉六ツ時前より出席致候処、殊之外騒ケ敷、京町辺迄も相聞候由」で、目付から沙汰をしてもよいが、まず師役世話代から注意をし、それでも聞かない場合には目付から沙汰をすることにしたいというようなこともあった。

建物の構造は平家瓦葺で約四七〇余坪、土地は約一、〇八八坪あり、別図

(図五六)のような配置になっていた。

明治三年(一八七〇)に、さらに学問所を新築して士民の別なく入塾あるいは通学を許すことを計画し、翌四年に落成した。武術場をも合せて修道館と称し、確堂の書を扁額として講堂に掲げた。

『学監要略』・『旧津

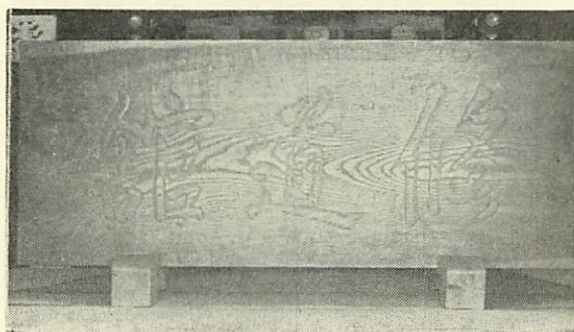


図57 修道館の扁額 一津山市小田中 地藏院保管

山藩学制沿革」)

教諭場

藩校の設立に熱心であった稲垣は、天保一三年(一八四二)六月に町奉行に任ぜられると、庶民の教育機関設置に力を入れた。時はあたかも「天保の改革」に際会していた。

心学は早くから津山に伝えられ、天保四年に「石門心学」の柴田鳩翁が津山に来て「道話」をしたこともあり、庶民教育の下地は開けていた。しかも、まだその整った機関は設けられていなかったのである。

教諭場は天保一四年二月に設立の方針がたてられた。町奉行稲垣は月番の大年寄齋藤孫右衛門に命じ、指名した九名の者を召し連れて二月三日の晩方に町奉行の役宅へ出頭させた。そこで「今般御改革、市中風義取直し」についての藩主の意向により、「男女幼年之ものハ勿論、大人たり共家業之暇には会所等へ呼集教諭いたし候様」申し付けた。そして惣締役として齋藤孫右衛門・玉置宇左衛門・玉置悌助を、また世話役引受三名、同手伝四名を申しつけ、いずれも申し合せて出精せよ、相應の講師をえらんで申し出よ、また費用について、明年から篤志者の出銀(寄附)をうけるから内願のものがあれば



図58 教諭場の教科書（「庭訓往来」と「女大学」）
—津山郷土館蔵

られた。それには

保癸卯八月

謹 節

載

孝經庶人之章

稲垣松謹書

とあり、「謹節」の二字は大書されていた。保癸卯とは天保一四年であり、稲垣松とは茂松即ち武十郎のことである。「謹節」は孝經からとったもので、最初の書には「孝經曰、

名面（名前）を取調べて申し出よと達した。

八月八日、教諭場が小性町に出来上った。講師は床を背にして東から西へ向き、その右側に出役、左側に大年寄・諸吟味が控え、聴聞人は東へ向かって並び、その両側に世話方が控えるというように席が定められた。「教諭場号文字」は町奉行が書くことになり、その日の夕方、小頭が持参したが、翌日また認め替えたものが届け

也。」という字句が書いてあった。彼が孝經の精神を指導目標としたことがうかがわれる。そして、その年一月には精勤者や「筆算縫針格別上達之者」に褒美を与えた。また屋敷地を提供した稲実屋義七郎に袴地一反と五

本入扇子箱を、家作を引受けて普請をした錦屋民治郎に袴地一反を与えて表彰した。

万延元年（一八六〇）の「講釈日割付」をみると、た

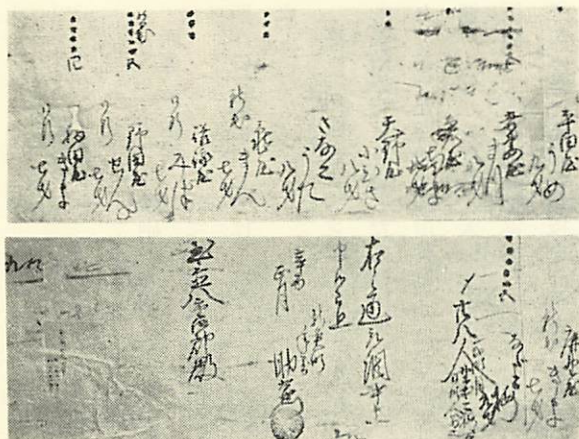


図59 教諭場の出席簿(万延2年『玉置家文書』)

とえば八月中は

五日 東男子 一一日 東女子 二一日 東男子

六日 西男子 一六日 西女子 二六日 西男子

晴雨にかかわらず、九ツ時(正午)揃い出席のことと定められている。他の月も大体同様で男女別学である。

文久元年(一八六一)頃からは毎月五日と二〇日に四

書の講釈をして、大年寄・札元・諸吟味・年寄らに聴かせることになった。また年

め講師を招くこともあり、年末には男女児童に褒美を与えるのが例となった。

次に教諭場手当として藩から町奉行を経て大年寄に与えられた金額は、たとえば嘉永六年(一八五三)二月には前年分として五〇〇匁、文久元年一二月には来年分として七〇〇匁であった。また嘉永五年八月の洪水による損所及び畳の修復料として一〇七匁三分が支出されている。文久元年には町奉行の出席の間と世話方の詰め所が建て増され、その費用として三九六匁が藩から支払われた。

慶応二年(一八六六)一二月には一年間の勘定が九七〇匁二分三厘となっているが、このなかに筆墨紙の費用、聖像供物代、町内役人用などがふくまれている。

文久元年八月二日には、大年寄が町人としてはじめて藩校へ出て四書の講釈を聞いた。明治四年(一八七二)には藩校「修道館」へ「市郷の者共」の入学が許され、有志の輩は修道館へ願い出ればよいことになった。それと同時に教諭場は廃止された。(『町奉行日記』・『大年寄日記』・『布告控』)

二、軍 事

西洋流砲術

鉄砲・大砲ともすでに早くから輸入されてきたが、太平が久しく続くうちに西洋の軍備に対しては、はなはだしく遅れをとっていた。

高島秋帆がアヘン戦争の情報を得、洋式砲術の採用を長崎奉行に上書したのは天保十一年（一八四〇）のことであった。彼は江川英竜（太郎左衛門）のとりなしで江戸へ召し出され、天保一二年五月、武州徳丸ヶ原（板橋区）で砲術訓練を演習して名声をあげた。彼は天保一三年六月に砲術の教授を許可されたが、幕府は砲術の必要は認めながらその流布を妨げたので、彼の砲術は江川らわずかの者にしか伝わらなかった。そして彼をねたむ者の言により、外人私交の罪をもって同年一〇月に投獄され、のち蟄居させられた。（『日本歴史大辞典』）

津山藩士天野龍之丞（弘化四年に直人と改名）は天保一五年に西洋流砲術修行の目的で往来一〇〇日の暇をもらい、金一両を与えられて江戸へおもむいた。二月一

三日出立、二八日江戸着、三月八日、下曾根金三郎について高島流砲術修行をすることになり、一ケ年江戸詰めを仰せつかった。謝礼は藩から支出されることになった。加藤明邦（滋賀県水口の藩主）家来薙又兵衛へも入門し、星山流砲術の免許を得たが、謝礼として金七〇〇疋を藩から与えられることになり、八月二三日にその免許状を受け取った。かくて同月二九日に出立、九月一四日に津山に帰着した。翌弘化二年（一八四五）五日二八日、下曾根金三郎から「高島流砲術幕入伝授」がすんだという連絡があった。さらに弘化三年八月二八日、星山流砲術皆伝について藩主から正利の鍛刀一腰と銀二枚を与えられた。（『勤書帳』）

天野は数少ない高島流砲術家として知られるようになった。弘化四年四月、備中松山藩（高梁市）の山田方谷は三島中洲を伴って津山にきて、本源寺の別室に寓居を定め、晝は彼について砲術や銃陣を学び、夜は有志者に古本大学を講じ、留ること月余に及んだ。（『山田方谷全集』）

ペリーの来航により幕府の態度は急転換し、高島秋帆は許されて、江川英竜らとともに品川砲台築造や銃砲の

鑄造にあたった。

嘉永六年（一八五三）十一月、備前金川の日置伊左衛門（備前藩家老）の家来から天野直人へ頼んで、大筒を鑄立てることを津山吹屋町の瓜生原屋恒助に注文した。

一貫目玉用の唐金筒と三貫目玉用の銃筒であった。（町奉行日記）

同年一二月五日に大目付から家中（藩士）へ大要次のような触れを出した。

大船大砲の類は近来西洋諸國で發明し、便利なものであるから、船砲の製造法など西洋流を用いることになった。元來砲術は蛮國伝來の品で、蛮語を用い蛮夷の挙動にならつてきたが、この度西洋砲術習練をするにあたり蛮語の分はすべて國語に訳して、「蛮夷の挙動ニ不押移一候様心懸修行可致候。」大船製造はなおさら新規のことであるが、これも唱え方などその心得が必要である。つまり彼の「利器要術」を用いるのであるが、「万一新奇を好、猿ニ蛮語を唱、夷風倣ひ候様成行候而は、御國威ニも拘り不不容易一事ニ候条、心得違無之様可致候。」（『國元日記』）

要は西洋の器械を用いても西洋風に流れてはならぬと

いうことである。

宮田耕助（矯四郎）は、西洋流砲術に格別上達したので正利の鍛刀一腰、世話方に出精したので米二俵半を与えられた。

文久三年（一八六三）に幕府から大砲製造の命をうけた植原六郎左衛門は、元治元年（一八六四）三月、その場所として横山村の姥ヶ谷を選定して、拜借願を落へ提出した。（第三章四参照）

砲術修行と
軍事試業
津山藩ではペリー来航以前から砲術修行が行われていた。（当時の日記類に

は砲術とある。）

嘉永六年（一八五三）四月に天野直人と川崎権右衛門はそれぞれ二回砲術修行を行った。場所は、追廻御藏前から鍛冶場橋までの土手筋から横山村の姥ヶ谷へ、鉄砲町裏の五丁場と菜洗場の間の土手筋から石山へ、二宮村の天王ヶ鼻から対岸の山へ向けて発射する三か所である。その他の月にも度々試射を行っている。五丁場の砲術修行が主であったが、農繁期に農民の危険を避けるために、秋土用入一〇日前から六〇日間に行わないことになっていた。嘉永七年閏七月に、天野直人世話代から「一九日を

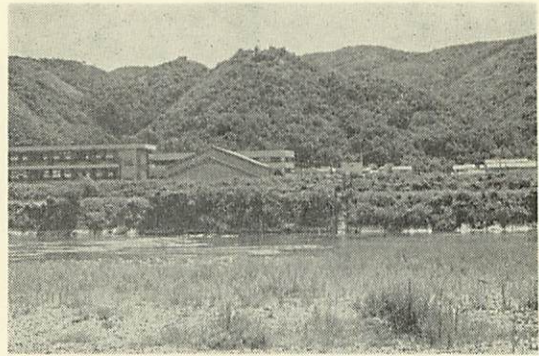


図60 砲術修行場（鉄砲町裏より石山を望む）

天野直人が行なうようにと、大目付から達しがあつた。時節柄、砲術の必要が痛感されてきたことの反映である。

「試打」（試射）の場合は、大目付から予め「発射する場所、矢道通り（弾道）、着弾地の最寄の人家では貝吹の合図によって必ず出払うように」と達しがあり、郡代から関係方面へ達しを出した。安政二年（一八五五）

定日としてこの期間中も月一回修行したい。」と申し立てた。大目付の命によって郡代から村方へ故障の有無を糺したところ、月兩度の稽古は差し支えないと申し出たので、九日に川崎権右衛門、一九日に

一〇月に天野直人が日上村から南へ向けて六貫目玉筒の試打をした時には吉井川の西の往還も人留（交通停止）が申し付けられている。（郡代日記）

砲術修行の例を文久元年（一八六一）前半についてみると、荻野流師役小須賀兵庫が七回、同天野直人が三回にわたって、鉄砲町裏土手五丁場、あるいは八出村小松ヶ鼻、二宮天王ヶ鼻等で実技練習を行っている。

第一回長州征

伐のあつた元治元年（一八六四）の状況をみよう。西洋流世話代を兼ねる荻野流師役古市右近は、二月に八出村小松ヶ鼻で一尺五寸筒による破裂弾七発、霰弾一発、四月に日上村丁場で



図61 砲術修行場（天王が鼻より嵯峨山を望む）

三尺八寸筒による一〇〇匁玉三〇発、一一柵半臼砲筒による一八発、一〇月に鉄砲町裏土手五丁場で三斤筒による実丸六〇発の演習を行った。小須賀兵庫も四月に二宮村天王ヶ鼻、鉄砲町裏土手五丁場で砲術修行を行った。(『国元日記』)

津山藩の砲術修行が地元の反対に会った例がある。安政五年四月に天野直人が、小豆島で海上砲術修行を行うため、四月中旬後に出向きたいと郡代から島方へ心得を達しておいたところ、島方から飛脚をもって、「漁師どもが当節は鯛網・鯖網・鳥賊漁その他昼夜漁をしていて、一年中で働く時節の真最中で、海上砲術稽古がこの節にあつては魚が一切海底に沈んで漁ができないので難渋する」と言うから、秋まで延期してもらいたい。」と申し出てきた。そこで郡代から大目付へ伝えたところ、余儀ない時節につきしばらく延期することになった。(『郡代日記』)

かねてから津山藩の軍学としては越州流と甲州流が行われていたが、これに西洋流が加わった。そして度々軍事試験が行われた。たとえば文久二年六月一四日には、文武稽古場で、西洋流は宮田耕助門人三人、越州流は榊

原平次郎門人二人、甲州流は中村寛之丞門人七人によって行われた。講釈のあと、西洋馬上銃手技ならびに運動試験、あるいは着甲などがあった。出席予定の藩主は足痛で出席しなかった。(『国元日記』)

大砲奉行の 安政元年(一八五四)に大砲奉行年番を命ぜられた黒田彦四郎はその回顧録

「老の小手巻」に次のように記している。幕末津山藩の砲隊の概要を知る手がかりとなるものである。

(前略) 此の年番たるや即ち非常に備ふる藩軍の先手にして、一朝事あり出発の命下るや、即時出軍するの定めなり。其一隊の編制を述へんに、先頭に鉄砲玉目三分、足軽二十人を一手として、御先手鉄砲頭之を率ゐる二手並列す。次に戦士槍を取って二十人列す。大砲頭、列の後方中央にありて白麾を取て之を指揮す。組頭、列の右側に有り。太鼓役、大砲頭の左側に随ふ。次に士大将あり。御使番・軍事方・貝役、各一名つゝ之に従ふ。此の一隊の左右の翼に大砲玉目一門つゝ車に載せて備ふ。大砲方十人之に分属す。大砲奉行は士大将の右側に候し白旗を揮って進退発射の指揮を爲す。(中略)

一隊の略図



(中略)

其後慶応の初年大目付渡部惣次郎に命せられて一藩の軍制を編成せらるると聞く。然れ共此の編成は只先陣・二陣・中軍・後陣に藩士卒を配置するに止まり、卒は銃を持ち士は槍を執り、安政年中の年番の兵式と異なるなし。防長御出勢の時、士は各陣羽織を着(き)ら(ん)目(め)此(こ)兵(へい)式(しき)を以て明治元年に至る。(後略)を驚(おど)かす。

軍制改革 慶応三年(一八六七)九月二八日、家老安藤要人(かなづね)から軍制改革が発表された。

その前置きには次のように述べられている。

太平之流弊として、自然人心姑息(こそく)ニ落入、本邦固有之気節次第ニ取失候折柄、先年来外夷(しやうり)頻ニ渡来、時勢(ときせい)随(したが)つて變遷(へんせん)いたし、如(ごと)し今不(ふ)容(よう)易(い)ニ形勢(けいせい)ニ押移候条、実(じつ)ニ歎(なげ)カハしき至(いた)り候。(中略)今般懸(はんけん)リ之者共江申(へ)申付、

諸向改革筋爲(な)ニ取調(とくじょう)一居候間、追々申達儀可(よ)レ有(あ)レ之、一同前件之次第服膺(ふくよう)いたし、猶(なほ)此上相応(さうおう)之力を尽し、國家(こくが)の爲(ため)抽(ぬき)ニ忠勤(ちゆうきん)一候様有(あ)レ之度事(たき)。

ここで国家とあるのは津山藩の意である。次に数項にわたって改革の要項が挙げられている。要点は次の如くである。

幕府はじめ諸藩とも砲術が盛になっているから本藩でも大小砲隊を一層整備する。

大小砲隊は大概西洋器械を用いて編成する。

彼の長を採り、私の短を補うが、彼になずみ国体を汚さないよう修行が肝要である。

改革について建白することなく、私に批判(ひつぱん)誹謗(ひぼう)のみをしてはならない。

この年一〇月五日には軍制改革にともなう大砲隊と鉄砲隊の編成について幹部の任命を行った。一〇月一日には家老組株・城代組株・小納戸組株を廃して鉄砲組株へ編入することを申し渡した。これは今までの足軽の編成替である。

こうして軍制改革に着手している頃、中央の政局は急迫(きつぱく)をつけ、津山藩の軍制は近代化しないまま明治維新を

迎えるのである。(『国元日記』)

武士団の解体

版籍奉還によって、従来の封建的武士団は兵部省の管轄のもとに再編成されることになった。

津山藩は兵部省の命によって兵制改革を行い、明治三年(一八七〇)七月三日、次のような内容を弁官の伝達所へ報告した。

一、銃兵 一大隊 人員六〇〇人 但し一小隊六〇人
外に役司四五人

一、大砲隊 砲六門 人員四八人 但し一門八人
外に役司一六人(『進達書』)

廢藩置県後は津山県にわずか一小隊を残すにすぎないようになった。明治四年一月五日、兵部省から津山県に対して次のように達せられた。(『東京日誌』)

其縣下備付トシテ、歩兵一小隊被ニ差置候間、元藩常備兵之内ヲ以編制可レ致、此旨相達候也。

同年一二月の『津山表士族金渡帳』によれば、士族一人に金二〇両と銀札七貫一四〇匁とが渡されたが、その人数は五四四人(内一人大坂定府^{じょうふ})であった。なお同帳の「付札」に「定府定坂共」(東京・大坂在勤を含み)五七

九人とあるから、これが廢藩時の士族数である。この時津山で士族に渡されたのは合計二分金一〇、八八〇両と銀札三、八八四貫一六〇匁とであった。(第一章五参照)この金は領民から永年にわたって納入させて蓄えてきたもので、この非常時用軍事費をいわば旧武士団の退職金として処理したものである。かくて廢藩によって旧武士団は解体し、津山城は空虚となった。士族はこれまでの拜領屋敷にそのまま住むことができたが、いつまでも徒食しているわけにはゆかず、やがて生計の途を求めて離散して行った。



図62 太鼓櫓の跡

三、種痘

牛痘種法の
伝来

痘瘡ほうそう即ち天然痘てんねんとうは伝染病としておそれられ、死亡するか、または顔面その他に醜い痕跡くんせきを残すものであった。その療法として、はじめ人痘種法が中国から伝来して行われた。安永七年あんえい（一七七八）に中国で「種痘心法」が刊行され、その後わが国にも伝来し

ていたが、十分な効果をあげることができなかつた。

イギリスのジエンナーによる牛痘種法が漂流者によってロシアから伝えられたのは文政七年



図63 種痘説明画一佐賀県立図書館蔵

（一八二四）であるが、この時はただ蝦夷地えぞちで試みられたにとどまって、日本全土には行われなかつた。その後嘉永二年かえい（一八四九）に牛痘種法がオランダ船によってもたらされ、當時の佐賀藩主の奨励によって藩内に普及した。（『日本歴史大辞典』）この法が津山に行われたのは嘉永五年のことである。その時この牛痘種法の啓蒙けいもうと宣伝に出されたパンフレットが残っている。

それによると大要次の如く記されている。

去年西洋より伝来の痘苗は、従来の種痘とちがひ、ただ左右のすねにうえて、その部にのみほうそうを發せしめ、顔は勿論給身そらみには一点も出さず、熱も格別おこらず、再び天然痘に感染しない靈妙不思議な療法である。すでに長崎はもちろん、佐賀・萩・福井・足守あしもりでは数千人にうえ、京都・大坂では除痘館を開いて数百人にうえてその確実なことがわかつている。（中略）故にあまねく諸人を救うために、このたび大坂の緒方おがた氏から右の痘苗を乞い求め、種痘療法を弘め申すものである。（『日笠義則氏蔵』）

津山野上氏と署名し嘉永三年戊二月いぬとある。野上といふのは早くから箕作阮甫と師弟関係にあった蘭医であ

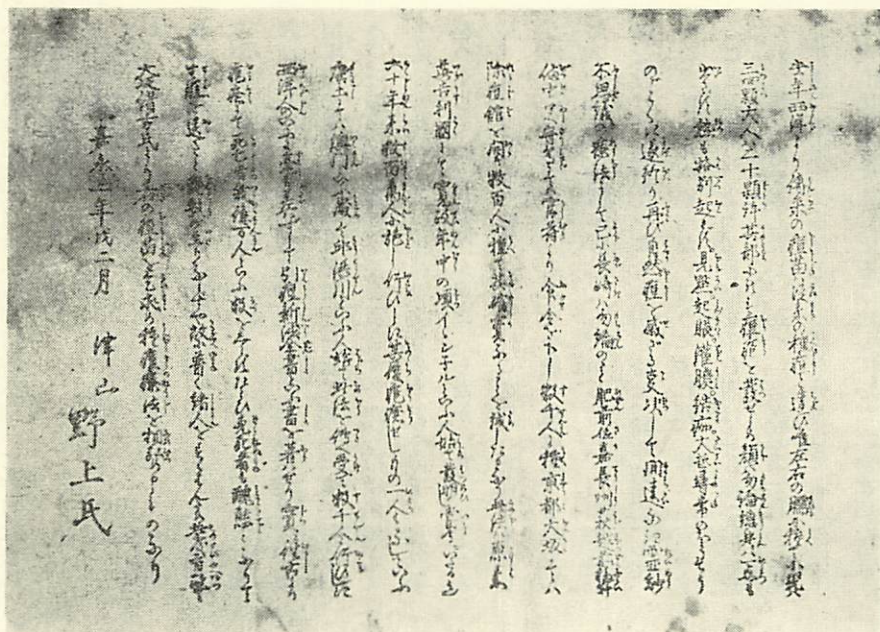


図64 種痘パンフレット—津山市 種 日笠義則氏蔵

る。(写真参照)

津山にこのように早く種痘法が行われたのも蘭学の発達に負うものである。

種痘館

箕作阮甫・伊東玄朴らにより江戸の神田お玉が池に種痘館

が開設されたのは安政五年(一八五八)五月のことであった。一月に類焼の厄に会い、翌安政六年に下谷和泉橋に新築し、万延元年(一八六〇)に幕府は令を下して種痘館で種痘をうけることを奨励し、翌文久元年(一八六一)にはこの私立の種痘館を幕府直轄として「西洋医学所」(のち東京大学医学部)と改称し、種痘だけでなく洋方医学の教育機関とした。(『日本洋学編年史』)

以上は江戸における種痘館の概略であるが、江戸の文化はやがて津山にも伝えられるのが例である。特に津山には西洋医学の下地が十分できていた。

万延元年三月一八日、丸尾玄俊・久原洪哉・野上玄瑞・野上玄雄の四人の医師からの種痘に

ついでに申し出は大目付から御用番へ伺つて許可になつた。その大意は次のようである。

私どもは近来種痘について種々骨折つてゐるが、とかく「痘苗」が得られないで、種痘をしたいものも終に「天行痘」にかかつて後悔してゐる。かつ又「種法不心得之医又は野土俗人等」にいたるまで、みだりに種痘をして、苗性の善悪や出痘の真偽も鑑定せず、偽痘もそのまま捨て置くので、再伝染のことも心配される。近来「天行痘」が往々流行するが、痘苗が絶えて予防の方法がなく、生命を失う者もあるので、種々手をつくして尋ねたが苗が手に入らなかつた。ところが、大坂種痘館へ頼みこんで、この節、正苗をもらいうけることができた。そこで今般「種痘館」を設立したいと思う。時節から私どもで申し合せ、自力で種痘館を設け、「痘兒」をここへ引き寄せ、諸事嚴重にして、今後痘苗を年中絶えないようにすれば、諸人が安心することと思う。よつて種痘を望む者はこの館へ痘兒をつれて来るようにしたい。かつ「郷医之者」はこの館より種痘法をただした上、正苗を分與した者以外は、みだりに種痘することを禁止していただきたい。

右のような申し出を許可することにした藩では、大目付からの達しで、町奉行及び郡代から触れを出した。その触れ書きは次のようである。

近年種痘之義、御医師にて種々骨折候得共、痘種統兼候付、種痘いたし度ものも、天行痘に触れ、又は種法不心得之医師俗人等、苗性の善悪、出痘之真偽も不^{あいわきま}相弁^{えず}、種痘致候ニ付再び伝染もいたし終^{つひ}ニハ難痘も有レ之趣ニ而、今般左之面々大坂種痘館より正苗貰受、二階町山本屋周右衛門宅ニおいて、諸事嚴重に種痘いたし遣し候筈^{はず}に候間、種痘望之ものは誰人によらず勝手次第、右場所へ痘兒連參り、種痘致貫^{まじ}ひ可^{まじ}レ申、尤^{もつと}以後種痘不安内之者相頼^{たのみ}、狼^{みだ}りニ種痘致申間敷候。

御医師

丸尾玄俊

久原洪哉

野上玄瑞

野上玄雄

右之趣惣町中裏借屋ニ到迄不^{いたるまで}レ洩^れ様可^れ被^さレ相触^れ一候。
已上。

申三月廿二日

三^(三) 十郎左衛門

大年寄中

(「触書達書写」)

さて種痘館が開設せられてから、天然痘によって死亡する者は減少してゆくののであるが、種痘に関する注意を喚起するために種痘館から出した木版摺のパンフレットが残っている。(『津山郷土館蔵』)

種痘中心得の事 (振仮名は原文のまま)

一、誕生より七十五日過候は、四時暑寒の厭なく種痘苦からず候。暑中ハ尤よく発するもの也。但生齒を催さぬうちに種るハ尤よろしき事。

一、種痘いたし候日より七日めには早朝より相違なく被三相越一べく候。其節眞偽の鑒定いたし、疑痘ハ即日再種するか又年月過て再種するに宜敷ものあり、是は差図いたし候へし。

一、種痘中天然痘併発すること稀にあり。是ハ種痘後三四日牛痘の氣いまだ全身に感ぜざるうちに、天然痘の毒を受けば一時に発する事あり。更に種痘の爲に発するにあらず。其軽重も種痘に拘る事なく、惣して種痘中ハ勿論、痘瘡前の者ハ天然痘の者に近づき候ハ必無用の事。

但種痘したる後に水痘の流行する時には感ずる事あり。是は痘瘡にあらず。其節被三申越一候得は療用

いたし候事。

一、種痘中胎毒下しその外持葉等一切用ゆへからず。変りたる容躰あらハ早速被三相越一へく候。若参り兼候者ハ此方より見舞可申候。急症の外ハ灸治致間敷候事。

一、種痘いたし候日より廿一日の間ハ入湯月代いたすへからず。腰湯ハ苦からず。衣服ハやわらかなるを用て、すれざるやうにすへし。禁食ハ酒・油物・脂こき魚、辛き物、鳥獸。

右之品廿一日の間ハ母子とも無用の事。

安政七庚申春

作州

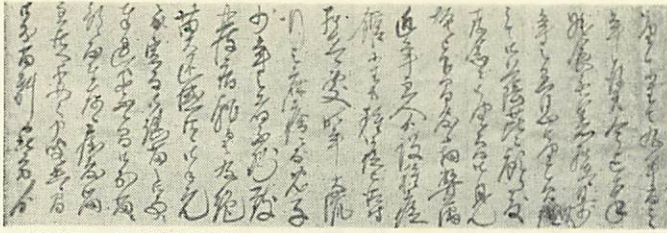
種痘館

種痘館が開設後何年のことか不明であるが、痘苗が絶えて困ったので、久原宗甫(洪哉)が若い頃の同学のよしみのある緒方洪庵に、分苗を依頼する手紙を丸尾玄俊の代筆で送ったことがある。痘苗を絶やさないうようにすることが、苦心を要するところで、そのため種痘をうけた者を鑑定すると同時に痘汁をとってこれを利用するようにならした。

慶應四年(一八六八)六月一九日、町奉行の大村斐夫か

ら次のような触れが出された。

種痘館ができて、最初は衆人の疑念もあったが、おいおい実効があらわれて疑惑が消散するようになった。しかし種痘がすんで次の定められた日に再び父兄が子弟を連れてきて「眞偽善悪之鑑定」をうけるべきなのに、医師の申し付けに背いて「種々虚実等申立」不参をする由である。これはつまり自分の子弟の痘汁をとられるのをはなはだ嫌うことから来ているようであるが、わが子さえ先に種痘がすめば安心して、他人の子を見捨てるというの是不人情の至りである。一点の痘汁をとられても少しもその者の害にはならないから、医師の差図通り次の定日には必ずつれて来て善悪の鑑



一箕面市 久原雅良氏藏

定を受け、痘汁を余人に分與し、痘種を絶やさぬように心得よ。(『触書控帳』)

種痘は医師の苦心と藩の奨励によって普及して行ったが、明治三年(一八七〇)四月には政府の命で各府県に種痘を行わせることになった。そして、それを行う医師は免許状を必要とした。次はその申請書の一例である。

北条県

久原経俣

右者従来種痘

術執心之処、

今般御布令之

趣茂有之候

二付、免許状

くだしたまわりたく

下賜度、此

段奉願候也。

壬申二月

北条県

東校

種痘局 御中

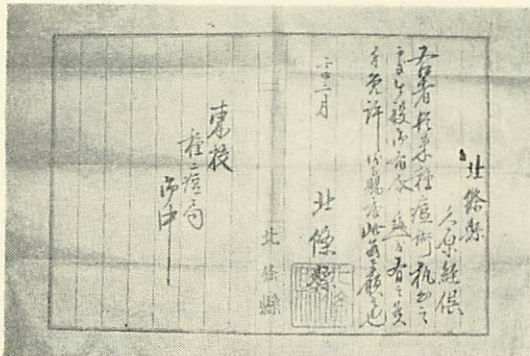


図66 種痘免許の申請一久原雅良氏藏

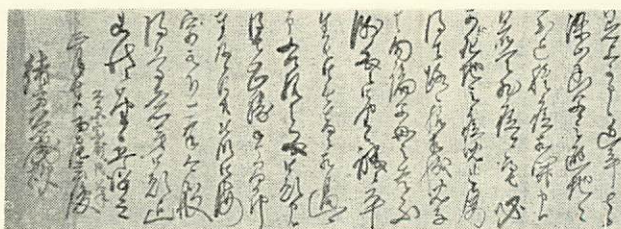


図65 痘苗の依頼状（部分）

右の壬申は明治五年のことである。

四、生活

旱魃の対策

嘉永六年（一八五三）は旱

魃の特にはげしい年であった。旱害の諸対策について二、三を記すこととする。

同年八月に雑穀問屋締役から町奉行へ次のように願ひ出た。

当年はまれなひでりで、

畑物は一切できず、稲作も、水の続かない場所は稲が生育しない。国々の人氣がさわがしく、米価がおいおい高くなるから、当地も同様に相場が上り、在方から売米（他領への売米の意か）が多く、市中はこの趣では新穀まで食料がひき足らないように思われる。なにとぞ

米は申すに及ばず、雑穀類一切備前表へ船積みしないよう仰せつけられたい。（町奉行日記）

この年は米ばかりでなく、大豆の収穫も少なく、旱損の（旱魃で損害をうけた）村々は正大豆納（大豆の現物納入）が差し支えて、例年千五、六百俵の納入のあるところが、この年は七百俵であった。

旱損の村々の「扶食」（食糧）が差し支えるものどもへ、困糶を下されたいと大庄屋から願ひ出た。そこで困糶五、六〇〇俵余の分と、「無難村々」（旱損のない村々）から「積戻し致候分」（前年貯えていた糶の代りに戻す分）とを貸しつけた。返納の方法は取調べて伺うことに

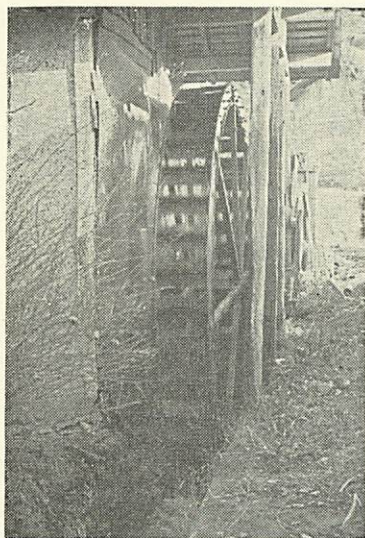


図67 水車（津山市 沼）

し、早損の村々の「当年積戻之分、年延被^お三^お仰付^せ二」(当年積戻すべき分は来年に延期する)ということになった。

当年の食料不足は津山だけではなく、龍野藩の預所(英田・勝南・久米南条・久米北条四郡の内)の村々でも米が不足して他国米を買い入れるため、備前金岡(西大寺)から積み登ってくる船を、津山藩領の吉ヶ原・飯岡(以上柵原町)・小桁^{おげた}の番所を通してくれるように依頼した。津山藩では一月四日に承知の返書を出すとともに右の三番所へこのことを達した。

早害に対して篤志者も現れた。河面村の中庄屋光井弥太郎は、「引受村々内新野筋八ヶ村」のごく難渋している者へ、一日米五勺^{しやう}ずつ見積り、九月朔日^{ついでち}から来年正月中一四八日分、米四八石七斗五升を施すという届書を出した。これに対し九月二五日、「一代限門松御合印、他所^{たしよ}帯刀^{せがれだ}、悴代迄^ま苗字御免^{みょうじごみん}」と賞せられた。(『郡代日記』)

一〇月二七日、東新町油屋清左衛門は銀一〇〇枚代銀札四貫三〇〇匁の献納を願い出た。(『町奉行日記』)

また大庄屋一統ならびに立石助右衛門から金子一〇〇両献納の願い出があった。十一月九日、この願い出は申し出の通り取りあげ、追って賞詞を与えることになっ

た。(『郡代日記』)

早魃のため、嘉永六年には酒の造り込みが禁ぜられた。

従来義倉の貯米を酒屋に貸し渡すことが行われていた。義倉は弘化三年(一八四六)に京町^{きやうまち}に設けられ、豪商をして米穀を蓄積し、凶荒に備えさせたものである。この貯米を酒屋に貸すのは、古い米を新米に入れ替えるとともに利を納める目的からであった。前年に津山の惣酒屋(酒屋の組合)に貸し渡した分が、嘉永六年三月一日に返納された報告によると、

- 一、元九百五十俵の内七百十九俵半正米。二百三十俵半御切手。右利米 五十七俵。但し去年九月から今年二月まで六ヶ月分。
- 一、元百二十三俵一斗七合九勺七才御切手、右利米六俵五升四合八勺九才八五。但し去年九月から今年二月まで六ヶ月のうち一ヶ月御用捨^{ごようしや}になり五ヶ月分。
- 一、元五十俵 虫入米 此分は利米御用捨になり、元分を上納。

千百八十六俵一斗六升二合八勺六才八五。

(『町奉行日記』)

とある。嘉永六年には惣酒屋から度々願ひ出た結果、義倉米を借りてその分だけは仕込みを許されることになった。

義倉米を借りうけただけでは十分でないので、さらに種々の方策を講じた。一月五日に惣酒屋どもから町奉行へ次のように申し出た。

當藩預所の富村東谷（上み）の庄屋六右衛門は、同人所持の正米を例年この節（くせ）に久世川筋（あさひがわ）（旭川上流）を積み下して売り掛けているが、酒造減石を命ぜられたことを聞き、引き合いになるなら買い取ってくれと言っている。この節百石ばかり買い集めているそうだから買いうけたい。また他領坪井村（つばい）からも、この節百石余當川筋（吉井川筋）を積み下す分があるので右同様に申し越している。また更に奥津問屋からも百石ばかり同様に申し越している。右三箇所とも市中に出回る米ではなく、買入れておいて食用が不足のときには指図に従うから買い入れを許可してもらいたい。

これにつき町奉行と郡代とが話し合つて連名で次のような伺いを藩庁へ出して、一月八日に許可を得た。

当年旱魃で食用米差し支えのほどは計り難く、市郷

（城下と農村部）とも、奥の村に相応米はあつても出回らないで、かえつて酒にして持出すようになり、城下ならびに近郷では食糧米の買い入れもできかねる状態である。酒造を許せば米の出る道もつき、奥筋のありあまる米もおいおい出回るようになって、差し支えの筋もないように思われるから、「去ル戌年（いぬ）之振合を以、市郷共三步二迄之米（酒む）口造込差免（さしゆるし）、其余堅過造不致候様、申付可（しかるべきや）然哉。」と伺う。（『町奉行日記』）

去る戌年とは嘉永三年（一八五〇）のことで、その年の三分の二以下に抑えたものである。酒造を禁じるよりも

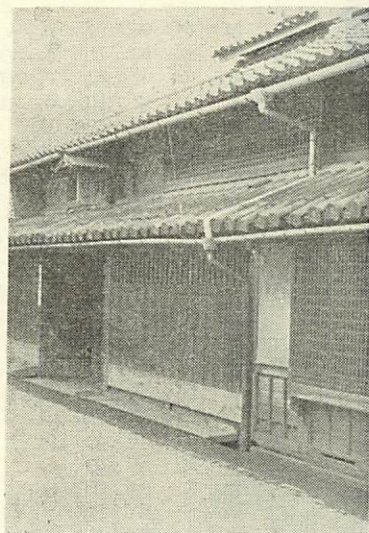
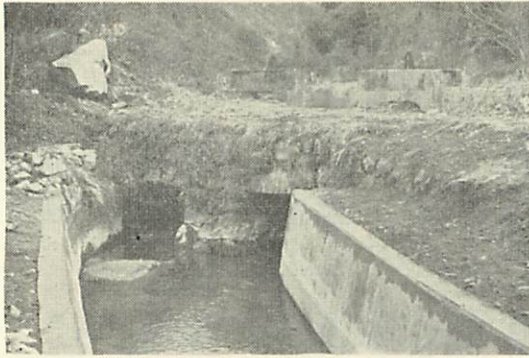


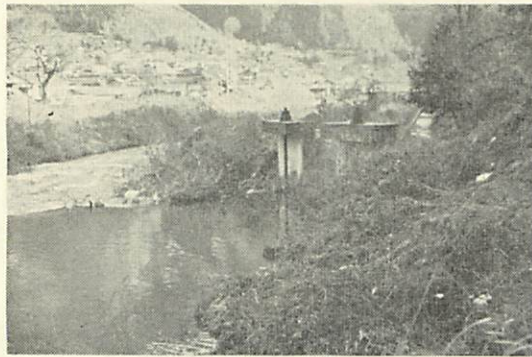
図68 造り酒屋（津山市勝間田町、当家の安政4年の酒造米は450石）

許した方が、米の出回りをよくすることができるとい
 言い分を認めたものである。この年の旱害は山奥の方が
 少なかったと見られる。

平年の酒造については、安政四年（一八五七）を例に
 とると、城下町一五の造酒屋の酒造米が合わせて五、六
 〇〇石であり、運上は銀五〇枚である。これを銀札二貫
 一五〇匁で一二月一四日に納めた。銀一枚が銀札四三匁



(内 側)



(外 側)

図69 細岩井手の取水口（津山市 吉見字八代）

というきまりであった。（『触達書并窺書』）

嘉永六年の旱害の対策として、加茂川筋の村々の間
 で、加茂川の水を引いている吉見村八代分の細岩井堰を
 丈夫にせきたて、井筋を切り広げ、下は岩尾山から新井
 手を掘って、綾部・上高倉・大篠・杵山の順に流し、そ
 のほかにも枝井手をつけて水を回すようにしたいという
 相談が決まった。願い出によって嘉永七年二月二二日に

作目付が見分し、三月一日、草加部・
 野・上高倉・下高倉（東分・西分）・杵
 山・山西・野介代・勝部（上分・下分）・
 志戸部・押入の一二村から下積帳を
 添えて願書を代官所へ差し出した。代
 官らが一日に实地見分した結果、伺
 書を添えて地方引請へ回した。普請師
 の秀蔵（備中小坂部村―大佐町）・竹
 太郎（真島郡栗原村―落合町）が元請
 となつて、下子二五〇人をもって四月
 から着工した。工事は難行したが、六
 月上旬には上高倉村丸田まで水を通す
 ことが出来た。九月二四日に関係の中

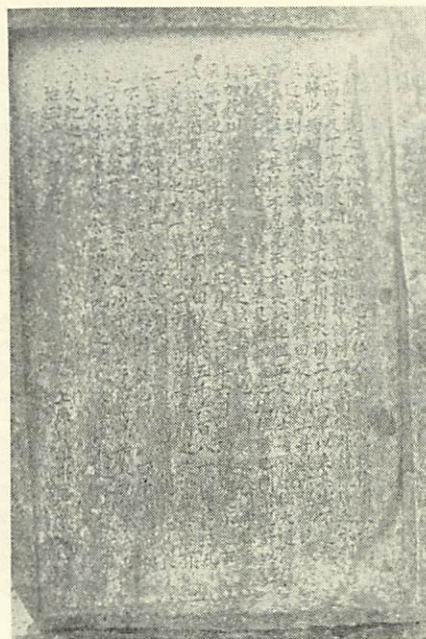


図70 細岩井手記念碑（碑文は上原環一郎の撰ならびに書一津山市 綾部西字三石田^{さんごくた}）

庄屋らから代官へ提出した入用取調帳によれば、入用合計、銀札二七〇貫目余の内、一〇八貫目余は下方（村民）で借入出銀し、一六二貫目余は藩から拝借したいと願った。しかし借り入れとその支払いに困難を極めたばかりか、その後も年々、補修に経費を要し、配水が思うようにならない山西村以下の六か村は文久元年に脱退し、靱山村もその後脱退したほどであった。

嘉永七年三月二七日には、瓜生原・国分寺両村及び河面村からも新井手普請の願書を代官所へ出したが、実現はしなかった。（のち明治九年に実現）（『代官日記』・『細岩井手沿革誌』）

早魃の影響は當然藩士の生活にもあらわれた。嘉永六年一〇月一二日に、向う一年間の「御引方」（減祿）を申し渡された。国元と江戸では若干の差があった。国元では一、〇〇〇石より五〇〇石までは五割半引、四五〇石から三三〇石までは五割引で、下へ行くにつれて率は下り、五人口で八歩引となる。江戸では一、〇五〇石（最高の家老）より一、〇〇〇石までは五割引、一五俵三人口で

八歩引という割合であった。また特に一年間質素節儉を守るように細かい注意書が達せられた。(江戸日記)

嘉永六年がいかに不作であったかは、次に示す物成(田畑の本年貢)の比較を見れば明らかである。

嘉永五	四三、六一七石六斗二升六合
六	二五、七三四〇二七九
安政一	四二、〇七五九六六
二	四七、四八七九四五
三	四八、〇六八九一三
四	四五、四八七四六五
五	四三、〇〇八六七四
六	四六、三七八七五八
万延一	三八、九九七〇五二
文久一	四八、六八七〇九九
二	四八、〇九一八五二
三	四〇、五五四二五四
元治一	四四、八三七五六一
慶応一	四一、四〇五〇〇三
二	三七、八七六二三五
三	四五、九七九六五五 <small>(地方日用記)</small>

農村の諸相

農村においては米作の豊凶は重大な問題である。そのために行われた雨乞いと虫追いに触れてみる。

嘉永六年(一八五三)の旱魃にあたり、五月七日に野介代村が村内荒神の社地で雨乞祈禱をし、ついで八日と九日に紫保井村が、八日に初山村と下田邑村川西が雨乞いをした。その験があったかの如く、九日夜半から一日にかけて雨が降った。日照り続きで水の無い村々が難渋しているので、落としても五月一三日に八幡宮ならびに地藏院において雨乞祈禱を行わせた。その日から村々で雨乞祈禱が相次いで行われた。一五日から一八日まで雨天が続き、二三日に折々雨、六月四日晚少々雨、六月二三日晚少雨、二四日晚雷雨但し雨不足、二六日雷雨があったが、その他は晴天が続き、時に少々の白雨(夕立)があり、あるいは雷は鳴っても雨が降らない状態であった。既に梅雨の季節は過ぎており、雷雨が待たれたが、連日領内の数か村ないしは二〇か村内外で雨乞いが行われたにもかかわらず雨らしい雨は降らなかった。六月二日に上田邑村と下田邑村が神楽尾出丸で雨乞いをし、翌二二日に中島村から金屋村まで一二か村が申合せて、

神南備山で雨乞いをした時は、多人数が集まるので、郡代役所からは見廻同心組を差し出している。

虫追いは早魃の年に限って行われたものではないが、嘉永六年についてみると、六月一三日に大篠村等三村、一五日に草加部村等三村をはじめとし、その他の村々でも相ついで行われた。虫追いは一村単位でなく、隣接する数か村が申合わせて行うのが特徴であった。虫追いについてもその都度郡代へ願いを出した。

虫追いは虫送りともし、稲の虫除け行事である。藁人形を作り、その中に苞のように食物を入れたり、害虫を籠や草の葉に包んで持たせ、この人形を中心として行列をつくり、鉦や太鼓ではやしながら村境まで送り出した。

雨乞いも虫追いも全国的に行われたもので、美作地方独特なものではないが、このような行事が熱心に行われたことは、当時の農民に古くからの呪術的信仰が強く生きていたことを物語っている。

虫追いとは異って兔追いは呪術ではなく、兎が作物を食い荒らして難儀するため、二日ないしは数日にわたり、実際の兎狩りを行ったのである。

嘉永六年正月に小田中村、二月に紫保井村・下田邑村川西・大田村、安政二年（一八五五）二月に下田邑村川東で行った例をあげることができる。その際は郡代役所へ前もって願い出て、郡代から大目付と獵方へ連絡をとっている。

幕末の農村に家出人の多いことにも注目したい。領内では毎月何人かの家出があり、村方からその届けを出すと、郡代から「百日尋」を申付けるのが普通である。それでも見つからなければ、村方から更に「日延願」を提出する。いよいよ見付からなければ、「人別帳」から除く願いを出す。その後帰村すればあらためて「人別入り」の願いを出す。郡代は寺社奉行と引き合せ（連絡協議）をして「咎筋（処分）」を決定する。

家出の事情はさまざまであるが、生活に行き詰まった結果であり、当時そういう者が多かったことを物語っている。

嘉永六年四月には、かねて東田辺村原方及び林田村から家出除帳となっていた二人が帰村し、人別入り願いをしたが、両人は処置として「勸農所」へ引き渡された。勸農所は農民の怠惰な者を收容して勤労精神を養うため

に南新座に設けられていた施設である。その隣には町人の怠惰な者を收容して教戒と授産を行う督業所がおかれていた。(第三章六の地図参照)

勸農所に入れられた者も、態度が改まれば試みに帰村させ、農具代として米一俵を給することが例であった。

勸農所に收容中に出奔する者もあった。その一人である小田中村広原分の某は百日尋ねを経て、八〇日の日延べをしてもわからず、安政二年一月二三日に「除帳願承届永尋申付之」とされた。

同じ日に除帳を申付けられた者に東一宮村山方東組の親子三人があった。この三人は西国巡拜と称して家を出たが、右と同様に日延べをして探しても行方が知れなかったのである。

嘉永六年二月には下高倉村助治の婿某は「吟味筋」があつて家出をし、奥津鉄山に居ると言う者があつたので尋ねさせたが行方は知れなかった。

その他夫妻で、または娘が単独で家出した例もかなりある。

津山領内に他国から移住していた農民があり、これは「入百姓」といわれた。嘉永七年(一八五四)一月一

八日に小田中村入百姓久一郎なる者が、本国雲州(島根県)へ家内一同帰りたく除帳を願ひ出て、承認されてゐる。津山領内にはかなりの入百姓がいて新田開墾などにあたり、そのまま住みついた者が多く、このように本国へ帰った例はまれであつた。(『郡代日記』)

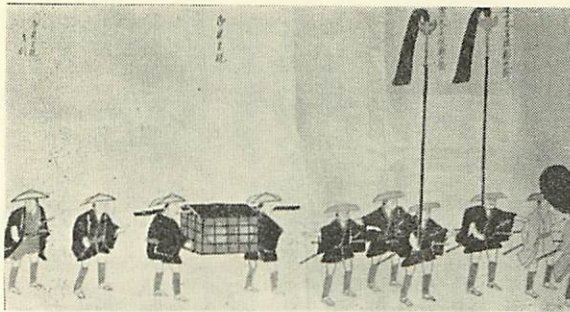


図71 松平家10万石復帰初回国絵巻(明治初期作)一
津山郷土館蔵

で、割場中間・作事中間・厩中間その他があつた。割場中間は一般の雑卒で直接に中間頭の支配をうけ、作事中間は土木関係の雑卒で作事方に、厩中間は厩の雑卒で厩方に属する。そしてこれらの中間に欠員があれば、農民の希望者の中から採用す

るのが普通であった。例えば、嘉永六年七月二一日に、野介代村太田分の農民が作事中間奉公に出たく「人別離願」を作事から郡代に引き合わせあつて郡代が承認した。郡代は同じく七月二八日に林田村上之町の農民が厩中間になるための「人別離願」の引き合わせをすませて承認した。『郡代日記』安政四年五月一三日に、

二宮村松五郎 悻七蔵、割場中間住入申度、人別除願、中間頭引合有_レ之承_三届_一。

とあるのもその例である。すなわち農民としての人別帳から除くことになる。そして郡代はそれぞれの係りの引き合わせをうけてその届を承認したのである。

これとは異つて農民の身分のまま臨時に中間として働き、用務が終れば農民にかえるのを「郷中間」と称した。

すなわち嘉永六年（一八五三）一二月に異国船渡来の備向_{そなえむき}について割場中間が不足するので、郷中へ七七人の夫役_{ふえき}を命じ、当年中に出府させ、名目を「郷中間」と称した。そして一二月二九日に、大庄屋頭取_{とうどり}の香々々村の中島多右衛門は「郷中間召連出府往返道中槍御免」、

中庄屋の院庄村の定助は「郷中間惣締役出府、一代限苗字帯刀御免」と御用番の年寄から申し渡された。下役中村覚兵衛が差し添いで、一二月二日朝、中島多右衛門・島田定助、郷中間七七人は江戸へ出発した。嘉永七年閏七月に、郷中間五〇人を小豆島から八月中に出府させるようにとの藩命を郡代から達したところ、

大庄屋頭取の中島多右衛門と小豆島の大庄屋並の紀栄太郎とから、美作国内から三八人、小豆島から一二人差し出したいと申し出たので、そのように変更した。

郷中間の五〇人は前例に

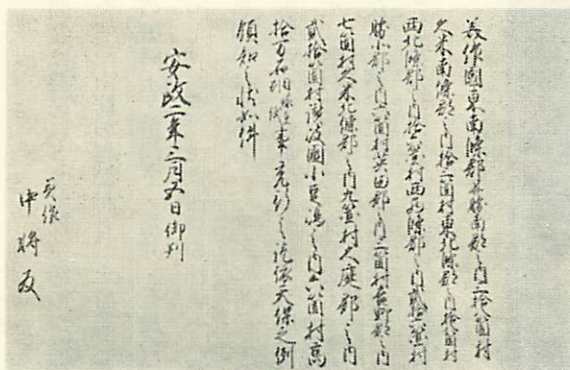


図72 将軍の判物の写し
(新将軍家定より慶倫へ『津山松平藩文書』)

より道中及び詰中(勤務中)は小脇差御免となり、また扶持が給せられた。閏七月二〇日には中庄屋河面村光井弥太郎が惣締役として出府を命ぜられ、一代限り帯刀御免となった。

郡代から「島方二人が津山に到着したら来る八月二日に出立する。」と藩の御用番家老・年寄へ届け、雑用・借用・先触れ等を大目付へ申し立ててそれぞれ受け取り、江戸留守居への添え手紙の下書きについても伺いをすませ、準備万端を整えた。そして予定通り出発し、九月六日に江戸に到着した。

九月一五日に、前から江戸で勤めていた郷中間のうち惣締役島田定助以下三七人は江戸を出発し、一〇月一日に津山に帰着した。そして郷中間のうち二宮村の五作は江戸表で出奔し、横山村の惣兵衛は病死したことを届け出た。一〇月五日、二宮村の村方から五作が八月一日に出奔したことをあらためて届け、郡代から百日尋ねを申しつけた。惣兵衛は八月晦日に病死したので「給米渡過」一斗七升六合一勺四才は「流し切」(返納しない)の処置になったが、五作については一俵二升八合四勺五才を勘定所へ返納する処置がとられたのである。(郡代

日記)

「入会権」の問題は農民にとっては生活につながる大切なことであった。津山藩の河面村と、土浦藩(茨城県)の土屋寅直領)の田熊上・田熊下・福井・近長の四村との間の紛争が起った。河面村では四村の秣場へ入会を差しとめられ、牛馬飼料はもろろん、肥草にも差し支えて難渋することを訴えた。藩領が異なるため、幕府の寺社奉行の裁決によって、四村は河面村へ実意をもって草を売り渡すことで解決したが、二年ごしで嘉永七年(一八五四)四月に議定書を取り交わしたのである。(江戸日記)

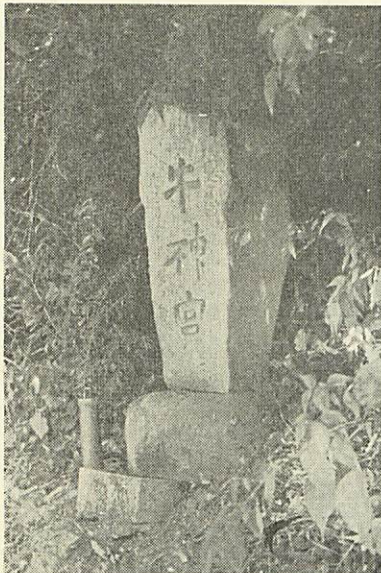


図73 牛神宮(津山市 丹後山の北麓)

津山藩領のうちでは久世村・宮尾村（久米町）・勝間田村（勝央町）とならんで、一宮村・二宮村でも牛馬市が毎年開かれていた。（『郡代日記』）牛馬、特に牛は農家に多く飼われ、家族に準ずるほどの取り扱いを受けていた。丹後山の北麓の宮川沿いに、慶応四年（一八六八）正月に建てられた「牛神宮」の石碑は、その由来は明らかでないが、この川筋を往来する農民の信仰に係るものである。発起人として沼村の末沢春治郎、村世話人として沼・志戸部・大篠・紫保井・勝部・下横野・上横野・上高倉・靱山の村々から一名ずつの名を刻んでいる点からみて、宮川筋のほとんど全域にわたる農民の合力によることが考えられる。

明治になると、牛は労働力としてばかりでなく食用に供せられる道が公然と開かれた。

近來肉食相開候ニ付而、屠牛渡世致候者は左之通可ニ相心得一事。

一、屠牛場之義ハ人家懸隔之場ニ取設ケ可レ申事。

但屠牛場所取設ケ候ハハ申出、可レ受ニ差図一事。

一、病牛死牛之肉ハ決而賣買致間敷事。

一、牝牛は屠殺致間敷事。

但十二、三歳以上孕牛ニ難ニ相成二分ハ不レ苦事。

一、屠牛渡世致候もの願出候ハハ、免許鑑札相渡候条、右鑑札無レ之者ハ不ニ相成ニ候事。

右之通郷市不レ残様可ニ相達ニ候事。

辛未九月廿五日

津山県庁

このように屠牛場を人家から離れた場所に設け、屠牛を業とする者は免許を受けるように命じた。こうして農村の生活にも新時代の動きが訪れつつあった。（『布告控』）

魚問屋 魚問屋が新魚町にあった。魚問屋に口

銭が少ないうえ、仲買どもが魚代の支払いを大量に滞って、問屋が続けにくいので、魚問屋か



図74 魚仲買の免札—津山郷土館蔵

らは、嘉永六年三月に「魚荷直取料割徳方議定の伺書」を町奉行所へ差し出して認可を求めた。その大意は次のようである。

一、生魚一荷につき直取料四分

この内一分は魚見改みあらためのものの賃銀ならびにこまごまの入用

一分は仲間「不算」のうち問屋へ引取

二分は惣仲買人へ割渡す分

一、塩魚一荷につき直取料三分

この内一分は前同断

一分は前同断

一分は前同断

右の直取料を差引残り、定例入用、臨時入用とも引き、残りの分は例年二月・八月両度に勘定配分の儀、その時に夫々立会い取調べ、惣締が諸差図をすゝる事。

この伺い書は問屋秤屋萬治郎、亀屋藤助かめやとうすけならびに魚仲買一同が連印で、一昨年（嘉永四年）四月に大年寄役場まで差し出したが、仔細しさいあって町奉行へ差し出さず大年寄の孫右衛門が預っていたところ、昨年（嘉永五年）一二

月に追願いを差し出したので、孫右衛門から願書取り揃えて町奉行所へ差し出したのである。

町奉行がこれをよく見ると、滞り分を直取料から償うようになっては、今後心得違いの仲買どもに、不払いのものができるおそれがある。しかし、このまま捨て置いては筋の立つこともないので、このたび議定したことを嚴重にして、双方身勝手なことをせず、また触れ達しの趣を問屋・仲買とも堅く背かず、に決算するならば認可する旨を大年寄へ達した。

魚問屋は諸種の事情で資金繰りに困難な点があった。嘉永六年四月に魚問屋秤屋萬治郎は、当年の「魚島」魚いしじまの盛期）の手当として銀一五貫目を町奉行所から借りた。所持の家屋敷を引き当てとして証文を差し出し、来る七月を限って定法の利息を加え、元利とも相違なく上納すると約している。

同じく魚問屋亀屋藤助はおいおい逼塞ひつそくし、内実は休んでいるので、このまま止めては、仲買どもへ魚代を多分に取替えた分が筋立たなくなり、渡相場わたりができないので、魚店惣締りなどが種々心配し、町内の三好多一郎みよしが最前問屋さいぜんを勤めていたこともあるので相談に及んだとこ

る問屋を引受けることを承知した。大年寄齋藤孫右衛門から、その細かい取り決めについてこの年四月に町奉行所へ伺いを出し、町奉行はこれを認めた。

右のようなことは個人的な問題もさることながら、問屋機構に成り立ちにくい事情があり、需要の増加に伴って改革を迫られつつあったものである。(『町奉行日記』
物 価 幕末における大工の作料を中心として、その他の物価にも言及してみたい

と思ふ。

嘉永六年(一八五三)七月に町棟梁から大工職の作料を上げてほしいと町奉行へ願出た。

大工職の作料は先だつて米相場が一五〇匁以上になつたら、一人の工歩を三匁八分にして下さると承つていたが、米相場が高直になつて渡世が極めて難渋し、作事に差し支えるようになった。

というのが値上げ申請の理由である。米の相場は一石を単位としているから、一升は一匁五分ということになる。町奉行は作事惣呑込(藩の工事総監督の役)と相談して、七月二十七日に三匁八分を承認した。

物価の一例として豆腐代の値上げと比較してみる。

嘉永五年三月中、大豆相場が一五〇匁余(一石につき)にも値上りしたので、豆腐屋頭から豆腐一挺三分七厘売りに願ひ出て、町奉行は三分三厘に許可した。ところが嘉永六年の夏分から大豆相場が高値になり、二〇〇匁余にもなつたので一挺四分八厘に値上げを願ひ出た。これに対し、町奉行は去る嘉永三年に大豆相場引値(値下り)もあつたことがあるので、一挺四分で承認した。八月七日のことで、翌八日に御用番へ沙汰をし、大目付へも報告した。

物価、特に農産物の値段は季節により或は年の豊凶によつて変動があり、従つて農産加工品への影響は敏感である。さきにあげた嘉永六年の豆腐値上げ申請の時は一挺四分八厘売り、一箱四匁八分とし、その計算のうちわけは四匁が大豆二升代、四分が薪代、四分が手間代と計算している。元治元年(一八六四)には、大豆の下落により一挺三分五厘売り、一箱三匁五分、そのうち三匁は大豆二升、四分薪代、四分手間料、^{しめ}三匁八分、差引三分不足と計算して願ひ出てそのまま許可された。大豆二升で豆腐一箱分ができ、大豆相場が豆腐代を主として左右していることになる。(『町奉行日記』)

惣宿屋どもから町奉行へ、米価・諸色しよしきの下落にともない宿泊料の値下げを願いだしたが、いまま少し値下げをせよと達せられ、あらためて願ひ出て許可になった。

これまで	はじめの願ひ出	許可
上 五匁	四匁五分	四匁
中 四匁七分	四匁二分	三匁七分
下 四匁四分	三匁九分	三匁四分

髪結頭かみゆいがしらから髪結賃につき、もと三分ずつのところ、



図75 津山藩の銀札—津山郷土館蔵

諸色高直につき四分ずつに値上げしてきたが、米価下落につき以前の三分に願ひ出て許可になった。

右の三件の許可はともに元治元年(一八六四)一月八日であったが、一月二二日に大工作料が改められた。これを従前、及び五月一二日の願出、同二三日許可と比較すると次のようになる。これは上大工の作料で、中及び下はこれに準じて定められた。

従前	五月願出	五月許可	一月許可
三匁九分	五匁	四匁五分	四匁

大工の作料に限らず、物価の決定には町奉行が権限をもち、必ずしも申請通りではなく諸条件を勘案して決定していたこと、及び物価が下落すればそれに応じて作料なども引き下げられたことがわかる。(『町奉行日記』)

ここでは大工の作料を主として取り上げたが、人件費のやすいのは労働力が余っていたからである。しかし、急に政治の中心地になって活気を呈した京都では事情が異っていた。慶応元年(一八六五)八月、津山藩の京都留守居から国元へ奉公人を求めてきた例がある。

京都へ足軽一人、中間一人を国元から召し抱かかえてきたが、この春、親の病氣などを理由に暇をとって以来

人が得られない。たまにあつても一年の給料一〇兩位
 なくては来られないとか、少々の給金で奉公するより
 も、日雇の方がかえつて凌ぎやすいとか、中には給金
 のほかに三度の食事付きを好むなどと言ひ、容易に抱
 え込めない。―出所のたしかな者でないと、今日の時勢
 では万一のことがあつては外間にもかかわり不都合と
 思ひ、なおさら抱え込みができないで当惑している。
 この上はどうにも手段がないので、どうか使組一人、
 割場中間一人の計二人、年の若い者を特に仰せつけて
 貸し渡していただきたい。

と言ひ、なお懇々と頼みこんでいる。中央と地方との勞
 働力需給関係の差が顯著になりつつあつたのである。

〔京都役所日記〕

特産物

明治二年一月に津山藩知事から大蔵
 省へ報告した記録によると、次のよう
 な産物が挙げられる。(一)内は年間のおよその産額で
 ある。

釘(一八万把)・鎌(三〇万枚)・土焼物(二〇釜焼
 立)・木附木(五、〇〇〇斤)・織綿(五、〇〇〇本、
 但し一本に付き目方六貫二〇〇匁)・雲斎(七、〇〇〇

反)斜線をあらく織りだした綿布)・稲扱(一八〇丸、
 但し一九一二挺入)稲穂をこきとる鉄製の道具)・茶
 (三、〇〇〇斤、但し上品・下品取合せ)・足袋(一五
 万足)・木履類(四〇万足)下駄)・鍋釜(一〇〇丸)・
 板類(一、〇〇〇間)・角木(一、〇〇〇本)・丸太
 (五〇〇本)〔美作国津山版籍取調帳〕

五、万人講

万人講の「富くじ」あるいは「富突き」のこと
 にぎわいを「万人講」とも言った。もとは寺院

で福德を与える宗教的なものであつたが、のちに寺社の
 修復料を捻出す方法として、江戸・大坂その他で行
 われた。一種の賭であり、幕府はしばしば禁令を出しな
 がら徹底しなかつた。

津山では万人講(当時は構または構と記したものが多
 い)の興行責任者たる講元は豪商三、四人があたり(た
 とえば嘉永三年一八五〇)の講元は菊井京右衛門・味
 噌屋仁太夫・指物屋長左衛門)、これを監督する締方に

は大年寄があたった。

講札の一口は銀札五匁であるから、寄札^{よりふだ}三万枚と仮定すれば銀札一五〇貫目である。その三割の四五貫目を寺社修復料および講費として除き、あと七割の一〇五貫目を当りくじに配分することを予告しておく。五〇番割の一例として文化一〇年(二八二三)二月に出した立札では

一番一 六貫目 一〇番一 五貫四〇〇匁
 二〇番一 五貫四〇〇匁 三〇番一 一八貫目
 四〇番一 五貫四〇〇匁 五〇番一 一二貫目
 間々一 一貫二〇〇匁ツツ

という予告をした。講元はこのような立札をして人気があつたのである。この立札は市中では町奉行・大年寄の許可を得て制札場に、在所では郡代・庄屋の許可を得て村々に立てた。右の「間々」とあるのは五〇番までのうち大当り以外の番のことである。結果としては、実際に集まった額によって比例的に修正した金額が配分されることになる。安政頃には六〇番割が普通で、五〇番割のこともあつた。(『町奉行日記』)

万人講に参加する者は一枚五匁の「ひびる」という富札を買う。これは縦六寸弱(二八cm)、横一寸六分弱(四・

八cm)の紙で、その会ごとに新しく下絵を印刷して、「五匁」「搦元」の文字を入れたから、前会のものは無効であつた。「ひびる」一〇枚分(文化一三年一〇月までは五枚分)に相当する「大ひびる」も売られた。

また参加者は各二個一組の木駒(木札)を用意する。これは文化一〇年二月の定めでは縦二寸(六cm)、横九分(二・七cm)四方のものであつたが、文化一四年(一八一七)一月には縦一寸五分(四・五cm)、横六分(一・八cm)と定められた。各自はこの二個の木駒に同一の文言を記しておく。その例をあげると「朝日ト共ニさそわれて ありかたやくく」「夢かなし 文句もしらつ^つ 横山おなみ」「夢ハ心の内にあり 大ふし」という類である。

富場では「ひびる」と木駒一個を係員に渡し、一個は相駒^{あひごま}として手元に置く。係員は受け取つた木駒を「棚の上」(台の上)に備え付けられた大桶に入れ、よくかきまぜたうえ、衆人の面前で、用意の錐^{きり}で一本ずつ五〇番あるいは六〇番まで突き上げる。その順番によって当りくじがきまるのである。(『万人搦取計畫』・『万人搦御用日記』・『拾万人講上り札文句』)

第二章 社会の諸相

万人講には変遷があったが、文化一〇年に復活してからの富場は追廻馬場の南側で、「追廻河原」または「覗河原」と言われたところにあった。この場所は当時は久米南条郡横山村に属していた。したがって場所の關係は郡代の支配下にあったが、万人講の管理は町奉行が行い、郡代はこれに立会うことになっていた。町奉行は当日四時（午前一時）頃に供揃えをして、郡代・物頭・万人講懸・徒目付・下目付らを帯同して出役し、帰途には御用番年寄宅へ別条なかつた旨を取次をもって届け、割目録を状箱に入れて取次へ渡す。大目付へは書面で報告する。これが幕末頃の例となっていた。

幕末には一〇月から翌年二月までに五回行うのが慣例になっていた。

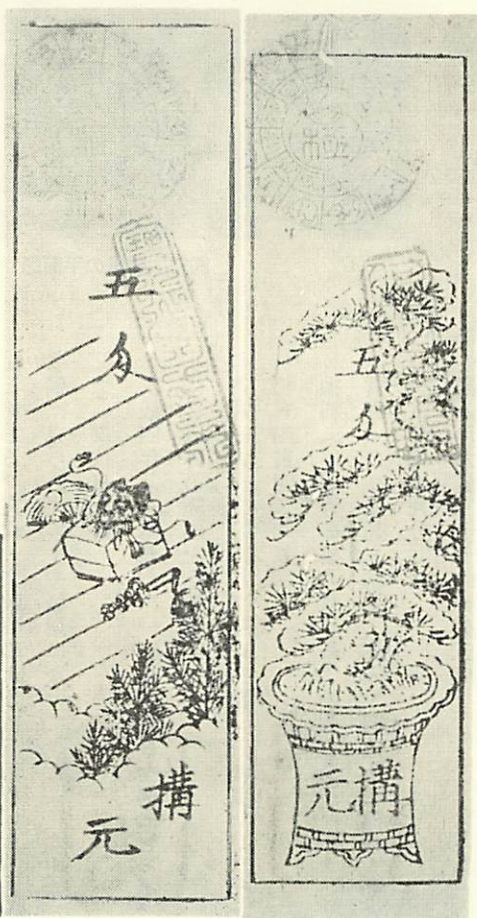
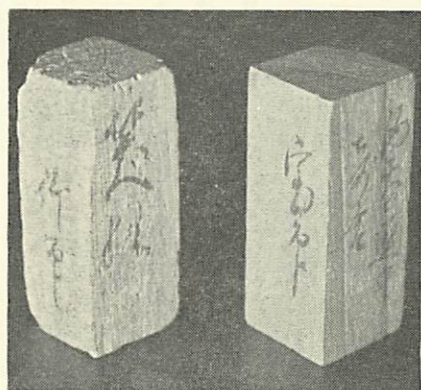


図76 万人講の「ひびる」と木駒一津山郷土館蔵

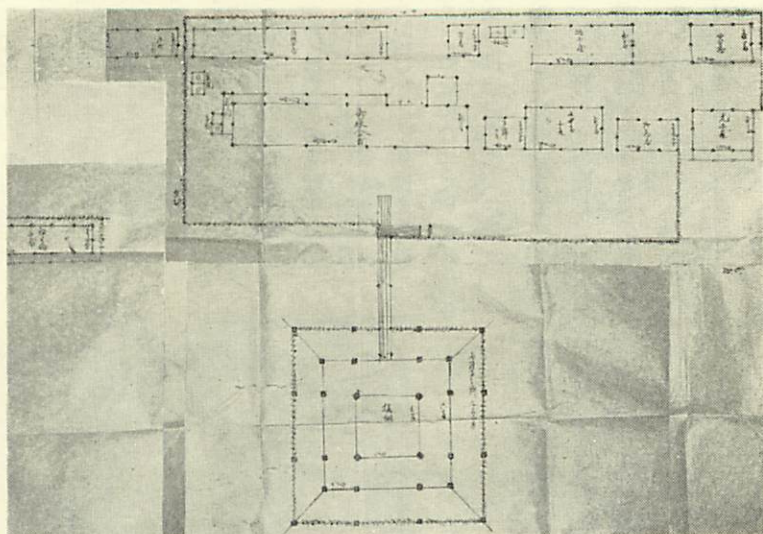


図77 講場の平面図（『玉置文庫』）

寄札の多い例としては

嘉永六年一月一日 三六、七四五枚

安政五年 同日 三七、一二九枚

があり、いずれも一月であることは注目をひく。

少ない例としては

安政三年一〇月一日 六、〇二〇枚

同 四年二月一日 六、一五四枚

万延元年二月一日 六、〇三六枚

文久二年正月二〇日 四、七〇四枚

などがある。文化・文政頃のように五万枚、六万枚という例は見られず、やや低調になってきた。（『町奉行日記』・『郡代日記』）

安政四年（一八五七）一月一日を例にとって、当りくじ以外の経理をみると

寄札三六、二八六枚でその三割（三歩銀という）の銀

札五四貫四二九匁

損料（屏風等の借入賃）一二四匁五分

賃金（ひびる売・駒受・算人・突人その他の人件費）

一貫九一匁九分九厘

諸入用六貫三七匁一分五厘

大寄りに付き酒代（寄札三万枚以上というような時の
関係者への賞与）五九九匁

上納金四六貫二三六匁三分六厘

となっている。寄札が多い時は落としての収入も多かった。（『万人構諸入用書上帳』）

万人講の参加者は近在はもちろんのこと、備後・讃岐・摂津・紀伊・但馬辺にまで及んだ。（『万人講取計書』）

万人講には遠近からの人出が多くて問題の起こることが多かったことは、次のような触れが出ていることから見てわかる。これは万延元年（一八六〇）一〇月五日のものである。惣町中へ出された触れ一〇余条の中に
一 万人構当日、町中酒屋ニ而呑酒売之義不レ仕候様、

酒屋共可ニ申渡二事。

とある。酒屋の店頭での飲酒を特にいましめている。また別に宿泊について出された触れには

宿屋・旅籠屋は勿論其外ニ而万人構ニ付旅人宿いた

し候者共、過分之利益を不レ貪、数ニ而理潤（利潤）

を得候を第一ニ可ニ心懸一候。（中略）右宿賃相認銘々
店先江張置可レ申候。且又煮売屋共ニ於ても前同様差心得、諸色成丈ク下直ニいたし、仮令召仕候女酌取差出

し候共、花代杯と号し銀札貫請候様之義堅爲レ致間
敷、乱ケ間敷義無レ之様精々可ニ心懸一、若心得違、此
旨相背ニおいてハ吟味之上咎可ニ申付二候間、兼而此
旨可レ存候。（後略）

と記し、なお宿泊者の名面（名前）を帳面に控え、特に
当札の者については詳しく取り糺し、何日に来て何日
に出発するかそのほか細かく報告するようにと達してい
る。禁制がなかなか守られないで取糺り上多くの問題が
発生したこと、それだけ当日は眠ったことが察せられ
る。（『触書達書写』）

万人講にともなうて城下の取り締りを行ったばかりで
なく、周辺の要所として櫓・一宮・勝間田（勝央町）・
宮尾（久米町）の諸村へ同心組を出役させるのが例とな
っていた。（『郡代日記』）

万人講の廃止
万人講は経済的見地からすれば、藩と
して直接の収入となるばかりでなく城

下の繁栄に役立つた。特に他領からの参加者から正銀を
得る手段にもなる。また当りくじは津山藩の銀札で支払
われるから、他領の者はこれを正銀に両替をして帰らな
ければならないが、その手数料収入が両替屋を潤すこと

にもなる。

しかし一面には領民が投機的射幸心に走って本業をおろそかにする心配もあつた。また武士は万人講に参加することを一切禁ぜられていた。たとえ参加しなくても、他領の万人講当日にひそかに商いをして罰せられた。

文久二年（一八六二）一〇月には、講元では万人講の準備が予定通り進められ、一〇月五日には藩の大目付から家中へ対する諸注意の触書も出された。それが七日には突然、大目付から町奉行・郡代等へ「万人構以来相止候段、被^お仰^お出^い」ということが達せられ、大年寄を通して講元へも伝えられた。この突然の廃止の理由は何であるか。物価騰貴と藩札の暴落によって万人講の経営が困難になったからであるとの説（『富籤の社会経済史的研究』）もあるが、その頃はまだそれほど物価が騰貴してない。すなわち、文久元年八月六日に豆腐一挺は五分から四分に下り、一〇月一五日には、一石につき蔵米が一八五匁、町米が一八一匁であつた。廃止の理由は急迫した政治情勢によるものではないかと思われる。民間では依然として万人講を要望する声があり、王政復古の直後、慶応四年三月一九日には豆腐が七分に値上げされた

にもかかわらず、三谷屋源次ら五人の連名で、大年寄に對し、「万人構、来ル廿三日興行仕度」との願書を提出した。この時はまだ実現をみなかつたが、七月二七日には豆腐が七分から九分に上つたにもかかわらず、一〇月一日に万人講が行われ、寄札二三、三三九枚、一五〇番突き、最高の当り二三貫三三九匁であつた。ついで一月一日、一月一〇日に行われた。しかし新政府が一二月に万人講の禁止令を出したので、津山藩は明治二年正月九日にこれを関係者に伝えて万人講を全く禁止したのである。（『町奉行日記』・『触書控帳』・『拾万人講上り札文句』・『玉置家文書』）

六、娯楽

興行

津山藩が天保九年（一八三八）に定めた郷中条目の一節に「勸進相撲・歌舞伎・操之類、其の外見世物之類、群集可致事相催すべからず。」とあつたが、城下町においては嚴重な許可制のもとに諸興行が行われて、城下はもろること近から人も人が集つてこれを楽んでいた。

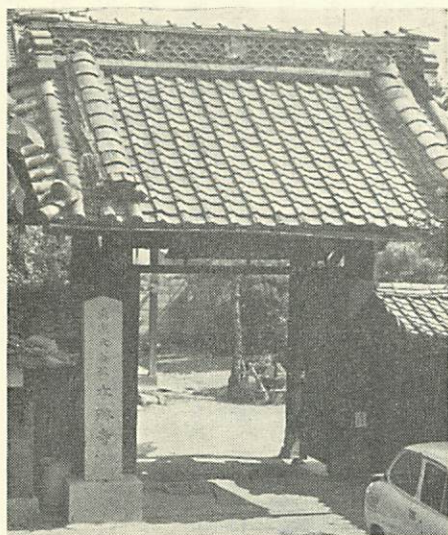


図78 本琳寺（津山市 伏見町）

嘉永六年（一八五三）二月、興行主から本琳寺地内を借りて柳の土手非人万歳芸の興行をしたいという願書を町奉行へ出し、同時に本琳寺からも地内を貸し渡したいという願書を寺社奉行へ差し出し、それぞれから御用番へ伺いを立てて許可になった。そして日限が決まり、三日には明日から始める旨をまた寺社奉行へ届けた。

同じ頃、本琳寺地内で花角力の興行があったが、二月一五日には来る一七日より始めると届け、一七日には雨天につき延引し晴次第始めると届け、さらに二三日には

昨日限り終ったと届けた。

安政六年（一八五九）六月二一日の夕方から徳守宮社地で人形見世物が始まった。この興行は大坂越後町の大和屋佐助という人形師を招いて一四日間連続して行い、数日休業しているうちに大雨で人形が損じ、人形師の健康もすぐれないので残りの日数を打ち切った。

同年七月には赤穂義士木像の開帳が同所で計画されたが、種々の差し支えができて計画の変更を余儀なくされ、義士画像の開帳を七日間にわたって行なった。

同年八月、同所で力持見世物の興行があった。大坂堂島から雲州杵築へ参詣に行つての帰りを引き受けて、大釣鐘力持・大船力持・俵物力持・大石力持・大木白力持の五つを笛太鼓によってにぎやかに七日間興行した。

元治元年（一八六四）六月には徳守宮社地において、浄瑠璃の興行が行われたが、その後間もなく七月に禁門の変が起こり、長州征伐の気運にもなり、幕府から「神事祭礼鳴物」を見合わせよという通達が出て、津山でも八月六日にその触れが出された。中央政局の動きは津山城下にも殺風景な空気をただよわせるに至ったのである。

慶応二年（一八六六）七月には將軍家茂が長州再征中大

坂で病没し、孝明天皇も一二月に急逝したので、中陰のため芝居興行はかなり長期にわたって禁止せられた。そこで慶応三年四月に一宮神主から、芝居興行をしないで地料・修復料など一向に納まらず困るので、おいおい中陰も終ること故どうか興行を許可してもらいたいと寺社奉行へ願書を差し出し、奉行から御用番へ伺った上で許可になった。これは「一宮市町」にあたって芝居興行を行って多くの人を集めるのがねらいであった。

六月には追廻に芝居小屋を設けて芝居を行った。中陰のために春の芝居ができず、夏に行ったのである。興行日数は十日間であったが、さらに五日の延長を元方（勧進元）から願い出た。このことについては町奉行・郡代ともに不賛成であったが、結局大目付から許可があった。六月二四日で終り、一日休んで、二六日には万歳芸をさらに一日だけ行った。（『国元日記』）

一宮市町の にぎわい

神社の門前の地域が東一宮村と西一宮村にわたる中山神社においては、毎年四月中の午の日に田植祭が行われ、その日から五月四日にかけて「市町」が開かれ、諸方から多くの人が集ってにぎわうのが例であった。

例えば安政四年（一八五七）四月二三日に大坂の市川百松座八人連れの歌舞伎万歳芝居を引き受け、市町中興行をしたいと願い出たので、郡代山本恭二郎は寺社奉行と連絡をとってこれを許可した。（『郡代日記』）市町のにぎわいが続いて、五月三日に町奉行三浦十郎左衛門から大年寄へ次のように達した。

一ノ宮市町、明四日切相済候。前々通、他国もの当町江参り逗留いたし候ハ、宿切手可ニ差出一候。尤少茂難ニ見届一候もの、差置申間敷候。勿論遊女野郎之類、其外胡乱成もの、忍ひ候而参候事、可レ有レ之候間、立宿ニ而も堅致間敷候。

右之趣相背もの於レ有レ之は急度越度可ニ申付一候。

さらに奉行所としても組の者を回らせて警戒するから町内でも油断なく警戒し、特に火の用心をするように申しつけ、旅籠屋どもへは特に入念に申し渡すようにと付け加えている。

右の達してもわかるように、市町の期間中は興行などでにぎわうばかりでなく、賭博も大目にみられ、遊女なども多数入りこんで解放的な祭り気分を満喫することができた。しかし祭りの終りとともに、はつきりけじめを

つけて取り締りを嚴重にしたのである。右と同じ日に次のような達しが町奉行から大年寄へ出されている。

一宮市町、明四日切相濟候。前々申付候通、町方廻し之非人とも、無_二油断_一相廻し、烏散成_{うさん}もの急度相送り、重而不_二立帰_一候様、追払可_レ申旨非人頭江可_レ被_二申渡_一候。

他国からこの市町を目ざして様々なるものが入りこんで来るので、市町の終り次第それらを領外へ追い払ったのである。(「触書達書写」)

五月四日には市町が別条なく終つて引取つた旨の届が、次の役からそれぞれ大目付へ出されるのが例であった。

徒目付_{ちちめつけ}ならばに目付組

警固の足輕を差し出した物頭

下代_{げだい}同心組を差し出した町奉行

下代を差し出した郡代

折々寺社下代を差し出した寺社奉行

しかし五月四日で人出がなくならないで、五日、六日と参詣_{さんげい}人や牛馬がおびただしく、同心組を見回りに差し出す有様であった。(「国

元日記」・「郡代日記」)

天 神

一宮市町のにぎわいは津山近郊でも特殊な例であったが、その他の神社でも祭礼は人出が多いので、徒目付ならばに目付組、あるいは同心組が出て警戒にあたった。九月二五日の八出村_{やいで}の天神宮の祭礼の如きもその一つであった。

八出村には古くから天神宮があり、菅原道真_{すがはらみちまね}が太宰府

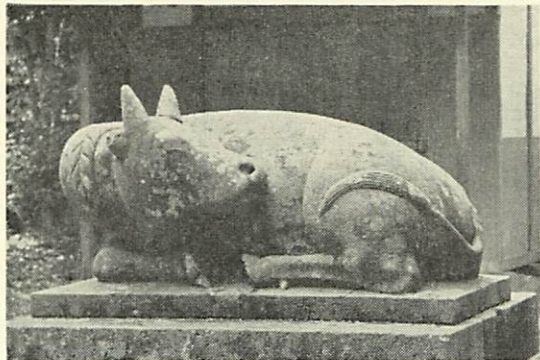


図79 天神宮と牛像 (津山市 八出)

へ配流される時に通過したという伝説さえ生れている。わが国に古くからある天神信仰が、菅原道真の霊を祀った天神と混同し、さらに平安時代における御霊信仰や雷神信仰と固く結びついてきたが、次第に道真を文学・詩歌あるいは学問・書道の神として崇敬するようになってきた。道真を祭神とする八出村の天神宮は幕末頃多くの崇敬を集めていた。そのことは、同社の神使である牛の石像は嘉永二年（一八四九）三月に東新町・西新町の町



図80 土天神（明治初年作）一
津山郷土館蔵

人が発起人となって奉納され、神門の外にある一対の石の唐獅子像は同年五月に畑氏門弟中により、また社殿前の一対の石燈籠は慶応二年（一八六六）六月に佐々木氏門弟中により寄進されていることから推察される。

津山地方においては幕末から明治時代にかけて、三月の節句に土天神を祭ることが盛んであったのは、天神信仰の具象化したものと言えよう。（『国元日記』・『民俗学辞典』）

だんじり 津山名物の一つに祭礼の檀尻（山車）がある。だんじりについては、天保一

三年（一八四二）に、西町（徳守宮の氏子）に六つまで、林田（大隅宮の氏子）に二つまでと制限されていた。しかし年順番がないため競り合いもあったので、安政三年（一八五六）七月一日、町奉行三浦十郎左衛門から大年寄へ、次のような年順番を定め、もちろん順番を差し延ばすことは勝手であると達した。

林田二ツ、

当辰年（一八五六）順番 東・西新町

来巳年（一八五七）同断 中之町 林田町

但勝間田町・橋本町は是迄差出し来リ不申付相

除之一。



図81 だんじりの木彫
(慶応3年作 元魚町)

西町六ツ、但耆町ツ、ノ年送りニ申付候。
 当辰年順番 宮脇町 美濃職人町 桶屋町 戸川町
 三丁目 新職人町
 来巳年同断 京町 堺町 下紺屋町 上紺屋町 新
 魚町 吹屋町
 来午年(一八五八) 同断 鍛冶町 船頭町 材木町
 伏見町 坪井町 西今町
 来未年(一八五九) 同断 茅町 安岡町 福渡町
 小性町 二階町 元魚町
 来申年(一八六〇) 廻候 貳丁目



図82 だんじり (明治初年作 安岡町の鳳凰台)

但細工町・河原町は是迄差出し来り不レ申ニ付除レ之。

家業に精出して日々少しづつ貯えておいて祭礼になつてにわかに入費がかからぬよう心がけ、一町限り申合せて「万事勘弁を加へ、聊二而も無益ニ失費相省き、永年取続候様」にせよ。

と言ひ、さらに次のように達している。

万端天保年中に達した通り心得て、檀尻の屋根、彫物、水引、幕、若もの衣服をはじめ、すべて制度筋を

いよいよ守り、節儉を本とし、外^{そと}筋^{かぢり}を競^{あそ}ってはならぬ。前もってより集^ありて飲食^{おんじ}してはならぬ。

だんじりは町家のもので、町人の心意^{こころ}気を示^しすのもでもあった。(『触^ふ達書^{たつしよ}并^{なら}窺^{のぞ}書^{しよ}』)

明治四年九月に津山の市長(もとの大年寄に相当し、当時は玉置源五兵衛改め源五郎と菊井京右衛門改め恭平——維新後に朝廷の官名を遠慮して改名した——の二人が月番で執務)から次のような伺書を津山県庁へ差し出した。

「町方氏神祭礼」について「神輿^{みこし}太鼓^{だいこ}」は町々の「存意次第」に届けていたが、天保一三年お改革から林田に二、西町に六と定められた。当年は東西両社(大隅神社と徳守神社)とも祭礼を二二日とお願^{ねが}い申^まし上げ、同日は「御誕^{たん}辰^{しん}且^{かつ}御一新」につき(明治天皇の天長節は陰曆九月二二日)「神輿^{みこし}太鼓^{だいこ}定数^{おほなち}御放^{おほなち}(自由にする)」「天保一三年以前の通りに心得^{こころ}させたく伺^{ねが}い奉^たる。もつとも祭日の四日前までに私へ届^まり出^でさせ、喧嘩^{けんか}、手荒^{てあ}なことをして厄介^{ごうがい}をかけるようなことができたら、その町は自今^{いま}差し留^{とど}めにする旨^{こころ}を申渡^ましておき、ひきしめて行^いう。

これに対し県庁からは

祭礼につ

き神輿太鼓

定数取り放

ちのことは

採用できな

いご誕辰

を奉祝する

については

勝手次第である。もつとも取り締り方は申し出の通り

にせよ。

との指示があった。(『布告控』)

廃藩置県後はじめての秋祭りを盛大にして気分の一新を図ろうとしたものである。

衆 楽 園

藩主の別邸であった北園が一般に公開されて、衆楽園と命名されたのは明治

三年(一八七〇)五月であった。これにさきんじて慶倫の

世子康倫は、三月二日に、親しい文雅の士を集めて流

觴^{しやう}曲水^{きよくすい}の宴をここに開いた。曲水はこの造園のはじ

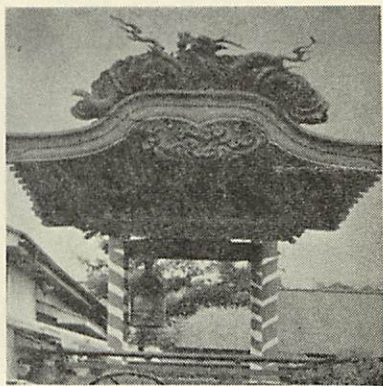


図83 だんじり (明治4年作 中之町)

めに設けられていたが、ここで流觴の典を開いた文献は伝わっていなかった。春雨の新しく晴れたこの日、あらかじめ水に沿うて席が設けられ、席の間は相距ること丈許(約3m)である。曲水の宴という題で詩を作り、流れてくる杯をとって飲み、詩の成らないものは杯をとることはゆるされない。当日の上原基(環一郎・看雲)の詩に

良遊何敢讓二蘭亭一。
あそびにゆるさんや
 二蘭亭一

垂柳天桃春滿汀。
ちようじよ
 汀

暢叙幽情詩已就。
すでになる
 詩已就

數聲啼鳥把盃聽。
ていしやう さかすきをきいて
 把盃聽

とあり當日の情景をしのぼせる。

越えて四日に別楼で書画の筵を開いた。この両者を集録して「衆楽雅藻」と題し、木版印刷にして伝えている。

これを見ると、五言或は七言の詩を康倫をはじめ三〇人が作って、さらにその評が加えてある。書画は二〇人の作が載せられ、さらにこの時の状況を伝える文章が記されている。(『衆楽雅

藻』)

追

廻

追廻は森藩時代から乗馬のために設けられた所である。馬場の四辺に堤を築き、堤上に松を植えた。慶応になってその古松を切り、また堤をこわした。その北には重臣の別邸があつて一区劃をなしていた。明治初年になって、追廻を特に遊里の場所としたのは津山藩庁の方針によるものである。

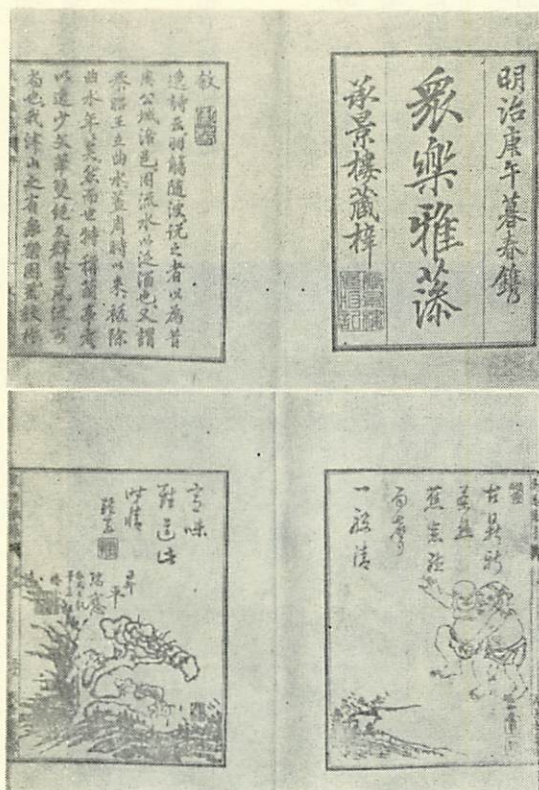


図84 『衆楽雅藻』一津山郷土館蔵

明治四年三月一二日に津山藩庁は次の布令を出した。

近來市中ニ於テ妄リニ芸妓ノ類ヲ引寄候者も有レ之趣ニテ不締之儀は勿論、謂フヘカラサルノ弊害モ有レ之哉ニ相聞ヘ候ニ付、今般追廻ニ於テ一所に取纏メ嚴重取締方申付候筈ニ付、近々同所趣法相立候上は右之類市中江差置候義堅不ニ相成ニ候事。

右之趣知らせ置へきもの也。

これは芸妓をみだりに引きよせる者があつて風紀を乱し、大いに弊害があるので、これまで馬場のあつた追廻に集める方針を發表したのである。さらに五月一日に布令を出した。

藝妓ノ類取締向之儀ニ付、三月中相布令置候次第モ有レ之候処、却而相緩候様心得違のものも有レ之哉、其以來更ニ他邦ヨリ引寄候者も有レ之趣ニ相聞、以の外之事ニ候。依而從來其芸ヲ以渡世ト致候余ニ産業無レ之もの共、当分之内同所ヘ引移相稼候は格別、其他近來ニ引寄候分は、当月中ニ夫々爲ニ立歸ニ可レ申、且來月朔日より、右取極の場等之外似寄のものタリ共、市中ニ差置候義堅く不ニ相成、若不締之義於レ有レ之は、当人は勿論、年寄共迄急度越度可ニ申付一条、於ニ

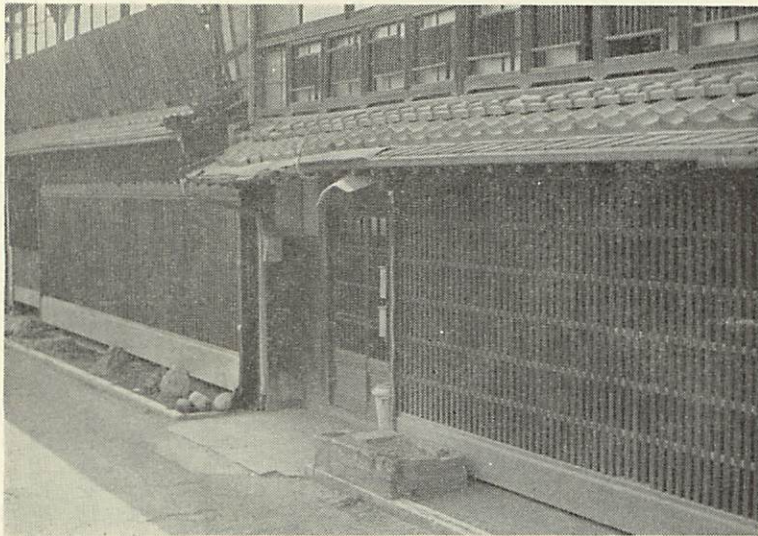


図85 追廻遊廓の遺構（津山市 材木町）



図86 遊女の供養塔
(昭和3年建立 本琳寺境内)

各町一厳密ニ取締可レ申事。

即ち六月一日からは追廻以外に芸妓を置くことを厳禁したのである。(「布令控帳」)

少し後になるが、明治八年(一八七五)に、津田真道が明六雜誌(『明治文化全集五』)に「廢娼論」を発表している。その中に

本年夏中、余公暇ヲ得テ陸ノ松島ニ游ブ。浜街道ヨリ往テ奥州街道ヨリ帰ル。往来二百里、日ヲ経ルコト二旬。過ル所ノ宿駅数十、逆旅數百千、而シテ埼玉縣下ヲ除クノ外逆旅大抵娼家ニ非ルハナシ。就中仙台國分

町ハ逆旅尤多シ。聞ク往昔ハ逆旅ニ娼妓ヲ蓄フルコトヲ禁ゼリト。而シテ目今ハ概スルニ皆娼家ナリ。爾余ノ宿駅ニ於テ往時浪華講ト稱スル逆旅ニハ絶テ娼妓ナシ。今ハ則チ間々之ヲ見ル。而シテ世人漫ニ之ヲ以テ方今開化往昔ニ比スレバ更ニ一層進ミタリト思ヘリ。豈世論惑ヘリト謂ハザルヲ得ンヤ。是余ガ世ノ不文ヲ慨歎スル所以ニシテ、又余ガ此思想ヲ發セシ由縁ナリ。

と記している。当時旅館と娼家の区別が明確でなく、芸妓と娼妓の区別も必ずしもできていなかった。津山の場合も追廻に芸妓を集めたというはその区別を明かにしようとしたものである。追廻にできた新しい町を千歳町と称し、これが後の追廻遊廓へ発展するのである。

明治四年八月一九日に津山県の常務係から次のような沙汰がなされた。

市中料理店饅店并千歳町へ罷越飲食致候もの有レ之節、誰人ニよらす左之ケ条毎朝可二届出一事。

一、士族卒平民共名面。

一、右罷越候刻限并帰り刻限とも。

一、酒肴之會計何程。

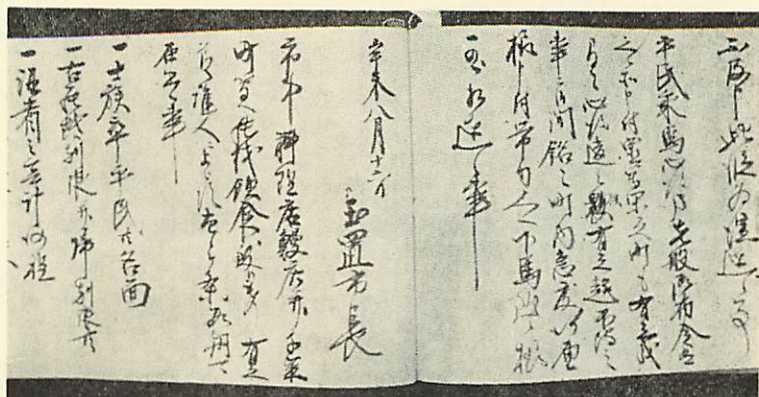


図87 『布令控帳』(明治4年8月)

但し払不
払之訳。

一、酌婦ヲ

呼候ハ、

人数并婦

人名面。

右之通毎朝

市長へ取集

可ニ差出候

事。

このように他の料理店などと區別して特に千歳町の名をあげている。また別に届出の雛形を示し、特に千

七、宗 教

キリシタン 問 題

天主教禁止は江戸幕府の基本政策であつた。天主教禁止の目的を達成するための方法としてとられた鎖国政策を、あたかも日本本来のものであるかの如く錯覚したことから生れたのが攘夷論であつた。幕府は外国の要求によってやむなく鎖国政策を放棄したが、天主教禁止の方針は依然として堅持してきた。世界の大勢は変化してきているにもかかわらず、こと天主教に関しては新政府の政策転換は著しく遅れていた。慶応四年(一八六八)正月、政府は外国との和親を国内に布告し、二月三〇日にはフランス公使・オランダ代理公使は参内して天皇に謁見したが、イギリス公使は途中で刺客に襲われて参内を中止せざるを得なかつた。そのような状況の中で、長崎の浦上キリシタンの問題が起こつていった。

津山藩主は大坂行在所から出頭を求められて、慶応四年四月二二日に参朝すると、三条大納言から書付二通を渡され、この問題についての見込書の提出を求め

歳町の分については嚴重に申しつけて届け出させるようにしたのである。(『布令控帳』)

られた。

書付の一通は長崎裁判所から政府に対して浦上村切支丹の問題について決断を求めたもので、その要点は次の如くである。

切支丹は島原の変以後もひそかに受け伝えられていたが、開港場ができ、外人の天主堂も建てられ、踏絵の法度も廃止になったので、二、三年前から信者が公然と行動するようになり、三、〇〇〇人ほどになった。

昨年六月頃諸藩士は勿論、市中の神仏を尊信する者どもが切支丹を征伐するという風説も起こり、歎願書等も差し出して迫るので、徳永石見守が断然取り締まり、信徒の巨魁二〇〇余人を召し捕らえ、入牢吟味の上、厳罪を申し付ける見込みをもって江戸表へ申し出た。

ところがフランス公使からの申し入れて罪を許すことになり、信者を説諭しているが効がない。このままでは不平の者が勝手に誅戮を加えるようになり、政府の權威もなく、再び島原の変のようになるのは必然の勢と思う。「教堂」を建て外国の人民を教導することは条約面でも許されているが、わが国で厳禁している法を犯す者を処置するのに外国から容喙することは公法に

もないと考えるから、よろしく評決してもらいたい。

今一通は右のような長崎裁判所からの申し立てをうけた政府が、

「方今大政更始之折柄、右様之蔓延致し候而者実ニ国家之大害ニ相成、暫も難ニ捨置ニ事件ニ候得共」巨魁の者を集めて説教して、万一悔悟しない時はその数人を死刑にし、その他は他国へ移して夫役に用い、数年を経て悔悟したら帰住させるほかない。実に容易ならぬ事件であるから、各見込みのほどを言上せよ。

というものであった。

この諮問に対して、津山藩は翌四月二三日に見込書を提出した。その要旨は次の如くである。

邪蘇教根絶の見込みはないが、追々中国地方に伝染するようになるから速に処置を願いたい。しかし元來彼等は死を恐れないから、斬罪は止むを得ないとしても、なるべく説諭をもって悔悟するような処置に相成りたい。(『大坂日記』・『江戸日記』)

同じ二三日に京都留守居の海老原極人は弁事所で右と同じ内容を要約した一通を渡され、「主人所労の趣、早々罷帰申達、見込の趣、今八時前後迄に申出候様」達せ

られた。行在所との連絡不十分によるものであろうが、政府がこの問題解決に焦つていた模様がかがわれる。

〔京都役所日記〕

明治二年（一八六九）暮には九州浦上のキリシタン三、〇〇〇人余を捕えて各藩に預け、流刑に処した。津山藩にその預けはなかつたが、藩内のキリシタンについて調査が行われた。明治三年閏一〇月二四日に藩知事から弁官へ提出した報告書には、「切支丹宗門并邪宗門」については前々から怠らず調べているが、この度の命令によって領内及び預所をもれなく調べたが、不審なものも全くない、もし今後不審なものがあれば早速報告すると述べている。〔進達書〕

神社勢力と
廢仏棄釈

朝廷においては王政復古前から諸国の神社の勢力と深い連絡をとり、神社側は物心両面から朝廷を支持していた。津山では白神宮神主秋山備前守がその方面の代表として活動していた。元治二年（一八六五）八月、伝奏野宮中納言を通して次のような書付が秋山に渡されている。

方今不穩之時勢被レ惱ニ

叡慮ニ之儀と恐察、深苦心之趣、且伺ニ

天氣一候段、神妙之至、

御満足 御感之御事ニ候。猶国許社頭守護有レ之、且

国家安穩之御祈禱、可レ抽ニ丹誠ニ旨

御沙汰候事。〔京都役所日記〕

江戸時代を通じて仏教勢力に押されてきた神社側が、尊王運動と手をたざさえて朝権の回復に努力し、朝廷もまたこれを頼みとしたのである。

新政権を樹立した朝廷側では平田派国学者の思想の影響によって、神仏分離を図った。政府は慶応四年（一八六八）三月一七日、神社所属の社僧の復飾（還俗）を命じ、さらに三月二八日には神社が仏語を神号としたり、仏像を神体とすることを禁ずる「神仏判然令」を出した。これから「廢仏棄釈」の運動がおこるのである。四月一日の京都留守居への政府からの回状によれば、大要次のようであった。

諸国大小の神社中、仏像をもつて神体とし、又は「本地様」と唱えて仏像を社前かけ、或は罌口・梵鐘・仏具などを置いている分は早々取り除き、改めるよう過日仰せ出された。しかるに旧来社人と僧侶は氷炭相容れないで今日に至ったので、社人はにわかには權威を

得て、表面御趣意と称し実は私憤をはらすような所行があつては、政道の妨げを生ずるのみならず、紛擾をひき起すのは必然である。緩急よろしきを得ておだやかに取扱うべきはもちろん、僧侶も生業の道を失わず国家の用に立つよう精々心掛くべきである。神社中にあつた仏像仏具など取り除いた分は、指図をうけて取り計わなければならぬ。心得違ひをして粗暴の振舞があれば曲事に仰せつける。(『京都役所日記』)

このような指示にもかかわらず、各地の廃仏棄釈運動は極端に走ることも往々にしてあつた。津山においても、各神社にあつた神宮寺は廃止されたり、あるいは分離されたりした。

また明治四年一〇月の太政官の命に基づいて、一月には津山県庁から

平民廻国修業の名儀をもって六十六部と称し、仲間を立てて寄宿所を設けておいて、米銭などの施物を乞うことは自今一切廃止すること。

と布告し、一二月には元津山県庁の名で、

普化宗は自今廃せられるから、住僧の輩は民籍へ編入し、銘々の望に任せ地方の適宜をもって授産方を取

り計らえ。但し廃宗寺領を帰俗の本人から望めば相当の地代で払い下げ、年貢諸役を勤めさせよ。

と布告した。六十六部は略して「ろくぶ」ともいい、全国六十六ヶ国を回つて六十六部の法華経を国々の霊場におさめる巡礼僧であり、普化宗は禅宗の一派で、虚無僧として筒形の編笠をかぶり、掛絡をつけ、木太刀などをもって歩き、往々にして浪人や無頼の徒の隠れ場となり、街頭芸人に

類する有様であつた。津山にもその宿所などがあつたが、おいおい取り払われることになつた。(『布告控』、
『日本歴史大辞典』)

一方明治元年

十一月八日、

慶倫は道家八尺



図88 創建時の作樂神社本殿 (現同社神庫)

(大門)・矢吹正則・立石公久ら一三名の出した願書を添えて、後醍醐天皇を祀り児島高德を配する作樂神社の創建を、弁事官ならびに神祇官へ願ひ出た。翌二年三月八日、「靈社造立之義は別段難レ被レ及三御沙汰一候得共、於二其藩一取建候義は不レ苦候事。」という指図があった。

かくて一一月に鎮座が実現したのは、王政復古の時流に從つたものである。(『京都留守居日記』『岡山県史稿本』)

宣 教 係

明治二年(一八六九)九月、政府は宣

教使の職制を定め、神道国教政策によ

り、いわゆる大教宣布を行うことにした。明治三年正月に大教宣布の詔が出てから各藩に宣教係をおくことになり、津山藩に対しても然るべき人材を一兩人選んで申し出るようにとの布告があった。明治三年五月、津山藩からは差し出すような者がいないと神祇官役所へ届けを出した。しかし、いつまでもそのままにすることは事情が許さず、閏一〇月に至って昌谷端一郎を起用することに

内定した。彼は昌谷碩(精溪)の子で、麟之介とも称した。すぐれた漢学者であり、権大參事として重きをなしていた。津山藩から昌谷を宣教係に任命したことを一二月八日に弁官へ達した。(『進達書』)

明治四年に藩を廢し、県を置いたにつき、諸県の振り合いもあり、宣教係の者は免官と心得てよいかと、津山県から神祇官へ伺いを出したが、七月一九日に、これまで通りであるとの返事があった。

九月四日に津山県から神祇省宣教使へ「是迄宣教懸ニテ別段管下江取計向も無ニ御座ニ付、一先右掛リ差免、政教一致之御旨趣ハ參事ニテ相心得罷在候テ可レ然哉。」と伺いを出した。これに対し翌五日、宣教使から呼出しがあり、斎藤少屬が出頭したところ、岡大録が「是迄之宣教掛參事申中江所持ニ而、御縣下端々迄宣教行届御見込ならば、別段御伺ニは不レ及、其県之通宜御取計御届ニ相成可レ然。又尅人ニ而難ニ行届ニ御見込ならば、五人なり十人なり御申付御届相成可レ然。朝廷之御趣意は宣教行届さへすれば、別段御規則は無レ之旨」を口頭で突き放すように答えて伺書は下げ戻された。

津山藩はさきに人選難の結果、昌谷端一郎を宣教係に任命してきたが、昌谷自身はなほだ不本意な役であったらしい。九月三〇日に依頼免本官として、大參事で兼務することにして神祇省宣教使へ届け出た。(『公務懸日記』)

八、交 通

人馬の賃錢

幕末に至るにしたがって物価騰貴の傾向が強く、津山藩でも人馬の賃錢について、新規の割り増し、または従来からの割り増しの継続を幕府へ願ひ出た。

嘉永六年（一八五三）十一月、江戸留守居は幕府の勝手掛である阿部老中へ、次の伺書をもって願ひ出た。

拙者領分美作国勝南郡勝間田村之儀は、播磨姫路より雲州江之往還ニ有レ之、人馬継道に候処、困窮之村方ニ而宿役難ニ相勤一、五ケ年之間人馬賃錢三割増願出候付、嘉永元申年九月相伺候処、来ル酉年より来丑年迄五ケ年之間、是迄之通三割増可ニ申付一旨御差図有レ之、當丑年十二月迄ニ而年限明御座候。然ル処今以困窮立直兼候間、猶又来寅年より来午年迄五ケ年之間、人馬賃錢三割増願出申候。可ニ相成一儀ニ御座候ハ、願之通申付度、此段相伺申候。以上。

この伺いの通り三割増しの継続となった。右の酉年は嘉永二年（一八四九）、丑年は同六年（一八五三）、寅年は安

政元年（一八五四）、午年は同五年（一八五八）である。安政四年九月には津山藩から幕府へ次のような内容の伺書を提出した。

美作国西北条郡津山は城下町で、伯州・雲州・石州・隠州・播州姫路への往還にあたり、人馬を継ぎ送って来たが、困窮した町方では宿役を勤め難く、人馬賃錢割り増しを願ひ出たので、嘉永五年九月に伺ったところ、五年間三割増しとする指図があった。今年末で年限が明けるが、困窮が立ち直りかねるから、なお五年間これまで通り人馬賃錢三割増しを願ひ出ている。なるべく願の通り申しつけたので伺う。

これは同年十二月五日に許可された。それによつて認められた賃金の一例を示せば次の如くである。

勝間田駅へ三六町道三里

人足	一人	一二五文
本馬	一疋	一七四文
軽尻	一疋	一五四文

文久元年（一八六一）八月一日、江戸の留守居吉田権平は伺書二通に「往還筋絵図面」を添えて幕府の御用番の老中へ願ひ出た。伺書の一通は勝間田駅、一通は久世

駅に関するものである。

勝間田駅は人足一二二人、馬四疋で「つぎたて継立」をしているが、安政五年（一八五八）一月に願ひつじい出て、未年（一八五九）から亥年（一八六三）まで五ケ年間、これまでの通り三割増しに申し付けの達しがあつて現在はその年限中である。当駅は地理的に險難な悪道であることその他悪条件が多く、それに近來諸藩の旅行が増し、不作のため米価が高くなり、人馬が難波し、駅場の負担が過重である。これまでの三割増しの上に酉年（一八六一）から来る午年（一八七〇）までの一〇ケ年間、五割増しを願う。

久世駅は人足二五人、馬四疋で継立をしているが、安政四年五月に願いみ出て巳年（一八五七）六月から戌年（一八六二）五月までの五ケ年間、三割増しを申し付ける達しがあつてその年限中であるが、酉年から午年までの一〇ケ年間その上に五割増しを願う。（江戸日記）

津山から飛脚によって出す荷物の賃金についてみると、慶応元年（一八六五）六月には次のようであつた。これは手飛脚であるから本馬賃金の割で定められていた。

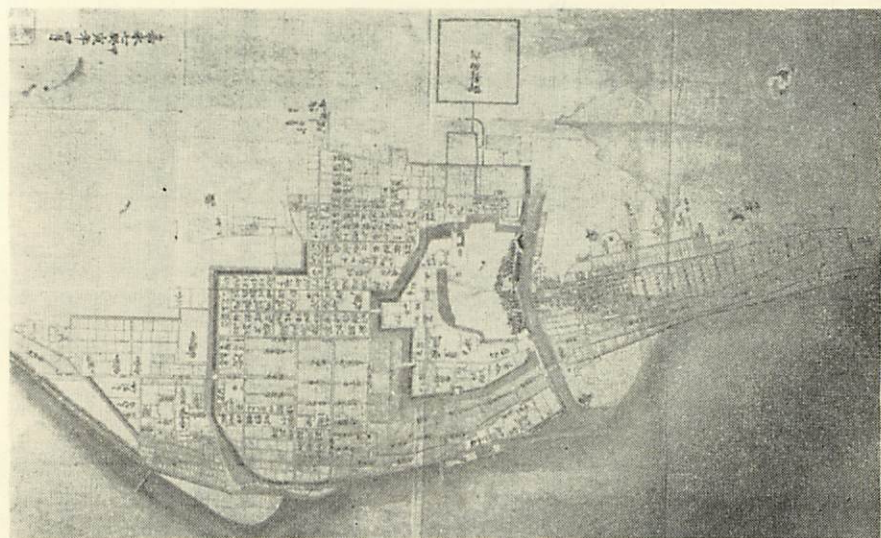


図89 津山城下の古地図（嘉永7年）一津山郷土館蔵

津山より江戸表まで 目方一〇〇匁につき銀札で三

匁、正銭で一八〇文

津山より京都まで 同一匁、同六〇文

津山より大坂まで 同七分、同四二文

但し目方一人前一貫目までである。

〔京都役所日記〕

人馬の賃銭の上昇は全国的な現象であった。本街道といわれた東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中では元治元年（一八六四）三月から元治二年二月まで一年間は五割増しとなっていたが、それでも追いつかず元年一〇月から右の割増しの上へなお五割増しとし、合計一〇割増しとした。この割増しは元治二年三月から向う三年間ということになった。人馬の賃銭の上昇の著しいのは、交通量の増加に対して、人馬の数がこれに足りきれなかったためである。（『江戸日記』）

交通 渋滞

文久三年（一八六三）三月十五日、前藩主確堂は江戸を出発して津山へ引き

上げた。参勤交代制の緩和によって、この頃それぞれの領国へ引き上げる者があいつぎ、交通が渋滞した。四月九日には江戸留守居徳山米造が伺書を幕府の御用番老中

へ出した中に

三河守家来家族共、過半国許江引越爲レ仕、相残居候分此程出立、品川宿迄罷越候処、同所ニ而人馬継立相断候ニ付、子細承候処、當節御国筋等御用多ニ而、人馬差支候上、麥作刈入、田方植付等農業繁多之折柄ニ付、諸家家来妻子等国邑江引越ニ付、御定法を以人馬継立は勿論、假令相對雇ニ而も、継人馬を以旅行は相断候様、其筋より御達有レ之候趣ニ而、無ニ余義引戻候義御座候得共（下略）

と述べた。すなわち江戸から津山へ引越すため妻子を伴って品川まで来たところ、人馬不足のため「継立」を断わられてやむなく引き返したので、幕府の交通対策についてただしたのである。これは津山藩だけの問題ではなく、四月一二日の幕府の触れ書には

道中筋宿々之義、近来御用旅行之向往返多、其上諸色格別高直相成、宿助郷困窮および、折柄諸家家族家来妻子等国邑江引越ニ付、宿々継立差湊ひ、今般英國軍艦渡来御固御用等ニ而諸街道通行人馬遣相嵩、宿助郷は疲弊いたし、農業之暇更に無レ之、相統方拘り候趣相聞、村々農業繁多之時節ニ相成候間。（下略）

と記し、農繁期の間は諸家の家族、家来の妻子などが領国へ引越すには、「宿々継人馬」をもって通行することは見合せ、自分の従者のみ召し連れるようにと達している。（『江戸日記』）

参勤交代の緩和は単なる政治問題にとどまらず、交通混雑に一層拍車をかけることになった。交通量の増加が助郷の困窮、農繁期による人不足と重なり、幕府の交通対策はお手上げの状態となった。助郷は宿駅近傍の農民を動員して、人馬継立の補充的役割を果たさせたものがあるが、農民はその負担の重課に苦しみ、これがしばしば百姓一揆の原因となったほどである。

高瀬舟と汽船

城下町津山の交通機関として重要な役割を果たしていたものに高瀬舟があつた。森藩時代から舟着

き場は船頭町河岸に限られていたが、文化・文政頃（一八〇四～二九）から林田土手と安岡町裏土手にも船積み場ができた。船頭町側から禁止方を申請し、藩でも禁止したが行われず、ついに天保一四年（一八四三）二月九日、町奉行稲垣武十郎はこれを許す触れを出



図90 船着場の石燈籠（津山市 安岡町裏）は

した。船の数は五四艘に限られ、一艘ごとに船株があつて株札が渡されており、船株を譲るには大年寄の許可を要した。このことについて嘉永七年（一八五四）八月に、綱助組、清右衛門組、武助組、治郎兵衛組の船主一同連名で、蔵元と舟方吟味役（商人の中から藩が選任して扶持を与えた者）へ「請書」を出し、これに蔵元と舟方吟味役が「奥書」をして大年寄へ出した「船株改帳」がある。それを見ると船株の持主としては高瀬屋勘右衛門の一三株、今津屋孫十郎の一一株があり、他は三株以下であつた。

高瀬舟は明治維新後も暫くは繁盛し、鉄道開通までは

津山地方の交通機関として重きをなしていた。明治九年の調査では四七艘となつている。(『船株改帳』・津山誌) 高瀬舟)

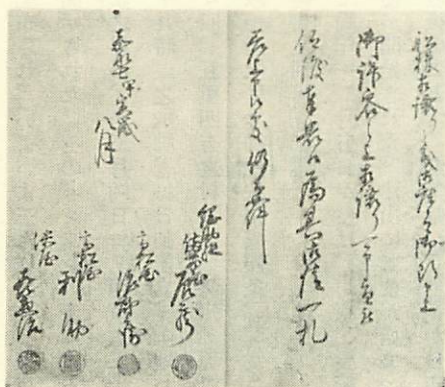


図91 『船株改帳』

慶応三年(一八六七)九月、次のような触れ書が幕府大目付から津山藩にもたらされた。

この度廻漕御用達しなどの引請けで蒸気飛脚船を設け、当月中から大坂表へ往復する。御用旅行の者はもちろん、諸家の家来、百姓・町人、婦女に至るまで、希望者は廻漕会所へ申し込み、相当の入用を差し出して乗り組めばよい。荷物も相当の運賃をもって積めばよい。

このようにして廻漕会所の船が一般の利用に供せられ

るようになり、汽船時代に入ろうとした。しかし当時はまだ汽船に乗ることは珍しく、一月一日、宇田川興齋は国表へ帰るについて「公辺御船黒龍丸」が来る二六日に出帆するので海上経験のため乗り込みたいと藩へ願ひ出て許されている。(『江戸日記』)

人力車

新しい交通機関として登場したのは人力車であった。人力車は西洋から輸入されたものではなかったが、新時代にふさわしい新風を吹き込むものであった。東京に住んでいた和泉要助なるものが人力車を創案し、人力車渡世(営業)を願ひ出て東京府から許可されたのは明治三年三月のことであった。東京の京橋の風月堂がパンの販売を始めたたり、神戸元町に牛肉すきやき店が開業したのもその頃であった。新しい生活様式はやがて城下町津山にもたらされる。明治四年五月四日に津山で人力車の営業を許可してもよいかと、政府の弁官へ次のような伺いを出した。

於三津山駅、人力車相用渡世致度段願出候節ハ承届不レ苦義ニ御座候哉。此段奉々伺候。

これに対し六月二日に

伺之趣御聞届候条、発行願出候ハ、不締無之様可ニ

相心得一候事。

という許可があった。これから程なく人力車が文明開化の姿を城下町に現わし、明治九年（一八七六）には七七台に達した。（『進達書』・『藩庁出張所日記』・『津山誌』）

郵便

通信はこれまですべて飛脚便によっており、交通のなかにふくめて考えてきた。しかも商家に任されていて、日数と賃金を多く要した。これを政府の手で営業しようとしたのが、郵便制度である。

郵便制度については明治四年（一八七二）正月に大阪のパンフレットが配布され、いよいよ三月一日から東京・京都・大坂間に開始された。そのパンフレットによると

（前畧）先、試之爲め、当三月朔日ヨリ西京迄三十六時、大坂迄三十九時限之飛脚、毎日御差立、両地ハ勿論東海道筋宿々四、五里四方之村々并勢州・美濃路等も右幸便を以相達候様之御仕法相成候条、其意を得、書状差出人心得書之通可レ致事。

とあった。ついで同年一二月五日からは、東京・長崎間に九五時限の郵便が開始された。津山に郵便が始まったのは翌五年四月以後のことで、北条県駅通懸から四月

に出された「美作国中郵便賃銭表」は次の通りである。（但し表中の「一里ニ付」という表現には疑問があるがそのまま記す。）

書目方拾匁迄	拾匁外拾匁	一里ヨリ	八里ヨリ	十一里ヨリ
仕立	每二百文増	七里迄	十里迄	十五里迄
幸便	一里ニ付	三百文	五百文	七百文
	一里ニ付	五十文	七十文	百文
拾匁以内	一里ニ付	四百五十文	七百五十文	一貫文
子拾匁外五拾匁迄	一里ニ付	六百文	一貫文	一貫四百文
入五拾匁外百匁迄	一里ニ付	七百文	一貫百文	一貫五百文

表外

書状仕立并幸便里数ニ応シ増賃銭可レ払事但夜仕立五割増金高里数ニ応シ増賃銭之事 但夜中不立一

幸便が三日を過ぎた場合の措置、仕立取次所から継立てた分は八里外とも一里について三〇〇文限りで増銭には及ばないことをも記してある。

郵便取扱元方は津山堺町林藤助・草地六郎治であり、郵便取次所は現津山市内では高尾村の伴新四郎、新田村の下山正次郎、櫛村の多胡亦十郎の家に設けられた。

なお付記すれば、市中の幸便賃銭は東西橋（大橋と翁橋）内は一二文、外は三二文であった。（『玉置文庫』）

九、治安

番所

藩内の治安に任ずるのは大目付で、大目付役所はその役宅をもってこれに当

てた。大目付のもとにあって直接警備にあたる番所が東西に置かれていた。東の番所は材木町の大橋西詰めにあり、西の番所は



図92 東大番所のあった場所（津山市材木町）

り、西の番所はみやわきちようおきなほし宮脇町翁橋の東詰めにあり、各東西の要衝をなしていた。番所の近くには制札場があった。船頭町の船着場にも制札場があったが、元治元年（一八六四）にはここにも番所が設け

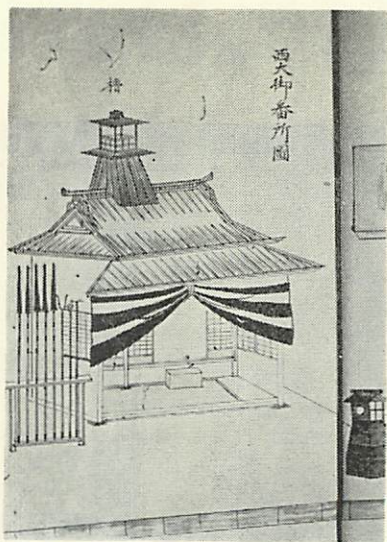


図93 西大番所図（『八箇所御番所図面』）

られた。これと同時に玉琳・筋違橋・広瀬橋（のちの境橋の下手）・二本松（のちの三枚橋）・辰ノ口（一宮の竜の口）にも番所が置かれ、合計八となった。（『八箇所御番所図面』）

番所のほかにも、東新町荒神の社地、中之町大曲東より見付、京町・上戸川町・元魚町・茅町に半鐘・板木を建てた。出火の時は半鐘ばかり、異変の時は板木と半鐘を打ち交えることに定められた。（『町奉行日記』）元治元年秋、第一次長州征伐の軍を繰り出した津山城下は緊張した雰囲気につつまれた。十一月二五日、大目

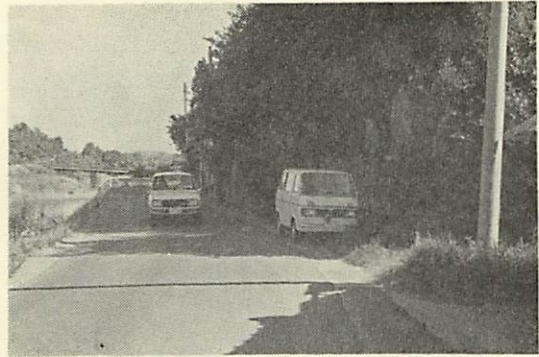


図94 辰の口番所跡付近（一の宮側より）

付大村斐夫は諸

月番に大要次の
ような通達をし
た。

今度城下口
に番所をとり
建て通行の旅
人を糺すこと
になったが、
当今の形勢で
は何時乱暴の
ものが押し入
るか計りがた

い。その時、諸番所のうちその方角から半鐘や板木を
打ち交え鳴らし立てたら、町々は受け継いで打ち鳴ら
し、太鼓櫓でも二つ拍子急打ちをすから、その節近
くにいる家中（藩士）の面々は、道具を携えて総門へ
かけつける。そのうち指揮役が行って指図するけれど
も、万一家中などへ乱入するようなことがあれば、人
数次第いかようと防禦にあたるはもちろんのことで

ある。

辰の口番所では西御殿（当時確堂の居所）へ連絡し
その命を受け、且つ守護にあたる。

諸番所では暮六時（午後六時）から大木戸を閉めて
小戸より通行、四時（午後一〇時）から閉め切りで、
それ以後は提灯をもち、姓名を告げて通る。

他方の士が家中へ行く時は番所へ姓名手形を差し出
させ、

到着の
上はその
の家か
ら引き
受けた
ことを
番人へ
報告す
る。逗留、ま
たはその
の目帰



図95 宿泊切符（元治2年）一津山郷土館蔵

第二章 社会の諸相

りも、番所へ報告する。

以上のほかに、他所からの小者の来る時のこと、夜間通行に提灯をもつこと、他方の商人が宿屋の印札を携帯すること、その他、こと細かに規定を達した。(『国元日記』)

犯罪とその処置

大目付や番所の仕事は非常事態の対策ばかりではなく、日常頻発する種々の犯罪の取扱いが主であった。犯罪のうち最も多いのは博突であった。窃盗もしばしばあった。寺僧の懦弱な行爲も目立つ。殺人強盗など凶悪犯行は極めて少なかった。檻獄舎は伏見町の南側裏手に位置していたが、ここに収容する数は少なく、領外追放という処分が極めて多いのが特色である。

窃盗は幕末に限った特異な現象ではないが、具体的な例をあげてみることは、その時代色を示すことになると思う。

嘉永六年(一八五三)正月一日に町奉行が触流し(公開捜査)をした三件を記してみる。

下紺屋町烟草屋源七は去年一二月一八日夜、青染木綿一反半を紛失した。

新魚町東屋房助の借屋住いの麻野屋文右衛門は風呂屋

商売をしているが、正月一二日晚、二階町高野屋利右衛門が風呂に入っている間に木綿綿入一着とほか二品がなくなった。

上紺屋町の今屋伝助は去年一二月二九日夕、白米九升を持ち逃げされた。(『町奉行日記』)

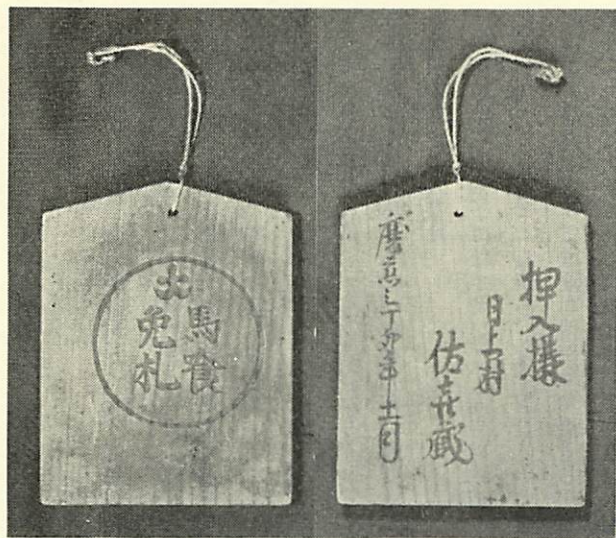


図96 馬喰免札(慶応3年) 一津山郷土館蔵

犯罪に対する処分としては「五十敲たたき(または百敲)の上御領分追払」になるのが多数である。犯罪の口は様々あり、悪質な所業が重なれば「刺はなり之上御領分追払」というのも珍しくない。家出をしたため人別帳にんべつちようからはずされて所謂「帳外」となっている者もあり、他国から追い払われて放浪している帳外の者もあり、それらが更に犯罪を重ねて領外へ追い払われることになる。封建割拠の時代のご故、自領の治安には努めながら他領へ犯人を追い払うことで解決を図るという極めて姑息こそくな方法が横行していた。

博突に参会した多数の者が一〇〇敲或は五〇敲の上「咎牢舎とがらや(檻獄舎入り)または「手鎖をかけ追込」(自宅謹慎)となった場合、これに参会した妻女は五〇敲の上、手鎖をかけ追込三日を申しつけるべきところを、女であるから咎牢舎二〇日とした例もある。女の場合は敲の処分は行わなかった。また夫が領分外へ追い払われた場合、妻は犯罪に関係なくても「御領分立去り」を命ぜられている。男女によって法の適用の仕方が異っていることにも時代色がにじみ出ている。

僧侶や神官について閉門或は追院というような罰が課

せられた。一例をあげると、安政六年(一八五九)四月五日、林田はやしたの某寺へ

其方そのほうはかねがね心得方がよろしくなく、毎日俗家へ行って惰弱だじやく、ふるまひの振舞に及び、また折々寺内にいかかわしい婦人が徘徊はいかいして不届ふとどきであるから閉門を仰せつける。このような例が僧侶や神官に度々あった。

商人が買占めによって処罰された例は第一章で挙げたのでここでは省略する。

死罪になった例をあげると、安政六年六月二十七日に、もと他領むしやくの無宿盗人某は

先年地蔵院の弟子になっていて、同寺の取締り向きを委細いさい知っているところから、度々忍び入って宝剣その他の品の品々を盗み、漂泊中博突に参会もし、右の品を質に入れたり売払った代銀は残らず飲食諸入用に遣い果たした。

という理由によるものである。

武士の場合は処分の仕方が異っていた。例えば文久二年(一八六二)のことであるが、「御家中家来二被二召抱一帯刀をも致し候身分ニ候えども、諸事別して」相慎かしむべきところ博突に参加し、或は万人講かに懸けをしたりし

たので「暇の上以來帯刀奉公差留」の処分をうけてい
る。そのような場合には、その主人にあたる家中の者は
差控えの伺いを藩へ出し、その儀に及ばずとして許され
ている。

慶応四年（一八六八）二月一七日には、王政復古と天
皇元服による大赦が行われ、百姓一揆関係者（第一章三
参照）のほかにも、一般の罪人二人（帳外一名と無宿非
人盗人一名）が永牢を差し免され、領分追放となった。

（国元日記）

一〇、藩 邸

藩邸の整理

江戸時代には参勤交代制に伴い、藩の
留守居が事務をとるための役所及び大
名の妻子はもちろん、江戸詰めの藩士とその家族らの居
所として広い藩邸が与えられていた。

安政二年（一八五五）に慶倫が松平家を相続した時、
藩邸としては鍛冶橋門内（千代田区東京駅八重洲口付近）
の上屋敷と、牛込高田（新宿区喜久井町）の下屋敷とが
あった。その他に抱屋敷（私有の屋敷）が深川海辺大工

町（江東区）と谷中本村（台東区）とにあり、広大な抱地
が砂村新田（江東区）にあった。確堂は隠居した時、特
に浜町（中央区蛸殻町三丁目）の邸を賜わり、また牛込
高田の下屋敷に別邸を営んだ。安政六年二月二二日、高
田邸が類焼したので、程遠からぬ高田源兵衛村（新宿区
戸塚町二丁目）に別邸を営んで十一月二七日に引き移っ
た。高田の馬場及び姿見橋が近くにあり、ここを姿見邸

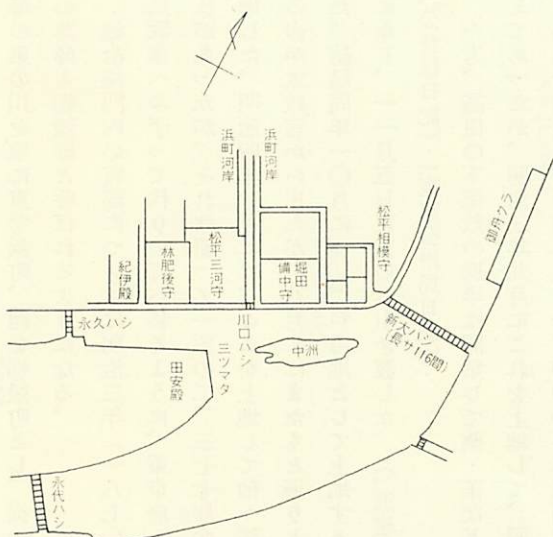


図97 浜町大川端藩邸付近の略図（安政6年）

と称した。〔『江戸日記』・『松平確堂公年譜』・『江戸名所図絵』・『嘉永・慶応江戸切絵図』〕

慶応四年（一八六八）九月五日に新政府は落邸の整理方針を発表し、その整理に着手した。抱屋敷は私有であるから対象とならず、整理の対象となった津山藩の落邸は

鍛冶橋門内官邸

一一、〇九二坪余

浜町大川端中邸

七、五八九坪余

高田下邸

八、一五三坪余

であった。〔『進達書』〕

明治元年（一八六八）一二月七日には弁事官から次のような達しがあった。

浜町中屋敷と高田下屋敷は願いの通り下賜する。濱町屋敷続きの清水民部大輔屋敷は預け置く。鍛冶橋門内屋敷は静寛院宮様守警中は願いの通りそのまま拜借を許容する。〔『江戸日記』〕

浜町大川端の私邸については、東京府から買上げの交渉があったが、明治四年三月七日及び七月二日に「永拝領」の願いを出して存続することができた。

当時は浜町大川端落邸と呼んだが、明治になると、落

邸の東の川を境に東を浜町、西を蛸殻町とし、従ってこの落邸も蛸殻邸と呼ばれるようになる。

鍛冶橋門内の官邸については明治三年（一八七〇）に鳥取藩へゆずって代りの邸へ移るように、東京府から沙汰があったが、それは断って一部の二、三七七坪余を上地した。明治四年七月には、ここを上地して他へ移転する命が太政官から出たが、八月にはまたもと通りとなった。結局同年一〇月に兵部省用地として上地することになり、一月五日東京府へ引き渡した。〔『進達書』・『公務係日記』・『東京公用局日記』〕

一方、高田の下屋敷の過半は開墾して桑・茶などが植えてあったが、明治三年九月にこれを上地して、同時に津山藩土桐淵道齋の名により一、〇〇〇坪二五両で払い下げを受けるよう東京府へ願い出た。結局この年一〇月に上地し、一月に一、〇〇〇坪二〇両の割で、金一五九兩二分と銀七匁五分を東京府邸宅掛役所へ納めて桐淵が払い下げを受けた。桐淵は上州藤岡（群馬県藤岡市）から出て、確堂に家来並として用いられた、のち津山県士族となった確堂の側近である。〔『江戸日記』・『進達書』〕

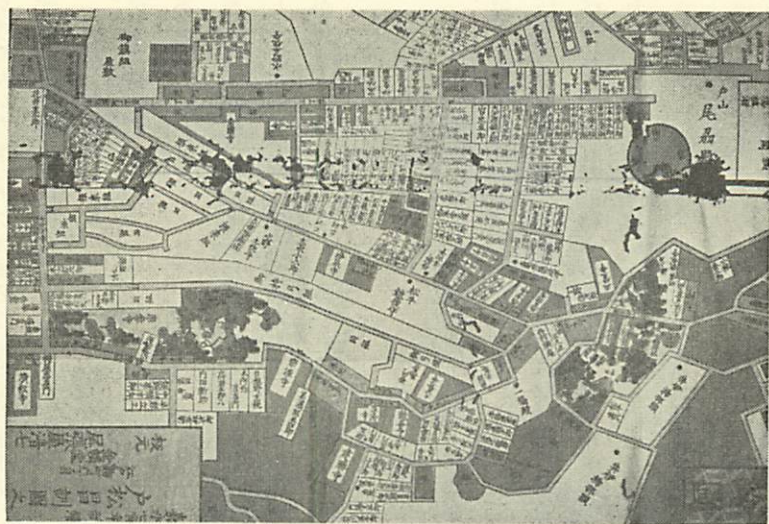


図98 高田藩邸付近図（嘉永7年の「大久保絵図」—『愛山文庫』）

藩邸における
犯人の捜査

幕末には攘夷思想から外人を殺傷する事件が度々あったが、明治になって

政府の外交方針に不満をもつ者によって同様のことが起こった。明治三年（一八七〇）一月二三日夜、神田にある大学南校の雇入れ英人教師二人が暗殺された。二四日には政府から各藩の出張所へ回達文があり、諸藩士卒について昨夜外出した者の行先を詳しく取り糺し、疑わしい者があれば早々に申し出よとあった。津山藩では当夜の外出者皆無と答えた。二七日にも再調査があったが同様に答えた。

当時官邸は鍛冶橋門内にあり、浜町の私邸には箕作みつくり秋坪が三又塾を開いて多くの塾生を教えていた。明治三年一月二八日には、藩邸の内外にかかわらず家塾を設けている者の塾生を吟味して、外出人名・行先・帰来時刻等を取調べて報告せよとの命があった。この時、三又塾の塾生について書き出された者の出身は次の如くである。

東京府貫属かんせく（本籍地）・静岡藩・高知藩・岩倉家臣いわくら・高梁藩たかし・新宮藩（和歌山県）・西尾藩（愛知県）・大洲藩おおす（愛媛県）・岩村藩（岐阜県）各一名と、盛岡県二名。

津山藩出身者も三叉塾にいたのであるが、當夜の外出者の中にはいなかったであろう。右の報告文の一例を記すと、盛岡県の織山某は

廿三日第五字（午後五時）出、盛岡県邸へ罷越、夜第十字帰塾。

とある。

当時大学南校へ津山藩から貢進生として久原躬弦が在学していた。そこで大学南校に対して一二月四日に津山藩から

当藩

久原躬弦

右は昨日御達之旨ニ付取調義御座候間、藩邸迄御差越可_レ被_レ下候。以上。

という文書を送って、鍛冶橋門内の官邸へ呼び寄せて取調べをした。そして取調べの結果を大学南校へあてて、翌五日に進達した。それによると

当藩士族

洪 哉_{せがれ} 悱

貢進生

久原躬弦

廿三日四字過出校日本橋

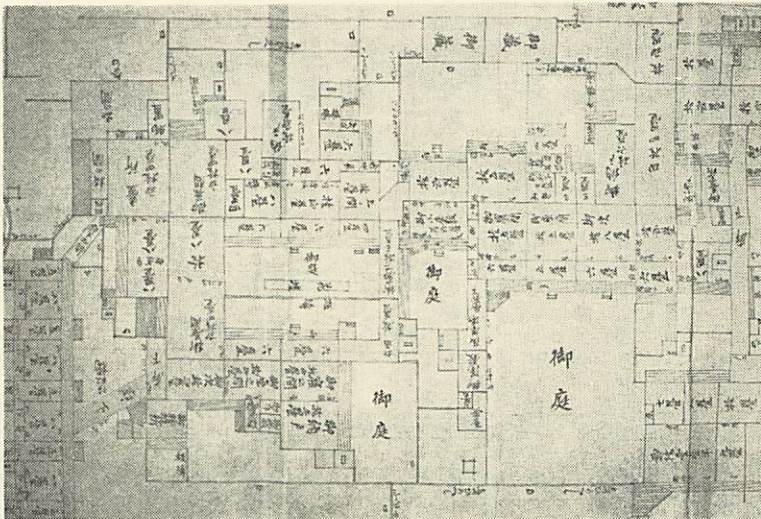


図99 鍛冶橋門内藩邸の平面図一(『愛山文庫』)

第二章 社会の諸相

辺迄罷越薄暮之頃帰校

右は去月廿三日夜御雇之教師不慮之災害有レ之ニ付而
は身分性質等取^{しつたし}可ニ申出様、依ニ御達ニ相糺候処、同
人義性来温順ニして過激暴行等いたし候ものニは無^レ
之、勿論同日出先等之義は頭書之通ニ而聊怪敷義等
無ニ御座ニ候段、御届申候也。

庚午
かのえうま

十二月五日

津山藩

大学南校

御中

とある。右のような捜査の手順にも見られるように、大
学に対する直接捜査を行わず、また大学も本人を直接調
べず、その所属の藩に責任をもたせている。既に版籍奉
還が行われた後であっても藩の管轄はもとのままであっ
た。このように幾つかの枠^{わく}があり、統一的捜査活動を困
難にしていた。翌四年正月九日早朝、参議^{ひろさわさねおみ}広沢真臣が
東京麹^{こうじまち}町の私邸で暗殺されるという事件があった。こ
の時も府・藩・県の「士族卒及私塾生徒其他末々迄」吟
味して八日夜から外出した者の刻限・行先等を詳しく取
調べるように命令があり、津山藩から弁官へ提出した報

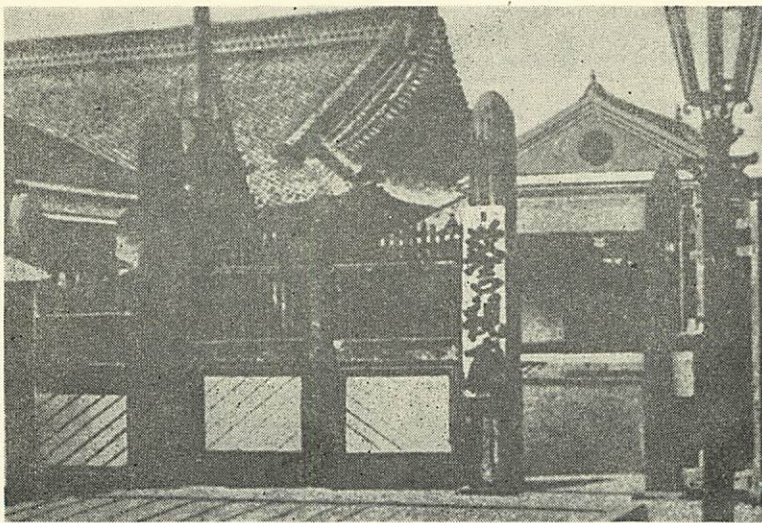


図100 鍛冶橋門内の旧津山藩邸 (明治7年頃 「毎日グラフ1974.2.10号」)

告書には中村格平ほか一〇名の外出者が記されている。私塾生徒が特に調査対象にされていることが注目をひくが、右の報告の中には「当藩箕作秋坪塾生」として大洲藩一名と津山藩七名が含まれ、磯野計助・宇田川準一の名も見える。この事件は犯人捜査厳命の詔まで出たが逮捕に至らなかった。政府大官の暗殺についても当時の制度では適切な手は打ち得なかったのである。

明治二年以来、東京の警察は兵部省が管轄したが、同五年には司法省に、同六年には内務省に移り、明治七年には警視庁が設けられて鍛冶橋門内の旧津山藩邸をこれにあてた。〔進達書〕・『日本歴史大辞典』

第三章 人間群像

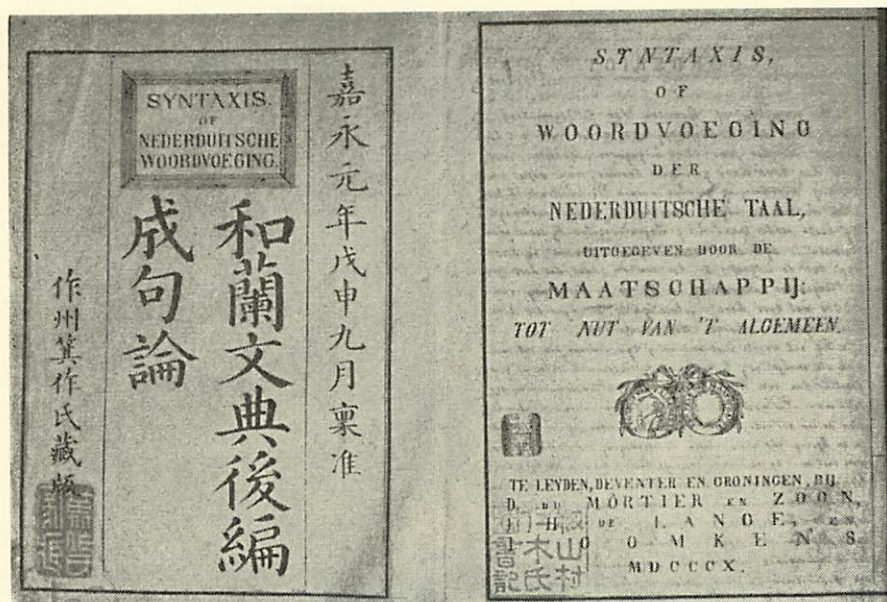


图101 和蘭文典一 仁木士弘氏藏

第三章 人間群像

一、箕作 阮甫

箕作家

津山に生まれ、津山に育ち、蘭学らんがくによって幕末の日本に多くの貢献をした箕作阮甫つくりげんぽは、日本の歴史にとっても、また津山の歴史にとっても、忘れることのできない人である。

遠い祖先のことはさておき、医者としての箕作家は、阮甫の曾祖父そうそふていべん貞辨げんべんにはじまる。貞辨は玄甫げんぽまたは丈庵じょうあんとも称した。これが初代丈庵である。

貞辨以来、箕作家は西新町にしんまちに住んだ。元禄一〇年げんろく（一六九七）に森家が廃せられた時の町宅医師七人の中に「西新町箕作玄甫」の名が見える。〔元禄十年美作国津

山改帳〕げんがふ元文五年（一七四〇）六月二八日の「国元日記」には「林田新町箕作丈庵」とある。

貞辨は先妻の子で医を好まない政辨を藩士の松岡家の養子に出し、和氣郡塩田村しおた（佐伯町）の郷土万波嘉右衛門の子藤太郎とうたろう（貞隆）を養子として娘をめあわせた。貞隆も玄甫・丈庵を襲名した。彼は宝暦一〇年（一七六〇）正月にその子貞則を藩医増子家の養子として出した。その時、彼は橋本町に住んでいたとも伝えられるが、その後に移転の記録もなく、もし橋本町に住んだとしても臨時的なものであろう。〔町奉行日記〕・〔町方諸事以後留〕安永六年（一七七七）四月の「町奉行日記」に「西新町英田屋平右衛門家屋敷、北側表口三間（中略）、西隣箕作文庵」とあり、翌七年五月九日に没するまで、おそ

らく西新町に住んでいたのであろう。

貞隆のあとは次男の貞固が相続したが、この貞固（三代丈庵）もまた西新町に住んでいたことは『町奉行日記』天明二年（一七八二）七月一〇日の項に

備前国和気郡塩田村和右衛門娘、西新町医師箕作丈庵妻ニ引受申度、人別入願承届候。

とあることで明かである。和右衛門は俊陳と言いい貞隆の甥にあたる。

同年一〇月二四日、藩主康哉によって「御医師並ニ召出、御擬作十人扶持被ニ下置一大目付支配ニ仰付旨、被ニ仰渡一候。」というところで、ここに箕作家は町医者から藩

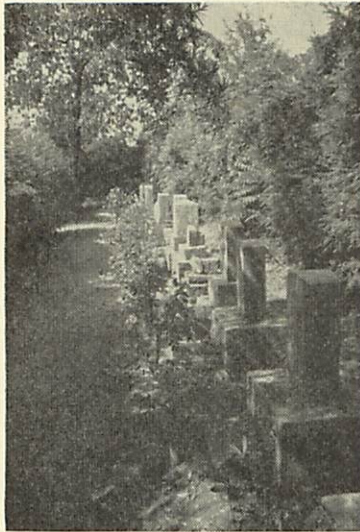


図102 箕作家の墓地（津山市 林田）

医となった。

同年一月朔日、ほかの諸士とともに登城して藩主に目見を仰せつけられ、「干鯛一折五枚」をお礼とした。医師の松山寿庵もこの日に跡式（相続）のお礼のため、貞固と行動を共にした。この松山家は、安永三年（一七七四）に屋敷を与えられ、天明三年（一七八三）及び寛政七年（一七九五）に屋敷替えのあった記録がある。しかるに貞固については、拝領屋敷の記録はなく、西新町から移転した記録も見出せない。当時の医師は、藩に用いられても町宅で開業することを許されていたから、貞固は引き続き西新町に居住したものと推定される。彼は寛政二年三月から翌三年五月までの江戸詰中には、母・妻・子を姪の夫である吉田喜助に預けた。同三年六月の「出会井文通仕度旨伺書」によれば、彼は右の吉田喜助のほか、従弟として松岡治部助（のち大目付）・大村成夫・同良夫をあげている。「津山藩士邸配置図（明治三年現在）」によれば、吉田・松岡・大村の三家はいずれも田町に屋敷がある。寛政頃にもそのままであったとすれば、箕作家の最も近い親戚はみな田町に集っていたことになる。阮甫が寛政一一年九月七日に貞固

の第三子として西田町に生れたと『箕作阮甫』に記されているが、親戚の家で生れたかどうか、場所に関する限り確実な根拠は得られない。

貞固は名医として知られたらしく、特に寛政三年津山に疱瘡（天然痘）の流行した時はその治療に重んぜられた。彼は享和二年（一八〇二）一〇月六日に病没したが、長男はすでに夭折していたので、次男豊順が相続した。豊順は時に九才であったので、一一才と届けて相続は認められたが、扶持は半減された（二月二十九日）。

その豊順も文化七年（一八一〇）九月一三日に病没し、弟恵迪を養子として跡式相続を願ひ出た。この場合に恵迪が一二才であるのに一五才として願ひ出ているのは、誤り記したのではなく、一五才とすれば成人として取り扱われるからであろう。

同じく文化七年一月八日に

（前畧）御擬作七人扶持被_ニ仰付_一、幼年_ニ付三分の二被_レ下_レ之候。家業出精可_ニ相勤_一候。

という沙汰があった。こうして恵迪は兄の養子という形式で箕作家を相続した。（『勤書帳』・『津山日記』・『国元日記』・『町奉行日記』・『町方諸事以後留』・『墓碑銘』）

医者としての
阮甫 文化七年（一八一〇）二月二八日に
恵迪は「玄甫」と改名した。文化九年

二月三日の『国元日記』に「箕作玄甫儀、勝手_ニ付今般戸川町江致_ニ転宅_一候之段、届書_以支配頭_ニ差_三出_一之、御用番承_ニ置_一之。」とあって、この時、箕作家は西新町から戸川町へ転宅したのである。

同年一二月一五日に学問出精について金一〇〇疋を落から与えられた。

同一二年五月一八日、玄甫は学問修行のために永田敬蔵方へ同居の願ひを落へ出して、六月三日に移転した。

永田敬蔵は桐陰と号し、京都で伊藤延蔵（東里）に学び、津山に帰って藩主の侍講をつとめた儒学者である。

（『勤書帳』・『国元日記』・『美作碑文集』）

玄甫は、文化一三年二月に医術修行のために上京して竹中文輔方へ寄宿して向う三か年修業する願ひを落へ出して許可され、一か年金五両を与えられることになり、三月二〇日に出立した。

玄甫は京都で勉学にはげんだ。文政二年（一八一九）二月二七日に帰津し、閏四月一二日に三丁目_ニの町宅へ引き移り、翌一三日に高七人扶持に復せられた。

玄甫は文政四年六月二八日に大村成夫（機息）の養女登井との結婚について藩の許可を得、一月二四日に登井を引き取った。登井は成夫の弟良夫の娘である。

大村家は、成夫の父庄助（子漸）が肥後（熊本県）

から出て儒学をもって津山藩に用いられ、箕作貞固の伯父松岡九右衛門（政辨・所助）の娘と結婚した。成夫の

養子が亮藏、その子が斐夫である。良夫は故あって家を出て医術を修行し、文化四年（一八〇七）正月に惣髪匠

師となり、誠意と称した。彼は同年五月五日から英田郡倉敷村（美作町）の森本政右衛門方に留り、一月一七

日に成夫方へ帰った。これと同時に、内縁のある倉敷村の医師本沢順碩の娘は成夫方へ来て二四日まで逗留し

た。そして登井が生れたのは翌五年三月一六日である。良夫はその後播州山崎（兵庫県宍粟郡）の杉山三平方に

同居していたが、登井の婚約が整った後、倉敷村の本沢家をついで彰善と称した。文政五年閏正月に玄甫は倉

敷村に良夫を訪ね、さらに翌文政六年四月にも訪ねた。

〔国元日記〕・〔津山日記〕・〔登井の墓碑銘〕

玄甫は文政五年六月二一日に「高五拾石御小姓組御匙代」を仰せつけられた。（勤書帳）

その年の九月に「心願」があつて、真島郡木山寺（落合町）へ二夜泊りで参詣したが、これは当時の津山藩士としては珍しいことではない。

玄甫は文政六年五月に藩主の供をして江戸へ出発したが、留守中の五月二〇日に長女が生まれた。八月には母危篤の報に接した。幼にして父を失った彼は、この母の手一つで育てられたのである。八月一八日に江戸を発ち、九月六日に帰着して手厚い看護を加えたが、九月二五日には永別しなければならなかった。母を失った彼は妻子を大村家へ預けて、一〇月二日に江戸へ向った。



図103 箕作阮甫 一津山郷土館藏

文政七年に内願によって三か年の江戸詰を命ぜられたが、同八年六月一日、「阮圃」と改名し、同九年五月一日、藩主の供をして津山に帰った。大村家にしばらく滞在して、六月一七日に津山を発ち、途中倉敷村の本沢家を訪ねて七月五日に江戸へ着いた。

文政一〇年七月二〇日に津山に帰ったが、その夜、新魚町へ転居して妻子を大村家から引きとった。

文政一一年六月一九日に次女が生まれ、一〇月五日に「阮甫」と改名した。翌一二年二月及び三月の二回にわたって、真島郡垂水村たるみの金田富右衛門方へ二夜泊りで往診した。このような往診は彼としては特例であるが、彼の名声はすでに遠くまで聞えていたのである。(『国元日記』)

文政一二年三月一八日に藩主の供をして津山を發つて江戸へ向かった。その留守中、同年九月二四日に三女が生まれた。翌一三年五月にはまた藩主の供をして津山に帰った。そして同年一月八日に、一〇か年の江戸詰として来る三月中に出立することを仰せつかった。これは彼の希望が実現したもので、一〇年ということとは「永詰」であるから、家族を連れて行くことは「勝手次第」

とされた。しかしこの喜びの夜に次女が三才で死去するという悲しみに会った。

翌天保二年(一八三一)三月、彼は家族を連れて江戸に出て、鍛冶橋門内の藩の上屋敷かじばしに一家を構えた。これまでも江戸に出ている間に宇田川玄真うだがわげんしん(榛斎)について蘭学を学んでいたが、

いよいよ腰をすえて蘭学と取り組むことになった。宇田川榕庵ようあん(玄真の養子)は天保二年一二月に、病氣療養のため阮甫の薬を服用することを藩へ届けているのは、彼の医師が医者である宇田川家からも高く評価されていたことと言えよう。同三年八月二〇日に四女が生まれた。

やがて八丁堀松屋町(中央区)で医を開業した彼は、天保五年



図104 宇田川玄真の書 一津山郷土館蔵

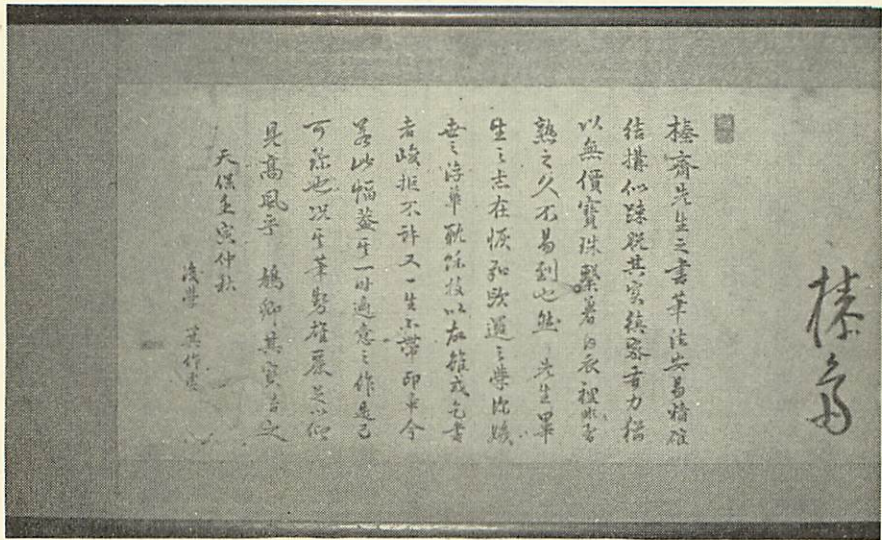


図105 箕作阮甫の賛 一津山郷土館蔵

二月に居宅が火災に遭うて再び藩邸に帰った。彼は蘭学の研究に一層没頭するようになり、わが国最初の医学雑誌ともいえるべき「泰西名医彙講」を出版したのは、天保七年から同一二年までのことである。彼の研究が医学から入って地理・歴史、さらに兵書へと発展してゆくのは、彼がむしろそれらの学問の方に一層興味をもったのと、時代の要求が彼を一医者として止まらしめなかったのであろう。（『勤書帳』・『江戸日記』・『箕作阮甫』）

和解御用と しての阮甫

天保八年（一八三七）、アメリカ合衆国の汽船モリソン号は、海上で遭難して漂流した日本人漁夫七人を護送するとともに通商を要求しようとしたが、浦賀および鹿児島で砲撃されて日本を去った。このモリソン号をイギリス人モリソン（Robert Morrison）と間違えて、三河（愛知県）田原藩士渡辺崋山（かざん）は「憤機論」を著し、町医者高野長英（ちやうえい）は「夢物語」を著して、幕府の鎖国政策を論じた。またこの頃他の蘭学者の間にも小笠原島開拓を計画する者があった。これらのことが幕府に密告され、天保一〇年五月に崋山は幕府に捕えられて尋問をうけた。そのため長英は自首し、幕府天文台の翻訳方である小関三英（おせきさんえい）は連累を恐れて五月二三日

第三章 人間群像

に自殺した。そして華山は在所で蟄居を命ぜられ、長英は永牢に処せられ、小笠原島渡航の関係者もそれぞれ処分せられた。これがいわゆる「蛮社の獄」で、蘭学者たちはみな幕府を恐れて一様に声をひそめた時期である。

〔日本文化史〕

天保一〇年六月、阮甫は幕府から、小関の後任として天文台の山路弥左衛門の役所で翻訳に携わることが命ぜられた。『江戸日記』六月一二日の記事に

箕作阮甫義昨十一日山路弥左衛門殿江罷出候処、

爲二御手伝一ヶ年銀拾枚被下候旨、被二申渡一候とある。

天文台は天文・測量・暦数等を司る役所であるが、文化八年（一八一））、この中に著書和解の一局がおかれた。天文方には四家があり、高橋家が筆頭格で、宇田川玄真は高橋景保のもとで翻訳に携わっていた。文政二年、シーボルト事件で高橋家は亡び、代って山路家が筆頭格となり、天保六年に足立家が天文方に加えられ、もとのように四家となった。

當時蘭学者の進出を忌む者が彼等を罪に陥れようと計画し、往々にして幕府もそれをとりあげたので、蘭学者

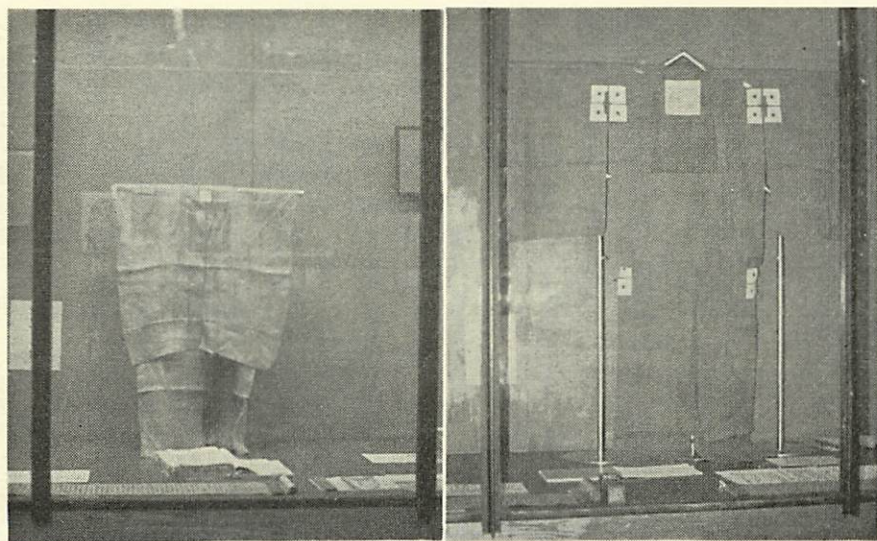


図106 箕作阮甫の紋服 一茅ヶ崎市 箕作俊夫氏蔵

たちは不安に駆られていた。阮甫の家人が阮甫の蘭書を音読するのを心配して止めた話や、阮甫も住宅の板塀に逃げ道を作つて万一に備えた話が伝えられている。(箕作麟祥君伝)。したがつて阮甫が天文台に用いられるようになったことはそれらの不安解消の点で大いに意味があつたのである。

阮甫から津山の野上玄博・島崎鳩卿にあてた書翰がある。日付は天保一〇年六月一四日で、蘭学者への幕府の嫌疑が自分の天文台出仕によつて晴れたことを蘭医仲間へ知らせ、共に喜んだものである。

(前畧) 扱不三存寄一 去る十日水野越前守殿宅に、御留守被三呼出一、小弟儀天文台蘭書和解御用被二仰付一 旨被レ達、爲二御手当三銀十枚丈被二下置レ難レ有奉レ存候。此段御吹聴申上候。元来此度讒訴人有レ之、三宅侯用人渡辺登、高野長英被三召取一、夫而已ならず、無人島に植人之風説にて、百姓宿山口屋金治、同人へ寄寓常州之門徒僧二人、同様被三召取候。尤も無人島へ人を植へ、開墾之、其場にて洋人と互市相始候由の疑に御座候。右に付岡部侯御屋敷之医小関三英は洋学に精き人にて、兼て渡辺並に長英と懇意にいた

し、渡辺は洋書得読不レ申、大抵長英・三英の手にて、西説承り候もの故、三英禍の身に及ん事を恐れ切腹いたし、就ては西学社中のもの大かた一應は御尋も可レ有レ之杯と、眉をひそめ居候処、此度小弟天文台出役被三仰付一、社中一統安心いたし候。此節の騒動にては横文字も御制禁と相成、洋医流も改業可レ被二仰付一一杯の評判も有レ之候へども、此趣にては右様的事も有二御座二間敷、小弟一己の難レ有のみならず、社中の大幸と皆々悦申候。兩君は我党の慶を御分被レ成候御人故、荒増の儀申上候。華山・長英兩人も全く無実の事にて、御赦に可二相成一、山口屋も無人島開墾は願候由なれ共、アングリヤ杯と通じ候杯の事は無レ之、是亦讒訴より出候事の由、大方御免に可二相成一、尚後便可二申上候。一候。

稲垣並に綿屋正平杯へ御逢の節は、此段御咄し可レ被二下候。この書面と同時に阮甫の門弟の一人野上玄雄から兄玄博へあてた書面には

此度箕作阮甫老儀天文台とやらへ出可レ申様水野越前守様より御達し御座候。矢張宇田川氏の同役に御座



図107 清楽考 (宇田川榕庵自筆 『水田記念文庫』)

候由、是迄は右役小関三英と申入にて有^レ之候處、此度死去に付阮甫老其跡^{その}へ被^レ出候。右三英の死去は切腹の由、其子細は(後略)

とあり、阮甫が小関三英の後任であることがはっきりする。なお後略の部分には小関が自殺するに至るいきさつが記されている。(『津山温知会誌四』)

さて阮甫は天文台に用いられることになったのであるが、天文台には既に津山藩から宇田川榕庵^{ようあん}が用いられて

いたから、

阮甫もおそらくは榕庵の推挙によるものであらう。こ

こで津山洋学の双壁とされ、箕作家より先輩格にあたる宇田川家のこ

とに触れておきたい。

宇田川家の統

宇田川家は医术をもって津山藩に用いられてきたが、玄隨^{げんずい}(槐園^{かいえん})に至って

西洋医学を学び、「西説内科撰要」一八巻(ゴルテル Johannes de Gortel の著を訳し、寛政五年から文化七年に出版)を著わして、西洋医学が外科のみならず内科においてもすぐれたものであることを世に知らせた。

玄隨に子がなく、伊勢(三重県)松坂の安岡家から入って玄真^{げんしん}(榛齋^{しんさい})が家をつぎ、同時に学統を継承した。

彼には数種のオランダ解剖書を総合訳述した『遠西医範』三〇冊と、その要点をまとめ、且つわが国最初の銅版解剖図をつけた『医範提要』三冊(文化二年—一八〇五—出版)の著がある。また玄隨の著に加筆して『増補重訂内科撰要』一八冊(文政五年—一八二二—出版)を著した。さらに『和蘭薬鏡』一八巻(文政二年に初編三巻のみ刊行、文政一年に増補版『新訂増補和蘭薬鏡』として刊行)、『遠西医方名物考』四五巻(本編三六巻は文政五年、補遺九巻は天保五年出版)を著して本草学乃至薬学に貢献するところが大きであった。(『日本洋学編年史』) 彼は文化一〇年四月、幕府の天文方高橋景保の支配下

で阿蘭陀書籍和解にあたるようになった。その時の手當は一ヶ年銀一五枚であったが、翌年三月に將軍へ目見を仰せつけられ、五月には年々銀二〇枚ずつを給せられることになった。

玄真には子がなかったので、文化八年、美濃(岐阜県)大垣藩の医師江澤養樹の子養庵(後榕庵)を一四才の時

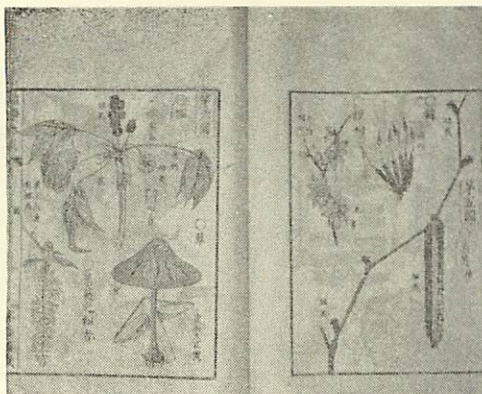


図108 植学啓源 一仁木士弘氏蔵

一八三四―出版)、『舎密開宗』二巻(天保一〇年から弘化四年までに出版)があり、それぞれわが国の植物学・化学に残した。

玄真は天保

三年二月には、老衰と痔疾とで、昨今特に勝れず侍医を勤め難いので免じていた。きたいと願ひ出て許されている。

榕庵は既に文化一四年(一八一七)

に、「悴養庵儀被三召出、格式中奥組御擬作五人扶持被下候。」とあるように玄真とともに藩で用いられており、文政九年(一八二六)からは幕府の天文台に用いられていたのである。

玄真隠居ののちは、榕庵が事実上宇田川家を代表するものであるが、玄真は幕府からお役ご免にはならないまま、天保五年一二月四日に病没した。同二四日、改めて榕庵に対して幕府から沙汰があつて、これまで御用向き

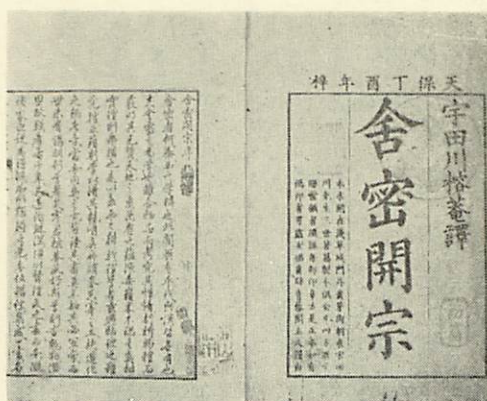


図109 舎密開宗 一仁木士弘氏蔵



図110 オランダカルタ
(伝宇田川榕庵画『水田記念文庫』)

を勤めてきたが、なおまた「玄真相働候通、阿蘭陀書籍和解御用相働候様被_レ仰付_二候。」と伝えてきた。そして手当として「年々銀貳拾枚宛被_レ下候。御扶持之儀者先ハ難_二相成_一候事。」とある。これは玄真是隠居であるから幕府が扶持を與えていたが、榕庵は津山藩士であるから扶持は與えられなかったのである。(『江戸日記』)

ともあれ、榕庵は銀二〇枚に対し阮甫は一〇枚を與えられて幕府に用いられることになった。藩の方の待遇は箕作の五〇石に比し、宇田川は二〇人扶持であつたが、幕府では先任格として榕庵が重きをなしていたのである。

榕庵は四

〇余才になつて実子がないので、戸田氏正の家来で美濃(岐阜県)大垣にある飯沼龍夫の三男の興齋が当時二三才であつたのを養子とした。(『勤書帳』)

その後弘化三年(一八四六)二月、榕庵は病氣によつて隠居したので、代つて興齋が山路の役宅へ出て、「蛮書和解手伝」を仰せ付けられるが、手当は一ヶ年銀一〇枚とある。そしてその年の一月八日には阮甫に対し、これまで「蛮書和解御用手伝」を仰せ付けていたけれども、今後「和解御用」を仰せつけ手当一ヶ年銀二〇枚ずつを下さるといふ書付が出された。津山藩から宇田川家と箕作家とがならば用いられたが、その当人の先輩後輩



図111 英吉利文典(宇田川興齋著)一仁木士弘氏蔵

の関係によって待遇上に差異があったのである。

次には津山藩士である者が幕府の天文台に勤務するに
ついでの実情を記しておく。

天保十一年（一八四〇）五月五日に山路から藩の留守
居へ手紙で、宇田川榕庵の藩の当番を当分免除してくれ
と要請した。五月二日に同様のことを箕作阮甫につい
ても要請した。そして六月三日の『江戸日記』に

天文方山路弥左衛門殿方先日御用和解物之儀ニ付、
宇田川榕庵、箕作阮甫加出之儀、及御懸合^一、右両
人共致^二出精^一、先御用和解物出来相成候間、此後之処
者、出席平日之通ニて宜候間、此段御通し申候旨、手
紙御留守居江到來。

右ニ付箕作阮甫、宇田川榕庵義、明日より出番致候
旨、以^三支配頭ニ相^三届之^一。

とある。この記事は翻訳の仕事が終つて兩人が藩の方の
当番を平常に復するようになったことをよく示してい
る。

彼等が藩主に従つて侍医として国元へ行くような場合
には、その都度連絡をとつて幕府の許可を求めることにな
つていた。また場合によっては、幕府から臨時の要請

があつても、藩主の方で必要とすればその要請を断つた
こともある。

ぶんきゆう
文久二年（一八六二）二月三日、御用番老中久世広周
からの呼び出しによつて、留守居見習浅田謙左衛門が出
頭し、「興齋に著書調所へ出役教授手伝を申し渡しても
差し支えないか。」という「達し書取り」を渡された。
浅田が承知の返事をして帰つたところ、確堂から異議が
出たので、翌日留守居吉田権平が次のような「口上書取
り」を持参して断つた。

家来の箕作秋坪も外国へ行つており、医師が少ない
ので、興齋にご用を仰せ付けられては、確堂の療養に
差し支えるから断りたい。このことは三河守（慶倫）
が申し付けた。

これに対して久世老中から承知との返事があつた。確
堂が幕府に対して遠慮しなかつた一面を物語っている。

〔江戸日記〕

学問上の業績

阮甫の医学以外における学問上の業績
について記しておきたい。阮甫は早く
から地理に興味をもつていた。彼の編著になる『八紘通
志』の初編の三巻は嘉永四年（一八五二）に、二編の三

卷は安政二年（一八五五）に刊行された。塩谷岩陰しおのいわいんと共同で、安政元年から翌二年にかけて『海国図志』（原著アメリカ宣教師裨治文 ブリヂマン Elijah Coleman Bridgeman、訳

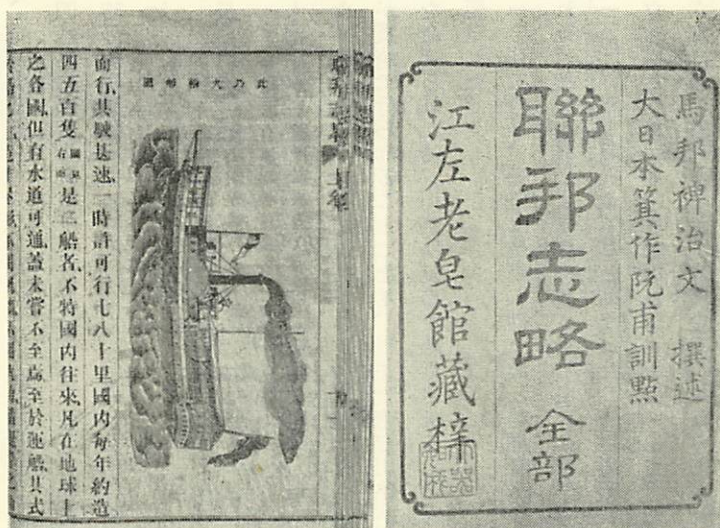


図112 聯邦志略 一津山郷土館蔵

者中国人林則徐りんそくじょ）を校正出版した。この書は佐久間象山・吉田松陰・橋本左内・横井小楠しやうなんらに多大な影響を与えたといわれる。また同じ裨治文の著した『聯邦志略』は一八五七年、上海しやんはい刊行の米国史で、これに阮甫が訓点を施して上下二巻を文久二年に刊行した。（『日本洋学編年史』による。羽仁五郎著『明治維新』には文久元年、『近代日本綜合年表』には元治元年（一八六四）とある。津山郷土館蔵のものは「元治元年江左老皂館蔵梓」である。）これまた相当広く読まれた。

歴史については嘉永三年頃、同好の士を集めて学会を開いていたし、西洋歴史に関する訳著も多い。

兵学関係の書籍の翻訳の業績も見逃すことはできないが、地理や歴史についてのよに彼自身の興味と関心から生まれたものではなく、専ら幕府の命によるものである。しかし日本の兵学に与えた影響については見逃し得ない。彼の訳した『砲術全書』は安政二年に越前大野藩から出版されたが、それよりさき弘化元年（一八四四）一月にはこの書の「和解骨折」につき銀一五枚を幕府から与えられている。

オランダ語そのものについての彼の業績は『和蘭文典』

で、前編は天保十三年（一八四二）、後編は嘉永元年（一八四八）に出版された。これは全部蘭文で、この翻刻は當時の蘭学興隆に忘れられないものであった。（『箕作阮甫』）

長崎紀行

阮甫の学識は広く知られるようになったが、特に当時外交方面における出色の人物川路左衛門尉聖謨は、特に阮甫を信頼した人であった。嘉永六年、ロシアの使節プチャーチンとの外交交渉が長崎で行われることになり、筒井政憲と川路が応接掛を命ぜられた時、川路は阮甫を随行させることを幕府へ要望した。

一〇月二〇日、阮甫は長崎へ行くことを幕府から命ぜられた。彼の推薦により大洲藩（愛媛県）の蘭学者武田斐三郎成章も同行することになった。帰途福岡と津山へ立ち寄るために一〇日間の日延べを願ひ出て、一〇月二六日に藩の許可を得た。支度金二〇両と月七両宛七ヶ月分、そのほか雑用についての願書を出し、二九日に藩の許可を得た。（『江戸日記』）

彼はこの長崎行きの日記を『西征紀行』として残している。その概略を記す。

阮甫は一〇月三〇日に若党二人、僕二人を従えて鍛冶橋門内の邸を出発し、本郷追分で武田と会し、ここから川路の一行に加わった。確氷峠（群馬県）から諏訪（長野県）を経て、途中ロシア船の動きについて幕府の連絡をうけ、一月二一日に熊沢蕃山の遺蹟を訪い、岡山に宿った。

一二月三日、小倉（福岡県北九州市）で宮本武蔵の墓碑を見て、四日には筑前福岡藩主黒田斉淳の求めによりその旅宿を訪ねた。六日には佐賀に宿り、肥前藩主鍋島齊正から使をもつて銀二枚を贈られた。八日に長崎に着き、応接掛を助けて多忙な日々をすごした。その間に武

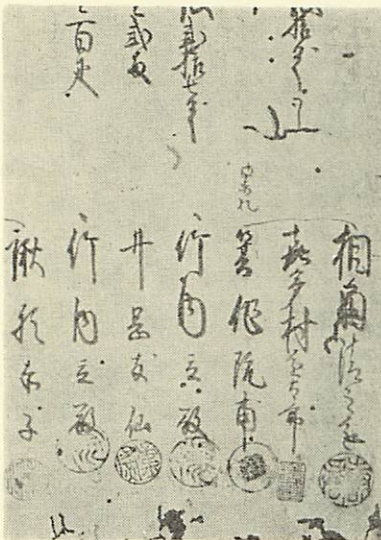


図113 箕作阮甫の押印
（弘化2年『寒中御進物伺帳』）

第三章 人間群像

田とともにロシア側との書簡の翻訳にあたり、一二月一七日にはロシア船に赴いて接待をうけ、操練や船備を見学した。

彼は多忙な間にもよく酒をたしなんだ。たとえば二月二七日に旧門弟の田原元周が長州から訪ねて来たので、しばしば一力楼で歌妓を招いて痛飲した。大晦日には元周を送るため、一力楼で別杯を交わしていると、シールボルト(Philipp Franz Siebold 文政六年—一八二二)に長崎のオランダ商館の医師として来朝し、翌年鳴滝塾を開いて、高野長英・小関三英・伊東玄朴・石井宗謙らに医学と診療を伝授し、文政一年に帰国)の娘お稲が席上に姿を見せた。阮甫が石井宗謙(真島郡旦土村—落合町—に生まれた蘭医。岡山で開業し、お稲を教えた。)からお稲へ寄せた書を届けたために来たのである。元周の旅宿の主人の婦はお稲の母(楠本お滝といひ、もと丸山の遊女其屬)であるから、元周を介してやつて来た。阮甫はお稲を「容貌妍美、身体頗長、風神俊俏(すらりとして美しい形容)、長崎にては第一等の美人と謂ふも可なり。」と評している。

年は明けて嘉永七年(一八五四)正月四日には全権ら

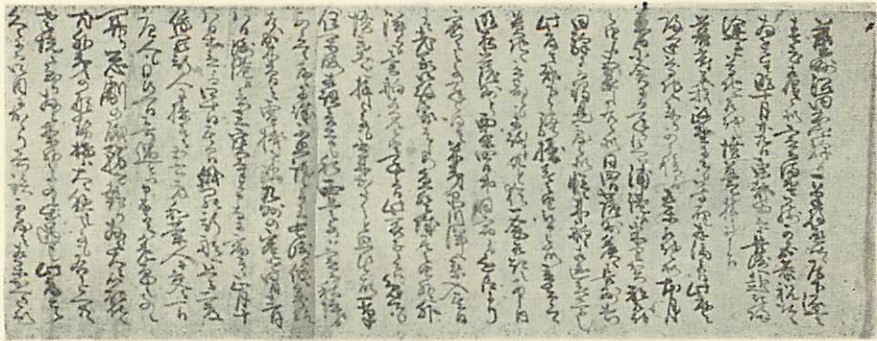
とともにロシア船を訪れた。前回の訪問のように盛大ではなかったが、打ち解けたもてなしを受けた。翌五日の日記には次のような記事がある。

夜十一時比反訳清書成り、司農(川路)に上る。

用人部屋に退きしに、家塚・松村の二人、俄羅斯より上れる牛肉を、余輩のために松前の犁にて煮て一盃を進む。江戸より来りて、俄羅斯牛肉を松前の犁にて煮るとハ、人生の一奇事なるへしと松村いへり。寺に帰れハ十二時前なり。更に一盃を傾けて寐ぬ。

このように阮甫は『西征紀行』の中で、西洋流の時刻表示を用いていることは注目される。

ロシア使節プチャーチンは筒井・川路が幕府から委任された権限が十分でなく、上陸を許されないことを不満とし、当年中に改めて来航するという書簡を残して一月八日に長崎を退去した。阮甫はロシア使節の退去後も翻訳で多忙な日々を送ったが、その間に和蘭館、唐人屋敷を巡見して供応を受けた。長崎にとどまることおよび四月二日、正月一八日の朝出発した。二二日、佐賀において一行は新反射炉を見学した。ここで藩主鍋島齊正は幕臣の一行を引見したが、あとで阮甫をひそかに別室で引



一津山郷土館蔵

見して親しく物語りをした。阮甫は斉正を方今諸侯中屈指の人物と評している。二八日には福岡で藩主黒田斉博に謁し、斉博を雄偉果断で深慮があると評している。

二月二日に小倉に着き、翌日は武田が船を雇って伊予（愛媛県）に赴いて親を訪ねる予定

で、阮甫は別離の漢詩を送ったが、こ

でアメリカ船が浦賀に入ったという情報を得た。確報ではなかったが、二人は協議して、各自の郷里へ立ち寄ることを中止して、川路らの後を追うて江戸へ急行することとした。二月四日は舟木（山口県厚狭郡楠町）に泊まる予定であったが、東上中の薩摩藩主島津斉彬の求めによって、吉田（山口県下関市）に宿った。阮甫は夕刻から斉彬を訪ねて久しぶりに会い、ロシアの事情その他について話がはずみ、酒肴を賜って夜一二時ごろ辞去した。

二月一〇日には津山の太田斐夫にあてて、旅程を變更したことについて長文の手紙を送った。一四日には姫路の宿に再び薩摩侯を訪うた。一六日には大坂で、二二日には島田（静岡県）で、江戸の秋坪からの書面を受け取って、アメリカ船の詳報を得ることができた。二四日夜七時に江戸藩邸に着き、藩主斉民及び慶倫に謁してのち帰宅した。

晩年の阮甫

長崎から帰った阮甫は、翌安政元年（一八五四）に湯島天神中坂下（文京区湯島）に、妻および孫麟祥とともに引移り、安政二年三月に養子秋坪に家を譲って隠居した。この時書類手続上の

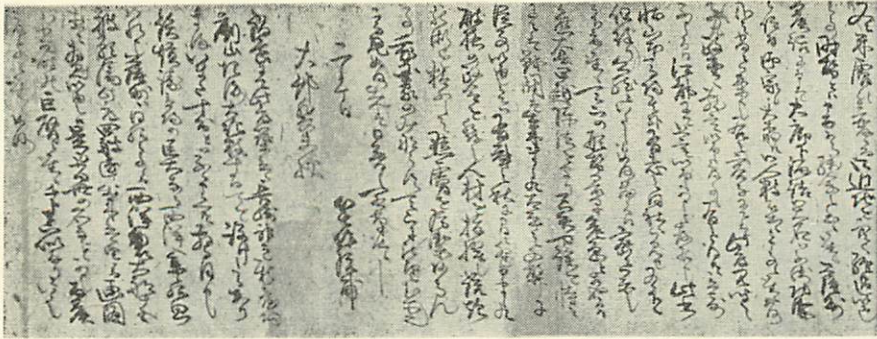


図114 箕作阮甫の書簡（大村斐夫あて）

問題がおこったが、六月に至ってようやく解決をみ、多年の精に対する褒美として銀五枚を与えられた。

内外の形勢が逼迫してきたので、幕府は天文台の中の蕃書和解の一局を独立させて洋学所を設け、翻訳ばかりでなく、洋学の教育や統制に当たる準備を進めた。安政二年八月二日、阮甫は幕府から

「蕃書和解御用猶又相動候様」と達せられ、八月五日にはつづじのま躰躰間で將軍家定に拜謁を仰せつけられた。（『江戸日記』）

安政三年二月、洋学所を「蕃書調所」と称し、四月四日、阮甫は杉田成卿とともに「教授職」を仰せつけられ、手当として三〇人扶持と一ヶ年金二〇両を与えられた。教授職というのは直接学生に教えるのではなく、二人は交代で隔日に勤務し、その下に数人の「教授手伝」が任命されていた。五の日には総会を開いてこれには全

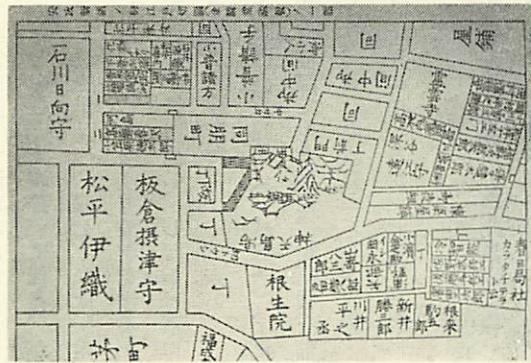


図115 湯島天神下の図

（『箕作阮甫』によると、阮甫ははじめ一の符号の地位に住み、安政2年の大地震後に二の符号の地に住んだと伝えられる。）

員が出席した。

安政六年に杉田成卿は没し、教授手伝の川本幸民（撰津三田―兵庫県―藩士）が教授職になった。文久二年（一八六二）一二月、阮甫と幸民の兩人は城中に召され、新規に幕府の直參となった。翌文久三年、麟祥の嫡孫承祖（孫が祖父のあとを継承すること）を幕府へ願ひ出て許された。津山藩士としての箕作家は秋坪が相続していたから、幕臣としての箕作家を麟祥につがせることにしたのである。かくて三月一八日に隠居し、六月一七日に病没した。麟祥の相続手続の關係上、幕府への届は一月七日の死亡とし、一二月二六日に麟祥が家督相続をした。（『江戸日記』・『国元日記』・『箕作阮甫』）

阮甫の長兄・次兄とも若くして世を去り、阮甫も生来頑健ではなかった。彼の孫の呉文聰の談（明治三五年）に（前略）右の手が悪いので、物を食うに箸を持たずに匙を持ってたべた。併しそのたべ方は一種無類で、手を鉤に曲げて前の方から匙を持って行った。さうして私どもの知った所では、阮甫といふ人は非常に痩せた人で喘息もちであった。

とあるが、六五才の寿を保ったのである。（『箕作麟祥君

伝）

箕作家の学統

阮甫は天保一一年（一八四〇）に津山藩医島崎愼庵の子曹二を養子とし、長女「さき」に配したが、一年足らずで離縁となった。「さき」は後に「せき」と改名し、弘化元年（一八四四）に芸州藩の侍医山田黄石の妻となった。

山田黄石は文化八年（一八一二）生まれで、文政七年（一八二四）に父に従って江戸に出た。天保五年（一八三四）に父のあとをついで浅野家に仕え、かたわら江戸で開業した。安政四年（一八五七）には阮甫らと種痘館設置に努力した。はじめは漢方医学を学んだが、蘭学をもよくして西洋の事情に通じ、しばしば藩に進言した。地名によって呉と改姓した。

長男の呉文聰は嘉永四年（一八五二）、江戸青山隠田（港区）の芸州藩邸で生まれた。維新後、藩から選ばれて貢進生となり、統計の研究に志し、内務・通信・農商務各省で統計事務に携わると、統計に関する多くの著述をした。

次男の呉秀三も青山隠田の芸州藩邸で慶応元年（一八六五）に生まれた。精神病学を専攻し、医学博士となつ

第三章 人間群像

た。東京帝大の医科

大学教授、東京府立

松沢病院長を勤めた

ほか、医学史の研究

に興味をもち、『シ

ーポルト先生、その

生涯及び功業』『箕

作阮甫』その他多く

の著を残した。(大

人名事典)

黄石に四人の娘が

あり、長女「やへ」

は伊予吉田(愛媛県)

の大槻魯庵に嫁した

が一八才で没した。

次女「くみ」は一度

嫁したが呉家に帰り

晩年に明治女学校の

校長となった。三女

「ふみ」は早く没し、

凡例

原本係 我天保六年、西洋紀元一千佛蘭西人所鐫刻但其圖製異樣、字畫細小、不
 復按勒因考舊圖、別製兩球略圖、又新畫經緯度線、其間可疑者、實之同社諸老輩以
 訂之。

地球周圍三百六十度、一度二十八里餘、今每十度、畫經緯度線、其長短、雖有一
 二之差、於其實、則無殊、若其廣狹、則各處不同。

近世西書度數所起、有一二不同、今依舊例、以亞弗利加洲、鐵島為初度。

開球分為五帶、曰熱帶、曰兩中帶、曰兩寒帶、其距赤道南北各二十三度、半為熱帶、其
 國大約晝夜平等、無有長短、氣候炎熱、終歲八時、候、距兩至規線、南北至六十
 六度、半為兩中帶、晝夜有差、至春秋二分、時、方纔平等、氣候寒暑適宜、可久畜、終歲四
 時、候、自兩極、南至北極、下九十度、是為兩寒帶、太陽之光線、稀及日數、亦漸減、氣候
 酷寒、晝夜長短、兩極、下則終歲一晝夜、而人不能至焉。

南北同帶之地、雖各殊、氣候則同、但有彼夏此冬之異、東西同帶之地、則氣候同、
 而有暮刻早晚、晝夜之差異。

五大洲境界、以彩分之。

青 亞細亞洲 赤 歐羅巴洲 黃 亞弗利加洲 老 流黃 麥 斯多 棘里洲

赤 南亞墨利加洲 黃 北亞墨利加洲 亞 弗利加洲 老 流黃 麥 斯多 棘里洲

各國分界、有分明者、有不明者、其分明者、黑線外、更加色線、其不明者、姑仍原圖
 色線。

五大洲中、各有獨立者、有不獨立者、其不獨立者、以國字符、表其所附屬、若其他、則
 宜參考圖識、各圖條下。

漢上 都兒格 意太里亞 伊斯把泥亞 佛蘭西

波爾杜瓦爾 和蘭 啞咕利 弟那瑪爾加 獨逸

蘇亦齊亞 魯西亞 國界或封界 大川 大沙漢其在洋中

都府或有名城郭 海峽 大山脈 美作 夢霞山人某作省吾謹識

皇弘化元年甲辰季冬

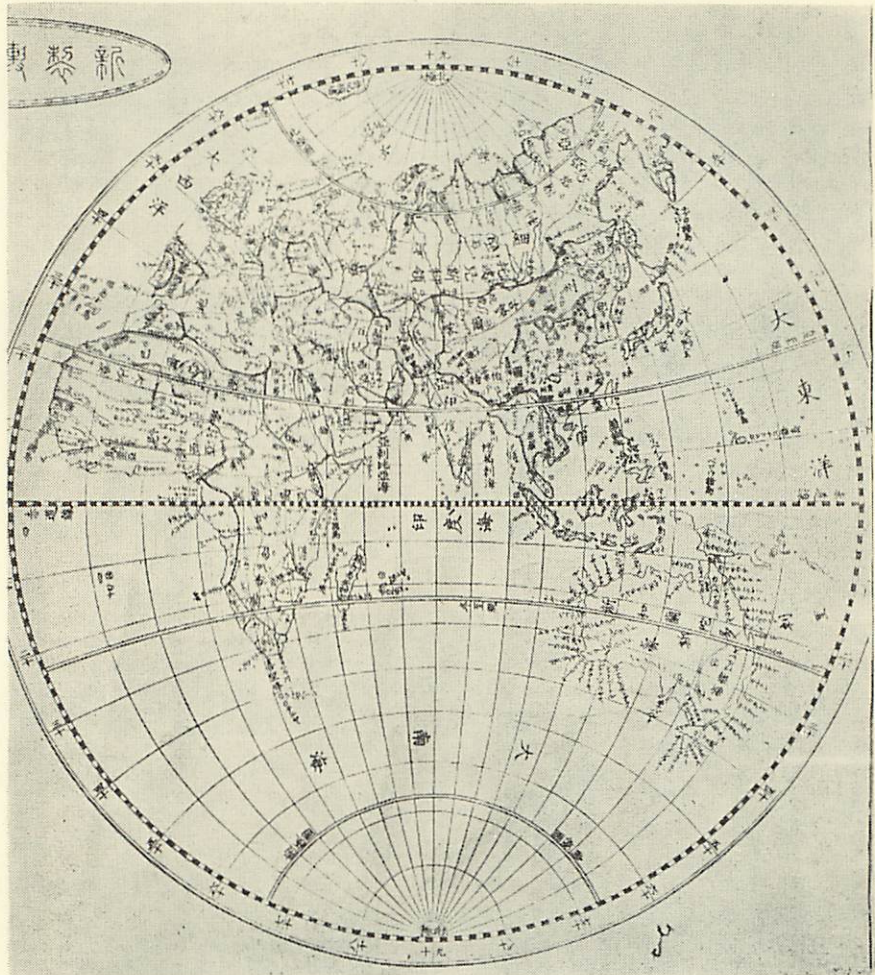
圖116 新製輿地全圖 凡例 一津山郷土館藏

四女「りき」は宮内省官吏の日高秩父に嫁した。(箕作阮甫)

阮甫の次女は夭折し、三女「つね」は菊池秋坪と結婚した。(次節参照)

それよりもさきに、末女「しん」(後に「ちま」)は佐々木省吾と結婚した。

省吾は仙台藩の水沢村(岩手県)を領する伊達将監の臣佐々木秀則の二男として、文政四年(一八二二)に生まれた。蘭学を志し、医家坂野長安から阮甫の学名を聞き、江戸に出



一津山郷土館蔵

第三章 人間群像

て入門した。阮甫はその才学を認め、天保一五年二月に養子として末女「しん」を配した。彼は特に地理を研究し、同年『新製輿地全図』を著した。またオランダ人の撰述にかかると種の原書により、取捨して「坤輿図識」三巻を著し、弘化二年（一八四五）に刊行した。その例言にこの書の原本数種はみなわが天保年間にはオランダ人の撰述するところ、その見聞に異同があるので取捨せざるを得

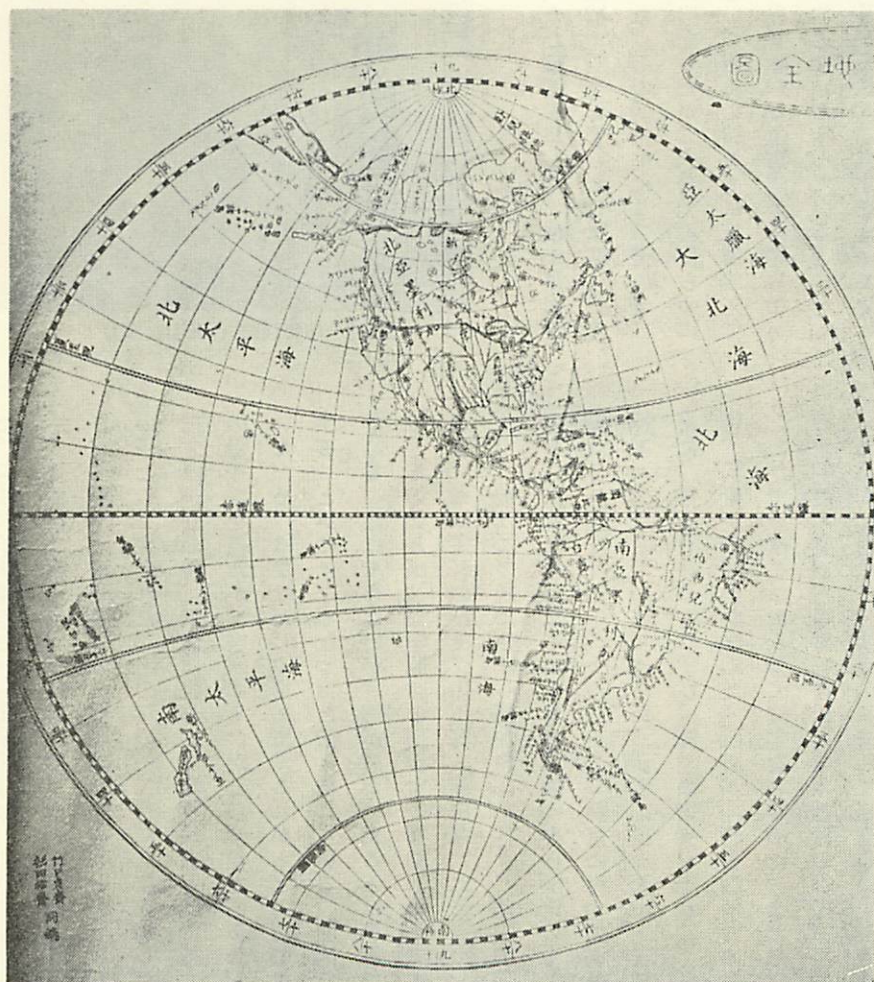


図117 新製輿地全図

なかつたことと、記載内容は一日は一日より新しくなるので更に新載の諸書により補正することとを記している。単なる翻訳ではなく省吾の著として当時の人々

の眼を世界に開かせる大きな役割を果たした。彼が更にその補編として『坤輿圖識補』四巻を著したのは弘化三年（一八四六）の秋であった。その例言にはこの書の巻二の半ばを執筆中にわかに咯血かっけつしたが、人の力を借らずに独力で成し遂げたいと思い、病勢の緩む度に筆を加えて完成した喜びを述べ、冬去り春来る頃宿痾しゅくおが再発しなかつたら、また校正改刪かいさんを加えたいと結んでいる。しかしその望みは空しく、一二月一三日、二六才をもって没し

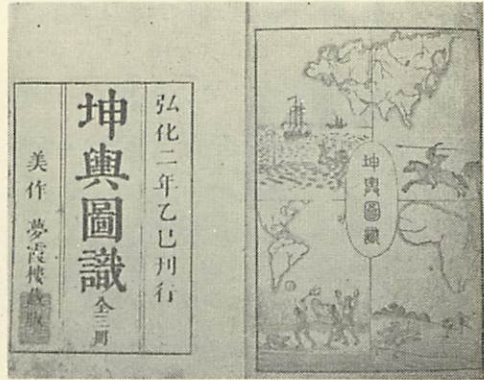


図118 坤輿図識（『愛山文庫』）

た。（『日本洋学編年史』・『箕作阮甫』）

箕作麟祥（貞太郎、後に貞一郎）は弘化三年七月二九日、江戸鍛冶橋門内の津山藩邸内で父省吾と母「しん」の子として生まれた。その年の一二月に父に死別した。三才ばかりの時、家僕かぼくに負われて江戸城大手前で諸大名の総登城を見たが、厳寒にもかかわらず足をあらわしていたため、はなはだしく冷えて、これがもとで右脚を屈することができなくなったと伝えられている。原因を確かめることはできないが、脚が悪かったことは事実である。そのことは彼の学問への傾倒を一層強めたと考えられる。母は省吾の没後、加州邸（前田藩）に奉公したので、彼はこの縁でしばしば加州邸に行き、藩主の前で読書して賞せられたこともある。彼は専ら阮甫のもとで養育され、安政元年（一八五四）、阮甫に從って湯島天神下（文京区）に移り住んだ。漢学を藤森天山・安積良齋さいに、書を石井潭香たんこうに学び、漢学の素養を十分つけて後、阮甫から蘭学を学んだ。阮甫が「蕃書調所」の教授となつて後はここに入って蘭学をおさめた。また数学を塚本明毅あきよしに学び、のち蕃書調所では教授の神田孝平たかひらに習った。また別にアメリカへ漂流して帰国した中浜万次郎なかはま いんじろう

第三章 人間群像

から英語を習い、この方面にもすぐれた才能を発揮した。時に外交関係において英語はますます必要になってきたので、文久元年（一八六一）六月二十八日、「蕃書調所英学教授手伝並出役」を仰せつかり、勤務期間内は手当として一〇人扶持と一ケ年金八両を給せられることになった。わずか一六才の時である。（『江戸日記』・「箕作麟祥君伝」）

麟祥は文久三年一月二十六日、幕臣としての箕作家の家督相続を命ぜられ、同日「開成所」（「蕃書調所」が「洋書調所」を経て文久三年より改称）教授職見習に任ぜられた。開成所において英学を教えるほか、湯島天神下において多くの塾生に各種の英書の素読・会読・輪読などを指導して成果をあげた。

元治元年（一八六四）一月六日、麟祥は「外国奉行支配翻訳御用頭取」を命ぜられ年一五両を給せられ、主として外交文書の翻訳にあたった。外国方の田辺太一に協力して、外国条約・居留地規則などの調査にあたった。

日本に尊王攘夷論の盛んに行われている時代に、一方外国との国交は進み、使節や留学生が相次いで派遣せら



図119 箕作麟祥
（フランス留学中『箕作麟祥君伝』）

れた。慶応元年（一八六五）に福地源一郎らはフランスに行き、翌二年春には帰国して麟祥にフランス語の学習を勧めた。同年には一四人の留学生がイギリスに送られたが、その中には箕作奎吾、菊池大六らも加わっていた。その年一〇月、外国奉行向山栄（黄村）がフランス駐在公使となり、たまたまフランスで開かれる博覧会に將軍慶喜の弟の昭武（水戸藩主徳川斉昭の子で、清水家をついだ）が將軍の名代として出張するので、麟祥も随行することになった。麟祥は、にわかにはフランス語の研究をして翌三年正月一二日、アルペール号に乗っ

て横浜を出発し、五〇日ほどでフランスのマルセーユ(Marseille)に着いた。一行の中には田辺太一・澁沢栄一らも加わっていた。フランスのみならず各国に赴く昭武に随行して知見をひろめるとともに、フランス語について研究を続け、相当の学力を身につけることができた。滞在中日本では明治維新となり、麟祥は慶応四年(一八六八)二月二四日に一行とともに帰朝した。

その年六月、新政府から「開成所御用掛」を命ぜられ、七月には大阪に行き、「舎密局勤務」となり、一〇月には「兵庫県御用掛」となった。時の兵庫県令は伊藤俊介(博文)で、「神戸洋学校」を興して麟祥を教授とし、生徒は百数十人に達した。当時津山藩は神戸の警備を命ぜられていたが、事の行き違いから撤兵を命ぜられる事態を生じた。隊長北郷怡(尾上柴舟の実父)は、落士兒玉鍛四郎が麟祥の門人であるところから、兒玉を介して麟祥に兵庫県庁の了解を得るよう交渉してもらうことを依頼し、麟祥は県側と折衝を重ねて事態を解決した。

明治二年(一八六九)三月、東京に帰り、翻訳御用掛を命ぜられた。しかし外交官としての道を進むことを喜ばず、やがて八月に「大学中博士」に任ぜられた。またそ

の自宅神田南神保町に家塾を開いたが、その塾生は百数十名に及び、その中には津山関係では久原躬弦・磯野計助・宇田川準一・呉文聰などがあり、そのほか大井憲太郎・中江兆民などもあった。

明治四年二月に下谷長者町一丁目(台東区)に移って塾を閉じ、四月に大学大博士に任ぜられた。その後西洋の法律の翻訳と日本の成文法の起草に尽力し、司法次官・行政裁判所長官・和仏法律学校長をもつとめた。また明治二年(一八八八)には法学博士となった。(箕作麟祥君伝)

箕作家は幕末から明治にかけて、日本の新しい学問の分野に優れた業績をあげた人を多く出した家系として知られている。その系譜を見ると、家名を継承するというばかりでなく、内容的に家学の継承が重視せられていた。

参考 阮甫の妻の墓碑銘(東京都文京区小石川)

顯祖妣諱登井。美作倉舖邑本澤彰善之長女。文化戊辰

三月十六日誕。叔父大村機息翁養以爲女。文政辛巳

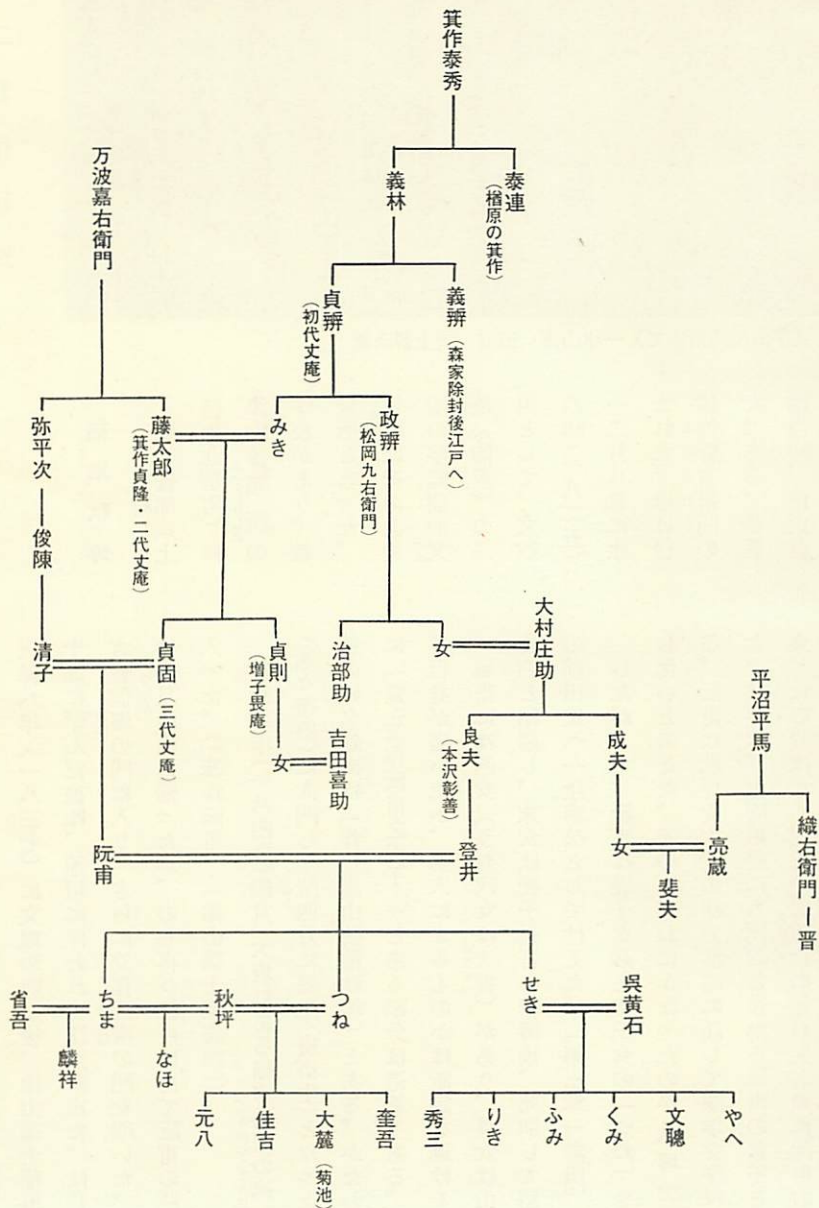
歸三紫川先生。生三四女。元治丁卯罹病荏苒不愈。

明治己巳十月十九日歿。享年六十二。葬白山浄土

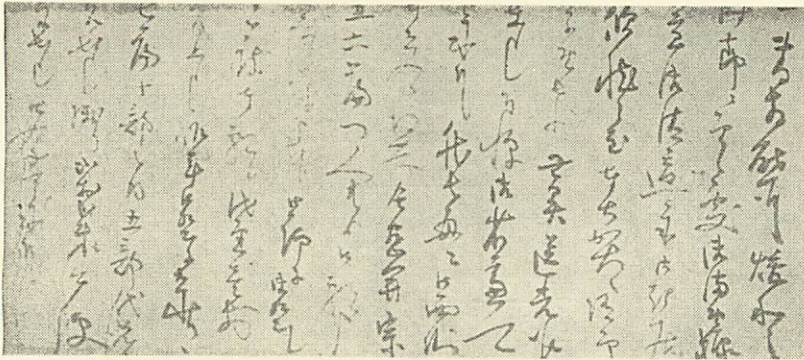
寺。

孝孫 箕作麟祥謹誌

箕作家関係の系図



二、箕作秋坪



(宇田川興齋あて) 一津山市 田町 浦上晋氏藏

菊池 秋坪

備中皆部(上

房郡北房町)に

津山藩預所の

学校があり、教

諭所と言った。

秋坪はその教諭

所の学監菊池文

理(陶愛)の二

男として、文政

八年(一八二五)

二月八日に生

まれた。母は後

藤佐野右衛門の

女である。後藤

は当時、津山藩

の代官下代であ

ったが、やがて文政九年には徒格として召し出された。

天保八年(一八三七)に文理の病没後、津山藩士稲垣武

十郎に学んだ彼は、稲垣に伴われて江戸に出た。はじめ

古賀侗庵の門に入り、さらに箕作阮甫の門を叩いた。彼

は一旦津山に帰ったが、のち再び江戸に出て阮甫の門に

入った。(『箕作阮甫』・『津山藩士家筋調』)

嘉永二年(一八四九)四月、大坂にある緒方洪庵の適塾

(適々斎塾)に入門し、閏四月に塾生(寄宿生)となった。

塾の姓名録には「作州津山菊池秋坪」とある。かたわら

に「爲三箕作阮甫之義子」とある部分は追筆である。秋

坪自身が書いたか、別人によるものかは断定を避ける。

阮甫には四女(うち次女は夭折)があり、長女は山田

黄石と結婚し、末女は養子省吾と結婚後、死別して加賀

の前田家へ一生奉公として仕えた。(第三章一参照)

したがって、阮甫は養子を迎えて三女の「つね」を配

したいと考えた。そのめがねにかなったのが秋坪であ

る。阮甫は秋坪を大坂の緒方洪庵に託して蘭学を学ばせ

た。秋坪は、洪庵の塾に入門のときから阮甫の義子と名

乗ったのではなく、養子縁組後に塾の姓名録に阮甫の義

子と書き加えたものである。しかし秋坪の留学費用は阮

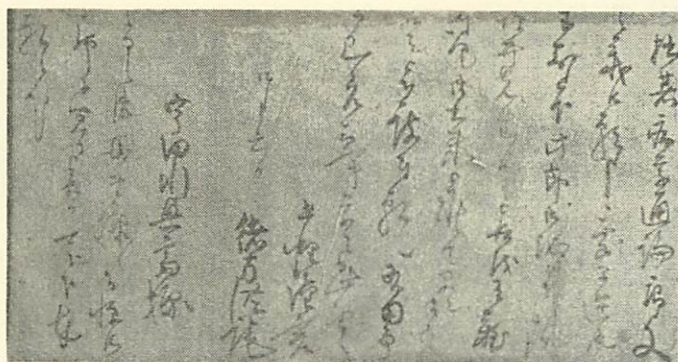


図120 緒方洪庵の書簡

甫から出されて
いた。これは、
阮甫から秋坪に
与えた手紙に送
金のことがしば
しば記されてい
ることからわか
る。養子の話は
彼が大坂へ行く
前からあつた
が、話が具体的
になってゆくこ
ろは嘉永二年（一
八四九）暮から
翌三年へかけて
のようである。

嘉永二年から三年にかけて阮甫から秋坪に送られた書簡のうち六通は「箕作阮甫」に収録されている。嘉永二年七月一七日付のものには「何卒日夜御研精、来秋頃^{なとを}までは、御帰府の程御心懸可^{こころがけなされるべく}レ被^レ成候。」とあり、その

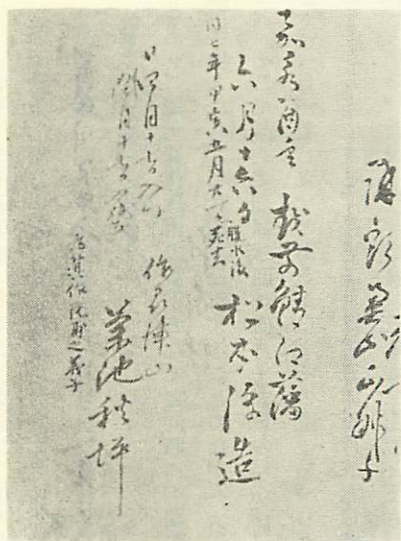


図121 箕作秋坪の署名
（『適々齋塾姓名録』）

頃、彼の留学は嘉永三年秋頃までの予定であったのである。

この後養子の話は具体的に進められたようで、嘉永三年二月一二日付の阮甫の手紙には、「例のことい^すつれ共一日も早く後の謀^{はかりごと}致不^レ申候てハ安心不^レ致候間」一日も早く一度帰ってくるのを待つと言い、道中金として二両の送金をしている。

二月一七日発の手紙には、養子願のことを藩へ内々問い合わせたところ、故障なくすみそうなので、帰らなくて

すめばこれほどの大幸はあるまいと考えていると言っている。

八月一四日付の手紙には「足下養子一件、先日内意申込、本月五日願書指届候。八日願之通被_レ仰付_二候。大安心ニ御座候。」と記している。〔緒方富雄氏蔵の書簡〕
嘉永三年八月八日の『江戸日記』には御用番の年寄佐久間上総から小姓頭への申渡しとして

箕作阮甫儀五十余歳罷成、男子無_レ之候付、先年再

養子被_二 仰付_一相願引取置候処、致_二死去_一候付、其後

親類縁者之内、致_二吟味_一候得共、相應之者無_レ之、依_レ

之備中国浅井罷在候浪人儒者菊池四郎ニ男秋坪儀、当

戊年二十四歳罷成、兼而弟子ニ致置、当時大坂表ニ罷

在候木下備中守様御医師緒方洪庵と申者方ニ、医術修

業罷在、家業も致_二相応_一候付、此者養子ニ仕、追而ニ

女と娶申度、願書差出、願之通被_レ成_二 御許容_一候。

此段可_レ被_三申_二渡_一之候。(四郎は、士郎すなわち文理)

とある。再養子というのは長女がはじめ迎えた養子が離縁になり、次に末女が養子省吾と結婚したことである。

備中国浅井とあるのは皆部のことである。二女とあるのは正しくは三女のことである。このように藩の許可があ

れば、同時に結婚が行われる場合もあり、少し後になる場合もある。彼の場合は翌年に延びたものと推定される。

嘉永三年八月一四日付の阮甫から秋坪への手紙には、箕作姓を名することに触れて、津山藩関係へは箕作姓を名のつて然るべきだが、大坂では菊池と名の方がよければそれでもよいと、細かい配慮を申し送っている。阮甫の養子であるということは、少くともこの頃までは公にされていなかったものと考えられる。

次に八月一八日の『江戸日記』に

(前略) 箕作阮甫儀、悴秋坪大坂表木下備中守様御医師緒方洪庵と申者方江、兼而寄宿医業修行罷在候處、其儘差置、今志_二ケ年猶修行爲_レ致候付、修行料金五兩被_レ下_レ之候。(後略)

とあり、藩士箕作阮甫の養子となると同時に、藩の内地留学生となり、引き続き修行することになったのである。そして越えて翌嘉永四年四月一九日の『江戸日記』に「今日帰着した」とあるから、その直後結婚したと見るのが妥当である。長男奎吾は翌五年正月二六日に誕生している。なお、秋坪が嘉永三年に二四歳と記されてい

ることが、もし事実を記したのであるならば、秋坪は文政一〇年（一八二七）生まれということになる。しかし阮甫の項で述べたように、阮甫が兄豊順の後をついだ時、豊順が父丈庵のあとをついだ時も、故意に年齢をいっわって記した例があるから、この場合もなんらかの必要があつてしたことかとも思われるので、文政一〇年生まれとすることはさし控えておきたい。

和解御用

嘉永六年（一八五三）六月のペリー来航の際、秋坪が異国船の状況を視察し、

詳細な報告をしたことについては第一章に述べた。同年一〇月二二日、津山藩士のまま幕府の天文台に用いられ、天文方山路弥左衛門の役所で「蚕書和解御用」をつとめるよう申しつけられ、手当として一か年銀二〇枚ずつ与えられることになった。

秋坪は嘉永七年三月一日、幕府から蝦夷地へ派遣される御用目付堀織部および勘定吟味役村垣与三郎に随行する命を受けたが、病気のため免除を願い出て許された。

同年七月、阮甫は湯島天神中坂下（文京区）へ保養の名目で引き移り、秋坪が今まで通りの藩邸の長屋に住居するようお願い出て許された。翌安政二年（一八五五）三

安政三年丙辰開彫

NATURKUNDE
SCHOOLBOEK.

格致問答

初編二
卷附圖

義作 宜信齋藏梓

安政四年丁巳四月

江都書林

日本橋通三丁目
山城屋佐兵衛
浅草寺町二丁目
須原屋伊八

(裏表紙裏)

(表紙裏)

図122 格致問答 一九州大学図書館蔵

月に阮甫は御役御免を願い出て隠居を許され、秋坪が家を継いだ。

秋坪はヨハネス・ブイイス (Yohannes Buys) の「自

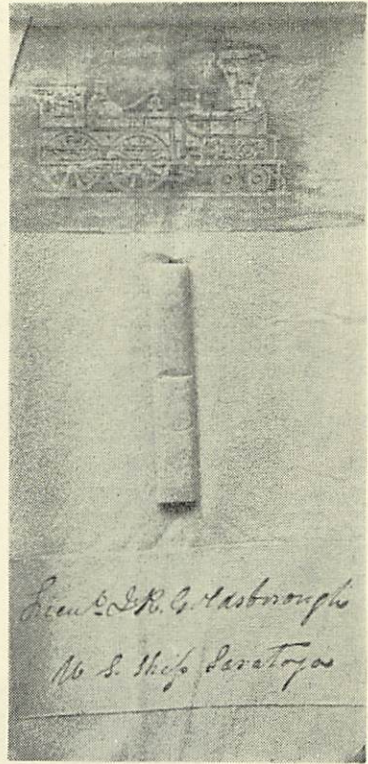


図123 箕作秋坪が嘉永6年に入手した蒸気車図、煙草、名刺—安藤泰樹氏蔵

然科学教科書」(Naturkundig Schoolboek)を翻刻して「格致問答」と題し、安政二年から同五年までに刊行した。この書に宜信齋ぎしんさいと記されているのは彼の号である。

安政六年四月一六日、秋坪は蕃書調所出役、教授手伝となり、勤務期間中一〇人扶持ごちと一年に金八両ずつを給せられることになった。

確堂は自分の療養の節は秋坪の出役を断りたいと老中間部詮勝まなべへ五月二一日に申し出ていたが、六月一三日に許可になった。

九月二一日に、藩から秋坪に対して高田屋敷(新宿区

喜久井町)へ引越すように達せられたが、二八日に秋坪はそれを断った。理由として養父阮甫が湯島に住んでいて、かねて病身である上、おいおい老衰しているの、遠方に隔たっているのは心配であるのと、城へ毎々出なければならぬことをあげている。そして牛込神楽坂うしろかきくさか辺(新宿区)へ外宅いたしたいという希望を述べた。(江戸日記)

ヨーロッパ旅行

幕府は文久元年(一八六一)、使節をヨーロッパへ派遣した。その目的は、

開港開市を延期して国内の幕政に対する反対気運を押えることと、ロシアとの国境を定める交渉をすることであった。外国奉行兼勘定奉行の竹内保徳やすのりを正使とし、副使・監察使以下全部で三八名(内二人は二か月遅れて出發)であった。その中に箕作秋坪・松木弘安こうあん(薩摩藩士、後の寺島宗則)は備翻訳方兼医師として、福沢諭吉(中津藩士—大分県)は備通詞として参加した。

福沢諭吉はすでに咸臨丸かんりんまるに乗ってアメリカに行った経験がある。その時の彼は軍艦奉行の従者という肩書であ

ったが、今回は正式に随員の一人である。彼は武士の服装であるが、松木と秋坪は医師風すなわち坊主頭であった。この三人は大坂の緒方洪庵の適塾で、時期は異なるがそれぞれ学んだことがあり、その上これまでにすでに親交があったから、この使節団の中で常に行動を共にして見聞をひろめ且つは啓発し合つたのである。

文久元年一月二三日に英艦に乗って出発し、香港・シンガポール(Singapore)・セイロン(Ceylon)島などを経てスエズ(Suez)に至つた。ここから汽車でアレキサンダリア(Alexandria)港に出て、別の英艦でマルセーユに着いた。パリ(Paris)では一流のホテルに滞在し、国賓として待遇され、また物珍らしさからフランス人の大歓迎をうけた。イギリス・オランダ・ロシアを経てロシアに赴き、国境問題についても交渉したが結論は得られなかつた。ヨーロッパ各国を訪問し、様々な国民に接したことは秋坪の社会観に大きな影響を与えた。プロシア・フランスを経てポルトガルに至り、九月三日に仏艦に乗ってリスボン(Lisbon)港を出発した。スエズから印度洋に出て、シンガポール・香港を経て日本に帰つたのは文久二年一月一〇日のことであつた。(「福翁自伝」)

秋坪の母

文久三年(一八六三)六月、秋坪の養父阮甫が病没した。七月、実母の病氣

見舞に帰省した彼は母の臨終に間に合わなかつた。秋坪の兄は早く没し、姉が勝山藩士篠崎清則に嫁していたので、母はここへ身をよせていた。彼が阮甫の養子になる頃には既に勝山にいたとみられる。阮甫が緒方塾にいる秋坪へあてた手紙によると、嘉永三年(一八五〇)六月二〇日付けの追伸に

(前畧) 此度勝山の姉の躰參られ候よしニ候へ共、逢不申。来月ハ西上と申話有レ之由ニ而いつれ其内御対面有レ之候ハム、宜敷草々の辺お断可レ被レ下候。娘と玄関にて挨拶致し、其儘かへられ申候。勿論御姉躰と申事ハ最後ニ申出候位之事ニ候。甚た不本意ニ存候事に候。

とあり、又同年八月一日付けで養子縁組について

(前畧) 扱作州御実母様へも早々御しらせ御文通可レ致処いまたその事延引(後畧)

とあることは、秋坪の母が勝山にいたことを物語っている。また文久三年七月二〇日の「国元日記」に

箕作秋坪義実母當国勝山三浦備後守様御家中篠崎八

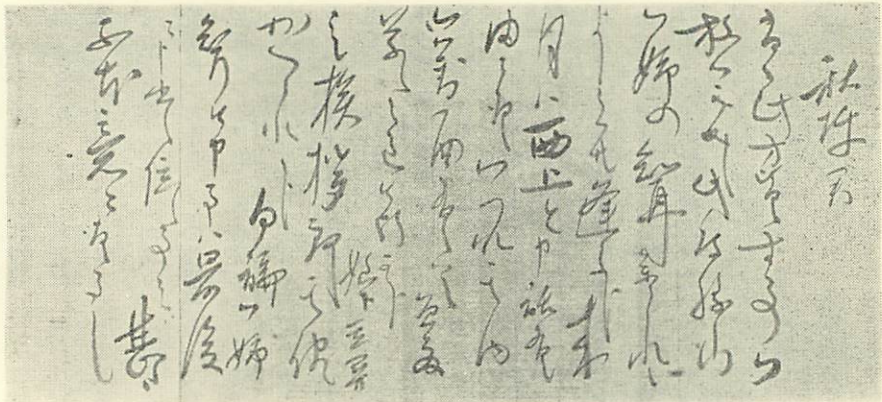


図124 箕作阮甫の書簡（秋坪あての追伸）—東京都 緒方富雄氏蔵

朔と申在方ニ
罷在候処、大
病之趣ニ付看
病願濟、去
ル十八日罷越
候処、去ル七
日致ニ死去候
ニ付、十八日
方定式之忌服
受申候。尤
乍ニ忘中ニ早々
出立、江戸表
江罷帰可シ申
処風邪相勝
不申候付、
於ニ勝山表ニ養
生差加快気次
第出立可シ致
旨、同所方申
越候段、竹内

立賢方支配頭相三届之二。

とあるのは秋坪の実母が勝山藩士篠崎八朔（清則）の家
で死去したことを記したものである。秋坪は七月二六日
夜、津山の太村妻方へ帰り、足痛のためしばらく滞在
して、八月四日の朝江戸表へ出発した。（『国元日記』）

幕臣としての
秋坪
秋坪は元治元年（一八六四）一〇月六
日に江戸城西丸に呼び出されて、

被ニ召出、外国奉行支配翻訳御用ニ仰付、御切米百
俵被下。動候内百五拾俵之高ニ御足高被下之。御
役金拾五兩ツ、下之。

と達せられた。この時、開成所に召し抱え中の洋学者、
加藤弘之・杉亨二・福沢諭吉らが同様に幕府に拔擢され
た。これは幕府として新時代に必要な人材を確保する必
要があったからである。（『江戸日記』）

元治二年四月一八日の『江戸日記』によると

箕作秋坪儀今般 公辺江被ニ 召出候処、同人当御
勝手ニ而拜借罷在候年賦上納之義、左之通勘定奉行よ
り伺出候付、則相伺候処、返納ニ不レ及、就而は以来
共心付候儀は、無ニ腹臆ニ申出候様被ニ 仰出候旨、御
国表より申来候付、右同人江申達候様、大目付より留

第三章 人間群像

守居江相^三達^二之。

一、金式^に拾五兩^{いち}壹分^ち式^朱

右寅^{とら}より拾式^とケ年賦^と上納。委細^とは爰^とニ略ス。

一、金五兩

右未^{ひつじ}より八ケ年賦^と上納。右同断。

一、金三兩^さ壹分^さ三朱^と七厘

右申^{さる}より每暮^さ壹分^さ五匁^さ六分^さ四厘^さつゝ上納。右同断。

一、金三兩^さ壹分^さ三朱^と七厘

右戌^{いぬ}より上納^と高前同断。

一、金三拾兩

右外国行^とニ付^と拜借。上納御差^と図次第^と之分。

とある。合計すれば六六兩余となる。この中には外国行の分のように名目は拜借になつていても事実上は拜領とみなされるものもある。その他もおそらく蘭学関係のものであり、私生活のためのもではなかつたのである。幕臣となつた際返納に及ばずとする理由もその辺にあり、また、今後心付いたことは遠慮なく申し出よと言つている点も、名は幕臣となつてもどこまでも津山藩との縁をつないでおく意味である。幕府が倒れた後、津山藩の藩邸内に家塾を開くようになるのは自然の成りゆ

きであらう。なお寅は安政元年（一八五四）、未は安政六年（一八五九）、申は万延元年（一八六〇）、戌は文久二年（一八六二）を指すものと思われる。

慶応二年（一八六六）二月一日に秋坪の妻「つね」が病没した。秋坪は、そのころ加賀の前田家から暇をとつて麟祥^{りんしょう}のもとへ帰つていた阮甫の末女「ちま」を後妻として迎えた。そうして、同年一〇月一二日に樺太島の境界の交渉などのためロシアへ赴く函館奉行小出秀実^{はこだて}らに隨行して再びロシアへ向けて出発した。一〇月二六日には長男奎吾^{けいご}、二男大六ともに留学生としてイギリスへ



図125 箕作秋坪 一津山郷土館蔵

出発し、家には妻と三男佳吉と四男元八が残された。(『日本歴史大辞典』・『近代日本綜合年表』)

秋坪は竹内保徳らの使節団に随行した時の経験があった。その時の交渉で日本側は好機を逸していたので、今回は一層不利で、結局慶応三年二月二五日にペテルブルク (Petersburg) で樺太を日露両属とする仮規則に調印したにとどまった。同年五月に帰朝したが、その年の一月には大政奉選が行われたのである。

三 又 塾

明治元年(一八六八)、秋坪は家を長男奎吾に譲って隠居した。すでに慶応二年(一八六六)に津山藩士としての箕作家は三男佳吉に継がせることにしていたから(三男佳吉の項参照)、秋坪は佳吉を当主とする津山藩士の箕作家に歸った。したがって静岡へ行く徳川家達には仕えず、家塾を開いて諸方の子弟の教育に当った。場所は浜町大川端の津山藩邸内である。前の隅田川が三つまたになっていて、当時の地図にも「三ツマタ」あるいは「三ツ俣」と記されているように、そういう地名が用いられていたから、塾を名付けて「三又塾」と言った。(第二章一〇参照)

秋坪が津山藩に復帰していたことは、次のような記録

から知ることができる。

明治三年に大
学南校の英人雇
教師二名が暗殺
された時、塾生
の動静について
の津山藩からの
一月二八日の
報告に「当藩箕
作秋坪塾生」と
記し、翌四年広
沢参議暗殺に関
する正月一二日の報告書中にも同様に記している。(進
達書)

明治四年二月一七日に津山藩から東京府戸籍調所へ出した届書の別紙に「津山藩箕作秋坪」の名で「私儀於二浜町知事私邸」、兼而爲二英学教授一私塾相開罷在候処」と記し、同年二月二三日に東京府から津山藩にきた書類にも「御藩士族箕作秋坪」とある。(『藩庁出張所日記』)

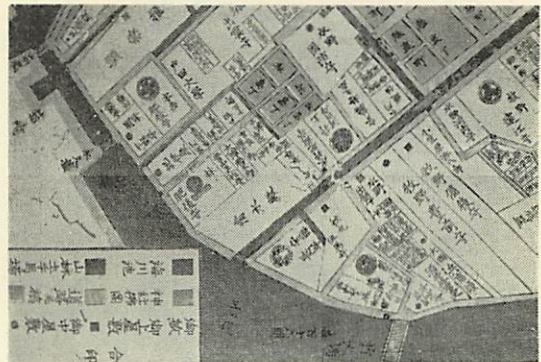


図126 浜町付近図(嘉永7年の「神田浜町絵図」—「愛山文庫」)

さらに同年三月七日、浜町藩邸を手離したくない理由を津山藩から東京府へ進達した文中に、「当藩士族箕作秋坪と申者江力付、洋学私塾相開、皇国之御爲追々盛ニ生徒世話爲レ致度、私塾取広ケ候義ニ付、出格之譯ヲ以テ永拜領仕候ハ、藩本知事ニ於而も難レ有可レ奉レ存候。」とあることは、秋坪が津山藩にとって貴重な存在であったことをも物語っている。また以上によって秋坪は蘭学から英学に転じていたことも明かになる。(『進達書』)

長男 奎吾

秋坪の長男奎吾は嘉永五年(一八五二)一月二六日に、鍛冶橋門内の津山藩邸で生まれた。元治元年(一八六四)九月一日、弟大六(後に菊池大麓)とともに、開成所頭取から「英学稽古人世話心得」を申し渡された。(『江戸日記』)

慶応二年(一八六六)に、奎吾は大六とともに英国留学を命ぜられ、一行一四人の中に加わって一〇月に出発した。留学年限は五年の予定であったが、大政奉還のため予定を変更して慶応四年六月に横浜に帰った。この年に秋坪は隠居し、奎吾が幕臣としての箕作家を継いで静岡藩士となったのである。奎吾は静岡には行

かないで、東京で大学校(のち大学)に勤め、中助教・大助教・少博士となったが、明治四年春に職を辞し、父秋坪の三叉塾を助けた。(政府は明治元年に旧幕府の開成所を開成学校として復興し、同二年にこれと昌平学校及び医学校を統合して大学校とし、さらに同年末に大学とした。)『箕作阮甫』・『箕作麟祥君伝』・『日本歴史大辞典』)

明治四年三月に静岡藩と津山藩との間に交渉が行われて、奎吾は津山藩に貸し渡されることになったが、六月一日に隅田川で水泳中に不慮の死を遂げた。奎吾の死を静岡藩に届けるにあたっては二五日に病没したことにして、二六日に「津山藩箕作佳吉」の名による静岡藩庁への届書を添えて連絡した。急死であったため静岡藩への連絡に手間どったので死亡の日を少し遅らせたものであろう。

これに関連して「実子無レ之跡目断絶ニ付、菊池大六義當時英国留学中ニ候得共、以来佳吉人別江組入候様致度ニ付、静岡藩江別紙之通、同人より申出候旨届出候事。」と記されている。秋坪は佳吉の人別に入っていたが、大六は静岡藩士たる奎吾の人別に入っていたから、

それを津山藩士たる佳吉の人別に移すことにしたのである。(『藩庁出張所日記』)

二男 菊池 大六

秋坪の次男大六(大麓)は安政二年(一八五五)正月二十九日に鍛冶橋門内藩邸

に生まれた。彼は秋坪の実家たる菊池家を継ぐが、元治元年(一八六四)九月一日に開成所頭取から「英学稽古人世話心得」を申し渡された時には「箕作大六」とある。

秋坪が同年一〇月に幕臣となって後、津山藩士としての箕作家を三男佳吉に継がせる頃に、大六は菊池家を継いだものと推定される。(『江戸日記』)

大六は慶応二年(一八六六)一〇月に幕府の英国留学生として出発し、同四年六月に帰国したが、明治三年(一八七〇)一〇月から再び欧州へ留学し、ケンブリッジ(Cambridge) 大学を卒業して明治一〇年に帰国し、東京大学教授となった。同二一年に理学博士となり、その後東京帝大総長・第一次桂内閣文部大臣・京都帝大総長を勤め、その間に震災予防調査会の創立に尽力し、また帝国学士院長にもなった。(『大人名事典』)

三男 佳吉

三男佳吉は安政四年(一八五七)二月一日に生まれた。慶応二年八月八日に津山藩から

次のように達せられた。

箕作秋坪殿儀三男佳吉、当寅十一歳罷成、未幼年ニは候得共、兼而被ニ相願ニ候箕作家相続、可レ被ニ相願ニ付、修行口之儀、被ニ相伺、右ハ家業之儀ニ候間、医業可レ被ニ仰付ニ候処、当今各国第一強壯之陸海軍法、追々取調可レ被ニ仰付ニ候 思召ニ候。此段秋坪殿へ可レ被ニ申達ニ候。

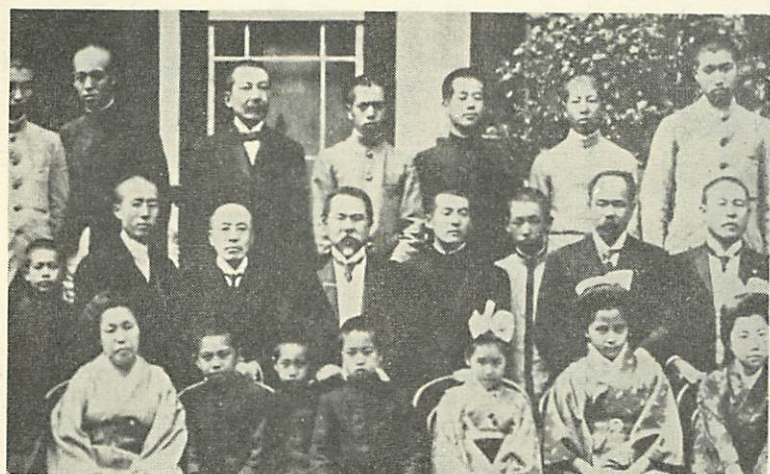
そのあとに、

相当のお手当も下さるべきところ、当時ご出陣中で、特に万事思召しに任せられないので、年に金五両宛下される。ゆくゆく用立てるようになる。

という意味のことが付け加えられた。一才とあるけれども、実際は数え年一〇才である。専攻すべき学業として、家代々の医学ではなく陸海軍法を指示して、津山藩士としての箕作家を相続させることになったのである。秋坪に殿をつけているのは、彼が当時津山藩士ではなく幕臣となっていたからである。(『江戸日記』)

明治三年(一八七〇)六月調べの『津山藩士禄制席次表』によると、「幼年ニテ戸主未定ノ分」の中に百石として東京の箕作佳吉の名がある。このことは彼が名儀上

第三章 人間群像



(部 分)

箕作 新六	石川 欣一	長岡半太郎	稲生 楽三	日高第四郎	長岡 正男	菊池 泰三
日高第五郎	箕作 俊夫	呉 文聰	菊池 大麓	田中 光三	呉 秀三	石川千代松
菊池たつ子	菊池 正士	美濃部亮吉	菊池 健三	呉 いくよ	坪井 菊子	菊池 英子

図127 箕作家の人々 (明治45年6月16日阮甫50年祭) 一津山郷土館蔵

の津山藩の箕作家を継いだ。幼年のために正式のものとして取り扱えなかったことを示すものである。

明治四年九月三日、津山県庁出張所の名で、佳吉に

箕作家相続申付、家禄かろく十六石士族申付候事。

という辞令が出された。この年、彼は一五才になったので、正式の相続手続きがとられたのである。(『公務係日記』)

彼は明治一〇年、アメリカ合衆国のエール (Yale) 大学に入って動物学を修め、同一二年に同大学を卒業した後も同国で動物学を研究し、同一四年にヨーロッパ各国を回って帰朝した。同一五年に東京大学教授となり、同一二年に理学博士となり、同三四年には東京帝大の理科大学長に就任した。

四男元八 四男元八は文久二年(一八六二)五月
その他の他 二九日生まれで、奎吾の死後は旧幕臣

としての箕作家を継いだ。

元八は東京大学では動物学を主として学んだ。のちドイツに留学したが強度の近眼のため西洋史研究に転向した。明治三四年に東京帝大の文科大学教授に就任し、同三六年に文学博士となり、西洋史に関する多くの著書を

残した。

明治五年に秋坪の後妻「ちま」(阮甫の末女)の子として生まれた「なほ」は、坪井正五郎(理学博士)の妻となった。

さて秋坪は「明六社」に参加して民間人として文明開化の推進に努めたが、勧められて明治八年に創設された師範学校の摂理となり、同一二年には教育博物館長となった。また同年に最高の学術機関として創立された東京学士会院(同三九年に帝国学士院と改称改組)の最初の七名の会員の中に、津田真道まよみちとともに加わった。

明治一九年(一八八六)二月三日、秋坪は六二才で没した。(『箕作阮甫』・『大人名事典』・『日本歴史大辞典』)

三、津田真一郎

青年期

津山が幕末に生んだ人材の中で、藩と棹さおさした人として津田真一郎(後に真道)を挙げることができる。

せた。

真一郎は大村斐夫あやおについて儒学を学び、その教授すけ介け（助教）として出精したので藩主から賞として弘化三年一月に金五〇疋を、同四年、嘉永二年（一八四九）、同三年の十一月にそれぞれ金二〇〇疋を賜った。彼はまた榊原景周さかきらのかげらうに越州流兵学を学び、よく出精したので弘化三年に藩から賞詞を賜り、嘉永三年三月、兵学修業のため出府するにつき修行料一か年三兩を賜ることになった。また同年九月には越州流兵学免許について金二〇〇疋の賞を与えられ、同五年八月には更に二か年の兵学修業を願ひ出て許された。〔勤書帳〕・〔津田真道〕

江戸鍛冶橋門内の藩邸に住んだ彼は、兵学を修めるかたわら箕作阮甫げんぽうについて蘭学を学び、伊東玄朴げんぼく・佐久間象山しやうざんにも教えをうけた。

嘉永七年（一八五四）、ペリー再度の来航にあたって津山藩は高輪たかなわ付近の警備にあたった。彼も軍事方雇やととして操練に加えられたが、藩の役人と意見が合わず、雇を免ぜられたばかりでなく、兵学の修行を禁じて帰国を命ぜられた。そこで累が父や近親に及ぶことをおそれ、書を父に送って永代勘当えいたいかんとうをうけることとし、姓名を開田太郎

と改め、なお江戸にとどまった。

翌安政二年、幕臣の大久保忠寛いちろう（一翁）は彼が蘭学に造詣そうけいの深いことを聞いて、その家に寓たくせしめたが、さらに勝海舟かつかいしゅうが大久保に請うて自分の家に迎えた。その後、父から勘当を解かれて津田姓に復し、一旦津山に帰った。勝に勧められて、幕府が長崎に創設した海軍伝習所に入ろうとして長崎に行ったが、許されなくて再び津山に帰った。その時一月一日付けの大久保忠寛の懇篤な書面がとどいた。それには、来春早々に開かれる「蕃書調所」の「惣裁そうさい」に自分が任ぜられることになったので、助けてほしいという文面に、帰路の費用として金二両が添えてあった。大久保からの手紙の一節に

（前畧）調所きやうじょ教示きやうじ方かたえ可か申上まうじやうと存候。右様相成候は、兼かねて御内話之二君へ不仕之高節も相立、報國之道にも相叶かなひ、兩全之義ぎ此時この時機を不な可かレ失し。（後畧）

とある。二君に仕えないというのは、彼を聘へいしようとした松前藩主（蝦夷地えぞち―北海道―の松前崇広たかひろ）や福山藩主（阿部正弘あべのまさひろ）の申し出を辞退する時の、彼の言い分であったのである。当時蘭学らんがくの重要性が認められ、その方面の人材を求めることが切になって来たことを物語るもの

である。〔津田真道〕

この招きによって江戸に出た彼は、大久保忠寛に身を寄せ、さらに箕作阮甫の塾に移ってその塾頭格となった。安政三年に蕃書調所が置かれ、彼は教授手伝並、ついで教授手伝に任ぜられた。〔『日本洋学編年史』・「津田真道」〕 安政六年四月三日、江戸留守居から老中間部詮勝へ次のような書面を出している。

三河守家来津田真一郎儀、蕃書調所出役教授手伝被^{おせつ}二仰^{つけられ}付^{つけられ}一勤候内、御扶持方金等御増被^{おせつ}二成^な下^げ一候段、昨日御書付を以御達之趣可^{まかりこし}ニ申渡^{まかりこし}一処、父病氣ニ付、看病願濟ニ而、国許江罷越候間、名代之者江相達申候。此段申上候。〔『江戸日記』〕

この書面にあるように、彼は父の看病のために国元へ帰っていたが、この頃幕府から扶持方金の増額があったのである。彼は次第に幕府から重要視されたが、津山藩からも洋学者として新しく別家として召し出されるに至った。〔津山藩士家筋調〕によると

七大夫俸 津田真一郎

安政六未^{ひつじ}十二月十八日、別家被^{おせつ}二召^め出^で一。初洋学家業七石三人扶持。

とある。同日大目付役所で勘定奉行へ

津田真一郎を国元へ帰されることになった。もっとも出立はお沙汰のあるまで見合わせせる。またこれまでも下された修行料は以後下されない。

と達せられた。これは、彼が別家を立てることにともない修行料は廃止され、国元の勤務となったのである。

〔『江戸日記』〕

さきに真一郎の廢嫡後、津田家は養子弥作が継いでいたが、真一郎が別家を立てたので、津田は両家となった。文久三年（一八六三）二月二一日、弥作は津田の旧姓である道家に改姓し、助十郎八尺と称した。のち明治二



図129 道家大門 一津山郷土館蔵

年（一八六九）一〇月一日、上之町の拝領屋敷から北町へ移り、さらに、二宮村・神戸村に移り住んで、作楽神社創建に力を尽くした。彼はまた平田派の国学を修め、万葉ぶりの歌をよくし、明治五年六月に大門と改名した。（『国元日記』・『道家大門』・『万葉調歌人道家大門』）

オランダ留学

西周助（のち周）はもと津和野（島根県）藩士で、自ら藩を脱して、著書

調所の教授手伝並から教授手伝になっていた。津田は西の義妹（実は幕臣今井宗兵衛の娘）と結婚した。津田と西は親友で、ともに力を合わせて外国留学の運動を試みた。文久元年（一八六一）、幕府はアメリカ合衆国から軍艦を購入することにし、それにもなって留学生として津田と西の両名を派遣することになった。しかし南北戦争が起こったため、このことが取り止めとなり、あらためてオランダへ軍艦一艘を発注することになった。これにもなって、両人は文久二年三月、オランダ留学の内命をうけた。津田は一旦津山に帰り、病床にある父を見舞ったが、数日にして父は他界した。

同年六月一日、幕府第一回の留学生として咸臨丸に乗って江戸を出発した。彼のしたためた手記によってそ

の旅程を記す。

九月一日、オランダ商船に乗って長崎港を後にした。一行は軍艦組三名（内田恒次郎・榎本釜次郎武揚・沢太郎左衛門）、軍艦出役二名、洋書調所出役二名（津田と西）、医師二名、職方六名（水夫二名、鋳物師・測量器械師・船大工職・鍛冶職）である。一〇月六日に船が暗礁に乗り上げ、かろうじて一〇月一八日にジャワ（島のバタビア（Batavia）に着いた。一月二日、新造のオランダ船でバタビアを出発し、スンダ（Sunda）海峡を経て印度洋に出た。

浪雲の寄合ふ限りはてもなし物のあはれを何にたとへむ

と洋上の感慨を歌に托した。

マダガスカル（Madagascar）沖で文久三年を迎え、二月八日にセント・ヘレナ（Saint Helena）島に着いた。同九日にナポレオン（Napoleon Bonaparte）の墓と旧邸を訪れた。同一日朝、この島を出発した。彼の手記は同二三日に赤道を越えた記事で終わっているので、その後は沢太郎左衛門の日記による。

四月一八日オランダのロッテルダム（Rotterdam）に



図130 津田真一郎
(慶応1年『津田真道』)

到着し、ホフマン博士(Johann Joseph Hoffmann ドイツの日本学者、ライデン大学日本語教授)の出迎えを受けた。さらにライデン(Leiden)でオランダ語の会話を学び、二七日に内田らはハーグ(The Hague, Den Haag)へ転じ、津田・西両名はライデン大学教授フィッセルング(Simon Vissering)について国際法・財政学・統計学などを修めることになった。はじめ三か月間は教授の要望によってホフマン博士及び小学校長ワン・ダイク(M. van Dyck)についてオランダ語を学び、夏休暇後からフィッセルング教授の講義を受けた。二ヶ年を経過して予定の講義が終り、謝礼として金三百グルデンと漆

器二個、ピロッド八枚をホフマン博士を介して教授に贈った。教授は日本政府の好意の表示として贈られた物品はありがたく頂戴するが、一定期間に対する以外の報酬の件は、かつて両君と契約したことがないとして金子は返却してきた。そして留学生取締とりしまりの内田恒次郎よりの書面に対して大要次のように答えた。

両君を指導するにあたって、湧くが如き興味を感じ、名は師弟であるが事実ほんとうは朋友の交りを結んだので惜別の情に堪えない。両君が當地で修得した知識を貴国で施されんことを切に祈る。幸いにその事が成就すれば自分もまた微力を致した光栄を有するものである。

ライデン滞在中、両人は度々ハーグを訪れて他の留学生に会った。(『津田真道』)

慶応元年(一八六五)一〇月一四日にライデンを出発、一月二日にフランスのマルセーユを出帆、二月二十八日に横浜に着岸、深更に及んで帰着した。(『江戸日記』)他の留学生は慶応三年及び同四年になって帰国した。

(『津田真道』)

法学者として『津田真道』によると、津田は慶応二年（一八六六）正月一日に開成所の教授手伝に任ぜられたとあるが、同年正月三日の『江戸日記』に、次のような記事がある点から推して、正月一日にはすでに教授手伝になっていたことと思われる。

開成所調方出役より左之通、御達書御留守居江到来。
開成所教授手伝出役

津田真一郎

右真一郎儀旧臘廿八日和蘭国より帰朝致候ニ付而は、兼而為ニ御用弁ニ開成所御長屋住居為レ致置候ものニ有レ之候間、此度も同断御長屋住居之儀、和泉守（水野忠精）殿江申上之上、当人江申渡候。依レ之此段及ニ御達一候。

もとの蕃書調所が文久二年（一八六二）に洋書調所と改称され、同三年に開成所と改称されていたのである。したがって、帰朝した兩人が開成所の教授手伝に任ぜられたのは、留学前の賑に復したことを意味する。

その後、三月一三日に幕府の直参に列し、開成所教授に任ぜられ、切米（給与米）一〇〇俵、手当年一〇両、

一〇人扶持の待遇を与えられた。彼は三月一八日に藩へ申し出て、今後も津山藩邸へ罷り出る節は、門の出入等はこれまで通りに取扱ってもらうことにした。（『江戸日記』）

四月に幕命があつて、オランダから持ち帰った書物のうち、西は万国公法を訳し、津田は国法を訳した。津田の訳したのは、オランダでフィッセルング教授から口授されて蘭語のまま筆記した五種のうちの「泰西国法論」と題するものである。彼はこの書の中で、ローマにおいて

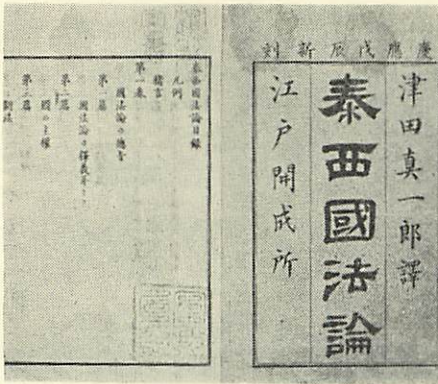


図131 泰西国法論 一津山郷土館蔵

て法学がはじめて独立した一科として成立したことから説き、新しい訳語を苦心してつくりながら訳している。わが国に西洋の法学を組織的に伝え

た最初のものである。四巻から成り、慶応二年八月脱稿して幕府へ提出した。

ついで「表記提綱」を訳した。これもフィッセリングの著で、統計学の基礎をなすものである。

慶応二年八月に将軍家茂は大坂で病没し、慶喜が宗家を継いだ。九月に津田と西は京都へ呼ばれ、慶喜の諮詢を待ったが、引見せられることなく、津田は一月に江戸へ帰ることを命ぜられた。翌三年九月、幕府解体後の国家制度を憂慮して建議し、その別紙として、

日本国総制度

第一、日本全国政令の大権は、総政府の特権なるべき事。

第二、日本総政府は、武蔵江戸たるべき事。

第三、総政府の大頭領は、兼而日本国軍務の長官たるべき事。

(中略)

第七、日本全国政令の監視は、制法上下両院に可レ有レ之事。

(下略)

と記しているのは、留学によって得た新しい見解を政治

に反映しようとしたものである。

慶応四年正月、鳥羽伏見の戦に敗れて江戸に帰った慶喜は、正月二四日、津田を引見してその議を容れ、目付の職を授け、加藤弘之、西周(周助)らとともに立憲政体のことを調査させた。しかし、この時は既に幕府は事実上崩壊していたのである。

二月一二日、慶喜は江戸城を出て上野寛永寺に閉居し、恭順の態度をとった。このとき、田安慶頼と松平確堂(前津山藩主)が江戸府内の治安にあたったのである。

津田は目付の職にあつたから、田安慶頼の命によって恭順を喜ばぬ幕臣の説得にあつた。江戸城大手門に屯集する者どもに懇々と論じて、帰ろうとするところを襲われ、辛うじて逃げ帰ったこともあつた。また榎本武揚はかつてオランダに留学した時、彼と航海をともした間柄でもあるので、彼はある日榎本に会つて大いに説くところがあつたが、榎本は聞き入れないで旧幕府の艦船八隻をひきいて品川を脱走した。

五月、新政府は家達(田安慶頼の第三子)を駿河府中に封じて七〇万石を与えた。津田は七月に藩の大目付に任ぜられ、一〇月に家達に従つて静岡へ移つた。

明治二年（一八六九）正月、徴^めされて東京に帰り、刑法官権判事に任ぜられた。

二月、新たに公議所が設置され、諸藩士を徴して議員としたが、津田は静岡藩から出てこれに加わった。彼は四月に「年号を廃し一元を可^{たつべき}建^たの議」を公議所へ提出した。

この建議は大いに反響を呼んだ。後、明治五年に至って大陰曆を廃して大陽曆が採用され、神武天皇即位の年をもって紀元と定められた。津田の論じた年号廃止は実現しなかったが、一元を建てる論が実現したことになる。

明治の初年は制度の改廢が著しかった頃で、津田は明治二年八月には静岡藩少参事に任ぜられて、また静岡に移った。越えて三年九月、政府からの命で上京し、中央

政府の官職を歴任した。明治四年には伊達宗城^{だてむねなり}を欽差^{きんさ}全權大使として清国に派遣することとなり、津田は差副^{さしぞえ}として随行した。五月に出発して九月に帰着している。この前後から真道と称した。

明治五年八月には大法官に任ぜられ、兼ねて民法および治罪法の取調べをしていたが、司法卿^{きやう}江藤新平と大いに論争し、そのために免官となり、六年七月、一旦下野した。かねての親友西周が陸軍省において、間もなく陸軍省で陸軍刑法編纂^{へんさん}に従事することとなった。（『津田真道』）

明六雑誌

明治六年に発起し、翌七年二月に正式に発足した明六社は、当時の第一流の洋学者をもって組織せられた。当初の社の本員は西村茂樹・津田真道・西周・中村正直・加藤弘之・箕作秋坪・福沢諭吉・杉享二・箕作麟祥・

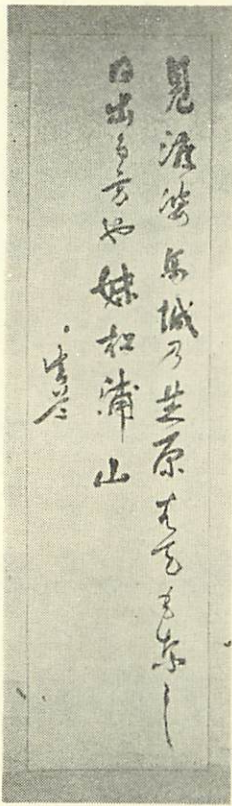


図132 津田真道の短歌、書一津山郷土館蔵

森有礼^{ありのり}の一〇名で、うち三名が津山関係者であった。毎月二回の会合も事情の許す限り公開し、その筆記したものが明六雑誌に載せられて、思想文化の面

に大きな貢献をした。特に津田真道は積極的に多くの論説を発表した。

第八号の「本は一つにあらざる論」において、国の本は君主でなく人民であると論じているのは、オランダ留学で身についた民主主義によるものである。そのほか第三号の「開化ヲ進ル方法ヲ論ス」、第五号の「保護税ヲ非トスル説」、第六号の「出版自由ナランコトヲ望ム論」など、明治七年に一八の論説（中には五号にわたるものもある）を発表した。これを箕作麟祥の二、箕作秋坪の一に比すればはるかに多い。

明治八年（一八七五）六月、新聞紙条例が改正せられ、同時に讒謗律が制定せられたため、九月一日の会合で、時の社長箕作秋坪の発意で、福沢諭吉の書いた「明六雑誌の出版を止るの議案」を討論した結果、廢刊と決定した。

津田はその後、衆議院に二回當選して初代副議長をも勤め、明治二九年、貴族院議員に選任され、明治三六年に法学博士となり、その年に没した。（『明治文化全集』）

四、植原六郎左衛門

植原家

植原家では六郎左衛門が三代続いた。

文政七年（一八二四）六月に初代の六郎左衛門が死去し、養子の彦之進が八月に家督を継いで六郎左衛門と改名した。その子の松治郎は後に彦之進と改名したが、天保四年（一八三三）正月に故あって藩から追払いを命ぜられた。この件の真相は不明である。六郎左衛門も家内不締りにつき嚴重仕置きされるところを、当代（家の当主）を仰せつけ、また彦之進の忤保太郎は幼いことでもあるからその手もとに置くことを許された。なお同日、家内不締りにつき当代を仰せつけるのに相応する者を植原家の養子にすることを願うように、川瀬重蔵へ命令があった。

植原家は翌天保五年三月九日に江戸から国元へ引越しを命ぜられた。三月一五日に広川和太郎の弟八百平に植原家の相続をさせたいことを川瀬から願ひ出て許可があった。広川家は上之町（第三章三の地図参照）にあった。八百平は文化一三年（一八一六）七月一日生まれである

から、この年には一九才であった。

植原家に対しては天保五年五月二五日に上之町（第三章三の地図参照）に屋敷を与えられた。六郎左衛門が病気で引越しの道中が難儀なので、八百平は七月二五日に津山を出立して一〇月二〇日に養父と甥の保太郎を江戸から連れ帰った。同年一〇月一三日に彼の実父広川惣兵衛が死去した。

八百平は天保七年三月、宮田庄右衛門の娘と結婚し、一二月三日に義祖父のもの名である六郎に改名し、同八年に蔵目付假役、同九年に廟番を勤めた。同年一二月に男子が生まれたが、翌一〇年三月に妻を離縁し、七月に富沢類五の妹と結婚した。生まれた男子は同一三年に病死した。天保一一年二月に養父が嘉膳と改名し、三月三日に六郎が改名して三代目の六郎左衛門となったのである。後に甥の保太郎に六郎を襲名させて彼の養子とし、同一二年に生まれた女子を六郎に配した。同一四年に生れた鎗九郎は他家を継ぎ、弘化四年（一八四七）に銃郎が生れた。嘉膳は弘化元年に死去した。

六郎左衛門は藩主から、天保一二年一二月には剣術の

掃真流目録伝授を受けたことを賞せられ、同一四年八月には砲術の荻野流目録伝授を受けたことについて金一〇〇疋を与えられた。（『国元日記』・『勤書帳』・『津山温知会誌二』）

神 伝 流

神伝流は慶長年間（一五九六）に始まった水練法で、伊予（愛媛県）大洲藩で発達し、寛政年間（一七八九）に伊東祐根が松山藩に迎えられてからは松山が中心となった。

神伝流が津山に伝えられた経過をたどってみよう。

文政一一年（一八二八）六月一日、甲州流兵学者役の三浦伴左衛門は、次男呢（呢とも記す）を「予州松山松平隠岐守殿家中伊藤登と申者方江水練爲三修行差遣暫逗留爲致度旨」の伺書を出して藩の許可を得た。（『国元日記』・『勤書帳』とも伊藤と記していることが多い。）これは本人の願い出によるもので藩からの修行料は給せられなかった。呢は寛政一一年（一七九九）正月五日生まれで、文化一〇年に山田九左衛門の養子となったが、文政二年に離縁となり、文政一〇年には剣術目録を伝授されていた。彼は文政一一年から天保二年（一八三一）まで四年連続して松山へ水練修行に行った。

第三章 人間群像

年次 出 発 帰 着

文政一一年 六月二日 八月三日

同 一二年 五月六日 九月七日

同 一三年 六月九日 八月一八日

天保 二年 五月二九日 九月一五日

天保四年七月一六日から八月六日まで、「予州松山松

平藩隠岐守殿浪人伊東内蔵之助」という者が、三浦肇

(伴左衛門は文政一一年六月二五日に長男肇に家をゆず

り、同一二年一無と改名)の家に逗留したが、おそらく

神伝流の關係であろう。

天保五年七月二一日に大目付から徒頭へ次のように

達した。

御徒之面々一統江已来水練修行被_レ仰付_二候間、三

浦肥江手寄、可_レ致_二稽古_一候。此段可_レ被_三申_二渡_一之候。

そして小従人頭から筆に対して、その弟肥に「家中之

面々水練世話」を命じ、手当として年々米五俵を給する

ことを申し渡した。

このようにして神伝流は津山藩に正式に採用され、安

岡町裏の明石屋測に水練道場が開かれた。しかるに肥は

翌同六年二月二三日に「不_レ宜風聞有_レ之、其上兼々行

状懦弱」という理由で「徘徊被_三差留_一、水練世話被_二

御免_一候。相_レ慎_レ罷在候様」と申し付けられた。すなわ

ち肥は外出禁止となつて、神伝流の指導も出来なくなつ

たが、天保一〇年三月八日に外出を許された。

天保九年(一八三八)に小豆島の六村を領有すること

になつた津山藩は、水軍の研究を一層必要とし、弘化元

年(一八四四)六月一八日に植原六郎左衛門に水練修行を

命じた。どこへでも頼つて修行せよ、師家の謝礼と雑用

等は支給する、先方へは個人として相対で頼むふりで行

けという指示であつた。これは藩と藩との公式な交渉は

避けて、あくまで個人的な形で修行させようとするもの

であつた。

植原は伊予松山の伊東登について神伝流の修行に努め

た。

年次 出 発 帰 着

弘化元年 七月一日 八月二九日

同 二年 四月一日 十一月一六日

同 四年 二月二二日

嘉永元年 六月一〇日

同 二年 七月二八日頃 一二月三日

彼は津山で水練の基礎ができていたから、その進境も著しく、弘化二年には神伝流の目録伝授と切紙免許を得て、十一月二三日にそのことを藩へ届けた。同三年夏には水練稽古場の責任者として藩士の指導に当たった。同四年には二五〇日の暇を得て松山へ行ったのであるが、一〇月と翌年二月に延期の願書を出して奥義を窮めた。その留守中の嘉永元年（一八四八）四月二二日には、実母が死去したので、帰ってから忌中引込みをした。

同年十一月一八日に藩から次のように申し渡された。

植原六郎左衛門義、神伝流水練免状并印加皆伝相済候段、達^ニ御聴^一 御喜色 思召候。依^レ之正利鍛刀 袴腰被^レ下^レ之候。且又水練師役被^ニ仰付^一候。門弟引廻可^レ致^ニ出精^一候。

この鍛刀授与は特別の恩賞で、幕末では天野龍之丞と宮



図133 植原六郎左衛門の書託寄彦氏館保
（八尾市菅沼山郷土館）
津山游泳会、津山（菅）

田耕助のほかにはない。さらにこの日、荻野流砲術免許に対して金二〇〇疋を与えられた。

嘉永二年には今少し口伝等の「承り残」があるとして、入用については藩費によらないで門弟の助力によることを条件に、往來五〇日の暇を得て松山に行ったが、さらに風邪を理由に延期願いをして長期にわたって研究に精励したのである。（『国元日記』・『勤書帳』）

神伝流は松山藩の伊東祐根が八代宗師、伊東登（祐雄）が九代宗師で、津山藩の植原は一〇代宗師である。神伝流は游泳だけのものではなく、操船・水馬・渡河等の実戦本位のものであり、印可皆伝を得て宗師を譲られたことは、神伝流全般についての最高權威を認められたことを意味するものである。

彼は嘉永四年四月に江戸詰めとなり、家中の砲術ならびに水練の指導を命ぜられた。彼は築地鉄砲洲（中央区）に水練場を設けて教授したが、家中の士のほかに旗本や他藩の士も多数その門下生となった。（『勤書帳』・『明治維新前美作志士列伝』）

彼は嘉永五年四月に「深夜雷」と題する論文を書き、これに昌谷精溪が「深夜雷序」を書いていいる。植原は

『深夜雷』の中で大要次のように論じた。

「西戎」がわが国を襲うならば、「吾モ亦是カ備ヲ爲ント欲セバ、砲術軍船ヲ先務ト爲サ、ルベカラズ。」その砲術について「凡近世ノ習、諸家各秘伝秘事ト称スル処ノ実物ヲ窺フニ、皆是淺薄ニシテ奥義トスルニ不レ足。仮使類イ稀ナル妙術ナリモ秘スルハ何事ソヤ。(中略)秘伝秘事ト云フヲ止メ、一人モ多ク教授スルコソ本意ナルベシ。」蛮夷も常に大船の進退運用に不自由であることを苦しんでいる由である。わが小艦しょうかん（小船）七、八艘で賊船一艘に配当し、「西戎ノ大艦ヲ破ルベキ程ノ大砲ヲ小艦ニ具ヘテ、快ク是ヲ発スル事ヲ得ハ、船ノ小ナルハ憂ニアラスシテ却テ利アリ。」（中略）「凡ソ海国ノ士ハ、游術ヲ学ハズンハアルベカラス。是水軍ノ由テ生スル所ナリ。」

嘉永五年八月、砲術世話に出精したことについて藩から金二〇〇疋、水練世話に出精したことについて金一〇〇疋を与えられた。同年九月に江戸を発ち、一八日に津山に帰着した。（『勤書帳』）

嘉永六年のペリー来航によって国防の充実が痛感された際、幕府は彼の海防策のうち、水軍夜戦の考えなどを

差し出すことと、同人を早々に出府させることを津山藩に命じた。これについて九月二十六日に藩としては、「疎忽そくものニ而テ難ニ見届一事も御座候付、出府之儀致ニ心配一候。可ニ相成一儀御座候ハ、御断申度、如何相心得可申哉、御内意相伺申候。」という伺書を老中阿部正弘へ提出した。九月二十九日に阿部老中から書面で、「六郎左衛門儀出府候とも絶而迷惑之儀ニは不ニ相成一事故、先以当地江呼寄置候様可被レ致候事。」と記し、なお内意伺書を差し出した時の口上の趣は委細承知し含み置くと、老中の用人から伝えた。

一月二日に津山を出発して江戸へ出てきた植原は、一二月三日に留守居見習の国保伝八が同道して、幕府の目付鶴殿甚左衛門宅へ出頭した。ここで鶴殿ら目付三人と徒目付三人の前で水軍夜戦の考えを開陳した。

安政二年（一八五五）五月、水泳見分の際、「船運転等」の見分もしたいと、前もって幕府側から藩へ連絡があった。植原は「繪遣之儀」は未熟であると断わりを申し出たので、沙汰やみとなり、五月二七日に「浜御庭」の海手で游泳術の見分だけ行われた。この時見分に当たったのは目付四人、徒目付四人、小人目付四人であった。

まず植原が草・行・真の游方を行い、次に門人数人により真游方と水中游方を行った。次に

水上 羽交伸

拷伸

諸手伸

水上 二段伸

三段伸

嶋田兼治郎

植原 六郎

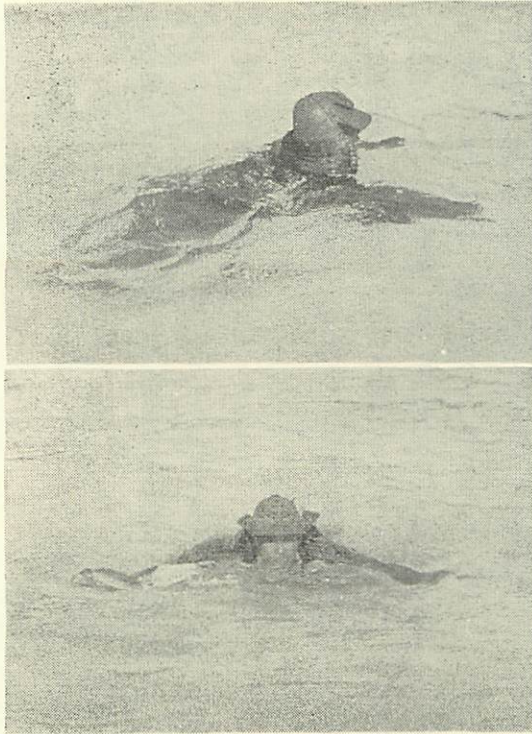


図134 神伝流泳法 一津山郷土館蔵

三嶋流古風游方

川路英五郎

片手抜

松本道四郎

諸手抜

大場鶴太郎

片手抜緩急

大沢亀之助

諸手抜緩急

藤田 俊助

水中 手足搦游方

植原 六郎

雁行片手抜 筏上り

植原六郎左衛門

水上 手足搦游方

植原六郎左衛門

右が済んだのち、お好みとして植原が逆浪游などを披露した。

同年七月二日にも見分があり、老中の牧野忠雅・久世広周・内藤信親以下多数が出張した。五月二十七日の時とほぼ同様であったが、浪が立って出来ないものは断わった。

ついで七月一三日にも同様のことが行われ、老中の阿部正弘・久世広周のほか若年寄四人以下多数の見分があった。あとで、お好み

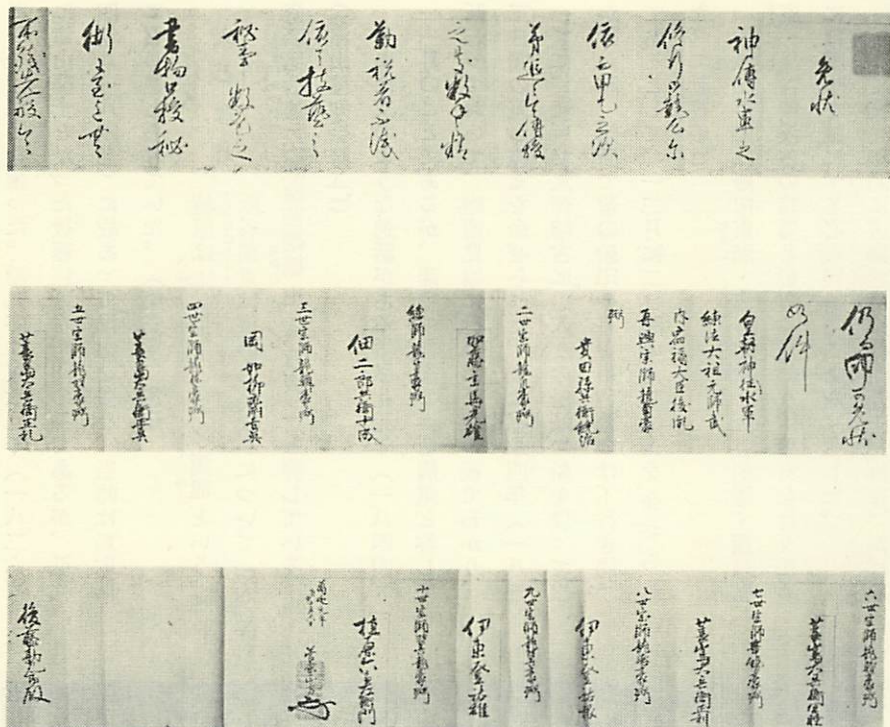


図135 神伝流の免状（部分）（菅沼彦彦氏寄託 津山遊泳会，津山郷土館保管）

として植原が甲冑かっちゅうを着て泳ぎ、門人が逆水・競水を演じた。

植原は安政二年一〇月六日に江戸を出発し、途中信州諏訪すわ大明神（長野県）に参詣して津山に帰った。『江戸日記』

安政三年、かねて藩に願ひ出していた許可を得て、四月七日に久しぶりに伊予松山藩の伊東登のところへ出発した。

翌四年一月二五日には備中松山藩たかた（高梁市）へ往来三〇日の暇を願ひ出て許された。これは松山藩家中の雨森雄司その他の水練の門人が、水軍の修行をするについて船の取扱方の指図を受けたく、先方で入用はもつという内意を前もって申し出ていたからである。〔国元日記〕

彼は万延元年（一八六〇）にその高弟後藤勘九郎ごとうに印可皆伝の免状を与え

て一世宗師を譲った。勘九郎は文政九年（一八二六）に津山藩士となった後藤佐野右衛門の孫であるが、弘化四年（一八四七）に故あって津山を去り、当時は鳥取藩に召し抱えられていた。（第三章二参照）

人となり

植原は諱を正方、号を翼龍という。阪谷朗廬は彼の人となりについて「天

資豪邁活達」「議論芸術概出二人意表」と評している。（『津山温知会誌二』）

彼には次のような逸話がある。弘化元年（一八四四）

一一月のことであるが、藩主の参詣の供を病氣と称して断わっておいて、砲術見物に行ったことが後でわかり、三日間の差し控えを命ぜられた。また嘉永四年（一八五二）に、江戸で水練稽古に出入りの船頭の船を雇って出かけた時、無断で藩の船印や幕を用いたのは不行き届きであるとして、一二月に二日間の差し控えを命ぜられた。（『勤書帳』）

彼は江戸では藤田東湖・塩谷宕陰・阪谷朗廬・藤森弘庵・昌谷精溪らの諸儒と親しく交わり、攘夷を行うためには国防を厳にする必要があることを主張した。

かつて文化年間に広瀬台山（津山藩士、画家）が描い

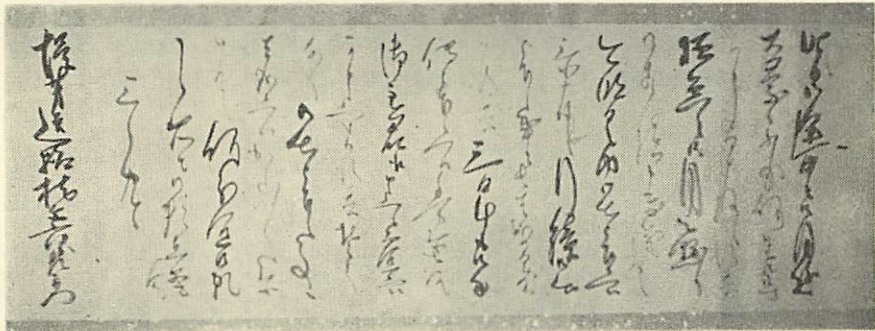


図136 植原六郎左衛門の書簡 一津山郷土館蔵

た兒島高徳の肖像の板木が磨滅したので、嘉永七年に昌谷精溪が植原とはかつて、藩に告げて改写し、世に公にしたようなこともあった。

安政五年に文武稽古場の仕法替えが行われた際には（第二章一参照）、彼は学監兼世話役の一員として藩校の教育改革に貢献するところが少なくなかった。（『明治維新

第三章 人間群像

前美作志士列伝』・『院庄作楽香』・『旧津山藩学制沿革』

大砲 鑄造

彼は文久二年（一八六二）一月二五日、「帰格大番頭支配」を仰せ付けられ、一二月九日、藩命をうけて京都へ出発した。翌文久三年正月には津山藩主に国事周旋の内勅が下つて攘夷論が盛んになってきた。彼は正月一九日に京都を出発して二二日に津山に帰つてきたが、再び上京し、その途中芸備辺（広島県）のほか海岸の地形の調査をするよう命ぜられ、正月二十九日に出発した。また彼は五月一四日に京都で、幕府から「大砲製造方御用」を命ぜられた。将軍家茂の上洛中のことである。

九月二五日に老中板倉勝静から津山藩江戸留守居へ渡された書付によると、鉄砲師菅慎治・鋳物師百濟清次郎・大工棟梁田中辰蔵は松平三河守（津山藩主慶倫）の家来として、植原六郎左衛門の手についで大砲車台等製造の用を勤めるように申し渡された。この間の手当として、慎治へ一か月金一両、清次郎と辰蔵へ同三分ずつ下されることになった。（『国元日記』）

文久三年一〇月五日に江戸留守居から次の手形に写二通を添えて幕府の勘定所へ提出した。

請取申金銀之事。

金子貳百七両三分、銀三匁。

右は大砲車台等御製造為三御入用金二書面之通請取申
処。仍 如レ件。

松平三河守家来

植原六郎左衛門

文久三亥年十月

今井一郎左衛門殿

小嶋利太夫 殿

加藤次三郎 殿

成瀬為三郎 殿

（『留守居方日記』）

これについて同月九日、留守居下役が呼びだされ、金奉行衆へあてて裏判をしたものを勘定所前廊下で渡された。

同月一三日には月番の大目付大沢源之進から（当時江戸に家老・年寄はいなかった）藩士の須川半左衛門に大要次のように達した。

今般植原六郎左衛門へ公辺（幕府）から大砲製造を

仰せ付けられ、大砲車台等を車屋七兵衛へ申しつけ、一通り製造させて国表（津山）へ回したいので、すべて六郎左衛門の見込みの通り製造して国表へ回すように板倉周防守殿（勝静）から留守居を呼び出して達しがあったから、これに関する用はすべて取り扱いを仰せ付ける。

そして一〇月一七日、植原は国表へ出発した。右の点

からみて幕府は直接植原に大砲製造を命じたのではあるが、事務的には藩の手をわずらわしていたことになる。

（『江戸日記』）

彼は文久四年の二月と三月にも大坂と津山とを往復した。彼は三月一〇日に大目付小泉兵衛宅で小泉と面談中に、大砲製造の用で急に大坂表へ行きたいからそのことをさし含んでおいてくれと申し置いて、翌一日に出立



図137 植原六郎左衛門 一津山郷土館蔵

した。小泉は正式手続きをあらかじめ取らせなかつた責任を感じて差し控え（謹慎）を申し出たが、その儀に及ばずとして許された。植原が大砲製造に没頭していた一面を物語るものである。

三月二十八日に幕府の大砲製造場について、久米南条郡

の横山村の姥ヶ谷が川筋にも近く便利であるから、絵図

面の通り拝借いたしたく、また川筋までの運送の道筋も

絵図面の通り普請したいという伺い書を藩へ出した。同

日、彼はこれまでの水練小屋を手普請にしたいという伺

い書も提出している。彼は大砲製造のかたわら、神伝流

にも力を入れようとしたものである。(『国元日記』)

彼の妻は病気のため真島郡真賀温泉に逗留していた

が、慶応二年(一八六六)一月二十五日に帰宅した。この

時も彼は留守であった。留守を預っていたのは養子の六

郎で、銃郎が母につき添うて湯治に行ったのであるが、

藩へ予め届けることを怠ったため、六郎は責任をとって

差し控えの伺いを出したが、その儀に及ばずとして許さ

れた。六郎左衛門の妻は翌慶応三年正月二日に死去し

た。この時も彼は大坂に出張していた。飛脚によって大

坂へ報せがついたのは二月二日であった。定式通り忌中

につき二〇日の引込みをするべきであるが、日数を経て

いるので残りの日数だけ引込みをすると大坂表から申し

越してきた。そのことを二月六日に留守引請の六郎から

ない状態であったことが察せられる。

慶応三年二月一日の『那代日記』に

公迎大砲車台材木、松屋與八と申者、御用相勤罷

在候処、此節香々美川湯水ニ付、右材木川下差支申候

間、当二月中川下相成候様達呉度旨、植原六郎左衛

門代六郎方申越、構大庄屋江達。

とある。大砲車台に用いる材木の川下しが、冬季の減水

によって意のままにはかどらないので、那代へ頼みこん

だのである。

同年五月頃、江戸の藩邸では、植原が大砲製造の用事

で度々外出し、時には宿泊を伴うこともあった。一月

六日に、国表へ往復の途中京都へ立ち寄り、板倉勝静に

会いたいと願ひ出て許された。これも大砲製造について

連絡を必要としたのである。七日早朝、彼は江戸を出発

した。(『江戸日記』)

自 決 王政復古となり、慶応四年(一八六八)

二月一日、彼は不審の筋があるとして

藩から締入り(監禁)を仰せ付けられた。その日の『国

元日記』には次のように記されている。

一、今夕大番頭小沢本支於宅左之通申渡之一。

組頭出席

大番組江

植原六郎左衛門義御不審之筋有^レ之候付、^シ入り入ニ

仰付候。尤^{もつちか}圍出来迄御預り被^レ成候。此趣六郎

左衛門江可^レ被^ニ申達^ニ候。

右可^ニ相達^ニ旨御用番御年寄より支配頭江申^ニ渡^ニ。

大目付出席。

植原の処置に関して、同年二月一八日付で美作中將
(慶倫)留守居から政府へ次のような届書を提出した。

中將家来の植原六郎左衛門と申す者は幕府の命で大砲製造をするよう板倉伊賀守から直達があり、それ以来国元において場所を取り建てて製造をしていたところ、筋立たないこともあるように聞え、かれこれ取り調べ中休廢させておいた。しかるに幕府を廢され、引き続き徳川慶喜暴動の始末に立ち至ったので、六郎左衛門以下手代に至るまで締入りを申し付け、鑄造場は封印を申し付けておいた。大小砲はまだ大坂表へ運輸しない残り分もあるので、追って取り調べて申し上げる。右は中將が京表へ進退伺い中であるが、国元重役から申し付け越したので、とりあえず届ける。

これに対し弁事御達所から鑄造場について委細の始末を取り調べて申し出よ、その上何分の沙汰をするとの指示があった。

同じ二月一八日付で留守居から次の伺書を提出した。

六郎左衛門が先年幕命によつて大砲鑄造をしていたところ、幕府より代金がろくろく渡らなかつた趣で、国元町人どもで取替金をいたし迷惑難波の者が少なくない。これにより鑄造場の建物および材木類等を右の難波の者どもへ分配させ、十分の一をも償い、その心事をも納得させたいと国元重役より申し付け越したので伺い奉る。

これに対し^{だじすかんだい}太政官代から分配が許可された。また大砲の員数調査を命ぜられた。

その年一月一五日、植原六郎から、義父六郎左衛門が今屋から卒中風で口のきけない大病につき、医療を加えたいから締入りご免を願いたいという願書を差し出し、聞き届けられた。そして一六日に死去したと届けた。

明治二年(一八六九)正月八日には同人は取^た糺^だしの上嚴重な仕置を仰せ付けられるべきであるが、病死につき「無^そ其義^そ一家名断絶被^ニ仰付^ニ候。此旨家族江可^レ被^レ申^ニ」

渡之二候。畢おつて而おつて家族御構無レ之候。」ということが引受人林苔たい一郎へ沙汰があり、そのことは植原六郎へ申し渡された。植原家は一応家名断絶という形をふんだが、実際は存続して植原家に対する取り扱いは疎略ではなかった。(『国元日記』)

明治二年一月二〇日、藩の改革庁において権大参事くわんかんとらじょう鞍懸寅二郎は植原六郎に対して次のように申し渡した。

漢学上等助教被ニ仰付一候付、職禄拾俵被レ下レ之候事。(『御改革日記』)

右のように植原六郎左衛門の死は処理されていたのであるが、明治四年に至って民部省から事の真相を報告す

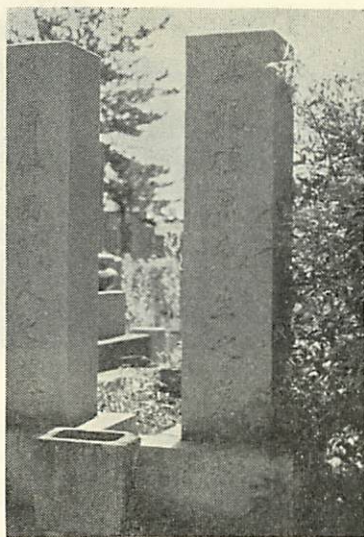


図138 植原六郎左衛門(翼龍)の墓
(津山市 妙法寺)

るよう求められた。すなわち旧幕府から大砲鑄造を申し付けられていたのであるが、関係の町人どもが「諸貫相滞難渡之旨」申し出たので、同人が鑄造を申し付けられた時からの手続きを詳しく取り調べて報告をするように言われ、津山藩の東京の出張所からは大要左のように答えた。

ことの起原は文久三年(一八六三)、將軍上洛中のことである。閻老小笠原壹岐(長行)に植原が謁し、摂津の海の防御策を建白して大砲鑄造のことに及び、その鑄造掛に申し付けられた。その後板倉伊賀(勝静)も上京してこのことを承知した。両閻老が江戸へ帰って後は大坂町奉行松平大隅(信教)の取り扱いとなり、これから同人は万事大隅の指図を受けた。津山表で鑄造すれば山国であるから燃料や雇い人が安価で、すべて製造は三分の一で出来ると甘言したことかから起った。津山の城下は物価が急に上がり、銅鉄類はもちろん、台木等まで大坂から取り寄せるので、その運輸等に多分の失費がかかり、最前の見込みの通りにはならなかった。その上、旧幕府雇いの庄内藩小原某が西洋新發明の鑄造をして、従前の鑄方より三分の一の



図139 植原邸の跡（津山市上之町）

費用で仕上げるようになり、大隅等も踏込ふみこみ薄くなり、下金くだしきんもはかばかしくなくなった。そこで同人はやむなく津山藩の町人はもちろん、岡山藩の町人にも出金させ、迷惑をこうむった者が数十人あった由である。この铸造事件は筋が立たないように見受け、藩から閣老までは内々申し出たこともあるが、落へ頓とん着じゃくなく任せられたことであるからそのままにしておいたところ、「辰

年御一新」となり、且つ外に不都合の次第もあって「縮入」を申し付けておいた。金主などの催促がしきりにあり、藩に対しても申訳けないので自殺した。

〔進達書〕

この報告は明

治四年五月四日付である。津山藩がこの件については全く責任がないという態度で貫いたのは、時節柄旧幕府と深いかわりのある事柄を避けたからである。彼の死は時代の転換のもたらした一つの悲運で、時に彼は五三才であった。

五、井汲 唯一

剣術修行と 井汲唯一は文政一二年（一八二九）一尊王攘夷運動 一月二五日に生まれた。井汲家は「徒」

で、徒頭支配のもとにあった。父半七は帰真流剣術目録の伝授を受けていたが、弘化四年（一八四七）正月、老年の故をもってその子甲平こうへいに家督をゆずった。唯一（當時は龍之助りゅうのすけ）はその年二月、津山藩士柴田克助の養子となったが、八月には離縁した。たまたま翌嘉永元年（一八四八）七月に兄甲平が病死したので、末期願まごころによって唯一は兄の養子として井汲家を継いだのである。

嘉永三年四月には、心勝流槍術目録伝授につき、五月には理方りかた一流剣術大目録の伝授につき、それぞれ銀一五匁を藩主から与えられた。その年十一月、藩主に従っ

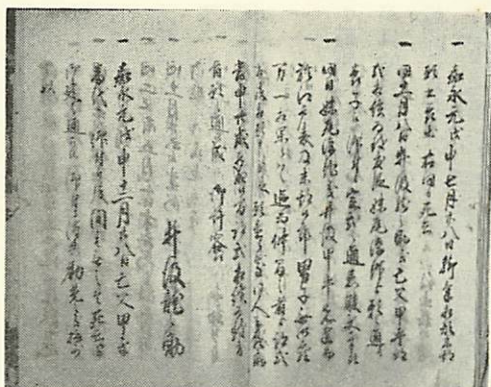


図140 『勤書帳』(新参役人 井汲龍之助の条)

御免。」すなわち正規の勤め以外の臨時の勤めを免除する便宜をはかってもらうことになった。

嘉永五年八月には休息のため一か年間国元へ返されることになり、九月一六日に江戸を出発、二八日に津山へ帰着した。(『勤書帳』)

安政二年(一八五五)正月一六日に「一兩年師家齋藤弥九郎江致二寄宿、十分之修行致候へハ相應之御用茂相勤可レ申旨」を願ひ出て許された。(『江戸日記』)

て参府し、江川太郎左衛門の家来齋藤弥九郎の門に入った。嘉永四年一月には劍術修行のため、手当として年に金二両を与えられ、「請前之外、不時勤被レ成ニ

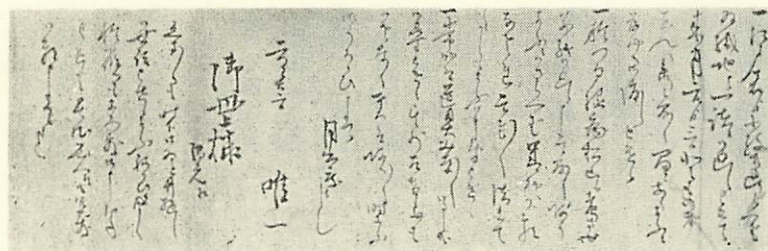


図141 井汲唯一の書簡 一津山市 上之町 井汲浩二氏藏

かくて彼は再び江戸へ出て齋藤の門に入ったが、その頃桂小五郎(のちの木戸孝允)は齋藤塾の塾頭をしており、彼に少なからぬ影響を与えた。彼は齋藤塾で桂に次ぐ存在であった。

安政三年九月、井汲は徒目付飯役を命ぜられたが、これは高木重介の出動するまでの臨時のものであった。

安政四年三月、更に齋藤塾での修行の一年延長を願ひ出て許され、その修行料として一年に金三両を給せられることになった。(『国元日記』) 同年七月、劍術のことに關して武州忍藩(埼玉県行田市)へ三〇日の予定で

行き、さらに二〇日の日延べをした。この頃すでに剣を
通して多方面と交わりを結んでいたのである。

一月一四日から三〇日間の寒稽古は朝八時(午前二
時)から始めるので、その間斎藤塾へ寄宿した。

翌安政五年、藩主の参勤交代に伴う帰国に供を仰せつ
かった。(『江戸日記』)

安政六年に剣術取立方について往来五〇日の暇を願っ
て肥前佐賀藩の家中吉村久太郎のもとへ行ったが、四月
一八日にもはや帰るべき日限になりながら、今もって談
合がすまないとして、さらに五〇日の逗留願いを落しに
出した。六月一三日にさらに三〇日の逗留願いを差し出
して許可されている。そのほか度々出張している。文久
元年(一八六一)には播州(兵庫県)の三ヶ月藩・龍野
藩・姫路藩・赤穂藩、備前の岡山藩、備後の福山藩、備
中の松山藩(高梁市)・新見藩にそれぞれの藩士を訪ねて
一月七日に帰ってきた。また文久二年正月には五〇日
の暇をもらって備後福山藩に赴いた。剣術取立(指導)
が目的であるが、尊王攘夷についても話し合ったものと
想像される。

一方他藩から椿高下(つばきこうげ)の彼の家に寄宿して剣術修行を行

い、逗留中は特に藩
の稽古場へ出席する
ことを許される者が
多くなった。文久元
年になってからの例
だけを見ても、二月

に赤穂(兵庫県)の
森藩、三月に下総古
河(茨城県古河市)の
土井藩、四月に岡山

の池田藩及び鳥取の
池田藩から、それぞ
れの藩士が来て寄宿
する有様であった。

ついに同年四月二三
日には東西二間半、南北三間の藁ぶきの建物を建てて寄
宿の者の稽古場にあてることについて藩の許可を得た。

剣術取立に格別出精したについて、文久元年一月二八
日には米三俵、翌二年一月二八日に米一俵半を藩から
与えられた。彼は剣術について天下にその名を知られた

と、

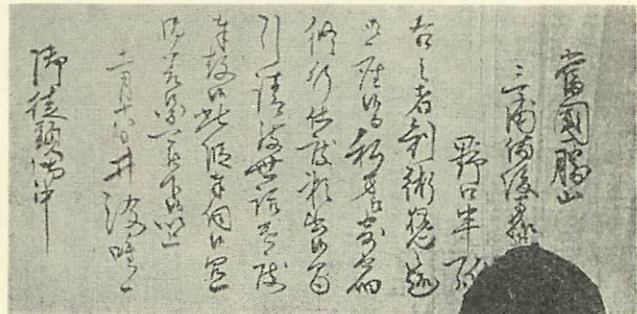


図142 井汲唯一の伺書 一井汲浩二氏蔵

が、疝癩せんしやくの病があつて、文久元年には五月二〇日から六月五日まで勝南郡湯郷温泉（美作町）に、文久二年には八月六日から閏八月三日まで伯州三笹温泉（鳥取県）において入湯治療をするという一面もあつた。（『国元日記』）

文久二年一二月、藤本十兵衛らと藩へ無断で伏見に赴き、黒田彦四郎ひつを説得し、その活動によって、ついに津山藩主に対する内勅降下に成功した。翌文久三年正月一三日、内勅を奉じた黒田に従つて津山に帰り、一七日には再び京都へ出発した。藩主は二月に上落して国事周旋にあつたが、五月には津山に帰つた。この時彼は病と称して従わず、京都にとどまつて諸藩士と交わつた。そのころ彼の門に剣を学ぶ者がすこぶる多かつた。彼の交友範囲は広がつたが、かつて斎藤塾で深く知り合つた桂小五郎を介して、長州藩の尊王攘夷論者らとも気脈を通じていたのではあるまいか。（第一章一参照）

投

獄

文久三年（一八六三）九月二四日京都留守居発の書状が、二九日に国元に着

いた。その中に

十津川郷士のうち先日以來乱暴の者があるとの風聞

がある。元中山侍従らに組すれば違勅の名をまぬかれがたく、その罪は軽くない。右の心得違いがあればよんどころなく罪せられる。趣意をよくわきまえ、朝敵にならないようにせよ。

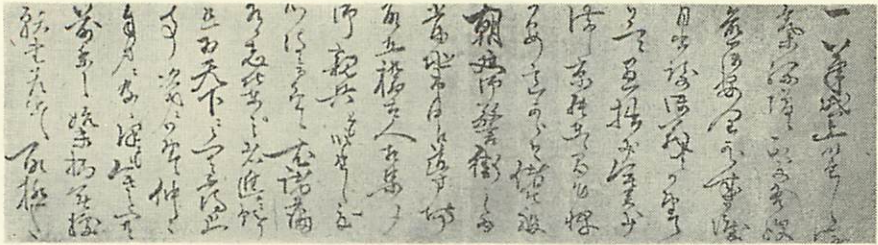
という内容の幕府の沙汰があつた。

中山忠光ただみつらの天誅組はこの年八月一七日に挙兵して大和五条代官所（奈良県五条市）を襲撃し、九月二五日には潰滅かいした。幕府は天誅組関係者を追求して、すでに討幕運動となりつつある尊王攘夷運動を弾圧しようとしたのである。土州藩で武市瑞山たけちずいざんらの尊攘派が投獄されたのも九月であつた。井汲も九月に京都で捕えられ、一月一日に津山に護送されて町奉行同心に渡され、直ちに揚屋あがりや（未決囚拘留所）に入れられた。

井汲が果して天誅組と気脈を通じていたかどうかは疑問であるが、尖鋭化してきた当時の尊攘運動に関係するものとして幕府側の忌むところとなつたのである。

『改政一乱記』によれば、鞍懸寅二郎が若者二四人、

足輕三〇人を従えて国元から京都へ急行し、祇園ぎおんで遊興中の井汲を捕えたとある。実際には鞍懸は八月三日に津山から京都へ向い、一〇月一日に京都を發つて江戸へ行



一津山郷土館蔵

き、一〇月二八日に江戸を出発して京都に帰っている。したがって、逮捕に關係はあり得るとしても津山からそのために京都へ行つたはずはなく、信頼のおける説ではない。入江縫殿の俣右膳は九月二八日に摂州台場(五毛村)を出発し、井汲を警衛して一〇月一日に津山に帰着した。当時藩主はかなりの部下を従えて在京しており、一〇月七日に津山に帰った。従って井汲の逮捕は藩主のもとで決められたもので、『改政一乱記』に記されているように国元で鞍懸の献策によって決められたものではない。

〔「江戸日記」・「国元日記」〕

藤本十兵衛

井汲と同時に処分をうけた者に藤本十兵衛があった。彼は文政四年(一八二一)五月二六日生まれで、井汲とともに内勅降下に奔走した一人である。文久三年(一八六三)五月、藩主の供をして津山に帰る途中、河内国佐大駅(大阪府守口市)で腹痛がおこったとして、許可を待たずに京都へ引き返した。そのため供の中にいた大沢謙助と十兵衛の俣十蔵は、許しを得て十兵衛を連れ帰るために途中から引き返した。(「上京中井帰国道中日記」) この時は連れ帰ることができず、六月七日に俣の十蔵・外記介の二人が看病かたがた京都へ出向いた。

十兵衛は病気が快くなつて、六月二五日に津山に帰ったが、無断で京都へ引き帰したことに、その心得違いをわびる書面を、二八日に支配頭を通して差し出した。支配頭からは当人の謹慎を親類どもが気をつけるよう、組頭をもって達しただけで、表向きの処分はないままであった。しかるに井汲が津山に護送された一〇月一日七半時(午后五時)、藤本に対して

其方儀、昨冬無^{そのほう}願致^{ななつはんとき}二他行^{また}一、且又當夏京都表より御帰国^の之節、御供先病氣と申立置、致^{また}三帰京^{また}一候次第、

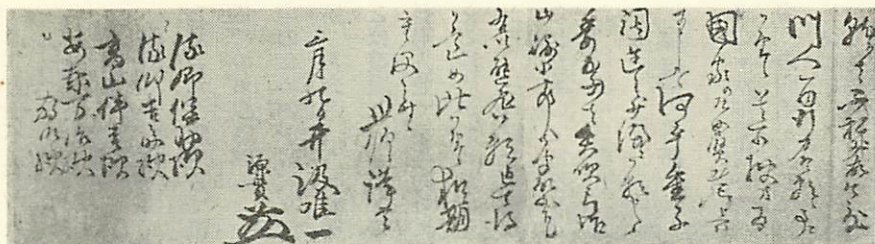


図143 井汲唯一の書簡

不_レ輕心得違有_レ之、不_埒（ふちち）
至極之事二候。

と言つて「蟄居締入」（_{ちつきよまりいり}）（自宅監禁）を命じた。そして

悴十蔵に対しては、祖父ま

での勤めに免じて、特に名_{みょう}

跡をたてることを許し、「御_{あてがひ}擬作七石三人扶持、格式大

役人、勘定奉行支配」を仰

せ付けた。これまでは高四五俵、格式小姓組であつた

から、かなりの格下げである。（『国元日記』・『安政三年津山藩士分限帳』）

文久二年の暮に無断で出

京して内勅降下に奔走したこと、文久三年五月に藩

主の供をして帰国しなかつたことはあるが、その時に

格別のとがめがなくて急に

処分されるようになったのは、八月の政変によって天下の大勢が変化したこと、それに伴って尊攘運動の尖鋭化が危険視されてきたことが、藩の態度にも反映したものである。

藤本の監禁、蟄居五年余で世は王政復古となった。津山藩の進退が問題になった慶応四年（一八六八）正月に、彼は許されて他藩との折衝にあたった。その年（明治元年）一二月一五日には使番となり、外事係・船奉行・宗旨奉行・鉄砲奉行兼帯_{けんたい}を命ぜられた。そうして翌一六日には神戸へ出発した。のち弁事役_{べんじやく}・大属に任ぜられ、処分前より以上の地位について四級に格付けされた。明治一九年（一八八六）に病没した。（『国元日記』・『明治維新前美作志士列伝』）

黒田彦四郎 彼等の内勅降下運動の首領として担ぎ出された黒田彦四郎は、文久三年（一

八六三）三月に江戸詰め_{詰め}の年寄となったが、四月下旬からは病氣と称してほとんど出勤せず、七月二四日に江戸を出発して津山へ帰ってからも御用日に欠席を続けた。

一〇月に藩主が津山に帰り、一月九日に至って黒田に隠居を仰せ付けた。その時の申渡しには

其方儀不_レ容易_二心得違之儀有_レ之不_レ埒之至_二候。依_レ之急度可_レ被_二仰付_一二_レ処、以_二御機密_一隱居被_二仰付_一、
 悴春吉江家督被_二仰付_一候。尤遠慮被_二仰付_一候間、
 相慎可_二罷在_一候。

とあった。隠居して慎んでいるよう命ぜられたのである。のち慶応四年（一八六八）三月一五日、藩主が上京中のため御用番代家老永見丹波ながみたんばから「再勤年寄帰役申付候。入念可_二相勤_一候。」という申し渡しがあった。帰役とは復職ということである。そして「擬作百五拾石、役料附人並」を与えられた。同時に悴春吉に一五〇石を与える沙汰があった。元来黒田家は三〇〇石取りであったから、一旦家を相続していた春吉と禄高折半の措置がとられたものである。その後彦四郎は少参事に任命された。（『江戸日記』・『国元日記』）

榊原平次郎

井汲・藤本らとともに内勅降下に奔走した榊原平次郎景長は越州流の軍学者の平次郎景周の養子となり、そのあとをうけて津山で多くの門弟を擁していた。（『明治維新前美作志士列伝』）
 彼は文久二年（一八六二）一月に藩主に建白書を出して時勢を論じ、津山藩は親藩で格別由緒のある家筋で

あるから、「かかる天下安危存亡之極る時節に至り、御寸功も不_レ被_レ爲_レ立、居ながら天下之変を御傍観被_レ遊候は、自然之勢 朝廷を離れ、幕府にも附_レず、外藩には元より離れ候て、孤独の形に相成行、甚_レ御不爲之御儀と奉_レ存候。」と率直に藩主に對し政局の周旋に乗り出すように説き、朝廷と幕府への建白文の文案まで記している。（『津山温知会誌三』）

文久四年正月には恒例の表彰があり、彼はその筆頭に「御勢揃調、御備調御用相勤候付」金一五〇疋を与えられた。彼は文久三年から翌年にかけて摂州五毛村の陣屋の警備にあたり、幕府の要請で七月一日に大坂へ配備し、二〇日未明には禁門の変に敗れた長州藩兵を大坂で捕えることにも関係したが、長州征伐のため五毛村の任務を解かれ、陣所を撤収して一〇月に津山に引きあげた。

元治元年（一八六四）一〇月二五日には五毛村から國元へ帰った者が幾人か藩当局のとがめを受けた。すなわち朝六半時（午前七時）中奥頭兼帯の村山左京からその宅においてしかりおく程度の沙汰があったが、その心得違いの内容は明らかでない。榊原平次郎に對しては次の

ように達せられた。

其方儀、五毛村御陣所詰中、心得違之義も有レ之趣、且又一昨年上京砌、如何敷所業も有レ之由相聞、依レ之急度可レ被ニ仰付一候処、御備向取調骨折相勤候付、今般は御用捨被ニ成下ニ候。以後相慎可レ申候。〔江戶日記〕

これによつてみると一昨年即ち文久二年に彼が井汲・藤本らと黒田彦四郎を擁して内勅降下に奔走したことを取り上げている。長州藩が朝敵として討伐されるような段階になり、藩の主導権を握つた保守派勢力によつて責任を問われたものである。しかし彼は文久二年一二月一日に、私用で京都へ行くことについて二〇日の暇を許可されていたから、無断上京という罪には当らなかつた。〔国元日記〕

自 決

黒田の処分が決した日、すなわち文久三年一月九日に、藩から井汲の弟金田一也（のち執まもるといひ、風琴ふうきんと号した）に対して次のように申し渡した。

井汲唯一義、去冬無レ願致ニ他出ニ、其上當夏京都表より御帰国之節、病氣之趣を以御供断致、快候ハ、早

々罷帰可レ申処、無ニ其儀一、且又上を不レ憚所業茂有レ之、不届至極候。依レ之嚴重之御仕置可レ被ニ仰付一処、格別之以ニ御憐愍ニ永揚屋入被ニ仰付一、家名断絶武器欠所被ニ仰付一候。役介は親類江引取候儀、勝手次第候。屋敷早々引払可レ申候。此段可レ被ニ申渡之一候。

そして武器欠所として左の通り受け取つた。

一、大小 袴腰

一、矢 式本

また同人屋敷は作事方へ渡した。井汲の家族は金田一也が引取つた。

その日徒組頭は差控を伺つたがその義に及ばずのとことであつた。金田一也も同様に伺つたところ、伺いの通り仰せ付けられ、一二日に差控御免となつた。さらに一つの波紋があつた。金田一也が徒目付・目付組差し添いで、揚屋入りの井汲唯一へ「御用之筋有レ之應對致度旨」申し越した時、牢番田村道助は、伺いを出して指図を受けるべきを無断で揚屋へ案内して應對させたかどで、一日に「追込」を仰せつかつた。〔国元日記〕

慶応二年（一八六六）四月一〇日に長州藩士らが備中

倉敷代官所を襲い、その後津山へも押し寄せるといいうわさがあり、津山藩としては相当心配した。この時井汲は上書して牢舎を出ることを許されれば身命をなげうつてご用を勤めたい、もし許されないなら自殺の覚悟であると願ひ出たが許されなかった。

かたちをば捨てて心はみす竹の

君を守らんやまとたましい

という辞世の歌を残して自殺したと伝えられる。(『改政一乱記』) また、矢吹金一郎が記すところによれば、長州の浪士が井汲を奪還に来るといふ風聞があり、彼はこれを聞いて「憂懼安ンセス、上書シテ自殺セント請



図144 井汲唯一の墓(津山市 成道寺)

フ。聴サレヌ。遂ニ獄中ノ一古釘ヲ取り、喉ヲ刺シテ死ス。時ニ慶応二年四月二十四日ナリ。年三十八。」とある。(『美作贈位者列伝』) 倉敷代官所襲撃事件が、彼の死を早めたことになる。また伝えるところでは毒殺せられたとも言うが、さだかでない。

立石 孫 一 郎

二宮村の大庄屋に立石公久(後に正介)

というものがあり、諸方の志士と交わ

り国事に奔走していた。その甥大谷敬之助は播磨佐用郡上月の人で(公久の姉が大谷喜道に嫁した)公久の家に寄食し、剣を井汲唯一に学び、後、備中倉敷の大橋家を継いだ。敬之助は倉敷で森田節齋の門に学び、公久のすすめで長州藩に仕えた。立石家もとの毛利氏に属した旧縁により、その祖が毛利輝元から与えられた感状を携えて行った。そこで自ら立石孫一郎と改め、高杉晋作に従い、やがてその小隊長となった。時に長州は藩論が二派に別れていたが、彼は開戦を主張し、慶応二年(一八六六)四月、兵百余人をひきいて倉敷代官所を襲うた。進んで宝福寺(総社市)に陣し、翌日蒔田藩の浅尾陣屋(総社市)を焼いた。備前藩及び備中松山藩に撃たれて、孫一郎は海路四国の多度津(香川県)に逃れ、さらに周

防の熊毛郡（山口県）に上陸して主戦派に合流しようとしたところ、非戦派がこれを捕えようとし、孫一郎はここで戦って死んだ。四月二十六日、年三二才であった。このことに関連して公久は備前藩に捕えられて津山に護送された。獄にあることおよそ二〇日で、自宅に幽閉となった。王政復古後は津山藩に用いられ、やがて政府の刑法官になったが事に坐して投獄された。（『立石家譜』（第一章五参照））

六、鞍懸寅二郎

津山藩に登用

封建制度下においては、身分を固定することによって社会秩序を維持してきたが、幕末になると人材が払底して藩政の上に支障を来すようになった。そのため、やむを得ず今までの身分を越えて若干の拔擢が行われたのは津山藩に限ったことではない。町人が養子縁組によって士分になり、あるいは下級の士が次第に重要な職務に携わるようになった。しかし、それはあくまでも例外的なことで、大勢はやはり階級制度のもとに束縛されていた。鞍懸寅二郎（のち

寅治郎・吉寅、号は秋汀）の如きは異例に属するものであるが、それは津山藩として彼を必要とする理由があったからである。

鞍懸寅二郎は天保五年（一八三四）、播州赤穂（兵庫県）に生まれた。赤穂の森家はもとの津山藩主の後裔である。彼は安政四年（一八五七）、拔擢されて勘定奉行になったが、反対派の策謀によって翌年職を罷められ、やがて藩から放逐せられた。そこで、彼は江戸に出て旧師の塩谷宕陰の門に入って研鑽につとめた。彼は郷里にある母の希望もあり、郷里から程遠からず、また赤穂とは旧縁のある津山へ来て、藩士河井達左衛門に頼った。その河井を訪問したのは万延二年（一八六一）正月三日であった。河井の世話で西北条郡香々美中村（鏡野町）大庄屋中島多右衛門の家で塾を設け子弟を教えることになった。

河井及び郡代山本恭二郎らの推輓により、文久二年（一八六二）五月二五日に「津山藩校学問世話并講釈」を命じ七人扶持を給せられた。一〇月二二日、格式小従人組として一〇人扶持を給与され、儒者として用いられることになった。同月二五日に国事周旋掛（他藩応接係）

を命ぜられ、二九日に京都へ出立した。そのころの京都には各藩の志士や浪人が多く集まり、尊王攘夷論が盛んであった。(第一章一参照) 彼はここで多くの他藩士と接触し、時代の空気を存分に吸収することができた。一月二〇日に津山に帰り、二六日に慶倫の学問相手を命ぜられた。一月一日に再び京都に向い、在京中に藩命をうけて江戸へ赴き、一月二八日に津山に帰った。

〔国元日記〕・『鞍懸先生年譜抄』・『勤書帳』

尊王攘夷論

鞍懸は文久三年(一八六三)正月六日

にまた京都へ出発し、同月二六日、格

式番外ばんずれに昇格した。二月には藩主慶倫も上洛して来た。

將軍後見職の一橋慶喜よしのがは既に京都にあつて公武合体の実をあげるべく朝廷に働きかけ、やがて將軍家茂いえもちの上洛をも迎えようとしていた。

二月二二日、京都の等持院とうじいんにある足利尊氏あしかがたかうじらの木像の首を刎はね、智茂かちの河原かはらにさらして快哉かいさいを叫んだ者があつた。京都守護職松平容保まつだいらひろやすは命じて彼らを捕縛させた。このとき鞍懸は次のような歎願書を松平容保へ出した。

尊王攘夷の説が盛んになつたのは浪士だけの力ではないが、浪士の功も大である。されば浪士に少々の過

失があつてもなるべく寛大にされたのは幕府の洪大の恩徳と思つていたところ、先日浪士どもを会津侯あいつつこうの手で召し捕られたので、在京の人々は、何のわけか知らないが、さすがは会津侯であるところ、何のわけか知した。やがて足利三代梟首きょうしゅの故とお触書があつて人々はじめて不審をはらした。天下の権が浪士にあるため、梟首を見る者は大でい心で思つても口は黙しているが、守護職においては捨ておき難いことと思ふ。きつとお仕置になるだろうと在京の人々は嘆惜している。今日幕府は政道を革あらため朝廷を尊崇し、歡感えんかんを遵奉じゆんぽうしている時で、このような所業は不遜ふそんの至りであるが、もとより慷慨こうがいのあまり激して覚えすここに至つたものかと思ふから、その罪はもとより憎むべきであるが、その心は哀れむべきものである。既に召し捕られ、ご威光もかがやきご政道も立つたように思う。この上は格別の緩典くわんでんによって許されれば、再生のご厚恩にきつと報い、攘夷に尽力すると思う。私は浪士に一面識もなく、愛惜するのではないが、時勢の変遷を憂いて願ひ上げる。

右の嘆願書は文飾が多く、端的な表現ではない。しかし

第三章 人間群像

そのなかに、過激な行動は是認しないが、攘夷の重大性を何よりも優先させる彼の考えが述べられている。(『津山温知会誌一五』)

彼は文久三年六月一日に津山から京都へ向かって出発し、一旦帰ってまた八月三日に京都へ向かった。

八月一日に政変があり、彼が接近していた長州藩は宮門警衛の任を解かれ、毛利父子は誼責(けんせき)を受けた。八月に上京してきた慶倫から九月一三日付で幕府へ出した上言書には、鞍懸の主張する攘夷の意見が強く反映しているようである。鞍懸は慶倫の命をうけ一〇月一日に京都を出発し、一三日に江戸へ着いて攘夷について周旋にとめたが、これという成果も得られないで一〇月二八日に江戸を出発した。一月九日から一八日まで京都に留って津山へ帰った。(『江戸日記』・『国元日記』・『津山松平藩文書』)

翌文久四年(二月二〇日に元治と改元)二月一三日、彼は南新座に屋敷を賜わり、三月一五日、これを作事方から受け取った。(『国元日記』)

七月、長州征伐の命が出されて津山藩にも出兵準備の沙汰があり、八月一日には津山藩の部署決定の沙汰が

徳守神社			御 殿					
家 社			御 殿					
御 殿 天	御 殿 信	御 殿 村	御 殿 士	御 殿 生	御 殿 井	御 殿 原	御 殿 山	
勸 農 所	督 業 所	村 瀬 純 之 進	廣 瀬 周 藏	鳥 田 隆 之 助	宮 地 衛 橋	渡 邊 万 龜 夫	伊 丹 健 十 郎	山 上 道 庵
宇 那 木 柳 藏		湯 浅 梅 左 衛 門	御 二 野 彰 彦	御 次 吉 三 三	御 田 田 幸	星 岸 洋 軒	野 妻 早 郎	御 文 田 幸
三 島 外 三 郎			永 見 功	山 岡 茂 藏	吉 田 武 士 郎	飯 島 鼎	鞍 懸 寅 次 郎	宇 津 吉 貞 助

図145 南新座士邸略図 (明治3年『津山温知会誌』)

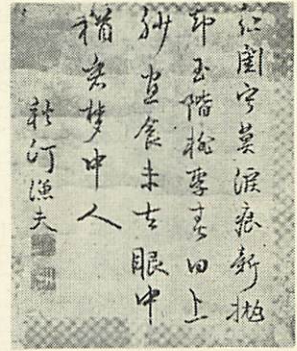


図146 鞍懸寅二郎の詩、書
一津山市 中之町
三好基之氏蔵

国元へ伝えられた。鞍懸は出馬を諫めるために熱意をこめて、三、七〇〇字を超える長文の上言書を八月一八日に認めた。

今般長州追討のことは「皇国尽滅之兆ニ而徳川家存亡之関処」であるから、一しお尽力せられるように、この前の書面で申し上げたところ、征長を延引するよう周旋のため海老原信濃を上京させられたのは喜ばしい。お家（松平家）は長州と縁家でもあり、昨夏摂州陣場を貰い受け、その答礼に鎧を贈ることが決まり、用意もできているのにそのまま捨て置かれているのは、義理人情を捨てた振舞である。小国の天下に立つのは信義礼節のあるによる。将軍が親しく進発するの

はきつと奸人が勧めたからで、皇国の命脈の絶滅する確報である。他藩はどうあれ、征長延引に今一層尽力せられたい。臣に数十日の暇を賜れば、諸藩の周旋に十分力を尽くしたい。これが畢生の素願である。（津山温知会誌一五）

右のように論じて、自分を対外活動に重用してくれるように強引に藩主に迫った。

前年の八月一八日の政変から、京都における尊攘運動は頭打ちの状態であり、津山には前年四月に前藩主確堂が帰国して藩論も保守的勢力に支配されるようになっていた。こうした形勢のなかでの鞍懸の焦燥感が右の上言書に表れている。

元治元年（一八六四）九月になって、慶倫から幕府へ長州征伐をなんとか平和裡に解決するように建白したが、その論調には鞍懸の意見が反映しているとは見られない。彼は既に藩の主流からはずされていた。（第一章一参照）

小豆島事件

元治元年八月、小豆島で島民の一人がイギリス人によって殺される事件が起こり、鞍懸がその処理を命ぜられた。新参の彼を多方面



図147 鞍懸寅二郎一津山郷土館蔵

に活躍させたことは、一面から見れば、津山藩内に然るべき人材が無かったことになるが、藩としては彼を長州問題から方向転換させる必要もあつたと解される。

小豆島のうち六ヶ村は天保九年（一八三八）に津山藩領となったもので、山国の津山藩が瀬戸内海の明るい島を領したことは、その視野を大にするとともに、時節柄、対外問題に関係せざるを得ないことになった。次に小豆島事件の概略を記す。

元治元年八月二日夜、オランダ船三艘そうが小豆島白浜ちようじやがはな長者ヶ鼻ふじのせ沖合富士之瀬の辺に来泊し、二四日午前に

五艘、二五日巳刻みのく（午前一〇時）に、さらに四艘が来泊したが、これらはイギリス船であつたようである。これらの異国船は長州表へ戦争に行った船とも云い、実情不明ながらおだやかに滞船していた。異国船へみだりに見物などに行つてはならないと嚴重に島内に触れておいたが、島民の中には魚類を売り、金品を受け取る者もいた。二五日申刻さる（午後四時）イギリスの大船へ小船より器物を運ぶのを見物していた蒲生村がもうの百姓幾多郎という一九才の青年が、異人の発砲により右乳三寸ばかり下脇へ撃ち込まれて即死した。その発砲者はすぐさま船中へ逃げ込み、他の異人どもは集まって種々介抱し、青年の同伴者等は慌てて逃げ去つた。その時室生村ほうしやうの庄屋等が見回り中この始末を見て、早速注進のため船を早めて帰つた。途中異人どもが詫わびに行くから死人の家へ案内してくれと頼むので蒲生村の庄屋の宅へ案内した。庄屋は不在であつたので、庄屋帰宅の上は速やかに船に来てくれと申し置いて帰船した。このことを庄屋より届け出たので、島詰めの役人がすぐさま異国船へ談判に行くべきであるが、試みに

先方の意にまかせ異国船へ行つて一応とり糺すことを庄屋に申し付けた。庄屋はまた病後難渋につき代人として同村組頭を差し遣わした。異人は丁寧これに之を遇し、金子らしいものを渡そうとしたが受け取らず、また供応しようとしたが辞退した。さらに大船へ今一応行つてくれと頼むので大船へ赴いた。大船は提督の船らしく、日本語のできる者が応接し、不慮ふりよの出来事をおわび、金子を受け取つてくれるように申し出たが、金子は受け取らず、また事件落着を承知したとも答へなかつた。組頭の帰つたのはすでに夜半で、すぐ役所へ届け出た。役人商議の上、翌朝代官等が出向いたところ、すでに異国船は出帆していた。(『江戸日記』)

小豆島事件の処理を命ぜられた鞍懸は、八月一日に津山を立ち、小豆島で事情を調査し、組頭伊兵衛いへえの調書を取り、英人の贈つた器物を携え、二九日に島を出発した。大坂および京都に立ち寄つて所用を果たし、一〇月一八日に江戸へ着いた。十一月四日、江戸の留守居じゆうぐ定介さけ(補佐役)昌谷端さかや一郎は鞍懸の書いた長文の小豆島始末書を添えて「人心納得かんた感戴かんだい仕候様之御処置被_レ成_レ下_レ候様只管奉_レ願候。」云々と書いた願書を幕府へ提出した。

その後鞍懸は折衝を続けたが、一二月一日に

今般小豆島一条の御用を仰せ付けられ出府していたが、「必竟ひつきよう御国体ニも差響さへび候不_レ容易ようい御用向」で、今一応伺い定めなくてはならぬこともあり、「公辺こうへニ於おいても此節御事多之中ニ而右一条急速御処置ニ不_レ相成_レ候哉_やニ承知仕様。」については五、六十日の見込みで立帰りたい。

という願いを落へ出して許可を得た。(『江戸日記』)

小豆島事件は長州藩が英国等四国と戦つて敗れ、講和した直後のことで、幕府は英国に対して弱腰であつた。その上津山藩主慶倫の熱意不足と江戸役人の非協力が鞍懸を苦境に立たせた。交渉の途中、元治二年(一八六五)三月一六日付けで寅二郎から津山藩士の河瀬重男あての書状の一節に「今日のところ小生自分直々英人と応接かま仕るべく候こと願ひ出でたく存じ候えども、上(藩主)お踏み込み浅く、殊に江戸お役人、お留守居はじめ国家の榮辱と申すことなどは夢にも見ぬこと、唯々ただお役料の利をむさぼり朝暮酒を酌くみ候ことを終身の楽しみとのみ存じ居り候ことなり。」と記している。當時、幕府は外国との間に事件を起こして、しばしば償金を取られている

が、外国から償金を取って謝罪させるということは例の無いことであつたから、交渉に積極性がなかつたのである。(「勤王の志士鞍懸寅二郎」)

元治二年三月二七日に鞍懸は、その補佐たる谷口の用事は終つたから国元へ帰し、途中小豆島へ立ち寄つて領民に交渉の経過をも話して諭しておくようにしたいと願ひ出た。谷口は四月一日に江戸を出発した。(「江戸日記」)

慶応元年(一八六五)四月二三日、鞍懸は幕府の呼び出しを受けて昌谷端一郎と同道して出頭した。「蘇鉄の間」において二通の書簡の和解を渡され、償金はイギリス側から受け取り次第渡すということが伝えられた。

この時渡された一通は水師提督からイギリス公使への書簡で、これがイギリス側の資料として問題解決の基礎となつたものである。一八六四年一〇月五日、横浜においてしたためられたものである。これは日本の暦では元治元年九月五日で、次の文中に去る二四日とあるのは九月二四日、すなわち日本の八月二四日にあたつてゐる。船隊が横浜入港後間もなく提出されたもので、日本との交渉開始前のものである。

大要は次の如くである。

下之関しものせきからの帰路、船隊が内海を航する時に不慮に

起つたことの委細を報告する。去る二四日の日曜日、船隊が小豆島の一村に碇泊し、一船から他船へ大砲を移した。そのころ日本の一船夫はヒール・ノット号にいた士官の短筒が不慮に発したのに当つた。その筒は士官の僕がみがついていたものである。日本人は心臓を撃ち抜かれて即死した。その死体は「死者の官人」

(村役人の意)などが直ちに持ち帰つた。

甲比丹かびたんリュアルドは余の命令で村の重立つた者にその事情を述べ、死者の親族に相応の償金を与えるために上陸した。村の重立つた者が他出中で応接することができなかつたので、右の伝言を残した。夕刻に重立つた者が自らコライリス船に来て歎息する旨を述べて帰つた。談判の後、あのことは不慮から出た旨をよく認め、死者の親族への償金を受けなかつたことについて、日本政府から貴下に申し出る時、右の趣をもつて取り扱うように請う。

この内容は事件が故意でなかつたことを強調し、償金支拂いの意志を表明したものである。この書簡を添えてイギリス公使から「江戸外国事務宰相台下」へあてた今

一通の書簡の要点は「双方の申し分を比べ考え、この事
は不慮の事件で、裁判に付するいわれはない。水師提督
がその時用意したように死者の親族に相応の償いを出す
用意がある。」とある。

この公使の書簡は一八六五年一月一日(日本暦元治
元年一月三日)に横浜でしたためられたものであ
る。先方は償金を出すことは当然の義務として考えてい
たわけである。交渉が手間だったのはむしろ日本の役人
の出方に、不慣れと熱意の不足があったためではないだ
ろうか。結局洋銀二〇〇枚を英国側が出すことになり、
鞍懸は慶応元年(一八六五)五月六日に江戸を出発して
途中小豆島に立ち寄った。死亡した幾多郎は当時一九才
で、姉さよが二二才、弟菊松が一二才であった。両親は
早く死亡し、幾多郎が桶屋をして姉弟を養っていた。菊
松は元来多病で相続はおぼつかなく、さよに婿を取り迎
えて跡目相続をさせたい含みであった。(『江戸日記』)

償金の処置については、畑地を買い求めさせるか、あ
るいは畑地のない場合は、「懺成方へ貸付置、利銀を以
暮方足いたし候様」取り計らわせないという方針を立
てて、郡代細川唯右衛門から藩当局の了解を得た。そし

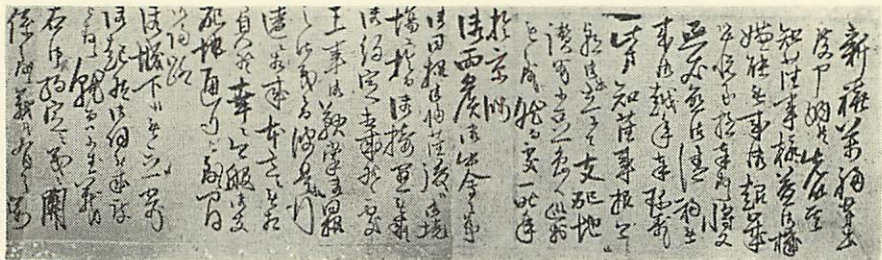
て償金の洋銀二〇〇枚の
代として一一四兩一步一
朱と二分五厘を郡代が勘
定所から受け取った。慶
応三年(一八六七)正月初
旬のことで、あたかも小
豆島に百姓一揆が起ころ
うとしていた頃である。

(『郡代日記』)

明治維新と
鞍懸

小豆島
事件の

解決は当時の日本外交史
上特筆に値するものであ
ったが、この事件とは別
に津山藩における鞍懸の
立場は苦しいものになっ
ていた。一つには時勢の
変化があり、また一つに
は文久三年(一八六三)
四月から元治二年(一八



一津山郷土館蔵

第三章 人間群像

六五)三月まで前藩主確堂が津山に居て、佐幕派の勢力が強くなってきたことにもよる。慶応二年(一八六六)六月一二日、鞍懸は津山を発ち、二八日に江戸に着いたが、この江戸詰めは彼には左遷を意味するものであった。しかし一年の在府予定のところ、居ること四か月で前將軍家茂の諡号(おくりな)を奉じて、一〇月二三日に江戸を発ち、一月に津山に帰着した。帰ると間もなく百姓一揆が起こり、その説得役として働いた。慶応三年七月一日には国産懸助、運上奉行受持を命ぜられた。一月には蔵板懸を命ぜられ、四書改刻のことに従った。これは明治になって出版され、藩校の教科書として用いられることになる。(『鞍懸先生年譜抄』・『郡代日記』)

しばらく要路から外されていた彼は寅治郎の名で登場してくる。慶応三年一二月三日『京都役所日記』に
 鞍懸寅治郎義、去月晦日立二而罷越候付、人足式人馬一疋之先触来着。
 とある。
 一二月八日に御所御仮建へ各藩の代表を召集した時、彼は奥村牧夫に自分から出席したいと申し出た。そして

会議の模様についての詳細な手記を、翌日奥村に渡した。当時京都留守居の筆頭は村山左京で、奥村はその補佐役であった。鞍懸の手記は奥村によってそのまま京都役所日記に載せられている。その大要は第一章四に記したからここには省略する。

明治二年(一八六九)八月一五日に執政二人、参政三人の投票が城中で行われたが、その結果は公表されていない。やがて八月二四日、政庁において執政本多左門から参政出席の前で、彼に
 参政帰役申付候。重役

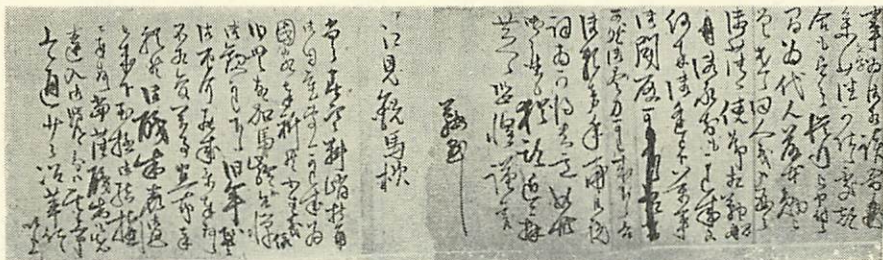


図148 鞍懸寅二郎の書簡

筋々之間入念可三相動候。

と申し渡し、その書付は参政から彼に渡された。御座の間で知事から直接に申し渡すべきところを略式にしたものである。そして同時に「役料並之通」という辞令が渡された。彼はこれまでの異例の拔擢に対する反感と確堂を中心とする保守勢力からの牽制けんせいによって、新政府からの召命を病と称して辞し、参政の職をも退いていた。この投票の結果として、また参政に任ぜられることになったのである。

九月七日には同じく政庁で執政本多左門から「民政向引受被_ニ 仰付_二候」という辞令が出された。

九月二八日には少参事を仰せ付けられ、一〇月七日には小沢本支おさわもとえ・宮田矯四郎みやたきよしろうとともに権大参事に任命せられた。この時は、辞令を知事が直接に渡した。(『国元日記』・『御改革日記』)

彼は明治三年二月に上表して解職を請うたが藩はこれを許さなかった。同年一月ごろ藩制改革向のことで上京中に、政府から用向きがあるからしばらく滞在するよりに命ぜられていたが、よんどころない藩の事情によって往返三〇日の暇を願ひ出て、一月八日に東京を出発

して津山へ帰った。一二月一日付けて藩知事から次の願を弁官へ出した。

鞍懸津山藩権大参事

右は藩制改革向之義ニ付、先般上京罷在候処、御用之義御座候付、暫滞しばらく在候様、被_ニ 仰出_一、奉_レ畏候得共、無_レ 據よんどころなき 藩情之義を以、往返三十日之御暇奉_レ 願、帰藩仕候。然ル処道中より病氣ニ而、着後早々出勤茂不_レ 仕、其後快気は仕候得共、改革向之義ニ付、今少シ申談致義も御座候間、何卒なにとぞ 今十五日之御日延被_ニ 成下_一候様、仕度奉_レ 存候。此段奉_レ 願候。以上。

この願ひは一二月一三日に弁官へ進達した。藩制改革その他のことで津山では種々問題があり、彼の滞在を必要としたので、一五日間の滞在延期を願ひ出たものである。その頃は政府の民部省へ転出が内定していたので、一二月に藩から出す報告の中には彼を権大参事から除いている。一二月一三日、海老原大参事えびはらとともに津山を出立して、神戸から蒸気船に乗り一九日に東京に着いた。この頃から吉寅よしとむと称している。翌四年一月から民部省出仕となり、藩の権大参事を兼ねた。(『進達書』・『東京日誌』)

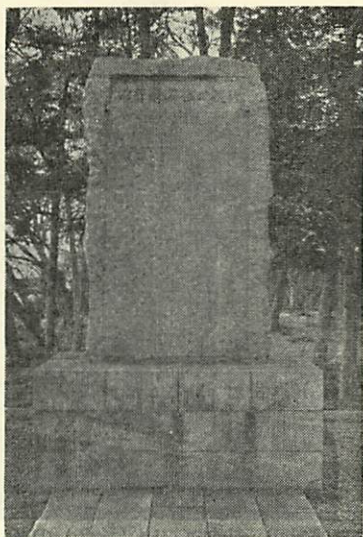


図149 鞍懸寅二郎の碑（津山城跡）

廢藩置県が断行された明治四年七月、彼はその趣旨を
 国元へ徹底させるために三〇日の暇を申請して帰国し
 た。慶倫の病を見舞うつもりであったが、彼の津山に帰
 った八月四日にはすでに慶倫は他界していた。彼は慶倫
 によって登用され、君臣の情が深かったので最後の別れ
 がしたい気持があったようである。

津山に帰っていた鞍懸は八月一二日の夜、暗殺され
 た。親友である県大属の河瀬重男を椿高下の宅に訪ね、
 要談を終えて門を出ようとするとする時であった。

藩ではその犯人逮捕のため、きびしく探索を行い、各

家から一二日夜の外出の有無、外出者は何時に誰を何の
 用向きで訪ね、何時に帰宅し、同道者があったか、一人
 一人についての報告を出させた。七〇才以上一五才以
 下、ならびに女子は外出在宅の訳を書き上げなくてもよ
 いが、心がかりのことがあればその訳を認めて差し出さ
 せた。その書式の雛型まで示している。太政官からも暗
 殺者を探索捕縛するよう命令が出され、九月一四日に津
 山県庁から布告している。容疑者は逮捕されたけれど
 も、遂に自白しないままに釈放された。当時の旧藩士の
 間には新政府の諸改革への不満とともに、その要路に立
 っていた彼への反感は相当強かった。政府側では彼の民
 部省出仕は一時的で、民部省廢止後の地位も考慮せられ
 ていたとも伝えられ、彼は新政府で重用される反面、旧
 藩との間において苦しい立場に立たされていたのである。

津山県からは八月二二日、政府の史官にあてて、彼が
 「藩制中ヨリ爲ニ国家ニ抛ニ身命ニ尽力仕、勲功拔群之者」
 につき格別の訳をもって、相当の祭筵料を下しおかれる
 ようにと伺書を出した。

これに対し八月二七日、史官からの呼出しで、斎藤少

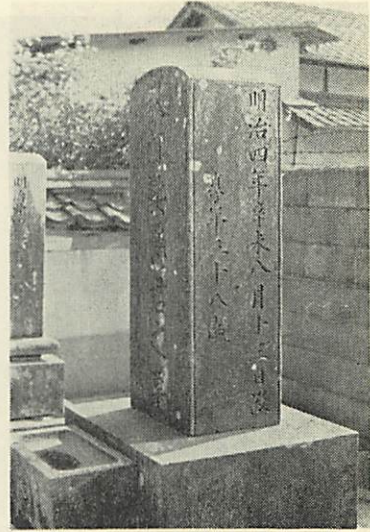


図150 鞍懸寅二郎（秋汀）の墓
（津山市 本源寺）

属が出頭したところ、太政官から祭料として金七〇兩を下賜するとの達し書が渡され、口頭でその金子はその県で取り計らえと達せられた。結局は太政官からというのは名ばかりで、津山県からの支出となったのである。

〔進達書〕・〔公務懸日記〕・〔布告控〕・〔鞍懸先生年譜抄〕

彼の墓は津山市小田中おだなかの本源寺にあるが、その墓碑には八月一三日没と刻まれている。諸記録には一二日に暗殺されたとあるが、一三日に絶命したということである。

第五卷の参考文献

一般史

- 概観維新史(文部省 明治書院)
- 日本現代史(井上清著 東京大学出版会)
- 明治維新(遠山茂樹著 岩波全書)
- 明治国家(田中彰著 体系日本歴史 日本評論社)
- 明治維新(羽仁五郎著 岩波新書)
- 明治維新と現代(遠山茂樹著 同)
- 維新と科学(武田精雄著 同)
- 明治維新史(服部之綵著 大鳳閣)
- 江戸幕府政治(三)(井野辺茂雄 岩波講座日本歴史)
- 日本文化史(辻善之助著 春秋社)
- 幕藩体制と明治維新(大谷瑞郎著 亜紀書房)
- 人物誌
 - 津田 真道(津田道治著 東京閣)
 - 箕作 阮甫(吳秀三著 大日本図書)
 - 箕作麟祥君伝(大槻文彦著)
 - 箕作秋坪とその周辺(治郎丸憲三著)
 - 勤王の志士鞍懸寅二郎(鞍懸吉寅先生遺蹟顕彰会)
 - 立石家譜(沼田頼輔撰)
 - 福翁自伝(岩波文庫)
 - 道家大門(野村完六著)
 - 万葉調歌人道家大門(和仁三郎著)
 - 山田方谷全集(山田準編 聖文社)

地方誌

- 岡山県政史(岡山県)
 - 岡山県通史下編(同)
 - 岡山県郡治史(同)
 - 岡山県の歴史(同)
 - 岡山県市町村合併誌(同)
 - 苦田郡誌(苦田郡教育会)
 - 勝田郡誌(勝田郡誌刊行会)
 - 久米郡誌(久米郡教育会)
 - 美作畧史(矢吹正則著)
 - 新訂作陽誌(長尾勝明著 矢吹金一郎校)
 - 津山誌(矢吹正則著 新訂作陽誌附録)
- ### 特殊研究
- 日蘭文化交渉史の研究(板沢武雄著 吉川弘文館)
 - 洋学伝来の歴史(沼田次郎著 至文堂)
 - 洋学論(高橋嶺一著 三笠書房)
 - 岡山県下に於ける慈善救済史の研究(守屋茂著 岡山県社会事業史刊行会)
 - 院庄作楽神社の創建(福田景門 明治文化研究第三集)
 - 院庄作楽神社の歴史(矢吹正則著)
 - 津山藩士族歴代人名録(本沢信美編)
 - 津山藩士家筋調(同)
 - 江戸名所図絵(角川文庫)
 - 高瀬 舟(今井三郎著)
 - 細岩井手沿革誌(今井友造ほか編)
 - 史料徳川幕府の制度(小野清著 人物往来社)

○近世日本 富籤の社会経済史的研究 (青木茂著 童心房)
 における

史料 (既刊の部)

- 岡山県史稿本 (岡山県地方史資料叢書4)
- 美作国鶴田藩農民騒動史料 (同 6)
- 明治維新史料選集 (東京大学史料編纂所)
- 緒方洪庵適々齋塾姓名録 (緒方富雄編 学校教育研究所)
- 元治武鑑
- 衆楽雅藻
- 日本庶民生活史料集成第一三卷 (三一書房)
- 改政一乱記 (筆者不明 写本 津山郷土館蔵)
- 郷鞏騒動記 (同)
- 津山領民騒動見聞録 (矢吹正則 原本 矢吹信夫氏蔵)
- 口書并に申渡伺書 (原本 同)
- 作州百姓一揆叢書 (矢吹金一郎編 原本 同 「近世社会経済叢書」に収録)
- 幕末外国関係文書 (大日本古文書)
- 「西征紀行」 (箕作阮甫の日記)
- 津山温知会誌 (津山温知会)
- (津山松平藩関係の史料を主として収録し、一五篇より成る。独立した内容のもので本巻関係は次のとおり。)
- 「津山藩士邸配置図」 (明治三年現在) (二編)
- 「安政三年津山藩士分限帳」 (同)
- 「植原六郎左衛門著深夜雷」 (三編)
- 「旧津山藩学制沿革」 (四編)
- 「美作贈位者列伝」 矢吹金一郎編 (同)

- 「美作碑文集」 前田伝編 (六編)
- 「森家分限帳」 (長成時代) (八編)
- 「老の小手巻」 黒田彦四郎 (九編)
- 「松平確堂公年譜」 (一二編)
- 「明治維新前美作志士列伝」 矢吹金一郎編 (一三編)
- 「建学奏議」 (一四編)
- 「建学統議」 (同)
- 「北条県統治郡村引継調書」 矢吹金一郎編 (一五編)
- 「松平慶倫侯建言書集」 矢吹金一郎編 (同)
- 「作州土冠史」 矢吹金一郎 (同)
- 明治文化全集 (第五卷)

史料 (未刊の部)

- 愛山文庫 (津山松平藩関係の記録文書その他) 津山郷土館蔵
- 「津山松平藩文書」 (愛山文庫のうち冊子として題名のある以外の諸文書)
- 「江戸日記」 (津山藩江戸詰御用日記)
- 「国元日記」 (津山藩庁の御用日記)
- 「津山日記」 (右と同質のもの)
- 「京都役所日記」 (京都出張所の日記)
- 「大坂日記」 (大坂行幸時の藩の大坂出張所の日記稿本)
- 「藩庁出張所日記」 (津山藩及び津山県の東京出張所の日記)
- 「公務懸日記」 (東京出張所の公務係の日記)
- 「留守居方日記」 (津山藩の江戸留守居の日記)
- 「御改革日記」 (藩制改革の日記)
- 「町奉行日記」 (津山藩の町奉行の日記)

- ・「郡代日記」(津山藩の郡代の日記)
 - ・「代官日記」(津山藩の代官の日記)
 - ・「上洛供奉御用記」(文久三年藩主慶倫の上京中の御用日記)
 - ・「上京中并帰国道中日記」(右と同じ時の日記であるが筆者は別人)
 - ・「小納戸日記」(小納戸係の記した奥向きの記録)
 - ・「勘定奉行日記」(諸御用日記ともいう)
 - ・「進達書」(東京出張所から政府又は東京府へ出した文書の控え)
 - ・「勤書帳」(藩士の履歴書を、譜代・古参・古参取立・士格新参・新参取立・士格新参並その他に分類)
 - ・「東京日誌」
 - ・「美作国津山版籍取調帳」(明治二年)
 - ・「津山表士族金渡帳」(明治四年二月)
 - ・「学監要略」(文武稽古場の記録)
 - ・「八箇所御番所図面」(榑原良之助の書いたもの)
 - ・「郷中条目」
 - ・「寒中御進物伺帳」
 - ・玉置文庫(津山藩の町方関係の記録・文書その他 旧大年寄玉置家の寄託により津山郷土館保管)
 - ・「玉置家文書」(冊子として題名のある以外の文書)
 - ・「元禄十年美作国津山改帳」(森家除封の時の改帳)
 - ・「大年寄日記」(大年寄の月番公務日記)
 - ・「町方諸事以後留」(大年寄の留書)
 - ・「万人擣取計畫」「万人擣御用日記」(大年寄の万人講
- に關する月番日記)
- ・「万人講諸入用書上帳」(万人講各会の決算書)
 - ・「拾万人講上り札文句」(明治元年 木版刷)
 - ・「触書達書写」「触書控帳」「布令控帳」「布告控」(藩庁から町方へ出した触書その他)
 - ・「船株改帳」
 - ・「人別改帳」
 - ・「触達書并窺書」
 - ・「北条県庁布告」
 - ・地方日用記(本沢信美編 津山郷土館蔵)
 - ・湯浅家文書(津山藩士湯浅家に伝わる文書その他 同右蔵)
 - ・北条 県誌(大岡熊治郎著 岡山県綜合文化センター蔵)
 - ・妹尾三郎平伝(岡山市安東公一氏蔵)
 - ・鞍懸先生年譜抄(文憲公年譜の抜書 鏡野町中島政雄氏蔵)
 - ・有元家文書(岡山県綜合文化センター影写文書)
 - ・瀬畑家文書(苦田郡鏡野町越畑の瀬畑氏の明治初年留帳)
 - ・乙丑恩従日記(大村斐夫の慶応元年の日記 津山郷土館蔵)
 - 年表・地図・辞典
 - ・近代日本綜合年表(岩波書店)
 - ・日本洋学編年史(錦正社)
 - ・百姓一揆綜合年表(青木虹二著 三二書房)
 - ・最新日本歴史年表(三省堂)
 - ・日本分県地図地名総覽48(人文社)
 - ・嘉永・慶応江戸切絵図(同)
 - ・明治東京区分地図(同)
 - ・東京都地図地名総覽(同)

第五卷の参考文献

- 。江戸時代日本全図歴覧（人文社）
- 。文政・天保国郡全図並大名武鑑（同）
- 。Historical Atlas (by William R. Shepherd)
- 。日本歴史大辞典（河出書房）
- 。郷土史辞典（大塚史学会編 朝倉書店）
- 。民俗学辞典（民俗学研究所編 東京堂）
- 。日本社会民俗辞典（日本民族学協会編 誠文堂新光社）
- 。大人名事典（平凡社）

あとがき

- 一、年月日は陰暦、年令は数え年を用いた。
- 一、地名は当時のものを用い、現津山市以外はなるべく現在の行政区を付記した。
- 一、直接に史料として引用しまたは典拠とした文献は、本文中に「』」で記し、間接に参考としたものとともに巻末に載せ、若干のものには解説を加えた。
- 一、史料・表記・校正・写真について、市史編纂委員、津山市役所の総務課員、郷土館員をはじめ、その他有志の方々からご協力を賜った。ここに深く謝意を表す。

（第五卷 執筆担当者 渡部 武）

第五卷年表

時 期	主 要 事 項
1868	(慶応4) 明治1
	4月21日 太政官職制を制定し、行政区画として地方を藩・府・県に分ける
	閏4月1日 英公使パークスが大阪行在所で信任状を提出
	閏4月8日 津山藩は木津川口の警衛を免じ、神戸の守衛を命ぜられる
	7月17日 江戸を東京と改める
	9月8日 明治と改元
	10月 津田真一郎は徳川家達に従って静岡へ移る
	10月28日 藩治職制を改める
	11月16日 植原六郎左衛門自決
1869	2
	1月20日 薩・長・土・肥四藩主が連署して版籍奉還を上表
	2月24日 太政官を東京にうつすと発表
	2月24日 津山藩主が版籍奉還を上表
	5月18日 五稜郭開城
	6月17日 諸藩の版籍奉還を許し、藩知事を任命(～6.25)
	同日 公卿・諸侯の称を廃して華族とする
	8月15日 津山藩で執政・参政の公選実施
	11月16日 鶴田藩に一揆が起こる
1870	3
	1月3日 大教宣布の詔
	9月10日 太政官から藩制改革の布告
1871	4
	3月7日 立石正介らが逮捕される
	6月14日 箕作奎吾没
	7月14日 廃藩置県の詔書 津山藩は津山県となる
	7月26日 元津山県知事松平慶倫没
	8月12日 鞍懸寅二郎が暗殺される
	8月28日 太政官から解放令布告
	10月3日 宗門人別帳廃止
	11月15日 美作一円が北条県となる
1872	5
	1月12日 津山県から北条県へ事務引継

時 期	主 要 事 項
1867	慶応3
	9月28日 津山藩が軍制改革を発表
	10月14日 討幕の密勅が薩摩藩と長州藩へ下る
	同日 將軍慶喜が大政奉還の上表
	10月15日 大政奉還を勅許
	10月21日 京都留守居奥村牧夫が京都から津山に帰着
	10月26日 幕府に対して津山藩主の上京猶予を願う
	11月1日 朝廷に対して同様に願う
	11月29日 津山藩主上京の再猶予願を朝廷と幕府へ提出
	12月9日 王政復古の大号令
	同日 小御所会議で慶喜に辞官納地を命ずることを決定
	12月12日 慶喜は二条城を去って大坂へ向う
	12月17日 朝廷は諸藩主に上京を命じる
	12月27日 津山藩主は上京猶予を願う
1868	(慶応4) 明治1
	1月3日 鳥羽伏見の戦が起こる
	1月6日 慶喜が大坂城を去る
	1月7日 新政府が慶喜追討令を出す
	1月19日 津山藩が山陽一手総督に「大義滅親・朝命遵奉」の返事をする
	2月1日 植原六郎左衛門が監禁を命ぜられる
	2月5日 津山藩主が上京の途につく
	2月12日 慶喜が江戸城を出て寛永寺に閉居する
	2月13日 津山藩主が入京する
	3月10日 津山藩が木津川口番所の警衛を命ぜられる
	同日 山陰道鎮撫総督一行が津山に入る
	3月21日 天皇が京都から大坂へ出発
	4月3日 松平確堂が先鋒総督から静寛院宮・天璋院の警衛を命ぜられる
	4月11日 江戸城開城

第五卷年表

時 期	主 要 事 項	
1865 慶応1	4月7日 慶応と改元	
	同日 松平確堂江戸に帰着	
	4月27日 松平確堂が登城して將軍と会談	
	6月23日 幕府は芸州藩をして長州藩に支族毛利元蕃・吉川経幹を上坂させるように伝えさせる	
	9月21日 將軍家茂が参内して長州再征の勅許をうける	
	10月5日 通商条約は許可、兵庫先期開港は不許可との勅書	
	10月14日 津田真一郎がオランダのライデンを出発して帰国の途につく	
	11月19日 津山藩は第二次長州征伐の芸州口の中軍を命ぜられる	
	12月28日 津田真一郎が横浜帰着	
	1866 2	1月 津田真一郎が開成所教授手伝となる
		4月10日 長州藩士らが備中倉敷代官所を襲撃
4月17日 津山藩が長州藩士の来襲に備えるため、二宮村へ出兵		
4月24日 井汲唯一が自決		
5月13日 英・仏・米・蘭との改税約書に調印		
6月7日 幕軍と長州軍との戦闘開始		
6月7日 津山藩主が第二次長州征伐に出発		
7月20日 將軍家茂が大坂で没する		
7月27日 津山藩主が長州征伐から帰着		
8月20日 家茂の喪を發する		
10月12日 箕作秋坪がロシアへ出発		
11月25日 百姓一揆が津山城下へ押しかける		
11月26日 百姓一揆が久世方面に起こる		
1867 3	1月12日 箕作麟祥がフランス留学のために横浜を出発	
	1月16日 小豆島の一揆について物頭小沢本支らを派遣	
	1月23日 征長軍の解兵布告	
	5月28日 長州藩の処置と兵庫開港について津山藩主が上申	
	9月 津田真一郎が「日本総制度」を建白	

時	期	主	要	事	項		
1863	文久 3	9月13日	津山藩主が幕府へ上言書を出し、攘夷の実行を促す				
		9月25日	天誅組潰滅				
		同日	津山等六藩主が連署して朝廷へ建白する				
		10月1日	井汲唯一が京都から護送され、津山で揚屋に入れられる				
		同日	藤本十兵衛が津山の自宅に監禁を命ぜられる				
		10月7日	津山藩主が京都から津山帰着				
		10月11日	平野国臣らが但馬生野に挙兵				
		11月9日	黒田彦四郎が隠居を命ぜられる				
		同日	井汲唯一が家名断絶、武器欠所を命ぜられる				
		1864	(文久 4) 元治 1	2月13日	鞍懸寅二郎が南新座に屋敷を賜わる		
				2月20日	元治と改元		
6月5日	池田屋騒動						
7月19日	禁門の変						
8月5日	四国連合艦隊が下関に来襲						
8月13日	長州征伐における津山藩の部署は石州口の二番手ときまる						
8月25日	小豆島の島民一人が停泊中の英船の船員に射殺される						
9月1日	幕府は参勤交代制を文久2年の改正前に復旧する						
9月	津山藩主が幕府へ建白し、長州藩を弁護する						
10月6日	箕作麟祥が外国奉行支配翻訳御用頭取となる						
同日	箕作秋坪が幕臣となり、外国奉行支配翻訳御用を命ぜられる						
11月9日	津山藩主が第一次長州征伐に出発						
11月30日	津山藩主が雲州清井村を出発して広島に向う						
12月27日	征長総督が征討軍に撤兵を命ずる						
1865	(元治 2) 慶応 1	1月10日	津山藩主が長州征伐から津山に帰着				
		3月9日	松平確堂が津山を出発して江戸へ向う				
		3月17日	長州藩は急進派の主張する武備恭順を藩論と決定				
		3月18日	松平確堂は参内して朝幕間周旋の命をうける				

第五卷年表

時 期	主 要 事 項	
1862 文久 2	3月 津田真一郎がオランダ留学の内命をうける	
	5月18日 幕府は蕃書調所を一橋門外に新築移転し、洋書調所と改称	
	5月25日 鞍懸寅二郎が津山藩に用いられる	
	5月29日 箕作元八誕生	
	6月10日 勅使大原重徳が江戸城で將軍家茂に朝旨伝達	
	6月18日 津田真一郎がオランダ留学のため江戸を出発	
	8月21日 生麦事件	
	閏8月22日 参勤交代制を緩和	
	11月 2日 幕議は攘夷の勅旨遵奉の方針をきめる	
	11月27日 勅使三条実美が攘夷督促などの勅を將軍に伝える	
	12月 5日 將軍が勅諭受諾の答書を出す	
	12月28日 箕作阮甫が幕臣となる	
	1863 3	1月 8日 津山藩主に国事周旋の内勅が下る
		1月13日 黒田彦四郎が内勅を津山にもたらず
2月 5日 津山藩主が上京の途につく		
3月 4日 將軍入京		
3月15日 松平確堂が江戸を出発		
3月18日 箕作阮甫が幕臣から隠居		
3月30日 津山藩が摂州海岸防備の命を受ける		
4月10日 松平確堂が津山に帰着		
5月10日 長州藩が外国船を砲撃		
5月14日 植原六郎左衛門が幕府から大砲製造の命をうける		
5月15日 津山藩主が京都から津山に帰着		
5月16日 津山藩の警衛区域は摂州横川から味泥川までと決定		
6月17日 箕作阮甫没		
8月16日 津山藩主が上京の途につく		
8月18日 天皇親征をとりやめ、長州藩の宮門警衛の任を解く		
8月29日 幕府の洋書調所を開成所と改称		

時 期	主 要 事 項	
1856	安政 3	4月4日 箕作阮甫が蕃書調所の教授職となる
		5月23日 松平康倫誕生
		7月 アメリカ総領事ハリスが下田に来航
		10月21日 ハリスが將軍家定に会う
		12月26日 幕府から松平確堂(齊民)に手当米を増して、年一万俵を生 涯支給される
1857	4	5月 江戸に種痘館設立の出願
		5月4日 津田真一郎が蕃書調所の教授手伝に就任
		6月17日 阿部正弘没
		12月 藩主松平慶倫が通商問題について幕府へ上書
		12月1日 箕作佳吉誕生
1858	5	4月23日 井伊直弼が大老就任
		5月7日 江戸神田お玉が池に種痘館開設
		6月19日 日米修好通商条約調印
		7月4日 將軍家定没
		8月8日 家定の喪を發する
		9月7日 梅田雲浜が逮捕され安政の大獄が始まる
		10月25日 家茂が征夷大將軍に任ぜられる
1859	6	2月19日 杉田成卿没
		10月27日 吉田松陰死罪
1860	(安政7) 万延1	3月3日 桜田門外の変
		3月18日 万延と改元
		同日 津山に種痘館設立を許可
1861	(万延2) 文久1	2月19日 文久と改元
		6月28日 箕作麟祥が蕃書調所英学教授手伝並に就任
		10月28日 江戸の種痘館を西洋医学所と改める
		12月23日 箕作秋坪が遣欧使節に随行して品川を出帆
1862	2	1月15日 坂下門外の変

第五卷年表

時 期	主 要 事 項
1849	嘉永 2 4月 菊池秋坪が緒方洪庵に入門
1850	3 8月8日 菊池秋坪が箕作阮甫の養子となる
1851	4 4月19日 箕作秋坪が江戸に帰る
1852	5 1月26日 箕作奎吾誕生
1853	6 4月 幕府から藩主松平斉民に毎年手當米五千俵を給せられる 6月3日 アメリカ使節ペリーが浦賀に来航 6月12日 ペリーが退去 6月22日 将軍家慶没 7月1日 幕府が諸大名に外交について諮問 7月22日 将軍家慶の喪を發する 7月18日 ロシア使節プチャーチンが長崎に来航 同 日 藩主松平斉民が外交意見書を提出 8月5日 高島秋帆の禁固解除 8月29日 松平慶倫が海防意見書を提出 9月 幕府が植原六郎左衛門の出府を命ずる 12月3日 植原六郎左衛門が幕府の目付に対して水軍夜戦の意見を開陳 12月5日 プチャーチン再来
1854	(嘉永7) 安政1 1月8日 ロシア船退去 1月16日 ペリー再来 1月23日 津山藩が高輪辺警備の命を受ける 2月28日 津山藩の高輪辺警備を解除 3月3日 日米和親条約調印 4月 河面村の入会権紛争解決 11月27日 安政と改元
1855	2 1月29日 菊池大六誕生 3月 箕作阮甫が隠居して秋坪に家をゆずる 5月 松平斉民が隠居して、慶倫が津山藩主となる 8月15日 箕作阮甫が将軍に目見え

時 期	主 要 事 項
1834 天保5	3月15日 広川八百平が植原家の養子と決まる 4月2日 鞍懸寅二郎誕生 7月21日 津山藩は徒(かち)全体に水練修行を命じる 12月4日 宇田川玄真没
1837 8	6月 アメリカ船モリソン号を浦賀で砲撃 7月 モリソン号を薩摩湾で砲撃 この年 菊池文理没
1838 9	7月 稲垣武十郎・昌谷五郎が「学校造営諸制度調書」を提出 この年 津山藩が小豆島の六村を領有
1839 10	5月 蛮社の獄が起こる 6月 箕作阮甫が幕府天文台に登用され、翻訳にあたる
1842 13	10月 高島秋帆の下獄 この年 箕作阮甫が「和蘭文典」前編出版
1843 14	8月5日 飯沼興齋が宇田川榕庵の養子となる 8月 津山小性町に教諭場開設 閏9月13日 老中水野忠邦免官 この年 文武稽古場が山下に建てられる
1844 (天保15) 弘化1	2月 佐々木省吾が箕作阮甫の養子となる 3月 天野龍之丞(直人)が高島流砲術を学ぶ 6月18日 植原六郎左衛門が水練修行の命をうける 12月2日 弘化と改元
1846 3	6月23日 宇田川榕庵没 7月29日 箕作麟祥誕生 12月13日 箕作省吾没
1848 (弘化5) 嘉永1	2月28日 嘉永と改元 11月18日 井汲唯一が兄の末期養子として井汲家を相続 この年 箕作阮甫が「和蘭文典」後編出版 この年 植原六郎左衛門が神伝流の印可皆伝をうける

津山市史第五巻年表

時 期	主 要 事 項
1783 天明3	9月 イギリスがアメリカ合衆国の独立を承認
1792 寛政4	9月 ロシア使節ラクスマンが根室に来て通商を要求
1799 寛政11	9月7日 箕作阮甫誕生
1801 (寛政13) 享和1	2月5日 享和と改元
1804 (享和4) 文化1	2月11日 文化と改元
	9月 ロシア使節レザノフが長崎に来て貿易を要求
1808 5	8月 イギリス船フェートン号が長崎に来て薪水を要求
1814 11	7月29日 松平齊民誕生
1816 13	3月20日 箕作阮甫が医術修行のために京都へ出発 7月1日 広川八百平(植原六郎左衛門)誕生
1817 14	この年 將軍家斉の子銀之助(齊民)が津山藩主齊孝の養子となり、津山藩は10万石に復す
1818 (文化15) 文政1	4月22日 文政と改元
1819 2	2月27日 箕作阮甫が医術修行を終って津山に帰る
1821 4	11月24日 箕作阮甫が大村成夫の養女と結婚 この年 佐々木省吾が仙台藩水沢村に誕生
1822 5	4月 イギリス船が浦賀に入港して薪水を要求 6月21日 箕作阮甫が高50石を与えられる この年 津山藩預り所の備中忞部に教諭所設置
1824 7	この年 シーボルトが鳴滝塾を開く
1825 8	12月8日 菊池秋坪誕生
1827 10	閏6月5日 松平慶倫誕生
1828 11	この年 シーボルト事件が起る
1829 12	6月25日 津田真一郎誕生 11月25日 井汲唯一誕生
1830 (文政13) 天保1	11月8日 箕作阮甫に来年3月から江戸詰の沙汰 12月10日 天保と改元
1831 2	この年 松平齊民が津山藩主となる

章	節	番号	図 版 名	頁
		141	井汲唯一の書簡	235
		142	井汲唯一の伺書	236
		143	井汲唯一の書簡	238~239
		144	井汲唯一の墓	242
6.	鞍懸寅二郎	145	南新座士邸略図	245
		146	鞍懸寅二郎の詩、書	246
		147	鞍懸寅二郎	247
		148	鞍懸寅二郎の書簡	250~251
		149	鞍懸寅二郎の碑	253
		150	鞍懸寅二郎(秋汀)の墓	254

第五卷 図版一覧

章	節	番号	図 版 名	頁
		113	箕作阮甫の押印	188
		114	箕作阮甫の書簡	190~191
		115	湯島天神下の図	191
		116	新製輿地全図 凡例	193
		117	新製輿地全図	194~195
		118	坤 輿 図 識	196
		119	箕 作 麟 祥	197
2.	箕 作 秋 坪	120	緒方洪庵の書簡	200~201
		121	箕作秋坪の署名	201
		122	格 致 問 答	203
		123	箕作秋坪が嘉永6年に入手した蒸気車図、 煙草、名刺	204
		124	箕作阮甫の書簡	206
		125	箕 作 秋 坪	207
		126	浜 町 付 近 図	208
		127	箕作家の人々	211
3.	津 田 真 一 郎	128	上之町士邸略図	213
		129	道 家 大 門	215
		130	津 田 真 一 郎	217
		131	泰 西 国 法 論	218
		132	津田真道の短歌, 書	220
4.	植 原 六 郎 左 衛 門	133	植原六郎左衛門の書	224
		134	神 伝 流 泳 法	226
		135	神伝流の免状	227
		136	植原六郎左衛門の書簡	228
		137	植原六郎左衛門	230
		138	植原六郎左衛門(翼龍)の墓	233
		139	植 原 邸 の 跡	234
5.	井 汲 唯 一	140	『勤 書 帳』	235

章	節	番号	図 版 名	頁
		85	追廻遊廓の遺構	150
		86	遊女の供養塔	151
		87	『布令控帳』	152
7. 宗	教	88	創建時の作楽神社本殿	155
8. 交	通	89	津山城下の古地図	158
		90	船着場の石燈籠（山崎治雄氏写）	160
		91	『船株改帳』	161
9. 治	安	92	東大番所のあった場所	163
		93	西大番所図	163
		94	辰の口番所跡付近	164
		95	宿泊切符	164
		96	馬喰免札	165
10. 藩	邸	97	浜町大川端藩邸付近の略図	167
		98	高田藩邸付近図	169
		99	鍛冶橋門内藩邸の平面図	170
		100	鍛冶橋門内の旧津山藩邸	171
第3章 人間群像		101	和蘭文典	扉 173
1. 箕作阮甫		102	箕作家の墓地	176
		103	箕作阮甫	178
		104	宇田川玄真の書	179
		105	箕作阮甫の賛	180
		106	箕作阮甫の紋服	181
		107	清楽考	183
		108	植学啓源	184
		109	舍密開宗	184
		110	オランダカルタ	185
		111	英吉利文典	185
		112	聯邦志略	187

第五卷 図版一覧

章	節	番号	図 版 名	頁
		57	修道館の扁額	109
		58	教諭場の教科書	110
		59	教諭場の出席簿	111
2.	軍 事	60	砲術修行場	114
		61	砲術修行場	114
		62	太鼓楼の跡	117
3.	種 痘	63	種痘説明画	118
		64	種痘パンフレット	119
		65	痘苗の依頼状	122~123
		66	種痘免許の申請	122
4.	生 活	67	水 車	123
		68	造り酒屋	125
		69	細岩井手の取水口	126
		70	細岩井手記念碑	127
		71	松平家10万石復帰初入国絵巻	130
		72	將軍の判物の写し	131
		73	牛 神 宮	132
		74	魚仲買の免札	133
		75	津山藩の銀札	136
5.	万 人 講	76	万人講の「ひびる」と木駒	139
		77	講場の平面図	140
6.	娛 楽	78	本 琳 寺	143
		79	天神宮と牛像	145
		80	土 天 神	146
		81	だんじりの木彫	147
		82	だ ん じ り	147
		83	だ ん じ り	148
		84	『衆楽雅藻』	149

章	節	番号	図版名	頁
		29	田町筋の展望	64
		30	津山本陣三船家の平面図	67
		31	『国元日記』	68
		32	『触書留』	75
		33	生野代官所の制札	77
5.	版籍奉還と廃藩置県	34	版籍奉還の許可状	81
		35	津山藩知事の辞令	81
		36	「津山藩知事源慶倫章」の印	83
		37	「津山藩知事印」の印	84
		38	「津山藩」の印	87
		39	「津山藩印」の印	87
		40	「作藩記章」の印	88
		41	松平慶倫の墓	91
		42	愛山の唐門	91
		43	松平康倫	92
		44	松平知事留任嘆願書	93
		45	『津山表士族金渡し帳』	94
		46	美作国内の行政区分略地図	96
		47	津山県庁の瓦	97
		48	『人別改帳』	100
		49	『布告控』	101
		50	『布告控』	101
		51	北条県庁の門	101
第2章	社会の諸相	52	修道館の遺構	扉 103
1.	教 育	53	小学書合裏	106
		54	藩校の教科書	107
		55	文武稽古場平面図	107
		56	文武稽古場付近略図	108

第 5 卷 図 版 一 覧

章	節	番号	図 版 名	頁
	表 紙	1	津山の土天神 (宇那木俊介氏写)	表 紙
第 1 章	明治維新と津山藩	2	久里浜に停泊のアメリカ船 (絵図)	扉 1
	1. 開国論と攘夷論	3	將軍家の極秘文書	4
		4	アメリカ船 (絵図)	5
		5	アメリカ人久里浜上陸行軍 (絵図)	6
		6	アメリカ軍人 (絵図)	7
		7	『江戸日記』	8
		8	海 国 図 誌	12
		9	幕末外交関係略地図	14
		10	『元治武鑑』巻の一	17
		11	康 熙 字 典	18
		12	箕作阮甫の書簡	19
		13	松平慶倫の花押	24
		14	五毛村陣屋仮建の平面図	27
	2. 長 州 征 伐	15	大坂桜の宮付近の地図	30
		16	宇田川興斎の葉簞笥	34
		17	松 平 確 堂	35
		18	松平確堂の書	35
		19	松平確堂の画	36
		20	松平慶倫の書	39
	3. 百 姓 一 揆	21	『国元日記』	40
		22	百姓一揆の略地図	42
		23	『郷輩騒動記』	47
		24	百姓一揆の補償	49
		25	一揆主謀者の「口書」	50
		26	一揆主謀者の申渡伺書	53
		27	『改政一乱記』	54
	4. 王 政 復 古	28	『京都役所日記』	62

津山市史

第五卷

近世III

—幕末維新—

昭和四十九年三月三十一日発行

編集者 津山市史編さん委員会

発行者 津山市

印刷者 株式会社
廣陽本社

岡山県津山市田町三番地

発行所 津山市役所

岡山県津山市山下九三番地

津山市史 第五卷 追加正誤表

頁	段	行	誤	正
三五	下	一三	一一日	一六日
四九	下	一八	この改革の	(削除)
五三	下	一九	不隠	不隠
一〇五	上	七	明和七年	天明七年(一七八七)
一一四	下	七	二宮	二宮村
一一八	下	六	切符	三年
一六四	下	四	高切符	印札
一七七	下	二〇	双壁	擬作
一八三	上	一六	提要	双壁
一八三	下	二二	三月	提綱
一八四	上	二	一〇年	四月
一八四	上	二	これは……	八月
一八五	上	四	志	(削除)
一八六	下	二〇	米国史	米国誌
一八七	下	四	この時……	幕府の和解御用をも
一九〇	下	二	おこつたが、	辞退することが、
一九一	上	二	八	九
一九二	下	七	隠田	穂田
一九二	下	一四	港区	渋谷区
一九九	系図	一五	大村庄助	大村庄助
二〇〇	下	三	稲垣に……	天保一三年に
二一四	上	一五	嘉永七年……	嘉永六年のペリー来航にあたって、
二一四	下	二	二年	元年
二一五	下	一〇	三年(一八六三)	二年(一八六二)
二二〇	下	一五	享二	享二
二二一	下	九	当代(家の当主)	番代
二二一	下	二	当代	番代
二二二	上	四	は七月	は同六年七月
二二二	上	六	同年	同五年
二二二	上	六	類五	静五郎
二二二	上	二	寛政……	享和三年(一八〇三) 二月一日
二二二	下	一六	七月二十八日頃	九月一日
二二二	下	一	道四郎	常四郎
二二六	下	二	ない	ほとんどない
二二六	下	一〇	一〇月六日	十一月五日
二二七	下	三	途中……	(削除)
二二七	下	四	弘化四年(一八四七)	安政五年(一八五八)
二二八	上	二	御用	五日
二二九	上	九	一四日	御雇
二二九	上	一〇	蒲生村	蒲生村
二四七	下	八	宝生村	室生村
二四七	下	一三	八月	九月
二四八	上	一三	一八日	二三日
二四八	上	一七	切符	印札

頁	段	行	誤	正
目次				
四九	下	第五卷の 参考文献 二二	……二七七 ^x さきに……ともなう ^x	……二五五 (削除)
五〇	上	四	寅次郎	寅二郎
五四	上	五	「……総合……」	「……総合……」
五六	上	一五	寅治郎	寅二郎
七七	上	一二	「……公務局……」	「……公用局……」
七八	下	一三	訴へ出る	訴え出る
八七	下	五	四日 ^x	四月
九四	上	二〇三	「江戸日記」	「進達書」
九五	下	一六	現在の郡名	明治三三年に統合した郡名
九六	上	四六	(図上で東北条郡にある生野県管轄区域は津山県に訂正)	
九六	下	四	……勝南 ^x	……勝南・勝北・英田
九六	下	一一	……大庭 ^x	……大庭・勝北
九八	下	一二	……なかった。 ^x	……なかった。(「布告控」)
一〇五	上	九	……沿革取調要項」	……沿革」
一〇九	上	八	(図五六)	(図五五)
一一三	下	三	……一腰 ^x	……一腰と銀二枚、
一一三	下	四	られた。 ^x	られた。(文久元年二月)
一二四	上	四	鍛冶 ^x	鍛冶……
一四一	上	七	……四郡の内)	……等の郡の内)
一四六	下	六	「万人講」 <small>つちてんじん</small>	『万人講……』 <small>どろてんじん</small>
一六八	下	一〇	「公務係……」	「公務懸……」
一七七	下	一三	「勤書帳」	「勤書帳」
二〇〇	下	三	彼 ^x	秋坪
二一五	上	四	教授……	教授……
二二八	上	一八	職 ^x	職
二二九	上	五	八月 ^x	七月
二二九	下	一八	府中 ^x	府中(静岡)
二二三	上	七	松平藩隠岐守	松平隠岐守
二二八	下	図136	六郎衛門	六郎左衛門
二二九	上	一八	「国元日記」	「江戸日記」
二三二	下	一四	養父 ^x	養父
二五七	上	一九	(この行の後に下記追加)	
二五七	下	一九	近代日本総合……	近代日本総合……